【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和元年9月6日

【計算期間】 第21期(自平成30年4月1日至平成31年3月31日)

【ファンド名】 ティー・ロウ・プライス・ライフプラン・インカム・ファンド

(T. ROWE PRICE LIFE PLAN INCOME FUND)

【発行者名】 ティー・ロウ・プライス(ルクセンブルグ)マネジメント・エス・エイ・

アール・エル

(T.Rowe Price (Luxembourg) Management S.àr.l)

【代表者の役職氏名】 業務執行役員・代表 イアン・ホディー

(Ian Hoddy)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、セニンガーバーグ、L-2633、トレヴェ通り 6 C

ヨーロピアン・バンク・アンド・ビジネスセンター

( European Bank & Business Center,6C Route de Tréves,

L-2633, Senningerberg, Grand Duchy of Luxembourg )

【代理人の氏名又は名称】 弁護士三浦健

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士三浦健

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03 (6212)8316

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

(注1)米ドル(以下「ドル」)の円貨換算は、便宜上、2019年6月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ドル=107.79円)による。以下、ドルの円金額表示は、別段の記載がない限り、すべてこれによる。

(注2)ファンドは、ルクセンブルグ法に基づいて設定されているが、ファンド証券は、ドル建てのため以下の金額表示は別段の記載がない限りドルをもって行う。

(注3)本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

### 第一部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

## 1【ファンドの性格】

## (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ティー・ロウ・プライス・ライフプラン・インカム・ファンド(以下「ファンド」という。)は、ルクセンブルグ大公国(以下「ルクセンブルグ」という。)の民法および投資信託に関する2010年12月17日法(以下「ルクセンブルグ投信法」という。)の規定に基づき、ティー・ロウ・プライス(ルクセンブルグ)マネジメント・エス・エイ・アール・エル(以下「管理会社」という。)、J.P. モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイ(以下「保管受託銀行」という。)およびファンド証券所持人(以下「受益者」という。)との間の契約(以下「約款」という。)によって設定された、譲渡可能証券およびその他のファンドの資産の法人化されていない共同所有の形態である、オープン・エンド型の共有持分型投資信託である。ファンド証券は、いつでも管理会社により、一口当りの純資産価格で販売され、受益者の要求に応じて随時、その時の一口当りの純資産価格で買戻される仕組となっている。

ファンドは、ルクセンブルグ投信法パートIIに基づいてルクセンブルグにおいて設立されており、オルタナティブ投資信託運用者に関する2013年7月12日法(以下「AIFM法」という。)に基づくオルタナティブ投資信託(以下「AIF」という。)としての資格を有している。

ファンドがAIFM法に従うことにより、特に、運営上、規制上および契約上の特定のリスク、制約および費用が生じることがある。

証券化ポジションへの投資に適用されるAIFM法の規則は、ファンドが当該ポジションに投資する可能性を制限することもある。

ファンドは、管理会社を自身のオルタナティブ投資信託運用者(以下「AIFM」という。)に指名した。管理会社は、AIFM法別紙 Iに従い、投資運用活動(すなわち、ポートフォリオおよび/またはリスク管理)を行う。さらに、管理会社は、管理事務(特に、評価および価格設定を含む。)およびファンドの資産に関するその他の活動(該当する場合)を行う。管理会社は、ファンドのAIFMとしての職務に関連する専門職業責任リスクをカバーするため、AIFM法および2013年12月19日付委員会委任規則(EU)No 231 / 2013 (以下「AIFM規則」という。)の規定に従い適切な追加の自己資金を保有する。管理会社は、ルクセンブルク金融監督委員会(以下「金融監督委員会」という。)の承認を受けた後、上記の業務を一部委託した。

ファンドの投資目的は、高水準の収益と資産の値上がりを達成することである。

ファンドが投資適格証券を重要視することにより、投資運用会社が高収益を追求するにあたり相当な範囲で柔軟性を与えることになる。様々な信用等級(AAAからBBBまで)の間において収益性の違いが少ない場合には、投資運用会社はより高い等級の銘柄に集中投資できる。しかし、違いが大きい場合には、投資運用会社は高収益を得るためより低い信用等級へと移動することができる。更に、純資産の30%までを非投資適格債券(「ハイ・イールド・ボンド」)に対してファンドが投資できることによって、収益を増加させる機会がいっそう多くなることになる。債券の追加的信用リスクはティー・ロウ・プライス・リサーチ・アナリストによりさらに調査される。

ファンドの証券の最低70%が、少なくとも一つの確立された格付け業者から上位4つの信用等級(AAA、AA、BBB)のいずれかに格付けされていなければならない(仮に格付けされていな

いのであれば、ティー・ロウ・プライスから同等の格付けを取得しているものと同等に評価されていなければならない。)。

投資適格証券には、最高の格付けのものから中程度の水準のものまである。BBBの範疇にある証券は経済状況の悪化や状況の変化に影響を受けやすいし、BBBの範疇の中でも低い方に位置する証券は投機的な性質がある。ファンドのBBおよびBの格付けを受けた証券には債務不履行のリスクがあるが、それゆえにより高いリスクを引き受ける投資家に対してはより高い利益で報いることになる。

ファンドの発行限度額についての定めはなく、随時発行することができる。

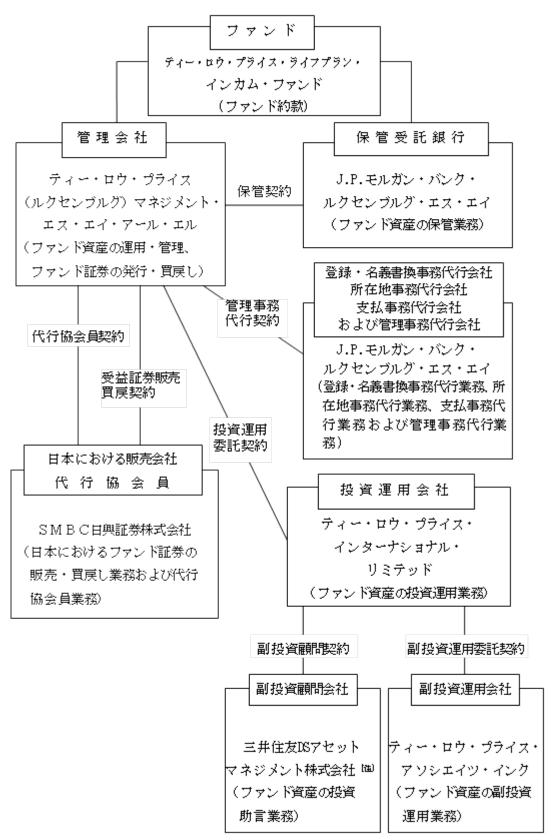
### 標準的投資家の特徴:

このファンドは高水準のインカムの可能性および資産の値上がりの可能性を追求し、社債への投資に伴うリスクを受容できる投資家に適している。

# (2)【ファンドの沿革】

1990年4月5日	管理会社設立
1998年2月17日	ファンド約款締結
1998年3月9日	ファンド約款変更
1998年3月27日	ファンドの運用開始
2001年1月30日	ファンド約款変更
2003年5月30日	管理会社の名称を「フレミング(エフ・シー・ピー)マネジメント・エス・エ
	イ・アール・エル」から「ティー・ロウ・プライス(ルクセンブルグ)マネジメ
	ント・エス・エイ・アール・エル」に変更
2003年5月30日	ファンド約款変更
2003年9月2日	ファンド約款変更
2003年12月25日	ファンド約款変更
2011年12月19日	ファンド約款変更
2015年5月7日	ファンド約款変更
2015年8月20日	ファンド約款変更

# (3)【ファンドの仕組み】 ファンドの仕組み



(注)副投資顧問会社であった大和住銀投信投資顧問株式会社は、2019年4月1日に三井住友アセットマネジメント株式会社と合併し、三井住友DSアセットマネジメント株式会社となった。ファンドの副投資顧問業務は、三井住友DSアセットマネジメント株式会社が継承した。以下同じ。

## ファンドとファンドの関係法人との契約関係

ファンドの	会社名	契約及び委託内容
運営上の役割		
管理会社	ティー・ロウ・プライス(ルクセンブル	1998年2月17日付約款(1998年3月9日、
	グ ) マネジメント・エス・エイ・	2001年1月30日、2003年5月30日、2003年9
	アール・エル	月 2 日、2003年12月25日、2011年12月19日、
	(T. Rowe Price (Luxembourg)	2015年5月7日および2015年8月20日付約
	Management S . àr . l )	款変更)に基づき、ファンドの資産の管理
		運用、受益証券の発行と買戻し、およびファ
		ンドの解散業務を行う。
保管受託銀行	JP. モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エ	2014年7月30日付で締結された保管契約
	ス・エイ	(注1)に基づき、ファンド資産の保管業務を
	(J.P. Morgan Bank (Luxembourg) S.	行う。
	A.)	
登録・名義書換代行会	JP. モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エ	2003年5月30日付で締結された管理事務代
社、所在地事務代行会	ス・エイ	行契約(注2)に基づき、登録・名義書換代行
社、支払事務代行会社お	(J.P. Morgan Bank (Luxembourg) S.	業務、所在地事務代行業務、支払事務代行業
よび管理事務代行会社	A.)	務および管理事務代行業務を行う。
投資運用会社	ティー・ロウ・プライス・インターナショ	2003年5月30日付で締結された投資運用委
	ナル・リミテッド	託契約 (注3) に基づき、投資運用業務を行
	( T. Rowe Price International Ltd )	う。
副投資顧問会社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社	2003年5月30日付で締結された副投資顧問
		契約に基づき、副投資顧問業務を行う。
副投資運用会社	ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・	2003年5月30日付で締結された副投資運用
	インク	委託契約に基づき、投資運用業務を行う。
	( T. Rowe Price Associates Inc . )	
日本における	SMBC日興証券株式会社	2003年5月30日付で締結された代行協会員
代行協会員		契約(2015年8月3日付変更契約により変
および販売会社		更済)(注4)に基づき、日本における代行協
		会員業務を行う。2003年5月30日付で締結
		された受益証券販売・買戻契約 <sup>(注5)</sup> に基
		づき、日本における販売業務を行う。

- (注1)保管契約とは、ファンド約款の規定に基づき、管理会社によって資産の保管会社として任命された保管受託銀行が有価証券の保管、引渡しおよび登録等ファンド資産の保管業務を行うことを約する契約である
- (注2)管理事務代行契約とは、管理会社によって任命された管理事務代行会社がファンド証券の発行、買戻事務の代行、一口当りの純 資産価格の計算および記帳等ファンドの管理事務を行うことを約する契約である。
- (注3)投資運用委託契約とは、ファンド約款の規定に基づき、管理会社によって任命された投資運用会社がファンド資産の投資運用に 関する役務の提供を行うことを約する契約である。
- (注4)代行協会員契約とは、管理会社によって任命された日本における代行協会員がファンド証券に関する目論見書の配布、ファンド証券一口当りの純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の配布等を行うことを約する契約である。
- (注5)受益証券販売・買戻契約とは、ファンド証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けたファンド証券を販売会社が日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することを約する契約である。

管理会社の概要

### 1.設立準拠法

管理会社は、ルクセンブルグの1915年8月10日商事会社法(以下「商事会社法」という。)に基づき設立されている。商事会社法は、ルクセンブルグの商事会社全般についての設立・運営・株式の募集等に関する基本的事項を規定している。

### 2. 管理会社の目的

会社の目的は、当ファンドの創設、管理および運営を行うことならびに当ファンドの不可分の共有権を証する証書または確認書の発行である。

### 3.資本金の額

資本金は、2,669,400ドル(約2億8,773万円)で2019年6月末日現在全額払込済であり、1株100ドル(10,779円)で記名株式26,694株を発行済である。

(注)ドルの円貨換算は、便宜上、2019年6月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ドル=107.79円)による。

### 4.管理会社の沿革

1990年4月5日:設立

2003年 5 月30日: 「フレミング(エフ・シー・ピー)マネジメント・エス・エイ・アール・エル」から「ティー・ロウ・プライス(ルクセンブルグ)マネジメント・エス・エイ・アール・エル」に名称変更

#### 5.大株主の状況

(2019年6月末日現在)

名 称	住 所	所有株数	比率
ニノー・ロウ・プニノフ・	英国 EC4N 4TZ ロンドン、 クィーン・ヴィ	26,694株	100%
ティー・ロウ・プライス・               	クトリア・ストリート60		
	( 60 Queen Victoria Street, London EC4N		
( T. Rowe Price International Ltd. )	4TZ, United Kingdom)		

### (4)【ファンドに係る法制度の概要】

# (1)準拠法の名称

ファンドの設定準拠法は、ルクセンブルグの民法である。

また、ファンドはルクセンブルグ投信法、勅令、金融監督委員会の通達等の規則に従っている。

### (2)準拠法の内容

### 民法

ファンドは、法人格を持たず、加入者の累積投資からなる財産集合体である。加入者はその投資によって平等に利益および残余財産の分配を請求する権利を有する。ファンドは会社として設立されていないので、個々の投資者は株主ではなく、その権利は受益者と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法(すなわち、民法第1134条、1710条、1779条、1787条および1984条)および下記のルクセンブルグ投信法に従っている。

### ルクセンブルグ投信法

ルクセンブルグ投信法は、欧州共同体の2009年7月13日付通達(以下「欧州共同体通達」という。)の規定をルクセンブルグ国内法として制定し、また、ルクセンブルグの投資信託制度についての他の改正を盛り込んだものである。

ルクセンブルグ投信法は、以下の5つのパートにより構成されている。

パート - 譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(「UCITS」)(以下「パート」という。)

パート - その他の投資信託(以下「パート 」という。)

パート - 外国投資信託(以下「パート」という。)

パート - 管理会社の認可

パート - 譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託およびその他の投資信託に適用される一般規定(以下「パート」という。)

ルクセンブルグ投信法は、パート が適用される「譲渡性のある証券を投資対象とする 投資信託」とパート が適用される「その他の投資信託」を区分して取り扱っている。

## AIFM法

AIFM法は、2013年7月15日に公布された。同法は、ルクセンブルグ法にオルタナティブ投資信託運用者に関する欧州議会および理事会の2011年6月8日付通達2011/61/EU(以下「AIFMD」という。)を導入し、同時に、特にルクセンブルグ投信法および専門投資信託に関する2007年2月13日法(改正済)を改正するものである。

AIFM法は13章から構成される。

第1章:総則

第2章:AIFMの認可

第3章: AIFMの運営条件

第4章:透明性要件

第5章:特定タイプのAIFを運用するAIFM

第6章:EUにおけるEU AIFMの販売権限およびEU AIFの運用権限

第7章:第三国に関する具体的規則

第8章:個人投資家に対する販売

第9章:監督組織

第10章:暫定規定

第11章:刑罰規定

第12章:改正および各種規定

第13章:廃止および最終規定

### 契約債務の準拠法に関する1980年ローマ条約

契約債務の準拠法に関する1980年ローマ条約(第7条(1)を除く。)、規則(EC)No 593/2008(ローマI)および規則(EC)No 864/2007(ローマII)(総称して、以下「ローマ規則」という。)は、すべてルクセンブルグにおいて法的効力を有する。

したがって、ある契約における準拠法の選択は、ローマ規則の規定に従う。

民事および商事事件における裁判管轄および裁判の執行に関する規則(EU)No 44/2001は、ルクセンブルグにおいて法的効力を有する。その規定に従い、他のEU管轄区域の裁判所で下された判決は、一般的に、特定の例外的状況を除き、内容を審査することなく、ルクセンブルグにおいて認められ、執行される。

### (5)【開示制度の概要】

- (1) ルクセンブルグにおける開示
- (a) 金融監督委員会に対する開示

ルクセンブルグ内において、またはルクセンブルグからファンド証券をルクセンブルグ内外の公衆に対し公募する場合は、金融監督委員会への登録およびその承認が要求される。この場合、目論見書、説明書、年次報告書および半期報告書等を金融監督委員会に提出しなければならない。

さらに、年次報告書に含まれている年次財務書類は、独立の監査人により監査され、金融監督委員会に提出されなければならない。ファンドの独立監査人は、プライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラティブである。さらに、ファンドは、金融監督委員会に対して、ルクセンブルグ金融監督委員会の1997年6月13日付通達97/136(2008年4月17日付通達08/348により改正済)に基づき年次報告書を、2015年12月3日付通達15/627に基づき月次報告書を提出することを要求されている。

### (b) 受益者に対する開示

AIFM法の第20条に従い作成された、ファンドの貸借対照表、財務状況等を記載した監査済年次報告書および未監査の半期報告書は、管理会社および保管受託銀行の登記上の事務所において入手することができる。受益者は、3月31日に期末を迎えた前年度の監査済年次報告書を当該期末終了後6か月以内に入手することができる。半期報告書は、9月30日の半期終了後3か月以内に入手可能となる。なお、約款の写しは管理会社の登記上の事務所において無料で入手することができる。また、ルクセンブルグの商業登記所において、約款(その変更を含む。)を閲覧することができ、その写しを入手することができる。

受益者に対する通知は、法律が要求する場合には、管理会社の決定により、ファンド証券が販売された国の新聞に公告される。

さらに、以下の情報は、管理会社の事務所および/もしくはファンドの年次財務書類において、ならびに/またはファンドの半期財務書類(管理会社が必要とみなす場合。)において、受益者および投資予定者に提供される。

- 該当する場合、保管受託銀行の責任に対する変更。
- 該当する場合、その非流動的性質に起因する特別な取決めの対象となるファンドの資産の割合、新たな流動性管理に関する取決めの詳細、ファンドの現状のリスク特性およびこれらのリスクを管理するために利用されるリスク管理制度。
- 許可されるレバレッジの最高水準に対する変更、ならびに、該当する場合は、レバレッジに関する取決めに基づき付与される再担保設定権または保証およびファンドが利用するレバレッジの総額。
- (2)日本における開示
- (a) 監督官庁に対する開示
- ( )金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)等において、これを閲覧することができる。

ファンド証券の販売取扱会社は、交付目論見書(金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。)を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書(金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。)を交付する。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができる。

)投資信託及び投資法人に関する法律上の開示

管理会社は、ファンド受益証券の募集の取扱等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」という。)に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、管理会社は、ファンドの約款を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書(全体版)を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

# (b)日本の受益者に対する開示

管理会社は、約款を変更しようとする場合であってその内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は、販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知される。

上記のファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付され、運用報告書(全体版)は電磁的方法によりファンドの代行協会員のホームページにおいて提供される。

### (6)【監督官庁の概要】

管理会社およびファンドは、金融監督委員会の監督に服している。

監督の主な内容は次のとおりである。

## (1)登録の届出の受理

ルクセンブルグに所在するすべての投資信託(即ち、契約型投資信託の管理会社または会社型投資信託の登記上の事務所がルクセンブルグに存在する場合)は、金融監督委員会の監督に服し、金融監督委員会に登録しなければならない。

ティー・ロウ・プライス・ライフプラン・インカム・ファンドは、ルクセンブルグ投信法のパート の下設定されており、EU加盟国では公衆に対する販売活動は行われない。

#### (2)登録の拒絶または取消し

ファンドが適用ある法令・通達を遵守しない場合、独立の監査人を有しない場合またはその監査人が受益者に対する報告義務もしくは金融監督委員会に対する開示義務を怠った場合は、登録が拒絶されまたは取り消される。

また、ファンドの投資運用者または管理会社の取締役が金融監督委員会により要求される専門的能力および信用についての十分な保証の証明をしない場合は、登録は拒絶されうる。さらに、ファンドの機構または開示された情報が投資者保護のため十分な保証を有しない場合は、登録は拒絶されうる。

登録が拒絶または取消された場合、ファンドは地方裁判所の決定により解散および清算されうる。また、ルクセンブルグ以外の投資信託の場合は、上場廃止となり、かつ公衆に対しての販売が停止されうる。

### (3)目論見書等に対する査証の交付

投資信託証券の販売に際し使用される目論見書等は、事前に金融監督委員会に提出されなければならない。金融監督委員会は、書類が適用ある法律、勅令、通達に適合すると認めた場合には、申請者に対し異議のないことを通知し、目論見書に査定を付してそれを証明する。

# (4)財務状況およびその他の情報に関する監督

ファンドの財務状況ならびに投資者および金融監督委員会に提供された情報の正確性を確保するため、ファンドは、独立の監査人の監査を受けなければならない。監査人は、財務状況その他に関する情報が不完全または不正確であると判断した場合には、その旨を金融監督委員会に報告する義務を負う。監査人は、金融監督委員会が要求するすべての情報(ファンドの帳簿その他の記録を含む。)を金融監督委員会に提出しなければならない。

## 2【投資方針】

# (1)【投資方針】

管理会社は、CSSFの承認を条件として、ファンドの投資目的および投資方針を変更することができる。かかる場合、受益者は、重要な変更につき実施前に適式に通知を受け、英文目論見書はこれに応じて修正される。

ファンドの投資目的は、高水準の収益と資産の値上がりを達成することである。

ファンドが投資適格証券を重要視することにより、投資運用会社が高収益を追求するにあたり相当な範囲で柔軟性を与えることになる。様々な信用等級(AAAからBBBまで)の間において収益性の違いが少ない場合には、投資運用会社はより高い等級の銘柄に集中投資できる。しかし、違いが大きい場合には、投資運用会社は高収益を得るためより低い信用等級へと移動することができる。更に、純資産の30%までを非投資適格債券(「ハイ・イールド」)に対してファンドが投資できることによって、収益を増加させる機会がいっそう多くなることになる。当該債券とはBBBを下回る信用等級である。ティー・ロウ・プライスの精密な調査分析によって債券の信用リスクが追求される。

ファンドの証券の最低70%が、少なくとも一つの確立された格付け業者から上位4つの信用等級(AAA、AA、BBB)のいずれかに格付けされていなければならない(仮に格付けされていないのであれば、ティー・ロウ・プライスから同等の格付けを取得しているものと同等に評価されていなければならない。)。

投資適格証券には、最高の格付けのものから中程度の水準のものまである。BBBの範疇にある証券は経済状況の悪化や状況の変化に影響を受けやすいし、BBBの範疇の中でも低い方に位置する証券は投機的な性質がある。ファンドのBBおよびBの格付けを受けた証券には債務不履行のリスクがあるが、それゆえにより高いリスクを引き受ける投資家に対してはより高い利益で報いることになる。

運用実績(総利益)は、当該期間内のファンドのファンド証券の価格と収益水準によって定まる。 いずれも金利の変動の影響を受ける。

ファンドのファンド証券の価格は、通常、金利とは反対に変動する。例えば、金利が上昇すればファンド証券の価格は下落しやすい。金利が上昇すればファンドの収入の増加機会が増えることになるが、ファンドのより高い収益によってファンド証券の価格の下落が完全に埋め合わされることはないと思われる。

ファンドの組入れ証券の満期と種類が、金利の変動の際にファンド証券の価格がどれだけ上昇するのか下落するのかを決定する。一般に、金利が下落すれば短期証券よりも長期証券の価額が上昇する。そして金利が上昇すればその逆となる。モーゲージ・バック証券は、通常このパターンに従うが、期限前償還のゆえに財務省証券や社債の価額ほどには上昇は期待できない。

ファンドは、最低その純資産の70%を投資適格会社の社債に投資する。ファンドは、ドル建ての加重平均満期が10年を超えるような投資適格会社の長期社債を多く保有することが期待される。 収益を高め投資資本の成長を達成するため、ファンドは以下のような様々な証券に投資することができる。

- ・高利回り債券(ハイ・イールド・ボンド):最大でもファンドの純資産の30%に限られる。
- ・米ドル以外の通貨建ての証券:ファンドの純資産の25%までに限られる。
- ・米国財務省およびその機関の証券
- ・モーゲージおよびアセット・バック証券

ファンドは一時的な自衛目的のために、無制限に米国国債に対して投資することができる。 ファンドの高利回り債券の購入は、投資適格を下回るもののなかの二つの最上位の信用等級に限 定され(BBおよびB)、またBと格付けされた証券への投資は純資産の10%を超えないものとす る。

ファンドの投資適格社債を重要視する態度は、大きな信用リスクを負うことなく、米国国債から得られるよりもより高い収入を生み出すためのものである。高利回り債券および非米国証券の追加は、金利の上昇局面においてファンドの元本の損失を緩和する可能性を与える一方、資産の増加とより高い収益の機会をもたらす。

デリバティブという言葉は、その価値が裏付証券または市場のベンチマーク (例えば、金利インデックス)から派生する金融商品を示していた。コーラブル債、先物ならびにストリップ・モーゲージ証券および仕組債等のより複雑な商品への転換権等、幅の広いリスクとリターン (収益)を表象する多くの種類の商品は、通常の商品からの派生商品 (デリバティブ)の範疇に含まれる。最近大衆投資家の間でもデリバティブという言葉は広く知られるようになったが、投資運用業者の間ではデリバティブは長年実際に使用されてきた。

ファンドは予想されるリスクとリターンがその目的、方針および本書で説明されたリスクについての全体的な概略などと一致する場合に限り投資制限に定めた制限の範囲内でデリバティブに投資する。ファンドは、デリバティブの使用を次のような場合に限定する。すなわち、デリバティブがファンドに、利益の増加、元本の下落に対するヘッジ、直接投資によるよりもはるかに効率がよくかつ低コストによる投資適格資産クラスに対する投資、またはファンド証券のデュレーションの調整を達成させることが可能な場合のみに限定する。

ファンドは、長期投資適格債券とは大きく異なる価格変動を資産にもたらす可能性のあるハイ・ リスク、ハイ・レバレッジド・デリバティブ商品には投資しない。

ファンドは流動資産および現金を付随的に保有することができる。

#### (2)【投資対象】

ファンドの投資目的の達成を目指し、ファンドは、その投資の性質がファンドの投資プログラムと一致するあらゆる種類の証券(株式または転換社債もしくはその他の株式を引き受けるワラントを除く。)または商品(本項に記載される一定の潜在的にハイ・リスクのデリバティブを含む。)に投資することができる。下記の記述は、ファンドの主要タイプの組入証券および運用実務について述べたものである。

### 基本方針:

ファンドは、当該購入の結果、ファンドの純資産の75%につき、ファンドの純資産の5%を超えて同一発行者の証券に投資することとなる場合にはかかる購入を行わない。ファンドは、単一発行者の発行済み議決権証券の10%を超えてファンドがこれを保有することとなる場合、かかる取得を行わない。かかる制限は、アメリカ合衆国政府、その機関もしくは下部機構により発行されまたは保証された証券のファンドによる購入については適用されない。

#### 運用方針:

ファンドは債券に投資する。ファンドはあらゆる種類の株式および株式関連証券に投資することができない。さらにファンドは株式または株式関連証券に投資する投資信託のいかなる証券にも 投資することができない。

## 債券:

債券は、企業または政府単位で発行される利付証券である。発行者は、特定日に所定の利率の金利を支払い、特定日に元本(債券の額面金額)を払い戻す契約債務を負っている。発行者は、満期前に債券の買戻または強制償還する権利を有し、投資者は、これより低い市場金利での手取金の再投資を余儀なくされることがある。

クーポン・レートにより定められた債券の年間受取利息は、通常、債券の存続期間中、固定される。その利回り(時価に対する収益率)は、金利水準の変動を反映して変動する。債券価格は、通常、金利の低下時には値上がりし、金利の上昇時には値下りする。このため、債券の実質利回りはその時々の実勢を反映する。

債券は、担保を付されていない(発行者の一般的信用にのみ裏付けられる)場合もあり、また担保を付されている(特定の担保物件により支えられている)場合もある。

ある債券の金利は、定期的に調整される。こうした金利の調整は、債券の元本価値の変動を最低限に抑えることになる。そのような証券の満期は、一定の定められた条件に基づき短縮することができる。

債券は、優先債権と定められまたは劣後債権と定められることがある。優先債権は、一般に、企業の利益および資産に対し第一位の請求権を有し、解散の場合には、劣後債権より先に支払いが行われる。

### 運用方針:

ファンドは、海外発行者、アメリカ合衆国の銀行の海外支店およびアメリカ合衆国外銀行のアメリカ合衆国支店により発行された米ドル建て債務証券に無制限に投資することができる。ファンドはまた、その純資産の25%を限度に、アメリカ合衆国外の金融市場で主として取引される米ドル以外の通貨建の確定利付証券にも投資することができる。

### 非米国証券:

ファンドは、非米国証券に投資することができる。これらには、アメリカ合衆国外で取引される米ドル以外の通貨建ての証券および、アメリカ合衆国で取引される海外発行者の米ドル建て証券が含まれる。かかる投資により、ポートフォリオの分散化が進行し、収益を増大させることができるが、同時に若干の特殊リスクも伴うことになる。こうしたリスクは、即ち、地域的な政治上および経済上の悪化の展開の可能性、国有化および為替管理、流動性の低下と不安定性の増大の可能性、アメリカ合衆国の基準と異なる会計、開示、決算および規制慣行により発生しそうな問題、ならびに為替レートの変動により投資証券の価値が低下する事態(有利な変動により、価値が増大することもある)である。こうしたリスクは、発展途上国への投資については更に大きく、かかる諸国にファンドが行う米国外投資の額についてのリスクに制限はない。

# 運用方針:

ファンドは、その純資産の10%を限度として、モーゲージ証券に投資することができる。

### アセット・バック証券:

クレジット・カードまたは自動車売掛債権または企業ローンもしくは債券等を構成資産とする 資産のプールが、当該債券の裏付けとなり、投資者に対する元利金を供給する。時に、資産プール

はまたスワップ債務を含むことがあり、これは裏付け資産のキャッシュ・フローを変更するために用いられる。例えば、スワップの利用により、変動利付資産を固定利付債務の裏付けとすることができる。信用の質は、裏付け資産の質、発行者が提供する(もしあれば)信用支援のレベルおよびスワップの相手方(もしあれば)の信用の性質に主に依存する。裏付け資産(即ち、ローン)は前払いを行うことができ、これにより証券の加重平均期間が短縮され、収益が低く抑えられることがある。当該証券の価値もまた、創始者、サービス代理人、信用支援を行う金融機関またはスワップ相手方の信用度の実際の変動または予想される変動の故に、変動することがある。ファンドによる当該証券への投資に対する制限はない。

## モーゲージ・バック証券:

ファンドは、様々なモーゲージ・バック証券に投資することができる。モーゲージの貸し手は、類似する性質の個人住宅モーゲージをプールし、それを裏付けとして証書または債券を発行し、ファンド等の投資者に販売する。裏付けモーゲージにより発生した元利金の支払は、投資者にパス・スルーされる。「三大」発行体は、全米抵当金融金庫(GNMA / ジニーメイ)、連邦抵当金融金庫(ファニメイ)および連邦住宅貸付抵当会社(フレディ・マック)である。ジニーメイ証券は、アメリカ合衆国政府の全面的な信頼および信用により裏付けされており、一方ファニメイおよびフレディ・マック証券は、アメリカ合衆国財務省から借入をなす能力またはアメリカ合衆国政府機関の信用により支えられているにすぎない。民間モーゲージ銀行およびその他の金融機関もまた、モーゲージ・バック証券を発行している。

モーゲージ・バック証券は、自宅所有者が自己のモーゲージを即金で支払いまたは繰上返済するに応じて、元本の支払が予定通りに行われたりまたは行われなかったりすることもある。かかる支払が受領されると、再投資されなければならず、そのときの金利は当初のモーゲージ証券の金利を上回っているかもしれないしまたは下回っているかもしれない。そのため、かかる証券は、長期に金利を固定するための有効な手段ではない。その上、金利が低下する場合には、モーゲージの前払いの速度が増す。こうした借り替えが行われたモーゲージは額面価格で完済され、額面価格を上回る価格で証券を購入した投資者が損失を負うことになる。こうした環境において、このリスクのため当該証券の値上がりの可能性が制限され、ファンドの純資産価格にマイナスの影響を及ぼし得る。金利の上昇時には、モーゲージ・バック証券は値下りが見込まれるが、これまでかかる証券は、同等の品質の債券に比べ値下り幅は小さかった。また、金利が上昇しかつ繰上返済が少なくなった場合には、モーゲージ・バック証券の有効期間は延長され、一層不安定なものとなる。

ファンドが投資可能なその他のモーゲージ・バック証券には、下記のものが含まれる。

## - 担保付モーゲージ債務証券 (CMOs)

CMOsは、モーゲージのポートフォリオまたはモーゲージ・バック証券により全面的に担保される債務証券である。裏付けモーゲージに基づくすべての元利金の支払は、殆どの場合に裏付けモーゲージの場合よりも満期が確定する手法により、CMOsにパス・スルーされる。CMOsは固定金利または変動金利を支払い、一定のCMOsは、期限前返済額の受領について、他のCMOsより優先権を有する。

# - ストリップ・モーゲージ証券

ストリップ・モーゲージ証券(ハイ・リスクの可能性のあるデリバティブの一種)は、あらたな種類(クラス)証券を創設するため、モーゲージ・バック証券のプールまたは CMOから発生する利息と元本の支払を分離することにより、創設される。一般に、あるクラスは利息のみの支払を受け(IOs)、別のクラスは元本のみの支払を受ける (POs)。他のモーゲージ・バック証券またはPOsとは異なり、IOsの価額は、金利と同方向に変動する傾向がある。ファンドは、IOsを、期限前返済率の低下(金利の上昇時)および/または下げ相場環境に対するヘッジとして利用することができる。POsは、期限前返済率の上昇(金利の低下時)および/または上げ相場環境に対するヘッジとして利用することができる。IOsおよびPOsは、金利の変動および元本の期限前返済率に極めて敏感に反応する。

期限前返済の急激または予想外の増加は、IOsの価格を著しく押し下げるが、一方、期限前返済の急激または予想外の減少は、POsに対しても同様の影響を及ぼすことになる。かかる証券の価格は極めて不安定であり、他の殆どのモーゲージ・バック証券より流動性が低いことがある。一定の非ストリップ型CMOsもまた、こうした性質を示すことがある。特に、短期金利と逆にかつ急速に調整される変動金利を支払うものがそうである。その上、金利が急速に上昇し、期限前返済率の上昇が予想以上に緩慢である場合、一定のCMOsは、価値を失う他に、長期証券の性質を示しかつより不安定になり得る。CMOs、IOsまたはPOsに対するファンドの投資が成功するという保証は存在せず、また結果としてファンドの総収益が悪影響を受ける可能性もある。

### 運用方針:

ファンドは、その純資産の10%を限度として、ハイブリッド証券に投資することができる。

# ハイブリッド証券:

かかる商品(ハイ・リスクの可能性のあるデリバティブの一種)は、証券、先物およびオプションの性質を組み合わせることができる。例えば、ハイブリッドの元本額または利率は、一部の商品、通貨もしくは証券指数の価格または別の金利(各々を「ベンチマーク」という。)と(プラス方向またはマイナス方向に)関係づけられうる。ハイブリッドは、通貨ヘッジ、デュレーション管理および総収益の増大等の様々な投資目的を追及する有効な手段として利用される。ハイブリッドは利息を生じないか、または分配金を支払わないことがある。ハイブリッドの価額または金利は、ベンチマークの数倍にのぼることもあり、この結果、レバレッジされ、ベンチマークよりも急激かつ急速に(上下に)変動することがある。かかるベンチマークは、ハイブリッドの購入者が容易に予見不可能な、商品不足および通貨切下げ等の経済および政治上の事由に対し敏感に反応することがある。一定の状況において、ハイブリッドの買戻価格がゼロになることがある。このため、ハイブリッドへの投資は、元本額が確定され、固定金利または変動金利で利息が支払われる従来の米ドル建債券への同様の投資にはない重要な市場リスクを伴うことがある。ハイブリッドの購入はまた、ファンドをハイブリッドの発行者の信用リスクにさらすことになる。かかるリスクは、ファンドの純資産価格の著しい変動を生じさせることがある。

### 運用方針:

ファンドは、その純資産額の15%を超えて、非流動証券に投資しない。ファンド資産の非流動証券および値付のされない証券に対する投資は、ファンドの純資産総額の30%を超えて行われない。

### 繰延劣後証券:

最近、満期までの期間が長く、発行者の資本構造において非常に下位を占める証券が発行された。これらは、通常、30年満期で、発行者は5年を限度に分配金の支払をしないことが認められている。こうした特性により、発行者は、従来の一般的な債券の場合を上回る金融上の柔軟性を与えられる。結果として、当該証券は、格付機関および銀行規制機関から、一定の「エクイティ証券に類似する」特徴を持つとみなされることがある。しかしながら、当該証券は、市場参加者からは債務証券とみなされており、またファンドは、当該証券を同じく債務証券として扱う意向である。かかる証券は、所定のものより著しく短い有効満期日を創設する強制的プットまたは再発行オプションが付されることがある。ファンドは、当該証券の利回り、信用および満期の性質がファンドの投資目的およびプログラムと一致する限度において、当該証券に投資する。

### 私募証券:

かかる証券は、少数の投資者、通常、機関投資家に対し直接に販売される。公募の場合と異なり、当該証券は、証券取引委員会(SEC)には登録されない。ある証券は、例えば規則144Aに基づき、容易に売却することができるが、他のものは流動性がなく、その売却には相当の遅れおよび追加費用を伴うことがある。

### 運用方針:

ファンドは、その純資産の30%を限度として、投資適格を下回る債券またはハイ・イールド・ボンドに投資することができる。

## 高利回り/ハイ・リスク投資:

一般に「ハイ・イールド・ボンド」と称する低品質(高利回り/ハイ・リスク)債券の総収益および利回りの変動は、高品質債券の総収益および利回りの変動を上回ることが見込まれる。ハイ・イールド・ボンドは、発行者の継続的な元利金支払能力について、著しく投機的であるとみなされる。中低品質および低品質債券への投資の成功は、より大きな投資リスクを伴うとともに、ティー・ロウ・プライスの信用分析に大きく依存している。実際のまたは予想される景気の下降または金利の引上げは、発行者の元利金支払能力の低下により、高利回り債券の値下りを生じることになる。かかる債券はしばしば薄商いであり、高品質債券に比べ、売却および正確な評価がより困難になり得る。客観的なプライシング資料が入手しにくいため、評価過程において判断がより大きな役割を占めることがある。その上、経済見通し、株式市場の動向、主要投資者による大量または持続的な売却、重要なデフォルトまたは市場心理のわずかな変動等の様々な要因により、ハイ・イールド・ボンド市場全体が、突然かつ急激な値動きを経験する可能性がある。この種の変動性は、通常、債券よりも株式についてより大きいが、ハイ・イールド・ボンドの投資者は、これに備えなければならない。

### 債券の格付および高利回り債券:

比較的大規模の債券発行は、発行者のすべての要求される元利金を支払う能力に基づき、ムーディーズ社およびスタンダード・アンド・プアーズ社等の格付機関により、評価される。最高格付は、信用リスクが最善であると認識された発行体に割り当てられる。ティー・ロウ・プライスのリサーチ・アナリストはまた、外部機関によって格付を受けたものを含むすべての組入証券を評価する。他の条件が同じである場合、低格付債券は、リスクがより大きいために、高利回りである。高利回り債券、別名「ハイ・イールド・ボンド」は、BBB格を下回る格付のものである。

ティー・ロウ・プライス (ルクセンブルグ) マネジメント・エス・エイ・アール・エル(E14880)

有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

下表は、主要格付機関の用いる格付の等級を示している。ティー・ロウ・プライスは、公に入手可能な格付を考慮するが、投資証券の選択時には独自の信用分析を重視する。

# 表(社債の格付)

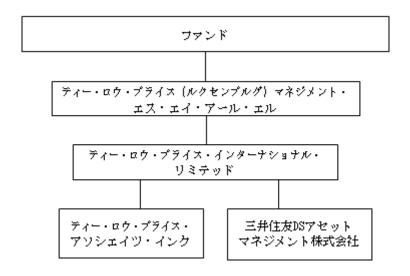
	ムーディーズ	S&P	フィッチ	定義
	Aaa	AAA	AAA	最高品質
	Aa	AA	AA	高品質
	A	A	A	中上グレード
	Baa	ВВВ	ВВВ	中グレード
	Ba	ВВ	ВВ	投機的
	В	В	В	非常に投機的
	Caa, Ca	CCC, CC	CCC, CC	不履行に陥りやすい
	С	С	С	不履行切迫
	-	D	DDD, DD, D	蓋然的不履行

	ムーディーズ	S&P	フィッチ
コマーシャル・ペーパー	P-1 優等品質	A-1+ 極めて有力	F-1 + 格別有力品質
		A-1 有力品質	F-1 非常に有力品質
	P-2 有力品質	A-2 満足すべき品質	F-2 良好信用品質
	P-3 許容可能品質	A-3 充分な品質	F-3 適正信用品質
		B 投機的品質	F-S 弱信用品質
		C 疑問ある品質	

### (3)【運用体制】

## ( )ファンドの運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりである。



ティー・ロウ・プライス(ルクセンブルグ)マネジメント・エス・エイ・アール・エル(以下「管理会社」という。)は、ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド(以下「TRPIL」という。)を、ファンドのために投資運用業務を提供する投資運用会社に任命した。投資運用会社であるTRPILは、ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インク(以下「TRPA」という。)をファンドの副投資運用会社に任命し、三井住友DSアセットマネジメント株式会社をファンドの非一任副投資顧問会社に任命した。

投資運用会社であるTRPILは、2000年3月23日に英国において設立され、英国EC4N 4TZロンドン、クィーン・ヴィクトリア・ストリート60に登記上の事務所を有する会社である。TRPILは、イギリスのロンドンでポートフォリオ運用業務を行っている。TRPILは、金融サービス持株会社であるティー・ロウ・プライス・グループ・インクの子会社であるティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インクの全額出資子会社である。かかる体制の一部を構成する規制投資運用会社は、TRPILの他にも複数存在する(総称して、以下「ティー・ロウ・プライス」または「関係法人」という。)。TRPILは、英国金融行為監督機構により認可を受け、規制されている。

投資運用委託契約は、管理会社とTRPILとの間で2003年5月30日に締結された。TRPILは、当該契約に基づき、ファンドの投資運用会社に任命された。当該契約は無期限であり、いずれかの当事者が相手方当事者に対し30日前までに書面で通知することにより終了することができる。

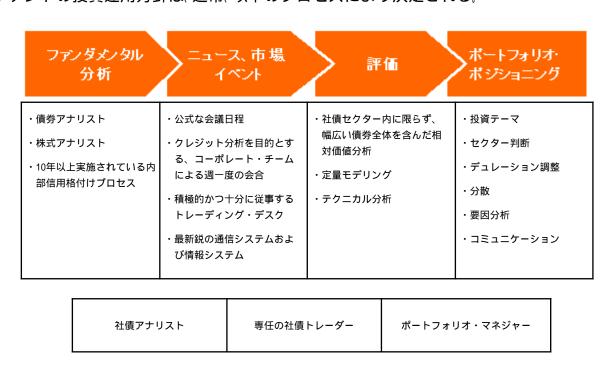
副投資運用会社であるTRPAは、1947年1月2日に米国メリーランド州において設立され、米国21202メリーランド州、ボルティモア、イースト・プラット・ストリート100に登記上の事務所を有する会社である。TRPAは、米国メリーランド州、ボルティモアにおいてポートフォリオ運用業務を行っている。TRPAは、ティー・ロウ・プライス・グループ・インクの全額出資子会社である。TRPAは、米国証券取引委員会により規制されている。

副投資運用委託契約は、TRPILとTRPAとの間で2003年5月30日に締結された。TRPAは、当該契約に基づき、ファンドの副投資運用会社に任命された。当該契約は無期限であり、いずれかの当事者が相手方当事者に対し30日前までに書面で通知することにより終了することができる。

TRPILは、三井住友DSアセットマネジメント株式会社(以下「三井住友DS」という。)に対し、TRPILに対する全般的な非一任副投資顧問業務の提供を任命した。三井住友DSは、1985年7月15日に日本において設立され、東京都港区愛宕二丁目5番1号に主な事業所を有する会社である。三井住友DSは、株式会社三井住友フィナンシャルグループ、株式会社大和証券グループ本社、三井住友海上火災保険株式会社、住友生命保険相互会社および三井住友信託銀行株式会社により所有されている会社である。その主たる事業は投資運用業、投資助言・代理業である。

# ()投資運用方針の意思決定プロセス

ファンドの投資運用方針は、通常、以下のプロセスにより決定される。



ティー・ロウ・プライスは、債券ポートフォリオは収益の増大およびリスク管理を同等に重視し ながら運用すべきであると考えている。ティー・ロウ・プライスは、ブルームバーグ・バークレ イズの合成参考指数(ブルームバーグ・バークレイズU.S.クレジット社債Baaインデックス 80%/U.S. HY Baインデックス20%) により表章される市場およびティー・ロウ・プライスの指 示により認められるその他の市場において最高の投資機会を特定することを追求する。ティー・ ロウ・プライスはその後、潜在的な収益の他に潜在的なリスクを考慮した上で、十分に分散され たポートフォリオを設定する。ティー・ロウ・プライスは、リスク制限に関する規則に従い、か つ、リスク予算を策定することにより、高水準の長期収益を生み出すことができると考えている。 ティー・ロウ・プライス内のファンダメンタル・リサーチは、ティー・ロウ・プライス組織の債 券投資力の中心的かつ重要な教義となっている。ティー・ロウ・プライスは、最高の投資アイ ディアによるグローバルな一連の機会を監視し、かかる機会を掴むため、異なるタイムゾーンに おいて債券リサーチ・アナリストを維持しており、ティー・ロウ・プライスのカバレッジは、グ ローバルな債券市場におけるすべての主要セクターに及んでいる。ティー・ロウ・プライスはま た、国内及び海外の専門的な株式リサーチチームによる更なる投資リサーチが可能なティー・ロ ウ・プライス組織のより幅広いリソースを利用する独自のポジションを有している。ティー・ロ ウ・プライスは、ティー・ロウ・プライスの協力的カルチャーおよび幅広いグローバルなリサー チプラットフォームが、ティー・ロウ・プライスの従業員の会社または業界に対する理解を可能 ならしめていると考えている。

### ( )義務および権限

ファンドのポートフォリオ管理の最終的な責任はTRPILが負う一方、日々の判断はTRPAが行う。

### ( ) 会合、委員会又はその他の社内組織

ティー・ロウ・プライスは、分権的コンプライアンス体制を有しており、各事業ユニットは、かかる体制により、その事業活動およびコンプライアンス・プロセスに関する最も重要な責任を負う。各事業ユニットのコンプライアンス・コーディネーターは、当該事業ユニットに関する限りにおいてコンプライアンス・プログラムの確立および監視に関する責任を負う。

グループ戦略コンプライアンスチームは、北米を拠点とする投資活動の監視を中心に、ティー・ロウ・プライス全体の活動の監視を行う。また、同チームは、ティー・ロウ・プライスの倫理規定および行動規範(以下「ティー・ロウ・プライス規定・規範」という。)、規制当局への届出ならびに投資に関するコンプライアンス機能に係る運営上のコンプライアンスを支援するコンプライアンスの専門家グループに対し、コンプライアンスに関する専門知識を提供する。これらのグループは、ティー・ロウ・プライス規定・規範の遵守の管理および監視を運営面から担当し、規制当局への届出が適切に行われるよう確保するとともに、ティー・ロウ・プライスの厳格な投資コンプライアンス機能を管理する。

グループ戦略コンプライアンスチームの任務は、ティー・ロウ・プライス・グループ・インクが、規制当局の規則、契約上の合意事項ならびにティー・ロウ・プライスの方針および手続きの違反を防止するために十分な、ティー・ロウ・プライスの全事業分野にわたりすべての事業ユニットおよび商品を対象とするコンプライアンス・プログラムを整備していることを確保することである。グループ戦略コンプライアンスチームは、ティー・ロウ・プライスの各事業ユニットと連携し、規制当局の規則、契約上の合意事項ならびにティー・ロウ・プライスの方針および手続きの違反を迅速に是正するとともに、再発防止を目的とした方針および手続きの改善を支援する。これには、年次の自己査定およびコンプライアンス検査のほか、事業ユニットのコンプライアンス・プログラムの策定支援が含まれる。

北米以外の規制対象の投資活動についてはすべて、国際コンプライアンスチームを中心とする体制が取られている。国際コンプライアンスチームの担当者は、ティー・ロウ・プライスの欧州、アフリカ、豪州、アジアおよび中東事業ならびに世界の様々な規制当局により規制されている海外のすべての関連会社の規制コンプライアンスを担当するコンプライアンス専門家チームを監督する。北米および国際コンプライアンスグループは、全体の一貫性を確保するために、継続的に情報を共有する。

コンプライアンス・プログラムの一環として、ティー・ロウ・プライス内には、証券法、顧客の契約上の義務ならびにティー・ロウ・プライス規定・規範を含むティー・ロウ・プライスの社内方針および手続きの違反を防止し発見するための方法の妥当性および実施を確保する責任を負うグループが複数存在する。かかるグループには、グループ戦略コンプライアンス、投資コンプライアンス、ポートフォリオ管理、全社的リスク管理および内部監査が含まれる。自動および手動のプロセスが利用される。投資制限は、取引前および取引後ベースで監視される。

さらに、ティー・ロウ・プライスは、リスク管理の様々な側面を監視する特定の委員会を有している。かかる委員会(すべての委員会にはティー・ロウ・プライスの上級役員が含まれる。)は、以下のとおりである。

<u>倫理委員会</u> - ティー・ロウ・プライスの倫理規定および行動規範の維持および実施につき責任を負う。ティー・ロウ・プライス規定・規範は、個人口座における取引、贈答品の授受および接待ならびに非公開情報の開示および受領等の事項について規定している。倫理委員会は、半年に一回および必要に応じて会合を開催する。

株式、債券および国際ステアリング委員会 - 投資方針の策定ならびにパフォーマンスおよびスタイルの一貫性の監視につき責任を負う。

<u>米国および海外における仲介・売買管理委員会</u> - 仲介配分および最善実行の見直しにつき責任を負う。

コンプライアンス監視委員会 - 明確なコンプライアンス・ニーズの特定、年間コンプライアンス・アジェンダの検討および承認ならびに前年度のアジェンダに基づく進展の見直しにつき責任を負う。コンプライアンス監視委員会は、半年に一回以上および必要に応じて会合を開催する。カウンターパーティー・リスク委員会 - ティー・ロウ・プライスがエクスポージャーを有する事業体に対するティー・ロウ・プライス全体のエクスポージャーの監視につき責任を負う。同委員会は、カウンターパーティーに関するシステミックなエクスポージャー・リスクを効率的に特定し軽減するコーポレート・ガバナンスの枠組みの構築および維持を担当する。同委員会はまた、売買取引、有価証券貸借取引、担保管理およびISDAマスター契約 / クレジット・サポート・アネックス契約によるエクスポージャーの継続的な変動も監視する。カウンターパーティー・リスク委員会は、毎月会合を開催する。

<u>リスク管理監視委員会</u> - ティー・ロウ・プライスのリスク管理体制、プロセスおよび事業ユニットのリスク管理に関する取組みの監督、監視および連絡につき責任を負う。

ポートフォリオの運用は、TRPAの債券グループのリソースにより支えられる。かかるリソース には、グローバルな社債、グローバルな高利回り債券、モーゲージ・バック証券、アセット・バッ ク証券、財務省証券、経済分析および定量分析に焦点を当てる専門家グループが含まれる。債券取 引活動の監視は、債券仲介および売買管理委員会により行われる。当該委員会は、TRPAの上級職 員で構成される。メンバーには、債券部門長、シニア・ポートフォリオ・マネジャー、債券取引部 門長および法律顧問が含まれる。当該委員会の任務は、特に、債券取引に関する手順の確立および 維持、ブローカー・ディーラーの配分の検討ならびに業界動向ならびに規制動向の監視である。 また、ティー・ロウ・プライスは、自然の脅威、技術的脅威又は人的脅威により引き起こされる事 業所の混乱から発じうる潜在的なリスクおよび脆弱性の軽減および排除の他、重要なビジネス機 能に関する運営上の一貫性の維持に尽力する。このため、ティー・ロウ・プライスは、社内事業継 続機関(事業の継続性に関係するあらゆる活動に関する最終的な意思決定機関となる事業継続 ステアリング委員会を含む。)を設置した。ティー・ロウ・プライスの事業継続計画の目的には、 以下を行うための準備が含まれる:() 停止期間または危機的状況における人員の安全、福利 厚生およびガイダンスの促進(( )任務に重要となるデータおよびシステムの一貫性、保護お よびオフサイト・バックアップの確認、および( )規制および監査に関する義務およびガイド ラインの遵守の維持。

会社全体のコンプライアンス体制、取引前および取引後の監視プロセス、事業継続計画、全社的リスク管理および上級役員による監視は、包括的な統治機構を提供するためのコミットメントの基盤となる。

( )管理会社によるファンドの関係当事者の活動の監視ならびにリスク管理、投資運用評価および法務

JP. モルガン・バンクは、管理会社とJP. モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイ(以下「JP. モルガン・バンク」という。)との間で締結された2014年7月30日付保管契約に基づき、ファンドの保管受託銀行に任命された。当該契約には、JP. モルガン・バンクから管理会社に対し提供される保管、決済およびその他の関連業務を規定する条件が規定されており、JP. モルガン・バンクは、当該契約に基づき、ファンドの資産を保管する。また、JP. モルガン・バンクは、管理会社とJP. モルガン・バンクとの間で締結された2003年5月30日付管理事務代行契約に基づき、ファンドの登録・名義書換代行会社、所在地事務代行会社、支払事務代行会社および管理事務代行会社に任命された。JP. モルガン・バンクは、かかる者として、ファンドのために所在地事務代行業務、会計業務、株主サービスおよび登録業務ならびに法人秘書業務を提供する。

JP. モルガン・バンクは、ルクセンブルグにおける金融セクターの監視に関する1993年4月5日法(改正済)の意味における銀行として運営されており、その登記上の事務所をルクセンブルグ、セニンガーバーグ、L-2633、トレヴェ通り6hに置いている。JP. モルガン・バンクは、1973年5月16日にルクセンブルグにおいて株式会社(Société Anonyme)として設立され、設立以降、銀行業務に従事している。管理会社は、JP. モルガン・バンクが管理会社のために行う業務に関する規制が概説されたJP. モルガン・バンクの年間SOC 1 ISAE 3402報告書の写しを、定期的に受領する。

JP. モルガン・バンクは、CSSFより信用機関としての認可を受けている。

JP. モルガン・バンクは、AIFM法の規定に従う。

ティー・ロウ・プライスは、ファンドのパフォーマンスを監視し、ファンドがさらされる様々なリスク(ファンドの投資方針および投資制限が遵守されないリスクを含む。)を管理するため、複数のシステムおよび規制を実施する。

管理会社の取締役会(以下「取締役会」という。)は、ベンチマークに関するファンドのパフォーマンス、投資コンプライアンスおよびファンドに影響を与えるその他の業務または活動を特に見直すため、定期的に会合を開く。ポートフォリオ持分およびファンドの詳細情報は、要請があり次第、取締役会のメンバーに対し提供される。

管理会社はまた、5名の業務実行役員を擁する。業務実行役員は、執行委員会を形成し、取締役会により管理会社の業務の監視および審査を課される。執行委員会は、取締役会の最終責任下において、とりわけ、以下の事項につき責任を負う。

内部方針および書面による明確な手続を通して、中央管理事務および内部統制に関する戦略および指針を実行すること。

十分な内部統制機構(すなわち、コンプライアンス、内部監査およびリスク管理機能)を実行すること。

管理会社がその業務を行うための技術的インフラおよび人的資源を有するよう確保すること。

ファンドの投資方針を実行すること。

ファンドの投資戦略の採用を監視すること。

リスク管理方針ならびに当該方針を実行するための規定、手続および技法(ファンドのリスク限定制度を含む。)を実行し、定期的に審査すること。

ファンドのマーケティング方針を実行し、監視すること。

管理会社は、自己の業務実行役員および職員が各委託先の業務を効果的に監視できるようにするための監視に関する取決めを実行している。業務実行役員および職員は、管理会社およびファンドのために、かつ、これらを代理して遂行された業務につき文書化したデータを閲覧することができる。業務実行役員はまた、管理会社の委託先からの定期的報告を受ける。

取締役会および業務実行役員による監視の他、ティー・ロウ・プライス内の複数の委員会は、ファンドのパフォーマンス、会社規模のリスク・エクスポージャーおよび仲介方針を定期的に検討する。かかる委員会には、債券ステアリング委員会、債券エクスポージャー検討委員会および債券仲介および売買管理委員会が含まれる。リード・ポートフォリオ・マネジャーは、定期的なパフォーマンスおよびリスク検討も行い、債券ポートフォリオ・マネジャー、アナリストおよびトレーダーは、ポートフォリオ取引、投資戦略および経済見通しを検討するため、隔週の投資会合に参加する。

ファンドの投資方針は、ファンドの目論見書に詳述されており、ファンドの運営開始前に適切な規制当局により承認された。ファンドの投資方針の変更は、債券ステアリング委員会により承認され、規制当局の承認を求める前に取締役会およびティー・ロウ・プライスの法務部により検討される。ティー・ロウ・プライスは、ファンドの投資方針および投資制限の遵守を確保するため、取引プロセスの遅滞は最小限に抑えた上で取引前および取引後ベースで遵守を監視することを目的とする自動的なコンプライアンス・システムを利用する。手動による遵守確認は、自動コンプライアンス監視システムに適切に組み入れられない制限について行われる。

ティー・ロウ・プライスの法務部は、規制事項またはその他の法的事項につき会社全体の支援を提供する。法務部には、コンプライアンス部門長、インターナショナル・コンプライアンス部門長 (両者は法律顧問責任者に対し報告を行う。)が含まれる。弁護士およびサポートスタッフは、会社の事業運営に対する日常的なサポートを提供する。

## (4)【分配方針】

うな場合には分配を行うことができない。

管理会社は、分配を行うか否かおよび分配する場合はその額を決定するその取締役会決議に従い、ファンドの純投資収益、純実現・純未実現キャピタル・ゲインの中から分配金を毎月支払うことができる。分配は、原則として基準日の営業終了時に登録されている受益者に対し支払われる。基準日および分配落ち日は毎月の最初の二連続評価日であり、かつそれぞれ日本における銀行営業日である。評価日はルクセンブルグおよびニューヨークにおける銀行営業日である。管理会社は、毎月の10日が評価日でありかつ日本における銀行営業日である場合は、原則として、毎月10日までに投資者に対して毎月の分配を海外において支払う。毎月の10日がかかる要件に適合しない場合は、分配は評価日でありかつ日本における銀行営業日である翌日に支払われる。前記に拘わらず、基準日と分配の支払いの間には少なくとも1評価日なければならない。一受益権者に対して支払われる5米ドル以下の金額は、分配されずファンドに帰属する。分配金支払の結果、ファンドの純資産総額が125万ユーロ相当のドル金額を下回ることとなるよ

支払期日から5年以内に請求されなかった分配金については、その受益権は消滅し、ファンドに帰属する。

上記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではない。

### <収益分配金に関する留意事項>

◆分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相 当分、受益証券1口当り純資産価格は下がります。

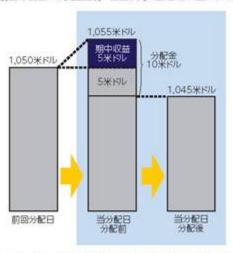
投資信託で分配金が 支払われるイメージ

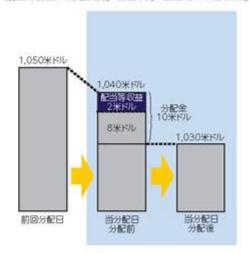


●分配金は、分配計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払わ れる場合があります。その場合、当分配日の受益証券1日当り純資産価格は前回分配日と比べて下落することに なります。また、分配金の水準は、必ずしも分配計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

(分配計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)

(前回分配日から受益証券1口当り純資産価格が上昇した場合) (前回分配日から受益証券1口当り純資産価格が下落した場合)





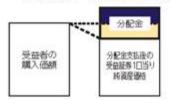
※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

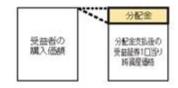
※上配図表はイメージ図であり、実際の分配金額や受益証券1口当り純資産価格を示唆するものではありませんのでご留意ください。

●受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する 場合があります。

(分配金の一部が購入価額を下回った場合)

(分配金の全部が購入価額を下回った場合)





(注)分配金に対する課税については、後記の「4 手数料及び税金、(5)課税上の取扱い」をご参照ください。

### (5)【投資制限】

ファンド約款(第5条)に従い、ファンド資産の運用にあたり、管理会社またはその代理人は以下の制限を遵守する。

- (1)管理会社は、同一発行体の証券へのファンドの投資総額が、ファンドの純資産総額の10%を超える場合は、当該発行体の発行する証券にファンド資産を投資することはできない。かかる10%の制限は、政府によって発行または保証された証券の場合は35%とし、さらに経済協力開発機構(「OECD」)加盟国もしくはその地方公共団体または(地域的規模であるか世界的規模であるかを問わず)EUの公的国際機関が発行または保証する証券には適用されない。
- (2)管理会社は、株式に投資することはできず、また当該購入の結果、ファンドがいずれかの発行体の債務証券の30%を超えて所有することとなるような投資はできない。
- (3)管理会社は、オープン・エンド型の投資信託証券にファンドの純資産総額の10%を限度として投資することができる。ただし、かかる投資信託は株式または株式関連の受益証券に投資できない。管理会社により運用されている、または共通の経営もしくは管理または直接もしくは間接の実質的保有により管理会社と関係ある会社により運用されている、オープン・エンド型の投資信託証券への投資は、特定の地域または経済分野もしくは資産の種類への投資を専門としてきた投資信託の場合にのみ許される。さらに、その場合、管理会社は、当該投資信託証券に関し負担する運用報酬の金額の割合で、ファンドが負担する運用報酬を減らさなければならない。
- (4)管理会社は、不動産を購入してはならない。
- (5)管理会社は、商品、商品契約、または商品もしくは商品についての権利を表象する証券に関する契約を締結してはならず、本制限上、かかる商品には貴金属およびこれらを表象する証書も含まれる。ただし、管理会社は、商品により担保されている証券および商品に投資しまたは商品を取引する会社の証券の売買を行うことができる。ただし、この制限は、適用法令および約款の定める範囲内で管理会社が金融証書、株価指数および外国為替の金融先物取引および先物予約(ならびにこれらに関するオプション)の売買を行うことを妨げるものではない。
- (6)管理会社は、証券を信用取引で購入しない(ただし、管理会社は組入証券売買の清算のため必要な短期与信を受けることができる。)。また、証券の空売りを行わない。ただし、管理会社は、先物取引および先物予約(ならびにこれに関するオプション)に関し、当初および継続証拠金を預託することができる。
- (7)管理会社が借入れを行う場合は、その総額は、ファンドの純資産総額の10%を超えないものとする。借入れは、一時的措置としてなされる場合に限るものとする。
- (8)管理会社は、上記(7)記載の借入れに関連して必要な場合を除いては、ファンドのために所有または保有される証券に譲渡担保、質権または抵当権を設定し、またいかなる方法であれ当該証券を債務の担保として譲渡しないものとする。ただし、発行時または後日引渡約束による証券の売買、およびオプションの発行、または先物予約もしくは先物取引の売買に関する担保設定は、資産への担保権設定とはみなされない。
- (9)管理会社は、公認の証券取引所または定期的に取引が行われ、公認かつ公開の他の規制ある市場で取引されていない証券にファンドの純資産総額の30%を超えて投資しない。ただし、かかる制限は、OECD加盟国もしくはその地方公共団体または(地域的規模であるか世界的規模であるかを問わず)EUの公的国際機関が発行または保証する証券には適用されない。ただし、ファンドはモーゲージ証券またはその他の証券など流動性に欠ける証券にファンドの純資産総額の10%を超えて投資しない。

- (10)管理会社は、ファンドの資産をもって証券を引受けまたは下引受けを行うことはできない。
- (11)管理会社は、法律、規則または行政上の慣行により設定された条件および制限の下で譲渡性のある証券に関する技法と手段を用いることができる。ただし、この技法と手段は、効率的な組入証券の運用の目的で使用される場合に限る。オプションに関し、
  - (a)管理会社は、以下の場合を除いて、証券のプット・オプションまたはコール・オプションに投資することができない。
    - ( ) 当該オプションが証券取引所に上場されている場合、または規制ある市場で取引 されている場合で、かつ
    - ( ) 当該オプションの取得価格(プレミアム)が、ファンドの純資産総額の15%を超 えない場合。
  - (b)管理会社は、ファンドに代わり、以下の各場合に証券のコール・オプションを発行することができる。
    - ( ) 当該証券がすでに保有されているか、ファンドが同等のコール・オプションまた はかかる契約から生じる責任を十分にカバーすることのできるワラントなどの他 の手段を有している場合、または
    - ( )カバーされていないコール・オプションの行使価格の合計がファンドの純資産の 25%を超えない場合で、かつ、ファンドが常時当該オプションの発行の結果生じる 持ち高のカバーを確保する場合。
  - (c)管理会社は、発行済のプット・オプションの権利行使価格総額をカバーする十分な流動資産を保有する場合にのみ、証券のプット・オプションを発行することができる。
- (12)管理会社は、ファンドのために、為替リスクのヘッジを目的として、為替先渡・先物契約を行い、コール・オプションを発行し、プット・オプションを買付けることができる。ただし、一通貨に関する取引は、ヘッジされる通貨建のファンドの証券およびその他の資産の総評価額を超えてはならない。管理会社は、当該取引コストがファンドにとり有利である場合(同一の取引相手方との契約により)クロス取引を通じ関係通貨を買付けまたは通貨スワップ契約を締結することができる。これらの契約または為替は、証券取引所に上場されているか、または規制ある市場で取引されているもののみを対象として行うものとする。ただし、管理会社は、かかる種類の取引に関して精通している格付けの高い金融機関と為替先渡契約またはスワップ契約を行うことができる。
- (13)管理会社は、ファンドのために、金融先物取引を行わない。ただし、以下の場合はこの限りでない。
  - (a) ファンドは、組入証券の価格変動のリスクをヘッジする目的で、ファンドの組入証券の対応部分の資産価格変動のリスクに対応する範囲内で金融先物売却契約に関する 契約残高を保有することができる。
  - (b)管理会社は、ファンドのために、効率的な組入証券の運用を目的として、金融先物買付契約を締結することができる。ただし、当該先物ポジションに潜在するリスク(エクスポージャー)に見合う十分な現金、短期債券もしくは証書(上記投資制限(11)(c)に従い、ファンドが保有することとなる流動資産は除く。)または事前に決定された価格で売却可能な証券を保有する場合に限る。
- (14) 管理会社は、ファンドのために、インデックス・オプション取引を行わない。

(15)管理会社は、専門的な銀行、信用機関および格付の高いその他の金融機関に対して、またはクリアストリームもしくはユーロクリア等の公認の決済機関を通してファンドの組入証券の貸付取引を行うことができる。受益証券の貸付期間は30日間(貸付契約がいつでも終了され得るものでない限り)を超えることはできない。かかる貸付けは、現金またはOECD加盟国またはかかる加盟国の地方公共団体により発行または保証された証券により構成される担保により継続的に保証される。ただし、当該担保は、貸付契約締結時に、少なくとも貸し付けられた有価証券の総評価額と同額でなければならない。担保は、ファンドのために、貸付契約が終了するまで凍結される。貸付けは、組入証券の市場価格総額の50%を超えないものとする。ただし、この制限は、ファンドがいつでも貸付契約を解除し、貸し付けた証券の返還を受ける権利を有する場合は、適用されない。当該貸付取引に関する費用のすべてはファンドが負担する。

管理会社は、ファンドのために、上記(13)に記載される取引を行うことができるが、これらの取引は、定期的に取引が行われ、公認かつ公開の規制ある市場で取引されている契約を対象とする場合に限って行うものとする。上記(11)および(12)に記載されるオプションに関しては、管理会社は、ファンドのために、当該取引がファンドにより有利である場合または必要とされる性質のオプションが取引されていない場合、この種の取引に参加している信用力のある金融機関と店頭オプション契約を締結することができる。

管理会社は、ファンド資産である証券に付随する新株引受権を行使する際、上記の投資制限比率を遵守する必要はない。

管理会社が支配できない理由により、または新株等引受権の行使の結果として、上記の比率を超えた場合、管理会社は、証券の売却に際して、受益者の利益に留意しつつ、かかる事態の是正を優先させる。

ファンドは、(a)管理会社、(b)その関係法人、(c)管理会社の取締役もしくはその関係法人の取締役、または(d)それらの主要株主(自己または他の名義(ノミニー名義を含む。)をもってするを問わず、自己の勘定でこれらの会社の発行済株式総数の10%以上の株式を保有する者をいう。)であって、本人自らまたは自己の勘定で行為する者との間で、有価証券(ファンド証券を除く。)の売買もしくは貸付けまたは金銭の貸与を受けてはならない。ただし、当該取引が約款に定められた制限を遵守し、かつ、国際的に承認された証券市場または国際的に承認された金融市場における、その時々の、( )公に入手可能な相場に基づき決定された価格、または( )適正な価格もしくは実勢利率によって行われる場合を除く。

上記(9)、(11)、(12)および(13)に従った債務証券または債務証書の取得の場合を除き、管理会社は金銭の貸付けを行うことまたは第三者のために保証人となることができない。管理会社は、ファンド証券が販売される各国の法令を遵守するために、受益者の利益となり、または利益に反しない投資制限を随時課することができる。

### 証券金融取引

証券金融取引および再使用の透明性に関する2015年11月25日付欧州議会および理事会のEU規制2015/2365ならびに改正規制(EU)648号/2012(以下「SFTR」という。)に定義される証券金融取引に投資することは認められていない。ファンドが将来的に証券金融取引を行うことが許可される場合、あらゆる関連情報は、SFTRの第14.2条に従い英文目論見書に記載される。

### 3【投資リスク】

# (1)リスク要因

ファンドの投資は、市場リスクと市場の変動に左右されるため、投資目的が達成されないことがある。また、投資元本を割り込むことがある。具体的には、投資家は以下の点に留意する必要がある。

市場における金利の低下とその結果としての債券価格の上昇は、ファンドの純資産価格に好ましい影響を与えるが、一方、金利の上昇は、ファンドの純資産価格に好ましくない影響を及ぼす。

ハイ・イールド・ボンドは、その性格上、ボラティリティ(変動率)が高いため、価格が大きく変動する可能性があり、従って、ファンドの純資産価格のボラティリティを上昇させることがある。

ハイ・イールド・ボンドの発行体の信用力が改善された場合には、当該債券への需要が拡大し、価格が上昇する可能性がある。一方、発行体の信用力が損なわれた場合には、債券価格が下落する可能性がある。

ファンドは、投資方針および投資制限に沿って、新興国市場に投資し、政府債および特定の新興国が発行した証券を中心とした運用を行うことがある。受益者は、新興国への投資が、先進国への投資よりも高いリスクを伴うことに留意すべきである。(例えば、)当該市場への投資は、経済政策、税制、対外投資、外貨の国内還流に関する規制など、政策の変更の影響を被ることがある。

ファンドは、投資方針および投資制限に沿って、気配(価格)が提示されない証券や流動性の低い証券に投資することがある。このことは、ファンドの流動性や、受益者が償還金(売却金額)を適時に受領する能力に影響を及ぼす可能性がある。

ファンド資産の一部の高利回り債券への投資に関するリスクのほか、債券への投資に関する通常のリスクは以下の通りである。

- ・金利または市場リスク 金利の全般的な上昇には債券価額の下落をともなうことがある。 投資適格債券と高利回り債券との組み合わせからなるポートフォリオは、ファンドの金 利リスクの影響を弱めるよう意図されているが、それが達成できるという保証はない。
- ・信用リスク ファンドの保有資産のいずれであっても信用等級の下落または債務不履行(定められた 金利または元金の支払いの遅滞)の可能性があり、そのことによってファンドの収益水 準およびファンド証券の価格が下落する可能性がある。
- ・為替リスク ファンドの外貨保有は為替市場の変動により悪影響を受ける可能性がある。

## レバレッジ

ファンドが投資プロセスを通じてレバレッジにさらされる方法は、多数存在する。ファンドのレバレッジの潜在的なソースは、以下を含むが、これらに限られない。

金融派生商品

現金の借入れおよび手取金の再投資

有価証券の空売りおよび手取金の再投資

レポ契約による手取金の再投資

現金等価物として考慮されない有価証券への有価証券貸付契約の一部として受領した 担保の再投資

現金等価物として考慮されない有価証券へのOTCデリバティブ取引の一部として受領した担保の再投資

特定の形式のレバレッジがファンドに適用されるか否かは、約款および投資制限に基づく。管理会社は、AIFM法に基づき、グロスベースおよびコミットメント法ベースの両方で管轄権を有する当局および投資者にファンドのレバレッジを報告する。グロス・レバレッジは、ファンドのエクスポージャー全体を捉え、コミットメントベース・レバレッジは、投資運用会社が使用するネッティングおよびヘッジング手法を洞察する。詳述すると、コミットメントベース・レバレッジは、以下を利用することにより、ファンドのエクスポージャー全体の削減を可能にする。

ネッティング・アレンジメント:同じ原資産を参照し、その他のデリバティブ商品または有価証券ポジションを通じて取られるポジションに連動するリスクを除外することのみを目的として参加するデリバティブ商品または有価証券ポジションの取引の組み合わせ

ヘッジング・アレンジメント:必ずしも同じ原資産を参照しないが、その他のデリバティブ商品または有価証券ポジションを通じて取られるポジションに連動するリスクを相殺することのみをポジションの目的とするデリバティブ商品または有価証券ポジションの取引の組み合わせ

一般に、コミットメントベースのレバレッジは、常にファンドのグロス・レバレッジ以下である。

グロス・レバレッジの計算は、特定の金融派生商品が投資リスクを増減させるか否かを考慮しないため、ファンド内の投資リスクの実際のレベルを表章しない。

ファンドのレバレッジは、ファンドのエクスポージャーと純資産価格間の比率として表される。レバレッジ計算の両アプローチは、AIFM規則の第7条および第8条に記載される方法に従って計算される。

英文目論見書の日付時点において、管理会社がファンドを代理して使用することができる レバレッジの最大水準は、コミットメント法では1.25倍、グロス法では1.50倍である。ファン ドは、随時定められる制限を超えることを予定されていない。

## (2)リスクに対する管理体制

ファンドの目的に従って、投資運用会社は積極的にリスクを減少させ総収益を増加させることを 追求する。リスク管理手段としては以下のものがある。

- ・単一銘柄の保持によるファンドの純資産価額への影響を減少させるために行なう資産の 分散投資
- ・アナリストによる徹底した信用調査

・金利の上昇の悪影響を押さえるためまたは金利の低下による利益を利用するための資産 のデュレーション(キャッシュフロー加重の残存期間)の調節(デュレーションは、単 純な残存期間よりも金利変動に対するファンドの感応度の正確な計測手段である。)

管理会社は、ファンドのリスク特性および投資戦略を検討し、投資リスク制限を設定および監視する確立されたプロセスを有している。このプロセスは、リスク管理機能により遂行され、管理会社のリスク・流動性管理方針(以下「RLMP」という。)に記載されている。

管理会社は、特に、市場、信用、流動性、取引相手方、運営上その他の関連するリスクを含むファンドの投資戦略に関連するリスクを継続的に特定、計測、管理および監視するために、効果的なリスク管理方針および手続を実行する持続的なリスク管理機能を確立し、維持している。管理会社は、関連するリスクの特定、計測、管理および監視に関連するリスク管理方針および手続をRLMPに記載している。このRLMPは、少なくとも年に一度検討および更新され、管轄権を有する当局に提出される。

管理会社は、適切な流動性管理法を用い、ファンドの流動性リスクを監視することができる手続を採用する。管理会社は、ファンドが(例えば償還に関する)自らの義務に沿った流動性レベルを維持することおよび流動性特性および償還方針が一致していることを確保する。さらに、管理会社は、ファンドの流動性制限を設定し、ファンドの流動性特性、投資者の種類および償還方針に適切な通常の流動性条件および例外的な流動性条件に基づいて定期的にストレステストを行う。管理会社は、流動性リスク管理プロセス/方針をRLMPに記載しており、これらのプロセス/方針は、少なくとも年に一度検討され、更新される。

ファンドは、ヘッジ目的および/またはヘッジ目的以外の目的でデリバティブを利用している。 ファンドは、デリバティブについて、AIFM法に規定されるグロスおよびコミットメント法による リスク管理を行っている。コミットメント法はUCITSの手法に基づく。

### 4【手数料等及び税金】

# (1)【申込手数料】

日本国内における申込手数料は、申込金額の3.24%(税抜3.00%)以内とする。

詳しくは、販売会社または販売取扱会社に問い合わせること。

申込手数料は、購入時の商品説明、投資情報の提供、購入に関する事務手続き等の対価として販売会社に支払われる。

(注)2019年9月7日以降、申込みの取扱いは行われない。

# (2)【買戻し手数料】

日本国内における買戻し手数料は徴収されない。

### (3)【管理報酬等】

(a)管理報酬、登録・名義書換事務代行、所在地事務代行、支払事務代行および管理事務代 行報酬、投資運用報酬、代行協会員報酬

管理会社、投資運用会社、副投資運用会社、副投資顧問会社および日本における代行協会員は、定期的に報酬を受領する権利を有するが、その総額は、当該期中の日々のファンドの平均純資産総額の年率1.5%を超えることはできない。

管理会社は、ファンドの管理および運営業務の対価として、ファンド資産から年間10万ドルまたは、月末毎に当該月中のファンド資産の日々の平均純資産総額の年率0.90%の高い方の金額を管理報酬として受領する。管理会社は、管理会社の資産から投資運用報酬ならびに登録・名義書換事務代行、所在地事務代行、支払事務代行および管理事務代行報酬を支払う。

投資運用会社は、四半期毎に管理会社の資産から報酬を受領する。投資運用報酬は、投資運用業務の対価として投資運用会社に支払われる。副投資運用会社および副投資顧問会社は、投資運用会社から報酬を受領する。

管理会社は、登録・名義書換事務代行会社、所在地事務代行会社、支払事務代行会社および管理事務代行会社に対して、管理会社の資産から登録・名義書換事務代行、所在地事務代行、支払事務代行および管理事務代行報酬を支払う。当該報酬は、登録・名義書換代行会社、所在地事務代行会社、支払事務代行会社および管理事務代行会社として行う、ファンドの受益証券の発行および買戻し、受益証券1口当り純資産価格の計算および報告、会計ならびにその他の管理事務代行業務等の対価として、登録・名義書換事務代行会社、所在地事務代行会社、支払事務代行会社および管理事務代行会社に支払われる。

代行協会員は、ファンドから、四半期毎に当該四半期中のファンド資産の日々の平均純資産総額の年率0.50%の報酬を受領する。また、ファンドは、代行協会員が負担した合理的な額の実費を支払う。代行協会員報酬は、受益証券に関する目論見書の配布、その基準価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の配布等の業務の対価として、代行協会員に支払われる。代行協会員は、当該報酬のうち一部を販売取扱会社に支払うことがある。

2019年3月31日に終了した会計年度中の管理報酬は236,467ドル(このうち管理会社は投資運用報酬として185,561ドルならびに登録・名義書換事務代行、所在地事務代行、支払事務代行および管理事務代行報酬として50,906ドルを支払った。) および代行協会員報酬は131,371ドルであった。

### (b) 保管報酬

保管受託銀行は、ルクセンブルグでの慣行に従い、ファンドの純資産価格に応じて、逓減方式に基づき年率0.017%から0.0005%の保管報酬を、毎月、ファンド資産から受領する。当該報酬は評価日毎に計算され発生し、毎月後払いで、書面での同意に基づき適宜支払われる。また保管受託銀行は、電話、テレックス、電報および郵便費用を含むがこれに限定されるものではない保管受託銀行のすべての合理的な支出および立替費用を、ファンド資産から受領する権利を有し、ファンド資産の保管が委託される銀行および他の金融機関の通常の保管料は、ファンドが負担する。ファンドがAIFMDを遵守することによるさらなる負担を前提として、保管受託銀行は、ファンドが支払う毎年2,000米ドルの定額報酬をさらに受領する権利を有する。保管報酬は、有価証券の保管、引渡しおよび登録等ファンド資産の保管業務ならびにファンド約款および法規則に基づく義務の範囲内でのファンド資産の管理および受益者の利益の保護業務の対価として、保管受託銀行に支払われる。

2019年3月31日に終了した会計年度中の保管報酬は1,037ドルであった。

### 報酬

管理会社は、AIFM法に従い、報酬方針を策定している。関連する開示は、AIFM法に従い、該当する場合は財務諸表においてなされるものとする。

### (4)【その他の手数料等】

ファンドはその他以下の費用を負担する。

- ( )ファンド資産および収益に課される一切の税金。
- ( )ファンドの組入証券に関し、取引上支払うべき通常の手数料。
- ( ) 受益者の利益のための業務執行中に管理会社または保管受託銀行が支払った法律関係費用。
- ( ) 受益証券券面の印刷費用
  - ( )・ファンドまたはファンド証券の販売に関し管轄権を有する一切の監督当局(各地の証券業協会を含む。)への約款ならびに届出書、目論見書および説明書等ファンド に関するその他一切の書類を作成し提出する費用。
    - ・上記監督当局の所轄する適用法令のもとで要求される年次報告書、半期報告書およびその他の諸報告書等を実質上の受益者を含む受益者の利益のために必要とされる 言語で作成しかつ配布する費用。
    - ・会計、記帳および毎日の純資産価格計算に要する費用。
    - ・受益者への通知・公告を作成しかつ配布する費用。
    - ・弁護士および監査人の報酬。
    - ・以上に類似するその他すべての管理費用。
    - ・一切の広告宣伝費およびファンド証券の募集または販売に関して直接生じたその 他の費用。

2019年3月31日に終了した会計年度中の当該その他の費用は76,382ドルであった。

すべての経常費は、まずインカム・ゲインから控除され、次いでキャピタル・ゲイン、ファンド資産の順序で控除される。その他の経費は3年を超えない期間にわたり償却することができる。

## 取引手数料および投資リサーチ

組入証券に関係する取引を執行するためのブローカー - ディーラーを選択する際、投資運用会社、副投資運用会社および管理会社は、「最良執行」を提供するブローカー - ディーラーを探すという信用上および規制上の義務を負う。

価格は、どの企業が「最良執行」を提供するかを判断する際に評価すべき唯一の要素ではないため、提供される仲介サービスの価値に対する支払手数料が妥当であると投資運用会社が誠実に判断する場合、投資運用会社および/または副投資運用会社は、より高額な取引手数料を課すブローカー・ディーラーを選択することができる。

投資運用会社および副投資運用会社は、独立した提供者およびブローカー - ディーラーから、投資意思決定プロセスを助けることを目的とした株式および債券のリサーチ(すなわち「第三者リサーチ」)を取得することができる。

通常、投資運用会社およびその副投資運用会社の債券投資スタッフが利用する第三者リサーチに対しては、投資運用会社およびその副投資運用会社が直接支払いを行う。

投資運用会社およびその副投資運用会社に適用される規制制度が異なるため、投資運用会社および副投資運用会社の株式投資スタッフが利用する第三者リサーチに対する支払いに関して、異なる手法が用いられる。投資運用会社は、自己が取得する第三者リサーチに対して直接支払いを行うため、執行に限定した価格でブローカーと取引を行う。その結果、投資運用会社が直接投資運用決定を行うファンド(または当該ファンドの一部)について、当該ファンドは、投資運用会社が使用した第三者リサーチに対する支払いを行わない。副投資運用会社は、自己の株式投資スタッフが利用した第三者リサーチに対して取引手数料により支払いを行うが、アンバンドリングされた手法を用いる。これらの事業体は、リサーチを取得するために、リサーチ予算を立て、手数料配分の取決め(CSA)を用いる。CSAのないブローカーと取引する際、または、関連する期間についてリサーチ予算を満たしている場合、取引は、執行に限定して行われる。この手法の結果、リサーチ予算を満たした後にファンドの受益者となる投資者は、当該期間についてのファンドのリサーチ費用には拠出しない。リサーチ費用は、ファンドにとって重要ではないと予想されている。リサーチは、必ずしも特定のCSAに拠出する全てのファンドに利益をもたらすとは限らない可能性がある。

投資運用会社および副投資運用会社(該当する場合)は、自己が投資の裁量権を有する各ファンドにより支払われたリサーチ費用に関して、管理会社の取締役会に対して定期的に報告書を提出する。

### (5)【課税上の取扱い】

2019年7月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (2) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (3) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)(2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%))の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。

日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等(租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。)の譲渡損失(繰越損失を含む。)との損益通算が可能である。

- (4)日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等(所得税法別表第一に掲げる内国法人をいう。以下同じ。)または金融機関等を除く。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される(2038年1月1日以後は15%の税率となる。)。
- (5)日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合(他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。)は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡益(譲渡価額から取得価額等を控除した金額(邦貨換算額)をいう。以下同じ。)に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)(2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%))の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

- (6)日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。
- (7)日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調 書が税務署長に提出される。
- (注)日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (2) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (3)国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)(2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%))の税率による源泉徴収が行われる。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失(繰越損失を含む。)との損益通算が可能である。

- (4)日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等を除く。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される(2038年1月1日以後は15%の税率となる。)。
- (5)日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合(他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。)は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)(2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%))の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

- (6)日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。
- (7)日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調 書が税務署長に提出される。
- (注)日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ない。

本書の日付現在では、ファンドは、税法上、公募外国公社債投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

税制等の変更により上記 ないし に記載されている取扱いは変更されることがある。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

### 米国外国口座税務コンプライアンス法(以下「FATCA」という。)に基づく報告および源泉徴収

FATCA により、米国で創設された外国の法主体に対する一定の支払いに対し、30%の源泉徴収税が賦課される。ただし、例外規定が適用される場合を除く。かかる源泉徴収税の段階的導入は、以下のとおりである。

固定の、または、決定可能な年間収益または定期的な収益:2014年7月1日

米国源泉の収益を生じる可能性がある、財産の売却またはその他処分から生じた手取金:2019年1月1日 ある外国金融機関から他の外国金融機関に対するか、または、他の外国の法主体に対する一定の支払い: 2019年1月1日以降

ファンドは、FATCA 上「外国金融機関」とみなされ、ルクセンブルグおよび米国間のモデル1政府間契約(IGA)を遵守する予定である。ファンドは、FATCA 源泉徴収税の対象とならないことが予想されている。ただし、施行に関する法令が依然として発布されていないため、また、FATCAの範囲および適用(情報報告の側面を含む。)が引き続き複数の政府による検討および変更の対象であるため、ファンドの事実上のFATCA 源泉徴収税上の地位は、まだ確実には分かっていない。投資前の特定の状況に対するFATCA の適用に関し、税務アドバイザーに連絡を取ることを勧める。

FATCA により、ファンドは、適用あるFATCA 規則を遵守しないか、または、IGAに基づき要求されるすべての情報を提供しない特定の米国投資家、米国被支配投資家および非米国投資家に関する特定の口座情報(所有者の詳細、保有および分配に関する情報を含む。)を収集することを義務付けられる。これに関し、各受益者は、申込書において、ファンドまたはその代理人の要求に応じて要求される情報を提供する旨に同意する。IGAに基づき、かかる情報は、ルクセンブルグの税務当局に報告される場合があり、当該当局は、その後かかる情報を米国内国歳入庁と共有する場合がある。

2019年1月1日から、要求されるあらゆるFATCA 関連情報を提供しない受益者は、買戻しまたは配当金支払いのすべてまたは一部につき30%の源泉徴収税の対象となる場合がある。

# 5【運用状況】

# (1)【投資状況】

# 資産別および地域別の投資状況

(2019年6月末日現在)

資産の種類	国 名	時価合計(ドル)	投資比率(%)
	アメリカ合衆国	17,953,507	65.17
	アイルランド	1,696,582	6.16
	イギリス	1,236,395	4.49
	オランダ	1,102,276	4.00
	カナダ	624,815	2.27
	デンマーク	430,622	1.56
	イタリア	424,160	1.54
	オーストラリア	414,582	1.50
	中国	409,327	1.49
公 社 債	バミューダ	373,731	1.36
	スイス	358,571	1.30
	ルクセンブルグ	285,115	1.03
	ケイマン諸島	274,695	1.00
	イスラエル	251,076	0.91
	ドイツ	238,824	0.87
	チリ	210,942	0.77
	インドネシア	210,662	0.76
	ブラジル	201,333	0.73
	小計	26,697,215	96.91
現金・その他の	· 資産(負債控除後)	850,705	3.09
É	計	27,547,919	100.00
(純	(純資産総額)		100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

# (2)【投資資産】 【投資有価証券の主要銘柄】

(2019年6月末日現在)

						投資			
順位	銘柄	国名   償還日   利率   額面金	■ 額 由 余 額 ▮	額面金額			比率		
<u> </u>		(発行地)		(年/月/日)	(%)		取得価額	時価	(%)
1	UNITED STATES OF AMERICA BOND FIXED 4.375%	アメリカ 合衆国	公社債	2039 / 11 / 15	4.375	603,941 ドル	596,199	603,941	2.19
2	VEREIT OPERATING PARTNERSHIP LP CALLABLE NOTES	アメリカ 合衆国	公社債	2026 / 06 / 01	4.875	565,509 ドル	535,364	565,509	2.05
3	AMERICAN AIRLINES 2016-1 CLASS B PASS THROUGH	アメリカ 合衆国	公社債	2025 / 07 / 15	5.250	513,765 ドル	510,521	513,765	1.86
4	MATCH GROUP INC CALLABLE NOTES FIXED 5%	アメリカ合衆国	公社債	2027 / 12 / 15	5.000	506,825 ドル	476,842	506,825	1.84
5	VISTRA OPERATIONS CO LLC CALLABLE NOTES FIXED	アメリカ 合衆国	公社債	2027 / 02 / 15	5.625	476,492 ドル	460,410	476,492	1.73
6	PERRIGO FINANCE UNLIMITED CO CALLABLE NOTES FIXED	アイルラ ンド	公社債	2026 / 03 / 15	4.375	470,799 ドル	462,293	470,799	1.71
7	BOARDWALK PIPELINES LP CALLABLE NOTES FIXED 4.95%	アメリカ 合衆国	公社債	2024 / 12 / 15	4.950	448,659 ドル	423,708	448,659	1.63
8	EXPEDIA GROUP INC CALLABLE NOTES FIXED 3.8%	アメリカ 合衆国	公社債	2028 / 02 / 15	3.800	440,994 ドル	416,561	440,994	1.60
9	DANSKE BANK A/S MEDIUM TERM NOTE FIXED 5.375%	デンマー ク	公社債	2024 / 01 / 12	5.375	430,622 ドル	414,616	430,622	1.56
10	NXP BV / NXP FUNDING LLC CALLABLE NOTES FIXED	オランダ	公社債	2023 / 06 / 01	4.625	422,496ドル	410,000	422,496	1.53
11	GOLDMAN SACHS GROUP INC/THE CALLABLE NOTES FIXED	アメリカ 合衆国	公社債	2027 / 01 / 15	5.950	415,311 ドル	392,641	415,311	1.51
12	AIB GROUP PLC CALLABLE BOND VARIABLE 10/APR/2025	アイルラ ンド	公社債	2025 / 04 / 10	4.263	412,108 ドル	401,604	412,108	1.50
13	BAUSCH HEALTH COS INC CALLABLE NOTES FIXED 5.75%	カナダ	公社債	2027 / 08 / 15	5.750	409,594ドル	402,876	409,594	1.49
14	T-MOBILE USA INC CALLABLE NOTES FIXED 5.375%	アメリカ 合衆国	公社債	2027 / 04 / 15	5.375	407,221 ドル	393,524	407,221	1.48
15	CENTENE CORP CALLABLE NOTES FIXED 5.375%	アメリカ 合衆国	公社債	2026 / 06 / 01	5.375	400,549 ドル	398,348	400,549	1.45
16	MICRON TECHNOLOGY INC CALLABLE NOTES FIXED 4.64%	アメリカ 合衆国	公社債	2024 / 02 / 06	4.640	389,561 ドル	382,976	389,561	1.41
17	ANGLO AMERICAN CAPITAL PLC CALLABLE NOTES FIXED	イギリス	公社債	2025 / 05 / 14	4.875	382,301ドル	355,160	382,301	1.39
18	GLP CAPITAL LP / GLP FINANCING II INC CALLABLE	アメリカ 合衆国	公社債	2025 / 06 / 01	5.250	381,034 ドル	360,620	381,034	1.38
19	MPT OPERATING PARTNERSHIP LP / MPT FINANCE CORP	アメリカ 合衆国	公社債	2026 / 08 / 01	5.250	373,680 ドル	353,669	373,680	1.36
20	VODAFONE GROUP PLC CALLABLE NOTES FIXED 5%	イギリス	公社債	2038 / 05 / 30	5.000	363,055ドル	321,249	363,055	1.32
21	SYNGENTA FINANCE NV CALLABLE NOTES FIXED 4.441%	スイス	公社債	2023 / 04 / 24	4.441	358,571ドル	345,000	358,571	1.30
22	FIDELITY NATIONAL FINANCIAL INC CALLABLE NOTES	アメリカ 合衆国	公社債	2028 / 08 / 15	4.500	352,986 ドル	332,711	352,986	1.28
23	BUNGE LTD FINANCE CORP CALLABLE NOTES FIXED 3.75%	バミュー ダ	公社債	2027 / 09 / 25	3.750	343,513 ドル	324,342	343,513	1.25
24	CHENIERE CORPUS CHRISTI HOLDINGS LLC CALLABLE	アメリカ 合衆国	公社債	2027 / 06 / 30	5.125	342,748 ドル	321,236	342,748	1.24
25	SABINE PASS LIQUEFACTION LLC CALLABLE NOTES FIXED	アメリカ 合衆国	公社債	2027 / 03 / 15	5.000	338,990ドル	318,595	338,990	1.23
26	ANHEUSER-BUSCH INBEV WORLDWIDE INC CALLABLE NOTES	アメリカ 合衆国	公社債	2049 / 01 / 23	5.550	328,872 ドル	273,469	328,872	1.19
27	EAGLE MATERIALS INC CALLABLE NOTES FIXED 4.5%	アメリカ 合衆国	公社債	2026 / 08 / 01	4.500	308,766ドル	304,468	308,766	1.12
28	FIRST AMERICAN FINANCIAL CORP CALLABLE NOTES FIXED	アメリカ 合衆国	公社債	2024 / 11 / 15	4.600	288,569ドル	274,063	288,569	1.05
29	CVS HEALTH CORP CALLABLE NOTES FIXED 5.05%	アメリカ 合衆国	公社債	2048 / 03 / 25	5.050	286,694 ドル	269,255	286,694	1.04
30	ARCELORMITTAL CALLABLE NOTES FIXED 4.55%	ルクセン ブルグ	公社債	2026 / 03 / 11	4.550	285,115ドル	270,544	285,115	1.03
_									

# 【投資不動産物件】

該当事項なし(2019年6月末日現在)。 【その他投資資産の主要なもの】 該当事項なし(2019年6月末日現在)。

# (3)【運用実績】

# 【純資産の推移】

ファンドの下記会計年度末および2019年6月末日前1年以内における各月末の純資産の推移は次のとおりである。

	純資産総額		一口当りの	純資産価格
	千ドル	百万円	ドル	円
第12会計年度末				
(2010年3月31日)	94,286	10,163	9.05	975
第13会計年度末				
(2011年3月31日)	81,235	8,756	9.37	1,010
第14会計年度				
(2012年3月31日)	72,991	7,868	9.82	1,058
第15会計年度				
(2013年3月31日)	79,258	8,543	10.32	1,112
第16会計年度				
(2014年3月31日)	65,641	7,075	10.14	1,093
第17会計年度				
(2015年3月31日)	58,836	6,342	10.49	1,131
第18会計年度				
(2016年3月31日)	28,975	3,123	9.95	1,073
第19会計年度				
(2017年3月31日)	29,704	3,202	10.19	1,098
第20会計年度末				
(2018年3月31日)	27,839	3,001	10.07	1,085
第21会計年度末				
(2019年3月31日)	26,787	2,887	10.18	1,097
2018年7月末日	26,635	2,871	9.93	1,070
8月末日	26,689	2,877	9.96	1,074
9月末日	26,295	2,834	9.90	1,067
10月末日	25,442	2,742	9.71	1,047
11月末日	25,199	2,716	9.63	1,038
12月末日	25,413	2,739	9.67	1,042
2019年 1 月末日	25,976	2,800	9.90	1,067
2月末日	26,045	2,807	9.99	1,077
3月末日	26,787	2,887	10.18	1,097
4月末日	26,518	2,858	10.23	1,103
5月末日	26,899	2,899	10.28	1,108
6月末日	27,548	2,969	10.54	1,136

(注)ファンドは、1998年3月27日から運用を開始した。

# 【分配の推移】

会計年度	一口当りの分配金
第12会計年度	0.412 5    . (.44.41   )
(2009年4月1日-2010年3月31日)	0.412ドル (44.41円)
第13会計年度	0.279 11 (40.74 111)
(2010年4月1日-2011年3月31日)	0.378ドル(40.74円)
第14会計年度	0.224 12 11 (24.02 111)
(2011年4月1日-2012年3月31日)	0.324ドル (34.92円)
第15会計年度	0.257ドル (27.70円)
(2012年4月1日 2013年3月31日)	0.237 [ 7) ( 27.70[ 3 )
第16会計年度	0.248ドル ( 26.73円 )
(2013年4月1日 2014年3月31日)	0.248177 (20.7313)
第17会計年度	0.264 \$11. ( 29.46 !! )
(2014年4月1日 2015年3月31日)	0.264ドル (28.46円)
第18会計年度	0.264 1 1 ( 29.46 11 )
(2015年4月1日 2016年3月31日)	0.264ドル (28.46円)
第19会計年度	0.264ドル (28.46円)
(2016年4月1日-2017年3月31日)	0.204 [7) ( 28.40[] )
第20会計年度	0.264 \$11. (29.46    )
(2017年4月1日-2018年3月31日)	0.264ドル (28.46円)
第21会計年度	0.201 [2] (.21.27]
(2018年4月1日-2019年3月31日)	0.291ドル (31.37円)

	一口当りの分配金の宣言 (2017年7月~2019年6月)				
2017年7月	0.022ドル (2.37円)	2018年7月	0.025ドル ( 2.69円 )		
8月	0.022ドル (2.37円)	8月	0.025ドル ( 2.69円 )		
9月	0.022ドル (2.37円)	9月	0.025ドル (2.69円)		
10月	0.022ドル (2.37円)	10月	0.025ドル (2.69円)		
11月	0.022ドル (2.37円)	11月	0.025ドル (2.69円)		
12月	0.022ドル (2.37円)	12月	0.025ドル ( 2.69円 )		
2018年1月	0.022ドル (2.37円)	2019年1月	0.025ドル (2.69円)		
2月	0.022ドル (2.37円)	2月	0.025ドル (2.69円)		
3月	0.022ドル (2.37円)	3月	0.025ドル (2.69円)		
4月	0.022ドル (2.37円)	4月	0.025ドル ( 2.69円 )		
5月	0.022ドル (2.37円)	5月	0.025ドル (2.69円)		
6月	0.022ドル ( 2.37円 )	6月	0.025ドル ( 2.69円 )		

<sup>(</sup>注)上記は各月に宣言された分配金の金額であり、財務書類の注記に記載の支払分配金の値とは異なる場合がある。

# 【収益率の推移】

会計年度	収益率(注)	
第12会計年度	+ 24.99%	
(2009年4月1日-2010年3月31日)	+ 24.99%	
第13会計年度	+ 7.71%	
(2010年4月1日-2011年3月31日)	+ 7.7170	
第14会計年度	+ 8.26%	
(2011年4月1日-2012年3月31日)	+ 8.26%	
第15会計年度	+ 7.71%	
(2012年4月1日 2013年3月31日)	+ 7.7170	
第16会計年度	+ 0.66%	
(2013年4月1日 2014年3月31日)	1 0.00 70	
第17会計年度	+ 6.06%	
(2014年4月1日 2015年3月31日)	0.0070	
第18会計年度	2.63%	
(2015年4月1日 2016年3月31日)	2.0370	
第19会計年度	+ 5 0706	
(2016年4月1日-2017年3月31日)	+ 5.07%	
第20会計年度	+ 1.41%	
(2017年4月1日-2018年3月31日)	₹ 1.41 %	
第21会計年度	3.98%	
(2018年4月1日-2019年3月31日)	3.9070	

(注)収益率(%)=100x(a-b)/b

- a = 当該会計年度末の一口当りの純資産価格(当該会計年度の分配金の合計額を加えた額)
- b = 当該会計年度の直前の会計年度末の一口当りの純資産価格(分配落の額)

# (4)【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度中の販売および買戻しの実績、ならびに各会計年度末現在の発行済口数は次のとおりである。

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第12会計年度 (2009年4月1日 - 2010年3月31日)	169,000 (169,000)	2,060,700 (2,060,700)	10,422,700 (10,422,700)
第13会計年度 (2010年4月1日 - 2011年3月31日)	406,400 ( 406,400 )	2,159,100 (2,159,100)	8,670,000 ( 8,670,000 )
第14会計年度 (2011年4月1日 - 2012年3月31日)	505,900 (505,900)	1,743,000 (1,743,000)	7,432,900 (7,432,900)
第15会計年度 (2012年4月1日 - 2013年3月31日)	1,570,300 (1,570,300)	1,325,400 (1,325,400)	7,677,800 (7,677,800)
第16会計年度 (2013年4月1日 - 2014年3月31日)	14,500 (14,500)	1,216,550 (1,216,550)	6,475,750 (6,475,750)
第17会計年度 (2014年4月1日 - 2015年3月31日)	27,700 (27,700)	894,000 (894,000)	5,609,450 (5,609,450)
第18会計年度 (2015年4月1日 - 2016年3月31日)	29,800 (29,800)	2,727,000 (2,727,000)	2,912,250 (2,912,250)
第19会計年度 (2016年4月1日 - 2017年3月31日)	1,463,000 (1,463,000)	1,460,900 (1,460,900)	2,914,350 (2,914,350)
第20会計年度 (2017年4月1日- 2018年3月31日)	86,200 (86,200)	235,300 (235,300)	2,765,250 (2,765,250)
第21会計年度 (2018年4月1日 - 2019年3月31日)	82,900 (82,900) 7内における販売。	216,800 (216,800)	2,631,350 (2,631,350)

(注)()の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。

## 第2【管理及び運営】

# 1【申込(販売)手続等】

(a)海外における販売

(注)2019年9月7日以降、申込みの取扱いは行われない。

ファンド証券は、買付代金が保管受託銀行によって下記の期間内に受領された場合に、管理会社によって、記名式で発行される。

受益者が券面の受領を選択しない限り、受益権の確認書のみが送付される。券面(発行されている場合)および確認書は、保管受託銀行の払込受領後に、管理会社またはその指図人によって交付される。

ファンド証券はすべて同一種類である。

ファンド証券は、ルクセンブルグおよびニューヨークにおける銀行営業日(「評価日」)に発行されるが、管理会社は後述の記載に従いその裁量で、一時的に発行を停止する権利を有する。

各券面(発行されている場合には)には管理会社および保管受託銀行の署名が必要であるが、当該両署名はファクシミリによることができる。受益者は、券面を要求しない場合は、券面の発行を請求しなかったものとみなされ、代わりに受益者である旨の確認書が発行される。

最低販売口数は100口で、販売は100口単位である。

ファンド証券一口当りの販売価格は、当該申込みを受領した評価日のファンド証券の一口当り純資産価格に当該証券を販売した銀行および金融機関に支払われる一口当りの純資産価格の3%以下の販売手数料を加えた額である。

ルクセンブルグ時間正午までに受領された買付注文は、当該評価日に処理される。正午以降に受領された買付注文は、翌評価日に受諾されたものとみなされる。

買付代金の支払は、保管受託銀行の指図人に対する電信送金により、申込みが受領された日から 起算し4評価日以内にドルで行う。ただし、第4評価日目にドル送金の決済ができない場合、ドル 送金決済が可能な直後の日に支払を行うことができる。

日本国居住者である投資家によるファンド証券の買付申込は、日本語の目論見書に記載された条件に従い、日本における販売会社を通じてなされなければならない。日本語の目論見書の写しは、 有価証券届出書に記載されている日本における販売会社の営業所で入手できる。

管理会社は、その裁量において、特定の国および地域に居住する個人または設立された法人に対し、ファンド証券の発行を停止し、完全に中止し、または制限することができる。管理会社は、受益者全体およびファンドの保護のために必要な場合には、特定の個人または法人のファンド証券の取得を禁止することができる。

EU加盟国では公衆に対してはファンド証券の販売活動は行われない。

ファンド証券の買戻しおよび転換は投資目的のためのみになされるべきであり、売買利益を発生させるためにするものではない。管理会社はマーケットタイミングや過剰な取引の実行(以下「過剰な取引の実行」という。)を認めず、またかかる活動からファンドを守るための方針を構築してきた。過剰な取引の実行は、ポートフォリオの投資運用への混乱、ファンドの費用の上昇、およびファンドの業績への悪影響を引き起こすことがある。

管理会社は、90暦日期間内にファンドに関する二回以上の買戻しと買付けまたは買付けと買戻しを、ファンドに対して直接または仲介業者を介して間接的に取引をする者に主に注目して、過剰な取引の実行を検討する基準を通常適用する。この点において、管理会社は共同保有や共同管理下にある複数の口座のため成立する取引を考慮に入れる。

この方針は、資産配分決定によってなされるリバランスの取引の保証を意図するものではない。また管理会社は、ある種の取引は短期売買の検討材料によって動機付けされるものではないと認識しており、それ故、一定の取引を規制するための方針を、指定の管理会社代表の承認の下、免除することがある。さらに管理会社は、販売会社が顧客の総取引を反映する日々の買戻しおよび/または販売取引を頻繁に行うことも理解している。しかしそのような状況下では、管理会社は販売会社の個々の顧客の取引活動を常に監視することはできないので、販売会社が過剰な取引活動を認識したときにかかる行為をできる限り報告することを望む。

すべての事例において、管理会社は過剰な取引への方針の不履行があったかどうかの決定につき 責任を負う。初めは管理会社からの警告の通知が出され、さらには潜在的な受益者による取引へ の規制を、以下の方針に基づき課すこともある。

## 管理会社は、

- (1)管理会社がファンドの保護のため必要であると判断した場合、管理会社の見解において投資家が過剰な取引に関わっている、過剰な取引への経歴がある、または投資家の取引が受益者またはファンドに悪影響を及ぼすかもしれない場合、ファンド証券の申込みをその裁量において拒否することができる。この点において、管理会社は共同保有や共同管理下にある複数の口座のため成立する取引を考慮に入れる。また、
- (2)ファンド証券の購入または保有を禁止された受益者が保有するファンド証券をいつでも、または管理会社の見解において、受益者が過剰な取引に関わっているまたは関わってきているとき、買戻すことができる。

管理会社またはファンドは、命令の拒否または強制買戻しによって引き起こされる損益に対して 責任を負わされることはない。

ファンド証券または確認書は、買付代金の支払日後、ルクセンブルグにおける7銀行営業日以内に、管理会社または保管受託銀行の事務所において、申込者またはその取引銀行に交付される。 管理会社は、ファンド証券を分割または併合することができる。

## マネーロンダリング防止およびテロリストによる資金調達への対抗策

金融セクターに関する1993年4月5日付ルクセンブルグ法(改正済)、マネーロンダリングおよびテロリストによる資金調達への対抗策に関する2004年11月12日付ルクセンブルグ法(改正済)、マネーロンダリング防止およびテロリストによる資金調達への対抗策に関する法的枠組みを強化する2010年10月27日法、規制の枠組みの法的拘束力のある強化を実施する2012年12月14日付CSSF規則12-02号ならびにその他の者に適用されるCSSFの通達(CSSF通達13 / 556、11 / 529、11 / 528、10 / 486および10 / 484(改正済)を含むが、これらに限られない。)に基づき、ファンドおよびその管理会社に対し、投資資金のマネーロンダリングおよびテロリストによる資金調達の目的による使用を防止するための対策を講じる義務が課されている。

したがって、管理会社は、ファンドのすべての投資予定者および投資対象の経済的受益者(以下「実質的所有者」という。)を特定するための手続きを確立した。

あらゆる関連法令を遵守するため、ファンドの投資予定者は、申込書と共に一切の必要な身元確認書類を提出すべきである。

身元確認の義務は、以下を行うことにより充足することができる。

自然人:パスポートまたは独立した公証人、独立した会計人もしくは独立した弁護士 (家族でない者および/または会社の従業員でなければならない。)により、当該自然

人の居住国の認可機関による真正な写しであると適法に証明された、同様の政府発行 身分証明書の写しを提供すること

- 法人:規制を受けている旨の証明書、公認証券取引所の会員証、設立証明書、会社基本定款 / 付属定款またはその他の設立文書(場合に応じて)等の文書に加え、法主体の所有者またはその他の実質的所有者に関しては、自然人に対して要求される文書を提供すること

実質的所有者の身元確認は、ファンドの受益証券を直接購入する場合または仲介業者を通じて間接的に購入する場合に発生する。

投資家は、また、更新した文書を定期的に提供することを義務付けられる。

管理会社および/またはそのいずれかの代理人は、よりリスクが高い場合に必要とされることがある追加の情報および文書(例えば、財産の源および資金源を証明するもの)を求める権利または適用ある法令を遵守する権利を留保する。

ファンドに投資することにより、投資家は要求される文書を提供することに同意する。要求される文書を提供しないことにより、投資の遅れまたは売却手取金の留保が生じる可能性がある。 管理会社またはその代理人に提供されたかかる情報は、マネーロンダリング防止およびテロリストによる資金調達対抗策を遵守する目的で収集され、かつ、取り扱われる。

身元確認に関する義務は、以下の場合において、ファンド、管理会社またはその代理人により放棄されることがある。

- 申込みが、マネーロンダリング防止に関して適用あるルクセンブルグの法律に基づき要求され、金融仲介機関が負う義務と同等の身元確認に関する義務を投資家に課す規制 当局により監督される金融仲介機関により行われた場合
- 申込みが、マネーロンダリング防止に関して適用あるルクセンブルグの法律に基づき要求される義務と同等の身元確認に関する義務を投資家または譲受人に課す規制当局より親会社が監督される金融仲介機関により行われる場合であって、親会社に適用される法律またはグループの方針により、その子会社または支社に同等の義務が課された場合

## データ保護

申込書に記載される、投資家の一切の個人データ(以下「本データ」という。)およびファンドおよび/または管理会社もしくはその代理人との取引関係において収集された一切の追加の個人データは、適用ある法令に従い、ファンド、管理会社およびティー・ロウ・プライス・グループのその他の会社(ルクセンブルグ国外および/またはEU域外(米国を含む。)において設立されることがある。)、保管受託銀行ならびにこれらにサービスを提供する一切のその他の第三者により、収集され、記録され、保管され、改変され、移転またはその他処理され、かつ、使用される(以下「処理される」という。)ことができる。かかる本データは、特に、口座管理、取引関係の発展、マネーロンダリング防止およびテロリストによる資金調達対抗策の特定、納税者識別(これらに限らない。)の目的上処理されるものとする。

本データは、必要に応じて、共通報告基準に関する指令、FATCA または類似の法令(例えば、OECDの水準に基づく法令)の目的上処理されるものとし、また、許可される範囲におい

て、ルクセンブルグの法令および一切のその他の現地適用法令に定められる条件に基づき処理されるものとする。

かかる目的のため、本データは、(i)ファンドに関連する活動を支援するために管理会社により 選定される会社(例えば名義書換代理人)および(ii)ルクセンブルグおよびその他の法域に おける政府機関または規制機関(税務当局、会計監査人および会計士を含む。)等の第三者 に対して移転されることができる。

ファンドの受益証券を申し込むことおよび/または保有することにより、投資家は、自らの本データの処理および特に、上記の当事者らによる当該本データの開示および処理に対して 同意したものとみなされる。

投資家は、上記の当事者らが、本データがルクセンブルグのデータ保護法による保護と同水準の保護を受けることができない可能性があるEU域外(例えば米国(ただし、これに限らない。))の国に所在する可能性があることを了解し、これに同意する。

投資家は、本データが誤っているか、または、不完全である場合に、本データを入手する権利 およびこれを訂正する権利を有する。

ファンドおよび/または管理会社は、FATCA 遵守の目的上、米国人(以下に定義する。)および/または不参加FFIに関する個人データを、かかる個人データを米国の内国歳入庁に移転することができるルクセンブルグの税務当局に開示するよう要求されることがある。

# 米国およびカナダの投資家に適用される取得制限

カナダの法律に従い、カナダの居住者および国民に対しては、ファンド証券の募集または申 込みの取扱いをすることはできない。

ファンド証券は、1933年米国証券法(改正済)またはいずれかの州の証券法に基づき登録されておらず、管理会社は、1940年米国投資会社法(改正済)に基づき登録されておらず、また、登録される予定もない。したがって、米国の証券法または商品法に違反することなくファンド証券を割り当てることができると管理会社が納得しない限り、ファンド証券は、直接的にも間接的にも、アメリカ合衆国またはその領土もしくは属領もしくはその管轄権に服する地域において、または、米国人(以下「米国人」という。)に対してもしくはその利益のために、募集または販売することはできない。この目的上、米国人は以下のすべてを意味するものとする。

- (i) 1986年米国内国歳入法(改正済)(以下「歳入法」という。)に定義される「米国人」。 すなわち、(a)米国の国民または居住者、(b)米国においてまたは米国もしくはいずれか の州もしくはコロンビア特別区の法律に基づき創設または設立されたパートナーシップ、(c)米国においてまたは米国もしくはいずれかの州もしくはコロンビア特別区の法律に基づいて創設または設立された法人、(d)財団(歳入法に定義される「外国の財団」を除く。)、または(e)信託で、(1)米国内の裁判所が信託の管理に対して一次的な監督権を行使することができ、かつ、(2)一または複数の米国の受託者が信託のすべての重要な決定を管理する権限を有するもの。歳入法の定義において、「外国の財団」とは、「米国内での取引または事業の実施と事実上関連していない米国外の源泉による所得を歳入法に基づく総所得に含むことができない財団」をいう。
- (ii) 1933年米国証券法(改正済)(以下「1933年法」という。)のルール902に定義される「米国人」。すなわち、(a)米国に居住する自然人、(b)米国の法律に基づき組織または設立されたパートナーシップまたは法人、(c)遺言執行者または遺産管理人が米国人であ

る財団、(d)受託者が米国人である信託、(e)米国に所在する外国の法主体の代理店または支店、(f)米国人の利益のためにまたは米国人の勘定でディーラーまたはその他の受認者により保有される非一任勘定または類似の勘定(信託または財団を除く。)、(g)米国において組織され、設立されたかまたは(個人の場合は)米国に居住するディーラーまたはその他の受認者により保有される一任勘定または類似の勘定(信託または財団を除く。)、または(h)パートナーシップまたは法人で、(1)外国の法域の法律に基づき組織または設立され、かつ、(2)1933年法に基づき登録されていない証券に投資することを主な目的として米国人により設立されたもの。ただし、自然人、財団または信託ではない「適格投資家」(1933年法のレギュレーションDに定義される。)により組織または設立され、かつ、所有されている場合を除く。

- (iii) 米国商品取引所法(以下「CEA」という。)第4.7条に定義される「非米国人」に該当しない者。「非米国人」とは、以下をいう。(a)米国の居住者ではない自然人、(b)外国の法域の法律に基づき設立され、かつ、主たる事業所を外国の法域に置くパートナーシップ、法人またはその他の法主体(受動的投資を主な目的として設立された法主体を除く。)、(c)源泉にかかわらず、その所得に米国所得税が課されない財団または信託、(d)プールなどの受動的投資を主な目的として設立された法主体、投資会社またはその他の類似の法主体。ただし、非米国人の資格を有しない者または適格者の資格を有するその他の者により保有される当該法主体の参加受益証券が、合計で当該法主体の受益権の10%未満を表章し、かつ、当該法主体の設立の主な目的が、その参加者が非米国人であることにより商品先物取引員会(以下「CFTC」という。)規則のパート4の一定の要件を免除されるオペレーターのプールに対する非米国人の資格を有しない者による投資を促進することではないことを条件とする。および(e)米国外において設立され、かつ、主たる事業所を米国外に置く法主体の従業員、役員または経営者のための年金制度
- (iv) CFTCの2013年7月26日付「一定のスワップ規制の遵守に関する解釈的指針および政策 声明」(連邦官報第78巻45291頁(2013年7月26日))に定義される「米国人」。これ には、原則として以下が含まれるが、これらに限られない。(a)米国の居住者である自然 人、 (b)死亡時に米国の居住者であった故人の財団、 (c)法人、 パートナーシップ、 有限責 任会社、企業またはその他の信託、組合、株式会社、基金またはこれらに類似するあらゆ る形態の事業(下記(d)または(e)に記載される法主体を除く。)(以下「法主体」とい う。) で、いずれの場合も、米国の州もしくはその他の管轄区の法律に基づき組織もし くは設立されたか、または、米国に主たる事業所を置くもの、(d)(c)に記載される法主体 の従業員、役員または経営者のための年金制度。ただし、当該年金制度が主に当該法主 体の外国の従業員のためのものである場合を除く。(e)米国の州またはその他の管轄区 の法律に準拠する信託で、米国内の裁判所が信託の管理に対して一次的な監督権を行 使することができるもの、(f)(c)に記載されておらず、かつ、(a)、(b)、(c)、(d)または(e)に記 載される一または複数の者により過半数所有されているコモディティ・プール、合同 運用勘定、投資信託またはその他の集団投資ビークル。ただし、非米国人に対してのみ 公募され、米国人に対して募集されていないコモディティ・プール、合同運用勘定、投 資信託またはその他の集団投資ビークルを除く。(g)(a)、(b)、(c)、(d)または(e)に記載さ れる一または複数の者により直接的または間接的に過半数所有されており、かつ、かか る者が当該法主体の義務および債務について無限責任を負う法主体(当該法主体のす

べての所有者の責任が限定されている有限責任会社、有限責任パートナーシップまたは類似の法主体を除く。)、および(h) (a), (b), (c), (d), (e), (f)または(g)に記載される者が実質的所有者(または共同勘定の場合は実質的所有者の一人)である個別勘定または共同勘定(一任勘定であるか否かを問わない。)。この解釈に基づき、「米国人」とは、原則として、米国人の外国の支店はこれが米国人の一部または延長であるという事実により含まれることを意味する。

ファンドの管理規則は、米国人に対するファンド証券の売却および譲渡を制限しており、管理会社は、適用法の遵守を確保するために適切であると考える場合、米国人が保有するファンド証券を買い戻し、または、米国人に対する譲渡の登録を拒否することができる。

EU加盟国では公衆に対する販売活動は行われない。特に、受益証券は、ルクセンブルグ大公国において個人投資家に対しては販売されない。

# (b)日本における販売

(注)2019年9月7日以降、申込みの取扱いは行われない。

日本においては、有価証券届出書第一部 証券情報、(7)申込期間に記載される募集期間中の日本における営業日である評価日に、同書第一部 証券情報に従ってファンド証券の募集が行われる。日本における販売会社または販売取扱会社は「外国証券取引口座約款」その他所定の約款(以下これらを「取引約款」という。)を投資者に交付し、当該投資者から取引約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨の申込書の提出を受ける。最低販売口数は100口で、販売は100口単位である。

ファンド証券一口当りの販売価格は、原則として、管理会社が当該申込みを受領した評価日のファンド証券の一口当りの純資産価格である。日本における約定日は販売会社または販売取扱会社が当該注文の成立を確認した日(通常発注日の日本における翌営業日)であり、約定日から起算して4営業日目に取引約款に基づき、受渡しを行うものとし、当該受渡期日までに、取引約款に基づき下記手数料を支払わなくてはならない。

買付代金の支払は、米ドルまたは円貨によることを原則とする。ただし、支払い通貨は、販売会社または販売取扱会社の承認した通貨とする。米ドル以外で支払われる場合は、米ドルと当該通貨との換算はすべて各申込みについての約定日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、販売会社または販売取扱会社が決定するレートによるものとする。

日本国内における申込手数料は、申込金額の3.24%(税抜3.00%)以内とする。詳しくは、販売会 社または販売取扱会社に問い合わせること。

なお、本書の日付現在有効な規則によれば、日本証券業協会の協会員である日本の販売取扱会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる等同協会の定める外国証券取引規則中の「外国投資信託受益証券の選別基準」にファンド証券が適合しなくなったときは、ファンド証券の日本における販売を行うことができない。

「(a)海外における販売」についての記載も、「米国およびカナダの投資家に適用される取得制限」の内容をはじめとして、適宜、日本における販売についても該当することがある。

# 2【買戻し手続等】

# (a)海外における買戻し

受益者は、いつでも買戻しを請求することができる。買戻請求は、管理会社に対して書面で行われ、100口単位によってのみ受諾される。

ファンド証券一口当り買戻価格は、管理会社がルクセンブルグ時間正午までに買戻請求を受領した場合、当該請求を受領した評価日のファンド証券の一口当り純資産価格である。正午以降に受領された買戻請求は、翌評価日に受諾されたものとみなされる。買戻手数料はない。

管理会社は、通常の場合、ファンド証券の買戻しを買戻請求後遅滞なく行うため、ファンド資産の流動性を適切な水準に保持することを確保するものとする。

買戻代金の支払は、買戻請求が受諾(券面が発行されている場合、ファンド証券の券面の受領を含む。)された日から起算して4評価日までに保管受託銀行またはその指図人に対してドルで行われる。ただし、第4評価日目にドル送金の決済ができない場合、ドル送金決済が可能な直後の日に支払を行うことができる。

# (b)日本における買戻し

日本における受益者は、買戻し停止期間中を除き、いつでも販売会社または販売取扱会社を通じ、 管理会社に対して買戻しを請求することができる。買戻請求は、手数料なしで、各評価日でかつ日本における営業日に行うことができる。

ファンド証券一口当りの買戻価格は、原則として、管理会社が販売会社から買戻請求を受領した評価日に計算されるファンド証券の一口当りの純資産価格とし、買戻代金は取引約款の定めるところに従って販売会社または販売取扱会社を通じて米ドルまたは円貨で支払われることを原則とする。ただし、販売会社または販売取扱会社は、米ドルでのみ支払うこともできる。ファンド証券の買戻しは100口を単位とする。

# (c)販売および買戻しの停止

管理会社は、以下の事由がある場合において一時的に受益証券について一口当りの純資産価格の 決定を停止し、その結果としてその発行および買戻しを停止することができる。

- ( )ファンドの資産の相当部分の評価の基礎を提供する一もしくは複数の証券取引所または市場、またはファンドの資産の相当部分の表示通貨を取引する一もしくは複数の外国為替市場が通常の休日以外の日に閉鎖され、または取引が制限もしくは停止された場合。
- ( )政治的、経済的、軍事的もしくは通貨上の事由のため、または管理会社の責任および監督が及ばない何らかの状況が生じた結果、受益者の利益に重大な損害を及ぼすことなく、ファンドの資産の処分が正当にまたは正常に実行できない場合。
- ( )ファンドの組入証券の評価のために通常使用されている通信機能が停止した場合、または何らかの理由によりファンドの資産の評価を迅速かつ正確に確定できない場合。
- ( ) 為替規制または資金の移動に影響を与えるその他の規制により、ファンドの取引が実行不可能な場合またはファンド資産の購入および売却が通常の為替レートでは実行ができない場合。

## 3【資産管理等の概要】

# (1)【資産の評価】

ティー・ロウ・プライス (ルクセンブルグ) マネジメント・エス・エイ・アール・エル(E14880)

有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

ファンドの受益証券一口当り純資産価格(「純資産価格」)は、ルクセンブルグおよびニューヨークの銀行営業日(「評価日」)毎にドルで管理事務代行会社により、ファンドの純資産総額を発行済口数で除して決定される。

純資産価格は、管理会社の登記上の事務所で入手可能である。

# ファンドの資産は、以下を含むものとみなされる。

- (a) すべての手持現金または預託金およびそれらの経過利息。
- (b) すべての未収手形、未収一覧払約束手形および未収金。(売却後引渡未了の証券の売却代金も含む。)
- (c) ファンドのために所有または購入契約済みのすべての債券、確定日払約束手形、オプション、先物契約およびその他の投資資産および証券。
- (d)ファンドが受領すべきすべての現金配当および現金配分。(ただし、保管受託銀行は、配当落ち、権利落ち等による証券の市場価格の変動に関し調整することができる。)
- (e)ファンドが所有する利付証券から発生するすべての利息。(同利息が当該証券の元本金額に含まれるか反映されている場合は除く。)
- (f) すべての先物為替契約または他のヘッジ契約。
- (g) 未償却のファンドの創業費。
- (h) 前払費用を含めあらゆる性質・種類のその他のすべての資産。

## ファンドの負債は、以下のものを含むものとみなされる。

- (a) すべての未払借入金、未払手形および未払金。
- (b) すべての発生済みまたは未払管理費。(管理報酬、投資運用報酬、保管報酬、代行協会員報酬、登録・所在地事務代行・管理事務代行会社報酬、源泉税およびその他の諸税を含む。)
- (c)現金または財産の支払に関する契約上のすべての期限到来債務を含む(請求済、未請求のいかんにかかわらず)すべての知れたる債務。(評価日が分配金受領権者決定のための基準日以降である場合に管理会社がファンドのために宣言した分配金の未払分を含む。)
- (d)管理会社の取締役会が承認し管理事務代行会社が随時決定する評価日までの総資産 および収益に基づく適切な納税引当金およびその他の準備金。
- (e) ファンドの信託証券により表象される負債を除くあらゆる種類、性質のファンドその他一切の負債。かかる負債額を決定する際、管理事務代行会社は、1年またはその他の期間についての定期的または経常的に発生する管理費およびその他の費用を予め計算し、当該期間にその均等分割金額を計上することができる。可能な限り、証券についての売買契約は、執行日現在でファンドの資産に反映するよう、またすべての受領される分配金は権利落ち日現在で発生するものとして評価される。

## 上記資産の価格は、ファンドの会計基準に従い、以下の方法によって決定される。

- (a)証券取引所に上場されている有価証券は、入手可能な直近の取引値により評価される。
- (b)証券取引所に上場されていないが規制ある市場またはその他の組織的な市場で取引されている有価証券は、評価時にかかる値が証券の販売のため最も適切であるとの管理事務代行会社による判断を条件に、入手可能な直近の取引値により評価される。
- (c)公正な市場価格を反映していない証券およびその他の資産は、慎重かつ誠実な立場から推定実現価格で評価される。

- (d)現金は、額面価額と経過利息により評価される。
- (e)ドル以外の通貨により表示された価格は、銀行またはそのほかの適切な金融機関の 為替相場の仲値でドルに換算される。

異常な事態により評価が実行不可能または不適切になった場合には、管理事務代行会社は、管理会社の承認を得てファンド資産の公正な評価のため、他の評価方法を用いて慎重かつ誠実に評価を行う権限を付与されている。

# (2)【保管】

ファンド証券が販売される海外においては、ファンド証券または確認書は受益者の責任において保管される。日本の投資者に販売されるファンド証券の券面またはその確認書は、販売会社の保管者名義で保管される。

ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではない。

# (3)【信託期間】

ファンドの信託期間は無期限である。管理会社の取締役会は、ファンドを2019年11月29日付で償還することを、2019年8月9日付で決定した。

## (4)【計算期間】

ファンドの決算日は毎年3月31日である。

# (5)【その他】

### (a)解 散

ファンドは、管理会社と保管受託銀行の相互の合意により、いつでも解散することができる。ファンドの残存口数の合計金額が250万米ドルを下回った場合、保管受託銀行と管理会社の合意により、ファンドの解散を決定することができる。また、ファンドは、ルクセンブルグの法律により定められる場合にも解散することができる。ファンドの清算は、受益者またはその相続人もしくは受益権者により請求することはできない。かかる解散は、ルクイ・エレクトロニック・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン(以下「RESA」という。)および適切に発行される少なくとも2種の新聞(このうち少なくとも一紙はルクセンブルグの新聞でなければならない。)において公告される。解散の場合、管理会社は、受益者の最善の利益のためにファンドの資産を換金し、保管受託銀行は、管理会社の指示に従って、受益者が保有するファンド証券の数に応じて、清算の結果得られた純手取金を、一切の清算費用を控除した上で受益者に分配する。ファンドの清算完了時に分配できなかった資産は、供託機関に、権利者のために、ルクセンブルグの法令に規定される遅延の範囲で移転され、ルクセンブルグの法律に従って失効する。ファンドの清算原因となる事象が発生次第速やかにファンド証券の発行および買戻しは禁止され、これに違反した場合は当該発行および買戻しは無効とされる。

# (b) 発行限度額

ファンド証券の発行限度額についての定めはなく、随時発行することができる。

#### (c)約 款

現行約款は、ルクセンブルグ商業登記所に提出されており、同所で閲覧することができ、またその写しを入手することができる。

管理会社は、受益者の利益のため保管受託銀行の承認を得て、または必要ある場合は、ファンドに関して管轄権ある監督当局の承認を得て約款の全部または一部をいつでも変更することができる。変更は当該約款変更契約に記載された日に発効する。また、変更はルクセンブルグのRESAに公告された日における第三者に対抗できる。

日本においては、約款の重要事項の変更は、公告され、受益者に通知される。

# (d)契約の更新

関係法人との下記諸契約は、一方の当事者から他方の当事者に対し下記に定める期間前において、所定の書面による解約予告通知がない限り自動的に更新される。

投資運用委託契約・・・・・・・ (30日)

保管契約 ・・・・・・・・・ (90日)

管理事務代行契約 ・・・・・・・ (3ヵ月)

代行協会員契約 ・・・・・・・・ (3ヵ月)

受益証券販売・買戻契約 ・・・・・ (3ヵ月)

なお、代行協会員契約は、新たな代行協会員が指名されるまで自動的に継続される。

(e) ワラント・新受益証券引受権等の発行

ワラント、引受権、オプションまたは優先証券の発行は禁止されている。

# 4【受益者の権利等】

# (1)【受益者の権利等】

いずれの投資者も、かかる投資者自身が自己の名義でファンドの受益者名簿に登録されている場合に限り、ファンドに直接その権利を全面的に行使することができる旨、ファンドは投資者に対し注意を促している。自己の名義で投資者を代理してファンドに投資を行う仲介業者を通じて投資者がファンドに投資する場合、かかる投資者は、常に一定の受益者の権利をファンドに直接行使できない可能性がある。受益者は、その保有する権利について助言を受けることが推奨される。従って、販売会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者は、ファンド証券の登録名義人でないため、自ら管理会社に対し直接受益権を行使することはできない。これら日本の受益者は約款に基づき販売会社をして受益権を自己のために行使させることができる。

ファンド証券の保管を販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行う。

受益者の有する主な権利は次のとおりである。

# ( a ) 分配金請求権

受益者は、管理会社の決定した分配金を、持分に応じて管理会社に請求する権利を有する。

### (b)買戻請求権

受益者は、ファンド証券の買戻しを、管理会社に随時請求する権利を有する。

# (c)残余財産分配請求権

ファンドが解散された場合、受益者は管理会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有する。

# (d)損害賠償請求権

受益者は、管理会社および保管受託銀行に対し、約款に定められた義務の不履行に基づく損害賠償を請求する権利を有する。

(注)約款には受益者集会に関する規定はない。なお、受益者の管理会社または保管受託銀行に対する請求権は、かかる請求権を生じさせる事由発生日の5年後に失効する。

## (e)サービス・プロバイダーに対する投資者の権利

ファンドは、管理会社、投資運用会社、副投資運用会社、副投資顧問会社、保管受託銀行、所在地事務代行会社、登録・名義書換代行会社、管理事務代行会社および監査人を含む第三者サービス・プロバイダー(以下「サービス・プロバイダー」という。)のパフォーマンスに依拠する。

受益者は、サービス・プロバイダーに対し、当該サービス・プロバイダーの不履行に関する直接 的な契約上の請求権を有しない。ファンドへの投資に関してサービス・プロバイダーに対する請 求権を有すると考える受益者は、自身の法律顧問に相談するべきである。

保管受託銀行の責任は、保管契約およびAIFM法に準拠する。

# (2)【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するファンド証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ルクセンブルグにおける外国為替管理上の制限はない。

# (3)【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 上記代理人は、管理会社から日本国内において、

- (a)管理会社またはファンドに対する、ルクセンブルグおよび日本における法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、訴訟関係書類を受領する権限、
- (b)日本におけるファンド証券の募集、販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限、を委任されている。

なお、財務省関東財務局長に対するファンド証券の募集、継続開示等および金融庁長官に対する 届出に関する届出代理人は、

弁護士 三浦 健

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

である。

#### (4)【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

# 第3【ファンドの経理状況】

#### 1【財務諸表】

- a. ファンドの直近 2 会計年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文 (英文)の財務書類を日本語に翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府 令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第 5 項ただし書の規定の適用 によるものである。
- b. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。)であるプライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラティブから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの(訳文を含む。)が当該財務書類に添付されている。
- c. ファンドの原文の財務書類は米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2019年6月28日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=107.79円)で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

## (1)【貸借対照表】

# 純資産計算書 2019年3月31日現在

基準通貨:米ドル	注記	ティー・ロウ・フ ライフプラン・インカ	・プライス・ ノカム・ファンド	
		米ドル	 千円	
資 産				
投資有価証券取得原価		25,496,156	2,748,231	
未実現評価益 / (評価損)		555,052	59,829	
投資有価証券時価	2	26,051,208	2,808,060	
現金預金	2	992,688	107,002	
未収利息	2	304,343	32,805	
未決済金融先物契約に係る未実現利益	2	43,141	4,650	
スワップ契約時価	2	9,475	1,021	
その他の資産		3,596	388	
資産合計		27,404,451	2,953,926	
負 債				
投資有価証券購入未払金		436,299	47,029	
未払販売関係報酬	6	31,390	3,384	
未払専門家報酬	3	23,396	2,522	
先物に係る預託金	2	21,355	2,302	
未決済金融先物契約に係る未実現損失	2	20,679	2,229	
未払管理報酬	9	18,820	2,029	
未払分配金		4,854	523	
未払年次税	8	3,323	358	
未決済先渡為替契約に係る未実現損失	2	36	4	
その他の負債		57,566	6,205	
負債合計		617,718	66,584	
純資産額		26,786,733	2,887,342	

# (2)【損益計算書】

# 損益計算書および純資産変動計算書 2019年3月31日に終了した会計年度

基準通貨:米ドル	注記	ティー・ロウ・プライス・ ライフプラン・インカム・ファンド		
		米ドル	<u> </u>	
収 益			_	
受取利息(源泉徴収税引後)	2	1,180,824	127,281	
収益合計		1,180,824	127,281	
弗 田				
費 用 保管報酬	7	1,037	112	
管理報酬	9	236,467	25,489	
専門家報酬	3	33,764	3,639	
年次税	8	13,137	1,416	
販売関係報酬	6	131,371	14,160	
その他の費用		29,481	3,178	
費用合計		445,257	47,994	
純投資収益 / (損失)		735,567	79,287	
投資有価証券に係る実現純利益(外国税引後)		243,613	26,259	
投資有価証券に係る実現純損失 金融先物契約に係る実現純利益	2	(775,607) 262,944	(83,603)	
金融先物契約に係る実現純損失	2	(275,848)	28,343 (29,734)	
スワップに係る実現純利益	2	55,547	5,987	
スワップに係る実現純損失	2	(63,893)	(6,887)	
実現純利益/(損失)	-	(553,244)	(59,634)	
			(==,==,	
投資有価証券に係る未実現評価益の変動		989,781	106,688	
投資有価証券に係る未実現評価損の変動		(147,525)	(15,902)	
先渡為替契約の変動	2	(36)	(4)	
金融先物契約の変動	2	17,407	1,876	
スワップの変動	2	9,475	1,021	
外貨建てのその他の資産および負債の変動		162	17	
未実現評価益/(評価損)の純変動		869,264	93,698	
運用による純資産の純増加/(減少)		1,051,587	113,351	
分配金				
分配による純資産の純減少	5	(775,061)	(83,544)	
資本取引				
受益証券発行手取額		818,405	88,216	
受益証券買戻支払額		(2,147,227)	(231,450)	
資本取引による純資産の純増加 / (減少)		(1,328,822)	(143,234)	
純資産の増加 / (減少)合計		(1,052,296)	(113,427)	
期首現在純資産額		27,839,029	3,000,769	
期末現在純資産額		26,786,733	2,887,342	

# 受益証券口数変動計算書 2019年3月31日に終了した会計年度

ティー・ロウ・プライス・ ライフプラン・インカム・ファンド

	口数
クラスP	
期首現在発行済受益証券口数	2,765,250
受益証券発行口数	82,900
受益証券買戻口数	(216,800)
期末現在発行済受益証券口数	2,631,350

#### 受益証券一口当り純資産価格および統計情報

ティー・ロウ・プライス・ ライフプラン・インカ<u>ム・ファンド</u> (別の記載のない限り、金額は米ドルで表示) 米ドル クラスP受益証券一口当り純資産価格 2019年3月31日 10.18 2018年3月31日 10.07 2017年3月31日 10.19 純資産額 2019年3月31日 26,786,733 2018年3月31日 27,839,029 2017年3月31日 29,704,390

# ティー・ロウ・プライス・ライフプラン・インカム・ファンド 財務書類に対する注記 2019年 3 月31日現在

#### 1. 会社

ティー・ロウ・プライス・ライフプラン・インカム・ファンド(以下「ファンド」という。)は、ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて、同国において、"Fonds Commun de Placement à compartiment multiples"(以下「FCP」という。)として認可されている契約型投資信託として設定された。ファンドは、譲渡性のある有価証券およびその他の資産を共有する共有持分型投資信託であり、共同所有者の利益のために管理・運用される。ファンドは、投資信託に関連する2010年12月17日法(改正済)パート に基づいて設立されている。ファンドは、オルタナティブ投資信託運用者に関する2013年7月12日法に基づくオルタナティブ投資信託(以下「AIF」という。)として認可されている。ティー・ロウ・プライス(ルクセンブルグ)マネジメント・エス・エイ・アール・エルは、ルクセンブルグ法に基づいて設立され、2013年7月12日法第2章に基づくオルタナティブ投資信託運用者(以下「AIFM」という。)として行為することを承認されたファンドの管理会社である。ファンドは、ルクセンブルグに登記上の事務所を有するティー・ロウ・プライス(ルクセンブルグ)マネジメント・エス・エイ・アール・エルを2015年5月7日付でAIFMに指名した。

#### 2 . 会計方針

#### a)概要

本財務書類は、ルクセンブルグ大公国において一般に認められた会計原則に準拠して作成されている。

#### b)有価証券の評価

有価証券の評価額は、当該有価証券が取引されているまたは取引が認められている証券取引所、店頭市場または他の公認の市場において入手可能な直近の取引価格に基づいて決定される。有価証券が複数の市場で値付けされているまたは取引されている場合には、管理会社の取締役会はその裁量により、主要な証券取引所を選択することができる。有価証券が公認の証券取引所もしくは規制ある市場において取引が行われておらず、もしくは取引が認められていない場合、またはこのような取引が行われていたり上場されていても、入手可能な直近の価格がこれらの有価証券の公正価値を反映していない場合、取締役会は、慎重かつ誠実な立場から、合理的に予想される売買価格での評価を要求される。当初の満期が1年未満の短期債務を購入した場合、その評価額は、経過利子をあわせると公正価値にほぼ等しい、償却原価で評価される。

### c ) 現金預金

現金預金には、一定の信用基準を満たす様々な金融機関およびファンドの保管受託銀行が運営するキャッシュ・スウィープ・プログラムに関連する、存続期間が翌日物から3か月物までの定期預金における現金残高が含まれる。取引相手方が預金額を返還しなかった場合、ファンドは、これらの預金評価額の回復が遅れる可能性および収益または評価額の損失可能性が生じ得る。手数料控除後の収益は、受取利息として日々発生する。

#### d)投資収益および費用

受取利息および支払利息は、発生主義で計上される。投資ファンドからの分配金を含む受取配当は、配当落ち日に計上される。債務証券の割増および割引は、それぞれ、残存年数にわたって、定額法で受取利息を減価および増価する。

#### e ) 換算レート

ファンドの基準通貨は米ドルである。ファンドの基準通貨以外の通貨建ての資産および負債は、2019年3月31日現在の実勢為替レートで換算されている。ファンドの基準通貨以外の通貨建ての投資有価証券の売買、利益および費用は、かかる取引のそれぞれの取引日における実勢為替レートでファンドの基準通貨に換算される。ファンドは、投資有価証券の為替レート変動から生じる運用損益の部分を当期保有有価証券の市場価格変動より生じる変動と区分していない。

#### f) 金融先物契約の評価

ファンドは、金融先物契約を締結することができるが、これらの契約は、投資有価証券明細表に反映されている金額を上回る市場リスクを様々な程度で表示する。契約金額は、かかる金融商品に対するファンドの関与度合いを表している。 先物契約は、直近の決済価格を用いて、日々評価される。かかる契約に関連する市場リスクは、当該商品の裏付けとなる 為替レート、指数および投資有価証券価値の変動によって生じる。

当該契約が未決済の年度中は、当該契約評価額の変動は当該評価日現在の未実現利益または損失として認識される。 ファンドは、清算取引費用からの受取額または支払費用と当該契約の当初費用の差額に相当する実現利益または損失を、 契約の決済時に計上する。当期末の未実現損益は、純資産計算書における「未決済金融先物契約に係る未実現利益/(損 失)」として計上される。かかる金額の変動は、損益計算書および純資産変動計算書における「金融先物契約に係る未実 現評価益/(評価損)の変動」として計上され、実現利益/(損失)は、「金融先物契約に係る実現純利益/(損失)」 として計上される。

ファンドは、未決済の先物契約に係る当初証拠金の要件を満たすため、また将来の変動証拠金債務の決済に充てる追加的な資金を維持するために、プローカー保有口座に現金を預けることがある。

これらの金融商品の取引は、ファンドを取引相手方の信用および当該契約の条項を履行する能力についてのリスクにさらすことになる。取引相手方が破産または支払不能となった場合、ファンドは、ポジションの清算が遅れる可能性が生じ、またファンドが権利を行使しようとする会計年度中の投資有価証券の評価額の下落、当該会計年度中の投資有価証券にかかる利益の実現不可能、ならびに権利の行使に際し発生する手数料および費用を含む重大な損失可能性が生じ得る。かかるリスクを軽減するため、ファンドは、信頼できる取引相手方を通じて取引を行い、目的および投資方針ならびに規制事項および法的制約に従って取引相手方および預金業者へのエクスポージャーを制限している。

#### g)デリバティブの評価

ファンドは、先渡為替契約、オプションおよびスワップ契約を締結することができるが、これらの契約は、買建オプションを除き、純資産計算書に反映されている金額を上回る市場リスクを様々な程度で表示する。契約金額は、かかる金融商品に対するファンドの関与度合いを表している。先渡為替契約および金融先物契約は、それぞれ実勢為替レートおよび直近の決済価格を用いて、日々評価される。オプションおよびスワップ契約は、独立した値付サービスを用いて、日々評価される。契約価値の変動は、未実現損益として、契約終了または満期まで日々計上される。実現損益は、デリバティブ契約の契約終了時に計上される。スワップ契約による定期的な受取または支払の純額は、スワップに係る受取利息または支払利息として、日々発生する。

かかる契約に関連する市場リスクは、当該商品の裏付けとなる為替レート、金利レート、信用度、指数および投資有価証券価値の変動によって生じる。その他の市場リスクおよび信用リスクには、契約価値の変動が、通貨、指数もしくは ヘッジ対象の有価証券の価値の変動と直接相関しないことがある契約、または、取引相手方が契約条項に定められた義務 を不履行とする契約に対して、非流動的な市場がある可能性が含まれる。ファンドのすべてのクラスに帰属する未決済の 契約は、もしあれば、ファンドの投資有価証券明細表に反映される。

#### 3. 専門家報酬

ファンドは、監査報酬および弁護士報酬を含む専門家報酬を、以下のとおり課せられる。

2019年3月31日に終了した会計年度中に、ファンドには、以下の監査報酬および弁護士報酬として規定される専門家報酬が生じた。

	2019年3月31日に終了した会計年度中に発生 (基準通貨)
監査報酬	22,678米ドル
弁護士報酬	11,086米ドル

#### 4.担保

2019年3月31日現在、OTCデリバティブ取引の目的でブローカーおよび取引相手方に支払った(から受領した)現金担保で構成される、ファンドが受領した(支払った)担保は以下のとおりである。

サブ・ファンド名	サブ・ファンド の通貨	取引相手方 / ブローカー	担保の種類	担保受領金額(サブ・ ファンドの通貨)
ティー・ロウ・プライス・ ライフプラン・インカム・ファンド	米ドル	Goldman Sachs	現金	22,000

#### 5. 支払分配金

2019年3月31日に終了した会計年度中に、ファンドが支払った分配金は以下のとおりである。

- 2018年 4月10日	一口当り0.022米ドル
- 2018年 5月9日	一口当り0.022米ドル
- 2018年 6月8日	一口当り0.022米ドル
- 2018年 7月10日	一口当り0.025米ドル
- 2018年 8 月10日	一口当り0.025米ドル
- 2018年 9月10日	一口当り0.025米ドル
- 2018年10月10日	一口当り0.025米ドル
- 2018年11月9日	一口当り0.025米ドル
- 2018年12月10日	一口当り0.025米ドル
- 2019年 1月10日	一口当り0.025米ドル
- 2019年 2月8日	一口当り0.025米ドル
- 2019年 3月8日	一口当り0.025米ドル

#### 6.販売関係報酬

日本における代行協会員は、ファンドの平均純資産総額に基づき計算される年率0.50%の報酬を受領する権利を有する。 当該報酬は日々発生し、四半期毎に支払われる。

代行協会員に生じたすべての合理的な立替費用は、ファンドが負担する。

#### 7.保管報酬

ファンドは、保管されていた資産額に応じて逓減方式に基づき年率0.017%から0.0005%の保管報酬を課せられる。当該報酬は、営業日毎に計算され発生し、毎月支払われる。また保管受託銀行は、保管銀行が負担したすべての合理的な支出および立替費用(電話、テレックス、電報および郵便費用を含む)をファンド資産から受領する権利を有し、ファンド資産の保管が委託される銀行および他の金融機関の通常の保管料は、ファンドが負担する。

ファンドがオルタナティブ投資信託運用者通達(以下「AIFMD」という。)を遵守することによるさらなる負担を前提として、保管受託銀行は、ファンドが支払う毎年2,000米ドルの定額報酬をさらに受領する権利を有する。

#### 8.税制

ルクセンブルグにおける現行法規に基づき、ファンドはいかなる収益またはキャピタル・ゲインに対しても課税されない。ファンドに課せられる唯一の主要な税金は、当該四半期末現在のファンドの純資産額に基づき、日々発生し、四半期毎に支払われる年率0.05%の「年次税」である。ファンドが受領する受取利息および受取配当は、その発生国において回収不能の源泉税を課せられることがある。かかる源泉税は収益から控除して計上される。2019年3月31日に終了した会計年度中、ファンドの受取利息に対する源泉徴収税は、発生しなかった。

#### 9. 管理報酬

管理会社は、年間10万米ドルを最低金額として、ファンド資産から月末毎に当該月中のファンド資産の日々の平均純資産 総額の年率0.90%の管理報酬を受領する権利を有する。

管理会社は、投資運用会社に対する報酬を、四半期末毎に管理会社の資産から支払う。投資運用会社は、副投資運用会社 および副投資顧問会社に対する報酬を直接支払う。

管理会社は、登録・名義書換代行会社ならびに支払事務代行会社および管理事務代行会社に対する報酬を、管理会社の資産から支払う。

#### 10. 運用実績の概要

サブ・ファンド名	クラス	2019年3月31日 までの累計	2018年3月31日 までの累計	2017年3月31日 までの累計
ティー・ロウ・プライス・ ライフプラン・インカム・ファンド	Р	4.12%	1.38%	5.10%

過去の運用実績は、現在または将来の運用実績を指し示すものではない。ファンドの受益証券は、投資リスクにさらされており、投資元本を割り込む損失のリスクも含まれている。提供されている運用実績データには、元本価額の変動および再投資分配金が含まれるが、ファンドの受益証券発行および買戻しのために生じた手数料および費用は考慮されていない。

#### 11. 購入および売却

本財務書類の会計年度中にファンドが行った投資有価証券の購入および売却の明細表は含まれていないが、ルクセンブルグにおける管理会社の登記上の事務所から全文を入手することができる。

#### 12. ポートフォリオの回転率

金融監督委員会("Commission de Surveillance du Secteur Financier")(以下「CSSF」という。)によって規定された計算方法に基づくポートフォリオの回転率は、2019年3月31日現在、以下のとおりであった。

サブ・ファンド名	クラス	2019年 3 月31日に 終了した会計年度
ティー・ロウ・プライス・ライフプラン・インカム・ファンド	Р	208.95%

#### 13.取引費用

取引費用は、ファンドの有価証券取引に関して発生する費用である。当該費用は、これらの取引にかかる手数料および税金により構成される。

固定利付商品の取引において個別に課せられる仲介手数料はない。取引費用は、取引価格に含まれており、「利幅 ("marked up")」として知られている。このため、現在、ファンドにおいて開示のために入手可能な情報は存在しない。

# (3)【投資有価証券明細表等】

ティー・ロウ・プライス・ライフプラン・インカム・ファンド 投資有価証券明細表 2019年 3 月31日現在

<b>銘</b> 柄	通貨	数量/額面	ーー 時価 (米ドル)	純資産 比率%
ᄭᆒᇝᆄᅷᄢᄀᅜᇉᆚᇪᆉᇷᄼᄓᄀᅘᄨᄴᇝᇷᆠᆽᄼᄺᆄᅷᄡᇰᆉᄯᄞᄼᆄᆄᄑᄗ			()(1)()	<u> </u>
公認の証券取引所に上場されている譲渡性のある有価証券および短期金融商品 債券				
<sup>関が</sup> ベルギー				
Anheuser-Busch InBev Worldwide, Inc. 4.75% 23/01/2029	USD	25,000	26,678	0.10
Anheuser-Busch InBev Worldwide, Inc. 5.55% 23/01/2049	USD	270,000	297,073	1.11
		_	323,751	1.21
ブラジル		_	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
Petrobras Global Finance BV 7.25% 17/03/2044	USD	120,000	125,187	0.47
Petrobras Global Finance BV 7.375% 17/01/2027	USD	175,000	192,747	0.72
			317,934	1.19
中国		_		
SF Holding Investment Ltd., Reg. S 4.125% 26/07/2023	USD	200,000 _	204,557	0.76
		_	204,557	0.76
ドイツ				
Volkswagen Bank GmbH, Reg. S 1.875% 31/01/2024	EUR	200,000 _	230,364	0.86
		_	230,364	0.86
インドネシア				
Indonesia Asahan Aluminium Persero PT, 144A 5.23% 15/11/2021	USD	200,000 _	208,205	0.78
		_	208,205	0.78
アイルランド				
AerCap Ireland Capital DAC 4.875% 16/01/2024	USD	195,000	202,558	0.76
GE Capital International Funding Co. Unlimited Co. 3.373% 15/11/2025	USD	205,000 _	199,555	0.74
# 5 ± 5 , → # #		_	402,113	1.50
ルクセンブルグ Applicativities   4.55% 44/00/2000	HCD	220, 000	227 524	4 00
ArcelorMittal 4.55% 11/03/2026	USD	330,000 _	337,531	1.26
英国		_	337,531	1.20
突回 Barclays plc 4.836% 09/05/2028	USD	270,000	268,030	1.00
BAT Capital Corp. 3.557% 15/08/2027	USD	215,000	204,113	0.76
Vodafone Group plc 5% 30/05/2038	USD	335,000	332,035	1.24
WPP Finance 2010 3.75% 19/09/2024	USD	210,000	207,380	0.77
	002		1,011,558	3.77
アメリカ合衆国		_	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
AES Corp. 4.5% 15/03/2023	USD	25,000	25,237	0.09
AES Corp. 4.875% 15/05/2023	USD	185,000	187,648	0.70
AES Corp. 5.125% 01/09/2027	USD	50,000	52,206	0.19
Alexandria Real Estate Equities, Inc., REIT 3.45% 30/04/2025	USD	140,000	139,585	0.52
Alexandria Real Estate Equities, Inc., REIT 3.8% 15/04/2026	USD	40,000	40,536	0.15
Altria Group, Inc. 6.2% 14/02/2059	USD	80,000	86,012	0.32
Altria Group, Inc., FRN 5.95% 14/02/2049	USD	240,000	256,970	0.96
American Campus Communities Operating Partnership LP, REIT 3.625% 15/11/2027	USD	75,000	73,500	0.27
American Campus Communities Operating Partnership LP, REIT 3.75% 15/04/2023	USD	460,000	466,900	1.74
Becton Dickinson and Co. 3.7% 06/06/2027	USD	550,000	548,419	2.05
Boardwalk Pipelines LP 4.95% 15/12/2024	USD	420,000	435,387	1.63
Boardwalk Pipelines LP 5.95% 01/06/2026	USD	100,000	106,377	0.40
Boardwalk Pipelines LP 4.45% 15/07/2027	USD	40,000	39,078	0.15

			<b>有</b> 1111並分報古	
<b>銘柄</b>	通貨	数量/額面	時価 (米ドル)	純資産 比率%
Bunge Ltd. Finance Corp. 4.35% 15/03/2024	USD	15,000	15,240	0.06
Bunge Ltd. Finance Corp. 3.75% 25/09/2027	USD	155,000	141,205	0.53
Bunge Ltd. Finance Corp. 3.25% 15/08/2026	USD	15,000	13,497	0.05
Crown Castle International Corp., REIT 4.45% 15/02/2026	USD	245,000	256,042	0.96
Discover Financial Services 4.5% 30/01/2026	USD	195,000	200,470	0.75
Eagle Materials, Inc. 4.5% 01/08/2026	USD	300,000	304,011	1.13
Energy Transfer Operating LP 6.25% 15/04/2049	USD	160,000	178,716	0.67
EQM Midstream Partners LP 4.75% 15/07/2023	USD	200,000	203,999	0.76
Essex Portfolio LP, REIT 3.375% 15/04/2026	USD	260,000	257,063	0.96
Essex Portfolio LP, REIT 3.625% 01/05/2027	USD	75,000	74,975	0.28
First American Financial Corp. 4.6% 15/11/2024	USD	270,000	280,570	1.05
Ford Motor Credit Co. LLC 5.085% 07/01/2021	USD	400,000	407,528	1.52
Freeport-McMoRan, Inc. 5.4% 14/11/2034	USD	145,000	131,863	0.49
GE Capital International Funding Co. Unlimited Co. 4.418% 15/11/2035	USD	205,000	189,761	0.71
General Electric Co. 3.375% 11/03/2024	USD	60,000	59,752	0.22
General Electric Co. 6.75% 15/03/2032	USD	175,000	202,953	0.76
General Motors Co. 5.4% 01/04/2048	USD	145,000	132,640	0.49
General Motors Financial Co., Inc. 5.1% 17/01/2024	USD	130,000	135,271	0.50
General Motors Financial Co., Inc. 4.35% 09/04/2025	USD	80,000	79,763	0.30
General Motors Financial Co., Inc. 4% 06/10/2026	USD	55,000	52,777	0.20
Goldman Sachs Group, Inc. (The) 5.95% 15/01/2027	USD	355,000	397,197	1.48
HCA, Inc. 5.875% 01/02/2029	USD	95,000	101,766	0.38
Hess Corp. 4.3% 01/04/2027	USD	235,000	233,058	0.87
Hess Corp. 5.8% 01/04/2047	USD	200,000	207,841	0.78
Highwoods Realty LP, REIT 3.625% 15/01/2023	USD	205,000	206,358	0.77
Keysight Technologies, Inc. 4.6% 06/04/2027	USD	205,000	212,521	0.79
Lennar Corp. 4.5% 30/04/2024	USD	150,000	152,239	0.57
Marathon Oil Corp. 6.6% 01/10/2037	USD	115,000	136,032	0.51
MPT Operating Partnership LP, REIT 5.25% 01/08/2026	USD	355,000	366,094	1.37
Pennsylvania Electric Co. 6.15% 01/10/2038	USD	210,000	248,604	0.93
Plains All American Pipeline LP 3.85% 15/10/2023	USD	65,000	65,689	0.25
Plains All American Pipeline LP 2.85% 31/01/2023	USD	30,000	29,288	0.11
Reynolds American, Inc. 5.85% 15/08/2045	USD	130,000	133,251	0.50
Southern California Edison Co. 4.2% 01/03/2029	USD	40,000	40,670	0.15
Southern California Edison Co. 4.125% 01/03/2048	USD	145,000	138,671	0.52
Southern California Edison Co. 4.875% 01/03/2049	USD	125,000	132,376	0.49
US Treasury 4.375% 15/11/2039	USD	280,000	355,666	1.33
US Treasury 3.375% 15/11/2048	USD	300,000	333,422	1.24
VEREIT Operating Partnership LP, REIT 4.875% 01/06/2026	USD	525,000	546,601	2.04
VEREIT Operating Partnership LP, REIT 3.95% 15/08/2027	USD	237,000	233,477	0.87
Verizon Communications, Inc. 4.672% 15/03/2055	USD	135,000	137,781	0.51
Verizon Communications, Inc. 5.25% 16/03/2037	USD	365,000	411,338	1.54
10.126.7 Communications, 110.1 C.126.7 10.7 CO.126.7	002	_	10,595,891	39.56
債券合計		_	13,631,904	50.89
公認の証券取引所に上場されている譲渡性のある有価証券および短期金融商品合計		_	13,631,904	50.89

			日叫叫力和口目	
<b>銘柄</b>	通貨	数量/額面	時価 (米ドル)	純資産 比率%
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券および短期金融商品 債券				
オーストラリア				
APT Pipelines Ltd., 144A 4.25% 15/07/2027	USD	85,000	86,249	0.32
Woodside Finance Ltd., 144A 3.65% 05/03/2025	USD	60,000	59,748	0.23
Woodside Finance Ltd., 144A 3.7% 15/09/2026	USD	85,000	83,550	0.31
Woodside Finance Ltd., 144A 3.7% 15/03/2028	USD	178,000	172,014	0.64
		-	401,561	1.50
カナダ			004 000	
Transcanada Trust, FRN 5.3% 15/03/2077	USD	280,000	261,828	0.98
#U		-	261,828	0.98
チリ Celulosa Arauco y Constitucion SA 4.5% 01/08/2024	USD	200,000	205,550	
	002	-	205,550	0.77
デンマーク		-	200,000	0.77
Danske Bank A/S, 144A 5.375% 12/01/2024	USD	200,000	208,053	0.78
		-	208,053	0.78
アイルランド		-		0.70
Park Aerospace Holdings Ltd., 144A 5.25% 15/08/2022	USD	260,000	266,777	1.00
SMBC Aviation Capital Finance DAC, 144A 4.125% 15/07/2023	USD	375,000	384,189	1.43
			650,966	2.43
イスラエル		•		
Teva Pharmaceutical Finance Netherlands III BV 6% 15/04/2024	USD	500,000	503,577	1.88
4511			503,577	1.88
イタリア Enel Finance International NV, 144A 2.75% 06/04/2023	USD	200,000	193,978	
Enel Finance International NV, 144A 3.625% 25/05/2027	USD	200,000	191,211	0.72
Eni SpA, 144A 4% 12/09/2023	USD	200,000	204,602	0.71
Eni SpA, 144A 4.75% 12/09/2028	USD	205,000	212,790	0.76
	002	-	802,581	0.80
オランダ		-	002,001	2.99
NXP BV, 144A 4.875% 01/03/2024	USD	125,000	131,701	0.49
NXP BV, 144A 4.625% 01/06/2023	USD	400,000	417,240	1.56
		•	548,941	2.05
スイス		-		2.00
Syngenta Finance NV, 144A 4.441% 24/04/2023	USD	345,000	351,350	1.31
		_	351,350	1.31
英国				
Anglo American Capital plc, 144A 4.875% 14/05/2025	USD	355,000	369,976	1.38
Ashtead Capital, Inc., 144A 4.375% 15/08/2027	USD	200,000	193,677	0.72
Royal Bank of Scotland Group plc, FRN 8.625% Perpetual	USD	200,000	212,261	0.79
And			775,914	2.89
アメリカ合衆国 American Airlines Pass-Through Trust, Series 2016-1 'B' 5.25% 15/07/2025	USD	486,474	504,133	
American Airlines Pass-Inrough Trust, Series 2017-1B 'B' 3.25% 15/07/2025  American Airlines Pass-Through Trust, Series 2017-1B 'B' 4.95% 15/08/2026				1.88
•	USD	83,225	85,788	0.32
Avnet, Inc. 4.875% 01/12/2022	חפח	170,000	177,982	0.66

USD	45,000	46,136	0.17
USD	145,000	144,821	0.54
USD	140,000	133,730	0.50
USD	205,000	216,670	0.81
USD	70,000	72,910	0.27
USD	255,000	268,608	1.00
USD	190,000	199,702	0.75
USD	215,000	222,873	0.83
USD	135,000	140,320	0.52
	USD USD USD USD USD USD USD	USD 145,000 USD 140,000 USD 205,000 USD 70,000 USD 255,000 USD 190,000 USD 215,000	USD 145,000 144,821 USD 140,000 133,730 USD 205,000 216,670 USD 70,000 72,910 USD 255,000 268,608 USD 190,000 199,702 USD 215,000 222,873

			有価証券報告	書(外国投
<b>銘柄</b>	通貨	数量/額面	時価 (米ドル)	純資産 比率%
Cigna Corp., 144A 4.9% 15/12/2048	USD	100,000	103,073	0.39
CSC Holdings LLC, 144A 6.5% 01/02/2029	USD	200,000	213,305	0.80
DCP Midstream Operating LP, 144A 6.75% 15/09/2037	USD	125,000	128,750	0.48
Dell International LLC, FRN, 144A 4.42% 15/06/2021	USD	35,000	35,910	0.13
Delta Air Lines, Inc. 4.375% 19/04/2028	USD	170,000	167,372	0.63
Diamondback Energy, Inc., 144A 4.75% 01/11/2024	USD	260,000	265,200	0.99
Expedia Group, Inc. 3.8% 15/02/2028	USD	435,000	420,565	1.57
Fidelity National Financial, Inc., 144A 4.5% 15/08/2028	USD	335,000	339,846	1.27
Fox Corp., 144A 5.576% 25/01/2049	USD	135,000	152,273	0.57
GLP Capital LP, REIT 5.25% 01/06/2025	USD	355,000	372,901	1.39
Match Group, Inc., 144A 5% 15/12/2027	USD	485,000	489,850	1.83
MGM Growth Properties Operating Partnership LP, REIT, 144A 5.75% 01/02/2027	USD	140,000	144,499	0.54
Netflix, Inc., 144A 6.375% 15/05/2029	USD	250,000	270,221	1.01
Parsley Energy LLC, 144A 6.25% 01/06/2024	USD	150,000	155,317	0.58
PDC Energy, Inc. 6.125% 15/09/2024	USD	150,000	149,250	0.56
Principal Financial Group, Inc., FRN 4.7% 15/05/2055	USD	190,000	186,795	0.70
QVC, Inc. 4.375% 15/03/2023	USD	275,000	278,814	1.04
Sabine Pass Liquefaction LLC 5% 15/03/2027	USD	310,000	328,667	1.23
T-Mobile USA, Inc. 5.375% 15/04/2027	USD	255,000	263,535	0.98
Transcontinental Gas Pipe Line Co. LLC 4.6% 15/03/2048	USD	75,000	75,790	0.28
United Airlines Pass-Through Trust, Series 2014-2 'B' 4.625% 03/03/2024	USD	235,388	241,249	0.90
VeriSign, Inc. 5.25% 01/04/2025	USD	295,000	310,948	1.16
Vistra Operations Co. LLC, 144A 5.625% 15/02/2027	USD	260,000	270,196	1.01
WellCare Health Plans, Inc., 144A 5.375% 15/08/2026	USD	125,000	130,984	0.49
		-	7,708,983	28.78
債券合計		-	12,419,304	46.36
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券および短期金融商品合計		-	12,419,304	46.36
投資有価証券合計		-	26,051,208	97.25
現金		-	992,688	3.71
その他の資産 / (負債) 純資産総額		-	(257,163)	(0.96)
· 花見, 压剂 计		=	26,786,733	100.00

ポートフォリオの地域別分類	純資産に占める割合(%)
アメリカ合衆国	68.34
英国	6.66
アイルランド	3.93
イタリア	2.99
オランダ	2.05
イスラエル	1.88
オーストラリア	1.50
スイス	1.31
ルクセンブルグ	1.26
ベルギー	1.21
ブラジル	1.19
カナダ	0.98
ドイツ	0.86
インドネシア	0.78

EDINET提出書類

ティー・ロウ・プライス ( ルクセンブルグ ) マネジメント・エス・エイ・アール・エル(E14880)

有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

17 III.	
デンマーク	0.78
チリ	0.77
中国	0.76
投資有価証券合計	97.25
現金およびその他の資産 / (負債)	2.75
合計	100.00

#### 金融先物契約

<b>銘柄</b>	契約数	通貨	グローバル・	未実現利益	純資産
			エクスポージャー	/ (損失)	比率%
			(米ドル)	(米ドル)	
US 2 Year Note, 28/06/2019	4	USD	852,406	750	_
US Long Bond, 19/06/2019	9	USD	1,346,344	42,391	0.16
金融先物契約に係る未実現利益合計			_	43,141	0.16
Euro-Bobl, 06/06/2019	(2)	EUR	(298,949)	(23)	-
US 5 Year Note, 28/06/2019	(10)	USD	(1,158,515)	(8,391)	(0.03)
US 10 Year Note, 19/06/2019	(5)	USD	(621,172)	(8,828)	(0.03)
US 10 Year Ultra Bond, 19/06/2019	(1)	USD	(132,766)	(2,031)	(0.01)
US UI t ra Bond, 19/06/2019	(1)	USD	(167,781)	(1,406)	(0.01)
金融先物契約に係る未実現損失合計			_	(20,679)	(0.08)
金融先物契約に係る未実現純利益			_	22,462	0.08

#### 先渡為替契約

買建通貨	購入金額	売建通貨	売却金額	満期日 日/月/年	取引相手方	未実現利益 / (損失) (米ドル)	純資産 比率%
USD	232,092	EUR	205,822	24/05/2019	State Street	(36)	-
先渡為替契約に係るを	未実現純損失					(36)	

#### 金利スワップ契約

想定元本	<u>通貨</u>	取引相手方	銘柄	満期日	時価	未実現利益	純資産
				日/月/年	(米ドル)	/ (損失)	比率%
						(米ドル)	
2,200,000	USD	J.P. Morgan	Pay floating LIBOR 3 month Receive fixed 2.65%	08/01/2021	9,475	9,475	0.04
金利スワップ	対約に係る	未実現利益合計		_	9,475	9,475	0.04
金利スワップ	゚契約に係る	未実現純利益		_	9,475	9,475	0.04

#### 略語

144A: 有価証券は、1933年米国証券法のルール144Aに従って、適格機関投資家に対してのみ募集および販売される。

FRN:変動レート(期末現在の実効レート)

Reg.S.: レギュレーションSに従い販売された債券は、アメリカ合衆国内において、または米国人に対しては、募集、販売または交付することができない。 (アメリカ合衆国証券法からの免除規定による場合または同法の登録義務に該当しない取引を除く)

REIT:不動産投資信託

LIBOR: ロンドン銀行間取引金利

#### 通貨の定義

EUR:ユーロ USD:米ドル

T. Rowe Price Life Plan Income Fund - Audited Annual Report - March 2019

# **Statement of Net Assets**

As at 31 March 2019

	Notes	T. Rowe Price Life Plan Income Fund
Base Currency		USD
Assets		
Investments at cost		25,496,156
Unrealised appreciation/(depreciation)		555,052
Investments at market value	2	26,051,208
Cash at banks	2	992,688
Interest receivable	2	304,343
Unrealised gain on open financial futures contracts	2	43,141
Swap contracts at market value	2	9,475
Other assets		3,596
Total assets		27,404,451
Liabilities		
Payables for investments purchased		436,299
Trailer fees payable	6	31,390
Professional fees payable	3	23,396
Deposits on futures	2	21,355
Unrealised loss on open financial futures contracts	2	20,679
Management company fees payable	9	18,820
Distributions payable		4,854
Taxe d'abonnement payable	8	3,323
Unrealised loss on open forward currency exchange contracts	2	36
Other liabilities		57,566
Total liabilities		617,718
Net assets	26,786,733	

The accompanying notes are an integral part of these financial statements

T. Rowe Price Life Plan Income Fund - Audited Annual Report - March 2019

# Statement of Operations and Changes in Net Assets

For the year ended 31 March 2019

Income Interest (net of withholding taxes) Income Interest (net of withholding taxes) Income  Expenses  Expenses  Depositary fees  Management company fees 9 Professional services 3 Taxe of Abonnement 1	Rowe Price Life Plan Income Fund				
Interest (net of withholding taxes)  Total Income  Expenses  Depositary fees  Depositary fees  Professional services  3 Taxe d'Abonnement  Trailer fees  Other expenses  Total Expenses  Net Investment Income/(loss)  Net realised  Gain on investments (net of foreign taxes) Loss on investments  Gain on financial futures contracts  2 Loss on financial futures contracts  2 Loss on Swaps  2 Net realised appreciation on investments  Unrealised appreciation on investments  Forward currency exchange contracts  2 Swaps  2 Other assets and liabilities denominated in foreign currency  Net change in unrealised appreciation/(depreciation)  Net increase/(decrease) in net assets as a result of operations  Distributions:  Net decrease in net assets as a result of distributions  5  Capital transactions:  Proceeds received on subscription of units  Payments for redemption of units	USD	Notes	Base Currency		
Expenses Depositary fees 7 Management company fees 9 Professional services 3 Taxe d'Abonnement 8 Traier fees 6 Other expenses Total Expenses  Net Investment Incomel/(loss) Net realised Gain on investments (net of foreign taxes) Loss on investments Gain on financial futures contracts 2 Loss on financial futures contracts 2 Gain on Swaps 2 Loss on Swaps 2 Net realised again/(loss)  Net realised again/(loss)  Change in Unrealised appreciation on investments Forward currency exchange contracts 2 Swaps 2 Other assets and liabilities denominated in foreign currency Net change in unrealised appreciation/(depreciation)  Net increasef (decrease) in net assets as a result of operations  Distributions: Net decrease in net assets as a result of distributions 5  Capital transactions: Proceeds received on subscription of units Payments for redemption of units			Income		
Expenses Depositary fees Professional services Taxe d'Abonnement T	1,180,824	2	Interest (net of withholding taxes)		
Depositary fees         7           Management company fees         9           Professional services         3           Taxe of Abonnement         8           Trailer fees         6           Other expenses         6           Net Investment Income/(loss)           Net realised           Gain on investments (net of foreign taxes)           Loss on investments         2           Loss on investments         2           Gain on Swaps         2           Loss on Swaps         2           Loss on Swaps         2           Net realised gain/(loss)         2           Change in           Unrealised appreciation on investments           Unrealised preciation on investments         2           Forward currency exchange contracts         2           Financial Futures contracts         2           Swaps         2           Other assets and liabilities denominated in foreign currency           Net change in unrealised appreciation/(depreciation)           Net increase/(decrease) in net assets as a result of operations           Distributions:         5           Net decrease in net assets as a result of distributions         5	1,180,824				
Depositary fees         7           Management company fees         9           Professional services         3           Taxe of Abonnement         8           Trailer fees         6           Other expenses         6           Net Investment Income/(loss)           Net realised           Gain on investments (net of foreign taxes)           Loss on investments         2           Loss on investments         2           Gain on Swaps         2           Loss on Swaps         2           Loss on Swaps         2           Net realised gain/(loss)         2           Change in           Unrealised appreciation on investments           Unrealised depreciation on investments         1           Unrealised processed contracts         2           Financial Futures contracts         2           Swaps         2           Other assets and liabilities denominated in foreign currency           Net change in unrealised appreciation/(depreciation)           Net change in unrealised appreciation/(depreciation)           Net increase/(decrease) in net assets as a result of operations           Distributions: <td <="" colspan="2" td=""><td></td><td></td><td></td></td>	<td></td> <td></td> <td></td>				
Management company fees 9 Professional services 3 Taxe of Abonnement 8 Trailer fees 6 Other expenses Total Expenses  Net Investment Incomef(loss) Net realised Gain on investments (net of foreign taxes) Loss on investments Gain on financial futures contracts 2 Gain on financial futures contracts 2 Gain on Swaps 2 Loss on Swaps 2 Net realised gainf(loss)  Change in Unrealised appreciation on investments Forward currency exchange contracts 2 Swaps 2 Other assets and liabilities denominated in foreign currency Net change in unrealised appreciation/(depreciation)  Net increase/(decrease) in net assets as a result of operations  Distributions: Net decrease in net assets as a result of distributions 5 Capital transactions: Proceeds received on subscription of units Payments for redemption of units			Expenses		
Professional services 3 Taxe d'Abonnement 8 Trailer fees 6 Other expenses  Total Expenses  Net Investment Income/(loss) Net realised Gain on investments (net of foreign taxes) Loss on investments Gain on financial futures contracts 2 Gain on Swaps 2 Gain on Swaps 2 Loss on Swaps 2 Net realised gain/(loss)  Change in Unrealised appreciation on investments Unrealised depreciation on investments Forward currency exchange contracts 2 Swaps 2 Other assets and liabilities denominated in foreign currency Net change in unrealised appreciation/(depreciation)  Net increase/(decrease) in net assets as a result of operations  Distributions: Net decrease in net assets as a result of distributions 5 Capital transactions: Proceeds received on subscription of units Payments for redemption of units	1,03	7	Depositary fees		
Taxe d'Abonnement Trailer fees Gher expenses Total Expenses  Net Investment Incomef(loss) Net realised Gain on investments (net of foreign taxes) Loss on investments Gain on financial futures contracts 2 Cass on swaps 2 Cass on Swaps 2 Cass on Swaps 2 Net realised gain/(loss)  Change in Unrealised appreciation on investments Unrealised depreciation on investments Forward currency exchange contracts 2 Swaps Change in unrealised appreciation of treign currency Net change in unrealised appreciation of the foreign currency Net change in unrealised appreciation of the foreign currency Net change in unrealised appreciation of the foreign currency Net change in unrealised appreciation/(depreciation)  Net increasef (decrease) in net assets as a result of operations  Distributions: Net decrease in net assets as a result of distributions 5  Capital transactions: Proceeds received on subscription of units Payments for redemption of units	236,46	9	Management company fees		
Trailer fees 6 Other expenses  Total Expenses  Net Investment Income/(loss) Net realised Gain on investments (net of foreign taxes) Loss on investments Gain on financial futures contracts 2 Gain on Swaps 2 Loss on Swaps 2 Net realised gain/(loss)  Change in Unrealised appreciation on investments Unrealised depreciation on investments Forward currency exchange contracts 2 Swaps 2 Other assets and liabilities denominated in foreign currency Net change in unrealised appreciation/(depreciation)  Net increase/(decrease) in net assets as a result of operations  Distributions: Net decrease in net assets as a result of distributions 5 Capital transactions: Proceeds received on subscription of units Payments for redemption of units	33,76	3	Professional services		
Other expenses  Total Expenses  Net Investment Income/(loss) Net realised Gain on investments (net of foreign taxes) Loss on investments Gain on financial futures contracts 2 Gain on Swaps 2 Loss on Swaps 2 Net realised gain/(loss)  Change in Unrealised appreciation on investments Unrealised depreciation on investments Unrealised depreciation on investments Forward currency exchange contracts 2 Swaps 2 Other assets and liabilities denominated in foreign currency Net change in unrealised appreciation/(depreciation)  Net increase/(decrease) in net assets as a result of operations  Distributions: Net decrease in net assets as a result of distributions 5  Capital transactions: Proceeds received on subscription of units Payments for redemption of units	13,137	8	Taxe d'Abonnement		
Net Investment Income/(loss) Net realised Gain on investments (net of foreign taxes) Loss on investments Gain on financial futures contracts Loss on financial futures contracts 2 Gain on Swaps 2 Loss on Swaps 2 Net realised gain/(loss)  Change in Unrealised appreciation on investments Unrealised depreciation on investments Forward currency exchange contracts 2 Swaps 2 Other assets and liabilities denominated in foreign currency Net change in unrealised appreciation/(depreciation)  Net increase/(decrease) in net assets as a result of operations  Distributions: Net decrease in net assets as a result of distributions 5 Capital transactions: Proceeds received on subscription of units Payments for redemption of units	131,37	6	Trailer fees		
Net Investment Income/(loss)  Net realised Gain on investments (net of foreign taxes) Loss on investments Gain on financial futures contracts 2 Loss on financial futures contracts 2 Gain on Swaps 2 Loss on Swaps 2 Net realised gain/(loss)  Change in Unrealised appreciation on investments Unrealised depreciation on investments Forward currency exchange contracts 2 Financial Futures contracts 2 Swaps 2 Other assets and liabilities denominated in foreign currency Net change in unrealised appreciation/(depreciation)  Net increase/(decrease) in net assets as a result of operations  Distributions: Net decrease in net assets as a result of distributions 5  Capital transactions: Proceeds received on subscription of units Payments for redemption of units	29,48				
Net realised Gain on investments (net of foreign taxes) Loss on investments Gain on financial futures contracts 2 Loss on financial futures contracts 2 Loss on Swaps 2 Loss on Swaps 2 Net realised gain/(loss)  Change in Unrealised appreciation on investments Unrealised depreciation on investments Forward currency exchange contracts 2 Financial Futures contracts 2 Swaps 2 Other assets and liabilities denominated in foreign currency Net change in unrealised appreciation/(depreciation)  Net increase/(decrease) in net assets as a result of operations  Distributions: Net decrease in net assets as a result of distributions 5  Capital transactions: Proceeds received on subscription of units Payments for redemption of units	445,25		Total Expenses		
Gain on investments (net of foreign taxes) Loss on investments  Gain on financial futures contracts 2 Loss on financial futures contracts 2 Gain on Swaps 2 Loss on Swaps 2 Net realised gain/(loss)  Change in Unrealised appreciation on investments Unrealised depreciation on investments Forward currency exchange contracts 2 Financial Futures contracts 2 Swaps 2 Other assets and liabilities denominated in foreign currency Net change in unrealised appreciation/(depreciation)  Net increase/(decrease) in net assets as a result of operations  Distributions: Net decrease in net assets as a result of distributions 5  Capital transactions: Proceeds received on subscription of units Payments for redemption of units	735,56				
Loss on investments Gain on financial futures contracts Loss on financial futures contracts 2 Gain on Swaps 2 Loss on Swaps 2 Net realised gain/(loss)  Change in Unrealised appreciation on investments Unrealised depreciation on investments Forward currency exchange contracts 2 Financial Futures contracts 2 Swaps 2 Other assets and liabilities denominated in foreign currency Net change in unrealised appreciation/(depreciation)  Net increase/(decrease) in net assets as a result of operations  Distributions: Net decrease in net assets as a result of distributions 5  Capital transactions: Proceeds received on subscription of units Payments for redemption of units			Net realised		
Gain on financial futures contracts 2 Loss on financial futures contracts 2 Gain on Swaps 2 Loss on Swaps 2  Net realised gain/(loss)  Change in Unrealised appreciation on investments Unrealised depreciation on investments Forward currency exchange contracts 2 Financial Futures contracts 2 Swaps 2 Other assets and liabilities denominated in foreign currency Net change in unrealised appreciation/(depreciation)  Net increase/(decrease) in net assets as a result of operations  Distributions: Net decrease in net assets as a result of distributions 5  Capital transactions: Proceeds received on subscription of units Payments for redemption of units	243,613		, ,		
Loss on financial futures contracts  Gain on Swaps  Loss on Swaps  Pet realised gain/(loss)  Change in  Unrealised appreciation on investments Unrealised depreciation on investments Unrealised depreciation on investments Forward currency exchange contracts  Financial Futures contracts  Swaps  Other assets and liabilities denominated in foreign currency  Net change in unrealised appreciation/(depreciation)  Net increase/(decrease) in net assets as a result of operations  Distributions: Net decrease in net assets as a result of distributions  5  Capital transactions:  Proceeds received on subscription of units Payments for redemption of units	(775,607				
Gain on Swaps 2 Loss on Swaps 2  Net realised gain/(loss)  Change in Unrealised appreciation on investments Unrealised depreciation on investments Forward currency exchange contracts 2 Financial Futures contracts 2 Swaps 2 Other assets and liabilities denominated in foreign currency Net change in unrealised appreciation/(depreciation)  Net increase/(decrease) in net assets as a result of operations  Distributions: Net decrease in net assets as a result of distributions 5  Capital transactions: Proceeds received on subscription of units Payments for redemption of units	262,94				
Loss on Swaps 2  Net realised gain/(loss)  Change in Unrealised appreciation on investments Unrealised depreciation on investments Forward currency exchange contracts 2 Financial Futures contracts 2 Swaps 2 Other assets and liabilities denominated in foreign currency Net change in unrealised appreciation/(depreciation)  Net increase/(decrease) in net assets as a result of operations  Distributions: Net decrease in net assets as a result of distributions 5  Capital transactions: Proceeds received on subscription of units Payments for redemption of units	(275,848		Loss on financial futures contracts		
Net realised gain/(joss)  Change in Unrealised appreciation on investments Unrealised depreciation on investments Forward currency exchange contracts Financial Futures contracts 2 Swaps 2 Other assets and liabilities denominated in foreign currency Net change in unrealised appreciation/(depreciation)  Net increase/(decrease) in net assets as a result of operations  Distributions: Net decrease in net assets as a result of distributions  5 Capital transactions: Proceeds received on subscription of units Payments for redemption of units	55,547				
Change in Unrealised appreciation on investments Unrealised depreciation on investments Forward currency exchange contracts 2 Financial Futures contracts 2 Swaps 2 Other assets and liabilities denominated in foreign currency Net change in unrealised appreciation/(depreciation)  Net increase/(decrease) in net assets as a result of operations  Distributions: Net decrease in net assets as a result of distributions 5  Capital transactions: Proceeds received on subscription of units Payments for redemption of units	(63,893	2			
Unrealised appreciation on investments Unrealised depreciation on investments Forward currency exchange contracts 2 Financial Futures contracts 2 Swaps 2 Other assets and liabilities denominated in foreign currency  Net change in unrealised appreciation/(depreciation)  Net increase/(decrease) in net assets as a result of operations  Distributions: Net decrease in net assets as a result of distributions  5 Capital transactions: Proceeds received on subscription of units Payments for redemption of units	(553,244)		Net realised gain/(loss)		
Unrealised depreciation on investments  Forward currency exchange contracts  2 Financial Futures contracts  2 Swaps  2 Other assets and liabilities denominated in foreign currency  Net change in unrealised appreciation/(depreciation)  Net increase/(decrease) in net assets as a result of operations  Distributions:  Net decrease in net assets as a result of distributions  5 Capital transactions:  Proceeds received on subscription of units  Payments for redemption of units			Change in		
Forward currency exchange contracts 2 Financial Futures contracts 2 Swaps 2 Other assets and liabilities denominated in foreign currency  Net change in unrealised appreciation/(depreciation)  Net increase/(decrease) in net assets as a result of operations  Distributions: Net decrease in net assets as a result of distributions 5  Capital transactions:  Proceeds received on subscription of units  Payments for redemption of units	989,78		Unrealised appreciation on investments		
Financial Futures contracts 2 Swaps 2 Other assets and liabilities denominated in foreign currency  Net change in unrealised appreciation/(depreciation)  Net increase/(decrease) in net assets as a result of operations  Distributions: Net decrease in net assets as a result of distributions 5  Capital transactions:  Proceeds received on subscription of units  Payments for redemption of units	(147,525				
Swaps 2 Other assets and liabilities denominated in foreign currency  Net change in unrealised appreciation/(depreciation)  Net increase/(decrease) in net assets as a result of operations  Distributions: Net decrease in net assets as a result of distributions 5  Capital transactions: Proceeds received on subscription of units Payments for redemption of units	(36		Forward currency exchange contracts		
Other assets and liabilities denominated in foreign currency  Net change in unrealised appreciation/(depreciation)  Net increase/(decrease) in net assets as a result of operations  Distributions:  Net decrease in net assets as a result of distributions  5  Capital transactions:  Proceeds received on subscription of units  Payments for redemption of units	17,407		Financial Futures contracts		
Net change in unrealised appreciation/(depreciation)  Net increase/(decrease) in net assets as a result of operations  Distributions:  Net decrease in net assets as a result of distributions  5  Capital transactions:  Proceeds received on subscription of units  Payments for redemption of units	9,475	2	Swaps		
Net increase/(decrease) in net assets as a result of operations  Distributions:  Net decrease in net assets as a result of distributions  5  Capital transactions:  Proceeds received on subscription of units  Payments for redemption of units	162				
Distributions:  Net decrease in net assets as a result of distributions  5  Capital transactions:  Proceeds received on subscription of units  Payments for redemption of units	869,264		Net change in unrealised appreciation/(depreciation)		
Net decrease in net assets as a result of distributions 5  Capital transactions: Proceeds received on subscription of units Payments for redemption of units	1,051,587		Net increase/(decrease) in net assets as a result of operations		
Capital transactions: Proceeds received on subscription of units Payments for redemption of units			Distributions:		
Proceeds received on subscription of units Payments for redemption of units	(775,061	5	Net decrease in net assets as a result of distributions		
Proceeds received on subscription of units Payments for redemption of units			Capital transactions:		
Payments for redemption of units	818,405				
	(2,147,227				
	(1,328,822	3			
Total increase/(decrease) in net assets	(1,052,296		Total increasel/decrease) in net assets		
Net assets at the beginning of the year	27,839,029				
Net assets at the end of the year	26,786,733		Not seemte at the end of the year		

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

T. Rowe Price Life Plan Income Fund - Audited Annual Report - March 2019

# Statement of Changes in Number of Units

For the year ended 31 March 2019

	T. Rowe Price Life Plan Income Fund
Class P	
Units outstanding at beginning of the year	2,765,250
Number of units issued	82,900
Number of units redeemed	(216,800)
Units outstanding at the end of the year	2,631,350

# Statement of NAV per Unit and Net Asset Statistics

	T. Rowe Price Life Plan Income Fund
(Amounts in USD unless otherwise noted)	
Net asset value per Class P Unit as at:	
31 March 2019	10.18
31 March 2018	10.07
31 March 2017	10.19
Net assets as at:	
31 March 2019	26,786,733
31 March 2018	27,839,029
31 March 2017	29,704,390

## Notes to the Financial Statements

As at 31 March 2019

#### 1. THE COMPANY

T. Rowe Price Life Plan Income Fund (the "Fund") is organised in and under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg as a mutual investment fund qualifying as a "Fonds Commun de Placement à compartiment multiples" ("FCP"). The Fund is an unincorporated coproprietorship of its transferable securities and other assets, managed in the interest of its co-owners. The Fund is organised under Part II of the Law of 17 December 2010, as amended, related to Undertakings for Collective Investments. The Fund qualifies as an Alternative Investment Fund ("AIF") as per the law dated 12 July 2013 relating to Alternative Investment Funds Managers. The Fund is managed by T. Rowe Price (Luxembourg) Management S.å r.J., a Management Company incorporated under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg and authorized to act as alternative investment fund manager (the "AIFM") of the Fund in accordance with Chapter 2 of the law of 12 July 2013. With effect as of 7 May 2015, the Fund has appointed T. Rowe Price (Luxembourg) Management S.å r.J., having its registered office in Luxembourg, as its AIFM.

#### 2. SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

#### a) General

These financial statements are prepared in accordance with accounting principles generally accepted in the Grand Duchy of Luxembourg.

#### b) Valuation of Securities

The value of securities is determined on the basis of the last available traded price on the stock exchange or over-the-counter market or any other recognised market on which these securities are traded or admitted for trading. Where such securities are quoted or dealt on more than one stock exchange, the Board of Directors of the Management Company may, at their own discretion, select the principal stock exchange. If a security is not traded or admitted on any official stock exchange or any regulated market, or, in the case of a security so traded or admitted, if the last available price does not reflect its fair value, the Board is required to proceed with a valuation on the basis of the expected sale price, which shall be valued with prudence and in good faith. Short-term debt investments purchased with original maturities less than one year are valued at amortised cost, which approximates fair value when combined with accrued interest.

#### c) Cash at Banks

Cash at banks includes cash balances in time deposits ranging from overnight to three months in duration with various financial institutions meeting certain credit standards and in conjunction with a cash sweep program administered by the Fund's Depositary. The Fund could experience a delay in recovering the value of these deposits and a possible loss of income or value if the counterparty fails to return deposited amounts. Earnings, net of fees, are accrued daily as interest income.

#### d) Investment Income and Expenses

Interest income and expenses are recorded on the accrual basis. Dividend income, including income distributions from investment funds, is recorded on the ex-dividend date. Premiums and discounts on debt securities are amortised and accreted, respectively, into interest income on a straight line basis over the life of the investments.

#### e) Exchange Rates

The Fund's designated currency is the U.S. dollar. Assets and liabilities in currencies other than the Fund's designated currency have been converted at the exchange rates ruling at 31 March 2019. Purchases and sales of investments, income, and expenses in currencies other than the Fund's designated currency are converted into the Fund's designated currency using the currency exchange rates prevailing on the respective dates of such transactions. The Fund does not isolate that portion of the results of operations resulting from changes in currency exchange rates on investments from the fluctuations arising from changes in market prices of securities held during the year.

## Notes to the Financial Statements (continued)

As at 31 March 2019

#### f) Valuation of Financial Futures Contracts

The Fund may enter into financial futures contracts which, to varying degrees, represent market risk in excess of the amount reflected on the Schedule of Investments. The amount of the contracts represents the extent of the Fund's participation in these financial instruments. Futures contracts are valued daily using current quoted settlement prices. Market risk associated with such contracts arises due to the possible movements in foreign exchange rates, indices, and security values underlying these instruments.

During the year the contracts are open, changes in the value of the contracts are recognised as unrealised gain and loss at the relevant valuation date. When a contract is closed, the Fund records a realised gain or loss equal to the difference between the proceeds from or cost of the closing transaction and the initial cost of the contract. The unrealised gain/loss at year end is recorded under "Unrealised gain/loss) on open financial futures contracts" in the Statement of Net Assets. The changes in such amounts are recorded under "Change in unrealised appreciation/(depreciation) on financial futures contracts" and the realised gain/(loss) under "Net realised gain/(loss) on financial futures contracts" in the Statement of Operations and Changes in Net Assets.

The Fund may deposit cash into an account held at the broker in order to meet initial margin requirements on open futures contracts and to keep additional funds available to settle future variation margin liabilities.

Transactions in these financial instruments also exposes the Fund to the credit of its counterparties and their ability to satisfy the terms of such contracts. In the event of a bankruptcy or insolvency of a counterparty, the Fund could experience delays in liquidating positions and significant losses, including declines in the value of investments during the year in which the Fund seeks to enforce its rights, inability to realize any gains on its investments during such year and fees and expenses incurred in enforcing its rights. In order to mitigate this risk, the Fund conducts trades through reputable counterparties, is limiting its exposure to counterparties and deposit takers in compliance with its objective and investment policy as well as with the applicable regulatory and legal limits.

#### g) Valuation of Derivatives

Each Fund may enter into forward currency exchange, option and swap contracts which, except for purchased options, represent market risk in excess of the amount reflected in the Statement of Net Assets. The amount of the contracts represents the extent of each Fund's participation in these financial instruments. Forward currency exchange and financial futures contracts are valued daily using prevailing forward exchange rates and current settlement prices, respectively. Option and swap contracts are valued daily using an independent pricing service. Changes in contract value are recorded daily as unrealised gains or losses until termination or maturity. Realized gains or losses are recorded on termination of derivatives contracts. Net periodic receipts or payments required by swap contracts are accrued daily as interest income or interest expense on swaps.

Market risks associated with such contracts arise due to the possible movements in foreign exchange rates, interest rates, credit quality, indices and security values underlying these instruments. Other market and credit risks include the possibility that there may be an illiquid market for the contracts, that a change in the value of the contracts may not directly correlate with changes in the value of currencies, indices, or securities being hedged or that the counterparty to a contract defaults on its obligation to perform under the terms of the contract. Open contracts attributable to all classes of a Fund, if applicable, are reflected in each Fund's Schedule of Investments.

#### 3. PROFESSIONAL SERVICES

The Fund is subject to professional services fee which consists of audit and legal fees and were as follows:

For the year ended 31 March 2019, the Fund incurred professional services costs which have been defined as audit and legal fees and were as follows:

	Incurred during the year ended 31 March 2019 (in base currency)
Audit Fees	22,678 USD
Legal Fees	11,086 USD

17

## Notes to the Financial Statements (continued)

As at 31 March 2019

#### 4. COLLATERAL

As at 31 March 2019, the collateral received or paid which is composed of cash collateral granted to or received from brokers and counterparties for the purpose of transactions in OTC derivatives is as follows:

Sub-Fund	Sub-Fund	Counterparty/ Type of		Collateral Amount received (in		
	Currency	Broker Collateral		Sub-fund currency)		
T. Rowe Price Life Plan Income Fund	USD	Goldman Sachs	Cash	22,000		

#### 5. DISTRIBUTIONS PAID

During the year ended 31 March 2019, the Fund paid dividends as follows:

USD 0.022 per unit paid on 10 April 2018
USD 0.022 per unit paid on 9 May 2018
USD 0.022 per unit paid on 8 June 2018
USD 0.025 per unit paid on 10 July 2018
USD 0.025 per unit paid on 10 August 2018
USD 0.025 per unit paid on 10 September 2018
USD 0.025 per unit paid on 10 October 2018
USD 0.025 per unit paid on 10 October 2018
USD 0.025 per unit paid on 09 November 2018
USD 0.025 per unit paid on 10 December 2018
USD 0.025 per unit paid on 10 January 2019
USD 0.025 per unit paid on 08 February 2019
USD 0.025 per unit paid on 08 March 2019

### 6. TRAILER FEES

The Agent Securities Company in Japan is entitled to receive a fee at the rate of 0.50% per annum calculated on the average net asset value of the Fund. The fee is accrued daily and paid quarterly.

Any reasonable disbursements and out-of-pocket expenses incurred by the Agent Securities Company will be borne by the Fund.

#### 7. DEPOSITARY FEES

The Fund is subject to an annual depositary fee, based upon a reducing scale, from 0.017% to 0.0005% depending upon the value of the assets held in Depositary. This fee is calculated and accrued on each business day and paid monthly. The Depository is also entitled to receive out of the assets of the Fund any reasonable disbursements and out-of-pocket expenses (including telephone, telex, cable and postage expenses) incurred by the Depositary and any custody charges of banks and financial institutions to whom custody of assets of the Fund is entrusted, will be borne by the Fund.

Given the additional burden due to the compliance of the Fund with Alternative Investment Fund Managers Directive (AIFMD), the Depositary is further entitled to a flat fee of USD 2,000 p.a. that will be borne by the Fund.

#### 8. TAXATION

Under legislation and regulations currently prevailing in Luxembourg, the Fund is not subject to any taxes on income or capital gains. The only significant tax to which the Fund is subject is the "Taxe d'abonnement", which is accrued daily and paid quarterly at the maximum rate of 0.05% per annum based on the net assets of the Fund at the end of the relevant quarter. Interest and dividend income received by the Fund may be subject to non-recoverable withholding tax in the countries of origin. Any such withholding tax is recorded as a reduction of income. During the year ended 31 March 2019, the Fund did not accrue withholding taxes on interest income.

18

## Notes to the Financial Statements (continued)

As at 31 March 2019

#### 9. MANAGEMENT COMPANY FEES

The Management Company is entitled to a management fee payable monthly, out of the assets of the Fund, at an annual rate of 0.90% of the average daily Net Asset Value of the assets of the Fund during the relevant month with a minimum of 100,000 USD per year.

The fees payable to the Investment Manager will be paid by the Management Company out of its own assets at the end of each quarter. The fee payable to the Sub-Investment Manager and the Sub-Investment Adviser will be paid by the Investment Manager directly.

The fee payable to the Registrar and Transfer Agent and Administrative Agent will be paid by the Management Company out of its own assets.

#### 10. PERFORMANCE SUMMARY

Sub-Fund	Class	31 March 2019 year to date	31 March 2018 Year to date	31 March 2017 Year to date
T. Rowe Price Life Plan Income Fund	Р	4.12%	1.38%	5.10%

Past performance is not indicative of current or future performance. Fund units are subject to investment risks, including possible loss of principal amount invested. The performance data provided includes changes in principal value and reinvested dividends but does not take into account any commissions and costs incurred on the issue and redemption of Fund units.

#### 11. PURCHASES AND SALES

A schedule of purchases and sales made by the Fund for the year covered by the financial statements has not been included, but a complete report is available from the Management Company's registered office in Luxembourg.

#### 12. PORTFOLIO TURNOVER

Portfolio Turnover Ratio, as calculated under the method prescribed by the Commission de Surveillance du Secteur Financier ("CSSF"), as at 31 March 2019 was as follows:

Sub-Fund	Class	Year ended 31 March 2019
T. Rowe Price Life Plan Income Fund	Р	208.95%

#### 13. TRANSACTION COSTS

Transaction costs are costs incurred by the funds in connection with transactions on securities. They consist of commissions and taxes relating to these transactions.

There are no brokerage fees charged separately for transactions on fixed income instruments. The transaction costs are included in the transaction price, which is known as "marked up". For this reason, there is currently no data available to disclose for the Fund.

## T. Rowe Price Life Plan Income Fund

Schedule of Investments As at 31 March 2019

Investments	Currency	Quantity/ Nominal Value	Market Value USD	% of Net Assets
Transferable securities and money market instruments admitted to an official exchan		Yaiuc	000	Assets
Bonds	gg			
Belgium				
Anheuser-Busch InBev Worldwide, Inc. 4.75% 23/01/2029	USD	25,000	26,678	0.10
Anheuser-Busch InBev Worldwide, Inc. 5.55% 23/01/2049	USD	270,000	297,073	1.11
			323,751	1.21
Brazil				
Petrobras Global Finance BV 7.25% 17/03/2044	USD	120,000	125, 187	0.47
Petrobras Global Finance BV 7.375% 17/01/2027	USD	175,000	192,747	0.72
			317,934	1.19
China				
SF Holding Investment Ltd., Reg. S 4.125% 26/07/2023	USD	200,000	204,557	0.76
A		-	204,557	0.76
Germany	CHD	200 000	220.204	0.00
Volkswagen Bank GmbH, Reg. S 1.875% 31/01/2024	EUR	200,000	230,364	0.86
Indonesia		-	230,364	0.00
Indonesia Asahan Aluminium Persero PT, 144A 5,23% 15/11/2021	USD	200,000	208,205	0.78
Illoollesia Asaliali Autililialii Pelsolo FT, 144A 5.25% 13/11/2021	030	200,000	208,205	0.78
Ireland		-	200,200	0.70
AerCap Ireland Capital DAC 4.875% 16/01/2024	USD	195,000	202,558	0.76
GE Capital International Funding Co. Unlimited Co. 3.373% 15/11/2025	USD	205,000	199,555	0.74
SE SUPER MEMBERS FOR	-	200,000	402,113	1.50
Luxembourg		-	102,110	
ArcelorMittal 4.55% 11/03/2026	USD	330,000	337,531	1.26
			337,531	1.26
United Kingdom				
Bardays plc 4.836% 09/05/2028	USD	270,000	268,030	1.00
BAT Capital Corp. 3.557% 15/08/2027	USD	215,000	204,113	0.76
Vodafone Group plc 5% 30/05/2038	USD	335,000	332,035	1.24
WPP Finance 2010 3.75% 19/09/2024	USD	210,000	207,380	0.77
			1,011,558	3.77
United States of America				
AES Corp. 4.5% 15/03/2023	USD	25,000	25,237	0.09
AES Corp. 4.875% 15/05/2023	USD	185,000	187,648	0.70
AES Corp. 5.125% 01/09/2027	USD	50,000	52,206	0.19
Alexandria Real Estate Equities, Inc., REIT 3.45% 30/04/2025	USD	140,000	139,585	0.52
Alexandria Real Estate Equities, Inc., REIT 3.8% 15/04/2026	USD	40,000	40,536	0.15
Altria Group, Inc. 6.2% 14/02/2059	USD	80,000	86,012	0.32
Altria Group, Inc., FRN 5.95% 14/02/2049	USD	240,000	256,970	0.96
American Campus Communities Operating Partnership LP, REIT 3.625%	LICE	75 000	72 500	0.07
15/11/2027 American Campus Communities Operating Partnership LP, REIT 3.75%	USD	75,000	73,500	0.27
15/04/2023	USD	460,000	466,900	1.74
		,	100,000	1

## T. Rowe Price Life Plan Income Fund

Schedule of Investments (continued) As at 31 March 2019

		Quantity/ Nominal	Market Value	% of Net
Investments	Currency	Value	USD	Assets
Transferable securities and money market instruments admitted to an official exchan	ge listing (contin	ued)		
Bonds (continued)				
United States of America (continued)				
Becton Dickinson and Co. 3.7% 06/06/2027	USD	550,000	548,419	2.05
Boardwalk Pipelines LP 4.95% 15/12/2024	USD	420,000	435,387	1.63
Boardwalk Pipelines LP 5.95% 01/06/2026	USD	100,000	106,377	0.40
Boardwalk Pipelines LP 4.45% 15/07/2027	USD	40,000	39,078	0.15
Bunge Ltd. Finance Corp. 4.35% 15/03/2024	USD	15,000	15,240	0.06
Bunge Ltd. Finance Corp. 3.75% 25/09/2027	USD	155,000	141,205	0.53
Bunge Ltd. Finance Corp. 3.25% 15/08/2026	USD	15,000	13,497	0.05
Crown Castle International Corp., REIT 4.45% 15/02/2026	USD	245,000	256,042	0.96
Discover Financial Services 4.5% 30/01/2026	USD	195,000	200,470	0.75
Eagle Materials, Inc. 4.5% 01/08/2026	USD	300,000	304,011	1.13
Energy Transfer Operating LP 6.25% 15/04/2049	USD	160,000	178,716	0.67
EQM Midstream Partners LP 4.75% 15/07/2023	USD	200,000	203,999	0.76
Essex Portfolio LP, REIT 3.375% 15/04/2026	USD	260,000	257,063	0.96
Essex Portfolio LP, REIT 3.625% 01/05/2027	USD	75,000	74,975	0.28
First American Financial Corp. 4.6% 15/11/2024	USD	270,000	280,570	1.05
Ford Motor Credit Co. LLC 5.085% 07/01/2021	USD	400,000	407,528	1.52
Freeport-McMoRan, Inc. 5.4% 14/11/2034	USD	145,000	131,863	0.49
GE Capital International Funding Co. Unlimited Co. 4.418% 15/11/2035	USD	205,000	189,761	0.71
General Electric Co. 3.375% 11/03/2024	USD	60,000	59,752	0.22
General Electric Co. 6.75% 15/03/2032	USD	175,000	202,953	0.76
General Motors Co. 5.4% 01/04/2048	USD	145,000	132,640	0.49
General Motors Financial Co., Inc. 5.1% 17/01/2024	USD	130,000	135,271	0.50
General Motors Financial Co., Inc. 4.35% 09/04/2025	USD	80,000	79,763	0.30
General Motors Financial Co., Inc. 4% 06/10/2026	USD	55,000	52,777	0.20
Goldman Sachs Group, Inc. (The) 5.95% 15/01/2027	USD	355,000	397,197	1.48
HCA, Inc. 5.875% 01/02/2029	USD	95,000	101,766	0.38
Hess Corp. 4.3% 01/04/2027	USD	235,000	233,058	0.87
Hess Corp. 5.8% 01/04/2047	USD	200,000	207,841	0.78
Highwoods Realty LP, REIT 3.625% 15/01/2023	USD	205,000	206,358	0.77
Keysight Technologies, Inc. 4.6% 06/04/2027	USD	205,000	212,521	0.79
Lennar Corp. 4.5% 30/04/2024	USD	150,000	152,239	0.57
Marathon Oil Corp. 6.6% 01/10/2037	USD	115,000	136,032	0.51
MPT Operating Partnership LP, REIT 5.25% 01/08/2026	USD	355,000	366,094	1.37
Pennsylvania Electric Co. 6.15% 01/10/2038	USD	210,000	248,604	0.93
Plains All American Pipeline LP 3.85% 15/10/2023	USD	65,000	65,689	0.25
Plains All American Pipeline LP 2.85% 31/01/2023	USD	30,000	29,288	0.11
Reynolds American, Inc. 5.85% 15/08/2045	USD	130,000	133,251	0.50
Southern California Edison Co. 4.2% 01/03/2029	USD	40,000	40,670	0.15
Southern California Edison Co. 4.125% 01/03/2048	USD	145,000	138,671	0.52
Southern California Edison Co. 4.875% 01/03/2049	USD	125,000	132,376	0.49
US Treasury 4.375% 15/11/2039	USD	280,000	355,666	1.33
US Treasury 3.375% 15/11/2048	USD	300,000	333,422	1.24
		,		

## T. Rowe Price Life Plan Income Fund

Schedule of Investments (continued) As at 31 March 2019

Investments	Currency	Quantity/ Nominal Value	Market Value USD	% of Net Assets
Transferable securities and money market instruments admitted to an official exchan				7.00010
Bonds (continued)				
United States of America (continued)				
VEREIT Operating Partnership LP, REIT 4.875% 01/06/2026	USD	525,000	546,601	2.04
VEREIT Operating Partnership LP, REIT 3.95% 15/08/2027	USD	237,000	233,477	0.87
Verizon Communications, Inc. 4.672% 15/03/2055	USD	135,000	137,781	0.51
Verizon Communications, Inc. 5.25% 16/03/2037	USD	365,000	411,338	1.54
			10,595,891	39.56
Total Bonds			13,631,904	50.89
Total Transferable securities and money market instruments admitted to an official ex		١.,	13,631,904	50.89
Transferable securities and money market instruments dealt in on another regulated Bonds	market			
Australia				
APT Pipelines Ltd., 144A 4.25% 15/07/2027	USD	85,000	86,249	0.32
Woodside Finance Ltd., 144A 3.65% 05/03/2025	USD	60,000	59,748	0.23
Woodside Finance Ltd., 144A 3.7% 15/09/2026	USD	85,000	83,550	0.31
Woodside Finance Ltd., 144A 3.7% 15/03/2028	USD	178,000	172,014	0.64
			401,561	1.50
Canada				
Transcanada Trust, FRN 5.3% 15/03/2077	USD	280,000	261,828	0.98
017			261,828	0.98
Chile	LICE	200 000	205 550	0.77
Celulosa Arauco y Constitucion SA 4.5% 01/08/2024	USD	200,000	205,550	0.77
Denmark			205,550	0.77
Danske Bank A/S, 144A 5.375% 12/01/2024	USD	200.000	208.053	0.78
Dalishe Dalik NO, 144A 0.07070 12/01/2024	030	200,000	208,053	0.78
Ireland			200,000	0.70
Park Aerospace Holdings Ltd., 144A 5.25% 15/08/2022	USD	260.000	266,777	1.00
SMBC Aviation Capital Finance DAC, 144A 4.125% 15/07/2023	USD	375,000	384,189	1.43
		,	650,966	2.43
Israel				
Teva Pharmaceutical Finance Netherlands III BV 6% 15/04/2024	USD	500,000	503,577	1.88
			503,577	1.88
Italy				
Enel Finance International NV, 144A 2.75% 06/04/2023	USD	200,000	193,978	0.72
Enel Finance International NV, 144A 3.625% 25/05/2027	USD	200,000	191,211	0.71
Eni SpA, 144A 4% 12/09/2023	USD	200,000	204,602	0.76
Eni SpA, 144A 4.75% 12/09/2028	USD	205,000	212,790	0.80
			802,581	2.99
Netherlands		485	40	
NXP BV, 144A 4.875% 01/03/2024	USD	125,000	131,701	0.49
NXP BV, 144A 4.625% 01/06/2023	USD	400,000	417,240	1.56
0.7		,	548,941	2.05
Switzerland	LICE	245 000	254.250	4.04
Syngenta Finance NV, 144A 4.441% 24/04/2023	USD	345,000	351,350	1.31
			351,350	1.31

## T. Rowe Price Life Plan Income Fund

Schedule of Investments (continued) As at 31 March 2019

Investments	Currency	Quantity/ Nominal Value	Market Value USD	% of Net
Transferable securities and money market instruments dealt in on another regulated			030	Masera
Bonds (continued)	a market (comm	iuouj		
United Kingdom				
Anglo American Capital plc, 144A 4.875% 14/05/2025	USD	355,000	369,976	1.38
Ashtead Capital, Inc., 144A 4.375% 15/08/2027	USD	200,000	193,677	0.72
Royal Bank of Scotland Group plc, FRN 8.625% Perpetual	USD	200,000	212,261	0.79
, and a second of the prof. The trade of the profession	-		775,914	2.89
United States of America		_		
American Airlines Pass-Through Trust, Series 2016-1 'B' 5.25% 15/07/2025	USD	486,474	504,133	1.88
American Airlines Pass-Through Trust, Series 2017-1B 'B' 4.95% 15/08/2026	USD	83,225	85,788	0.32
Avnet, Inc. 4.875% 01/12/2022	USD	170,000	177,982	0.66
Bausch Health Cos., Inc., 144A 5.75% 15/08/2027	USD	45,000	46,136	0.17
Broadcom Corp. 3.625% 15/01/2024	USD	145,000	144,821	0.54
Broadcom Corp., FRN 3.875% 15/01/2027	USD	140,000	133,730	0.50
Celgene Corp. 5% 15/08/2045	USD	205,000	216,670	0.81
Charter Communications Operating LLC 5.75% 01/04/2048	USD	70,000	72,910	0.27
Charter Communications Operating LLC 4.908% 23/07/2025	USD	255,000	268,608	1.00
Cheniere Corpus Christi Holdings LLC 5.125% 30/06/2027	USD	190,000	199,702	0.75
Cigna Corp., 144A 4.125% 15/11/2025	USD	215,000	222,873	0.83
Cigna Corp., 144A 4.375% 15/10/2028	USD	135,000	140,320	0.52
Cigna Corp., 144A 4.9% 15/12/2048	USD	100,000	103,073	0.39
CSC Holdings LLC, 144A 6.5% 01/02/2029	USD	200,000	213,305	0.80
DCP Midstream Operating LP, 144A 6.75% 15/09/2037	USD	125,000	128,750	0.48
Dell International LLC, FRN, 144A 4.42% 15/06/2021	USD	35,000	35,910	0.13
Delta Air Lines, Inc. 4.375% 19/04/2028	USD	170,000	167,372	0.63
Diamondback Energy, Inc., 144A 4.75% 01/11/2024	USD	260,000	265,200	0.99
Expedia Group, Inc. 3.8% 15/02/2028	USD	435,000	420,565	1.57
Fidelity National Financial, Inc., 144A 4.5% 15/08/2028	USD	335,000	339,846	1.27
Fox Corp., 144A 5.576% 25/01/2049	USD	135,000	152,273	0.57
GLP Capital LP, REIT 5.25% 01/06/2025	USD	355,000	372,901	1.39
Match Group, Inc., 144A 5% 15/12/2027	USD	485,000	489,850	1.83
MGM Growth Properties Operating Partnership LP, REIT, 144A 5.75%				
01/02/2027	USD	140,000	144,499	0.54
Netflix, Inc., 144A 6.375% 15/05/2029	USD	250,000	270,221	1.01
Parsley Energy LLC, 144A 6.25% 01/06/2024	USD	150,000	155,317	0.58
PDC Energy, Inc. 6.125% 15/09/2024	USD	150,000	149,250	0.56
Principal Financial Group, Inc., FRN 4.7% 15/05/2055	USD	190,000	186,795	0.70
QVC, Inc. 4.375% 15/03/2023	USD	275,000	278,814	1.04
Sabine Pass Liquefaction LLC 5% 15/03/2027	USD	310,000	328,667	1.23
T-Mobile USA, Inc. 5.375% 15/04/2027	USD	255,000	263,535	0.98
Transcontinental Gas Pipe Line Co. LLC 4.6% 15/03/2048	USD	75,000	75,790	0.28
United Airlines Pass-Through Trust, Series 2014-2 'B' 4.625% 03/03/2024	USD	235,388	241,249	0.90
VeriSign, Inc. 5.25% 01/04/2025	USD	295,000	310,948	1.16

## T. Rowe Price Life Plan Income Fund

Schedule of Investments (continued) As at 31 March 2019

Investments	Currency	Quantity/ Nominal Value	Market Value USD	% of Net Assets
Transferable securities and money market instruments dealt in on another regular	ed market (conti	nued)		
Bonds (continued)				
United States of America (continued)				
Vistra Operations Co. LLC, 144A 5.625% 15/02/2027	USD	260,000	270,196	1.01
WellCare Health Plans, Inc., 144A 5.375% 15/08/2026	USD	125,000	130,984	0.49
			7,708,983	28.78
Total Bonds			12,419,304	46.36
Total Transferable securities and money market instruments dealt in on another re-	egulated market		12,419,304	46.36
Total Investments			26,051,208	97.25
Cash			992,688	3.71
Other Assets/(Liabilities)			(257, 163)	(0.96)
Total Net Assets			26,786,733	100.00

Geographic Allocation of Portfolio	% of Net Assets
United States of America	68.34
United Kingdom	6.66
Ireland	3.93
Italy	2.99
Netherlands	2.0
Israel	1.8
Australia	1.5
Switzerland	1.3
Luxembourg	1.2
Belgium	1.2
Brazil	1.19
Canada	0.9
Germany	0.8
Indonesia	0.7
Denmark	0.73
Chile	0.7
China	0.70
Total Investments	97.2
Cash and Other Assets/(Liabilities)	2.7
Total	100.0

## T. Rowe Price Life Plan Income Fund

Schedule of Investments (continued) As at 31 March 2019

Financial Futures Contracts

Number of		Global	Unrealised	% of Net
Contracts	Currency	USD	USD	Assets
4	USD	852,406	750	-
9	USD	1,346,344	42,391	0.16
			43,141	0.16
(2)	EUR	(298,949)	(23)	_
(10)	USD	(1,158,515)	(8,391)	(0.03)
(5)	USD	(621,172)	(8,828)	(0.03)
(1)	USD	(132,766)	(2,031)	(0.01)
(1)	USD	(167,781)	(1,406)	(0.01)
			(20,679)	(0.08)
			22,462	0.08
	(2) (10) (5) (1)	Contracts   Currency     4	Number of Contracts         Currency         Exposure USD           4         USD         852,406           9         USD         1,346,344           (2)         EUR         (298,949)           (10)         USD         (1,158,515)           (5)         USD         (621,172)           (1)         USD         (132,766)	Number of Contracts         Currency         Exposure USD         Gain/(Loss)           4         USD         852,406         750           9         USD         1,346,344         42,391           (2)         EUR         (298,949)         (23)           (10)         USD         (1,158,515)         (8,391)           (5)         USD         (621,172)         (8,828)           (1)         USD         (132,766)         (2,031)           (1)         USD         (167,781)         (1,406)           (20,679)

#### Forward Currency Exchange Contracts

						Unrealised	
Currency	Amount	Currency		Maturity		Gain/(Loss)	% of Net
Purchased	Purchased	Sold	Amount Sold	Date	Counterparty	USD	Assets
USD	232,092	EUR	205,822	24/05/2019	State Street	(36)	_
Net Unrealised L	oss on Forward Cu	rrency Exchan	ge Contracts			(36)	

#### Interest Rate Swap Contracts

Nominal Amount	Currency	Counterparty	Security Description	Maturity Date	Market Value USD	Unrealised Gain/(Loss) USD	% of Net Assets
			Pay floating LIBOR 3 month				
2,200,000	USD	J.P. Morgan	Receive fixed 2.65%	08/01/2021	9,475	9,475	0.04
Total Unreal	ised Gain on In	terest Rate Swap Cor	ntracts		9,475	9,475	0.04
Net Unrealised Gain on Interest Rate Swap Contracts				9,475	9,475	0.04	

### Abbreviations

144A: security may be offered and sold only to 'qualified institutional buyers' under Rule 144A of the Securities Act of 1933.

FRN: variable rate, rate shown is effective rate at year end.

Reg. S.: Bonds sold under Regulation S may not be offered, sold or delivered within the United States or to, or for the account or benefit of, U. S. persons, except pursuant to an exemption from, or in a transaction not subject to, the registration requirements of the Securities Act. REIT: Real Estate Investment Trust.

LIBOR: London Interbank Offered Rate

#### **Currencies Definitions**

EUR: European Union Euro USD: United States Dollar

12



## 純資産計算書 2018年3月31日現在

基準通貨:米ドル	注記	ティー・ロウ・プライス・ ライフプラン・インカム・ファンド		
		米ドル	千円	
資  産				
投資有価証券取得原価		27,628,931	2,978,122	
未実現評価益/(評価損)		(287,204)	(30,958)	
投資有価証券時価	2	27,341,727	2,947,165	
現金預金	2	301,018	32,447	
未収利息	2	335,802	36,196	
未決済金融先物契約に係る未実現利益		46,125	4,972	
その他の資産		424	46	
資産合計		28,025,096	3,020,825	
負 債				
未払管理報酬	7	19,945	2,150	
未払年次税	6	3,464	373	
先物に係る預託金		2,035	219	
未払専門家報酬	2	25,426	2,741	
未払保管報酬	5	448	48	
未払販売関係報酬	4	34,184	3,685	
未決済金融先物契約に係る未実現損失		41,070	4,427	
その他の負債		59,495	6,413	
負債合計		186,067	20,056	
純資産額		27,839,029	3,000,769	

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

## 損益計算書および純資産変動計算書 2018年3月31日に終了した会計年度

基準通貨:米ドル	注記	ティー・ロウ・フ ライフプラン・インカ	プライス・ 1ム・ファンド
	<u></u>	米ドル	千円
収 益			
受取利息(源泉徴収税引後)	2	1,228,564	132,427
収益合計		1,228,564	132,427
費用			
保管報酬	5	922	99
年次税	6	14,642	1,578
販売関係報酬	4	146,284	15,768
管理報酬	7	263,312	28,382
専門家報酬	2	55,333	5,964
その他の費用		48,941	5,275
費用合計		529,434	57,068
純投資収益 / (損失)		699,130	75,359
投資有価証券に係る実現純利益(外国税引後)		556,093	59,941
投資有価証券に係る実現純損失		(127,269)	(13,718)
金融先物契約に係る実現純利益	2	8,500	916
金融先物契約に係る実現純損失	2	(51,953)	(5,600)
実現純利益 / (損失)		385,371	41,539
投資有価証券に係る未実現評価益の変動		100 767	40.000
投資有価証券に係る未実現評価損の変動		183,767	19,808
及員有個証分に係る木美現計個損の変動 金融先物契約に係る未実現評価益の変動		(841,878) 5,055	(90,746) 545
未実現評価益/(評価損)の純変動		(653,056)	(70,393)
小天坑时间 <u>面,(时间第</u> )		(000,000)	(10,333)
運用による純資産の純増加/(減少)		431,445	46,505
分配金			
分配による純資産の純減少	3	(752,206)	(81,080)
資本取引			
受益証券発行手取額		890,375	95,974
受益証券買戻支払額		(2,434,975)	(262,466)
資本取引による純資産の純増加 / (減少)		(1,544,600)	(166,492)
純資産の増加/(減少)合計		(1,865,361)	(201,067)
期首現在純資産額		29,704,390	3,201,836
期末現在純資産額		27,839,029	3,000,769

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

## ティー・ロウ・プライス・ライフプラン・インカム・ファンド 財務書類に対する注記 2018年 3 月31日現在

#### 1. 会社

ティー・ロウ・プライス・ライフプラン・インカム・ファンド(以下「ファンド」という。)は、ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて、同国において、"Fonds Commun de Placement à compartiment multiples"(以下「FCP」という。)として認可されている契約型投資信託として設定された。ファンドは、譲渡性のある有価証券およびその他の資産を共有する共有持分型投資信託であり、共同所有者の利益のために管理・運用される。ファンドは、投資信託に関連する2010年12月17日法(改正済)パート に基づいて登録されている。ファンドは、オルタナティブ投資信託運用者に関する2013年7月12日法に基づくオルタナティブ投資信託(以下「AIF」という。)として認可されている。ティー・ロウ・プライス(ルクセンブルグ)マネジメント・エス・エイ・アール・エルは、ルクセンブルグ法に基づいて設立され、2013年7月12日法第2章に基づくオルタナティブ投資信託運用者(以下「AIFM」という。)として行為することを承認されたファンドの管理会社である。ファンドは、ルクセンブルグに登記上の事務所を有するティー・ロウ・プライス(ルクセンブルグ)マネジメント・エス・エイ・アール・エルを2015年5月7日付でAIFMに指名した。

#### 2 . 会計方針

#### a)概要

本財務書類は、投資信託に関するルクセンブルグの法律および規則に準拠して作成されている。

#### b)有価証券の評価

有価証券の評価額は、当該有価証券が取引されているまたは取引が認められている証券取引所、店頭市場または他の公認の市場において入手可能な直近の取引価格に基づいて決定される。有価証券が複数の市場で値付けされているまたは取引されている場合には、管理会社の取締役会はその裁量により、主要な証券取引所を選択することができる。有価証券が公認の証券取引所もしくは規制ある市場において取引が行われておらず、もしくは取引が認められていない場合、またはこのような取引が行われていたり上場されていても、入手可能な直近の価格がこれらの有価証券の公正価値を反映していない場合、取締役会は、慎重かつ誠実な立場から、合理的に予想される売買価格での評価を要求される。当初の満期が1年未満の短期債務を購入した場合、その評価額は、経過利子をあわせると公正価値にほぼ等しい、償却原価で評価される。

### c ) 現金預金

現金預金には、一定の信用基準を満たす様々な金融機関およびファンドの保管受託銀行が運営するキャッシュ・スウィープ・プログラムに関連する、存続期間が翌日物から3か月物までの定期預金における現金残高が含まれる。取引相手方が預金額を返還しなかった場合、ファンドは、これらの預金評価額の回復が遅れる可能性および収益または評価額の損失可能性が生じ得る。手数料控除後の収益は、受取利息として日々発生する。

#### d)投資収益および費用

受取利息および支払利息は、発生主義で計上される。投資ファンドからの分配金を含む受取配当は、配当落ち日に計上される。債務証券の割増および割引は、それぞれ、残存年数にわたって、定額法で受取利息を減価および増価する。

#### e ) 換算レート

ファンドの基準通貨は米ドルである。ファンドの基準通貨以外の通貨建ての資産および負債は、2018年3月31日現在の 実勢為替レートで換算されている。ファンドの基準通貨以外の通貨建ての投資有価証券の売買、利益および費用は、かか る取引のそれぞれの取引日における実勢為替レートでファンドの基準通貨に換算される。ファンドは、投資有価証券の為 替レート変動から生じる運用損益の部分を当期保有有価証券の市場価格変動より生じる変動と区分していない。

#### f) 金融先物契約の評価

ファンドは、金融先物契約を締結することができるが、これらの契約は、投資有価証券明細表に反映されている金額を上回る市場リスクを様々な程度で表示する。契約金額は、かかる金融商品に対するファンドの関与度合いを表している。 先物契約は、直近の決済価格を用いて、日々評価される。かかる契約に関連する市場リスクは、当該商品の裏付けとなる 為替レート、指数および投資有価証券価値の変動によって生じる。

当該契約が未決済の年度中は、当該契約評価額の変動は当該評価日現在の未実現利益または損失として認識される。 ファンドは、清算取引費用からの受取額または支払費用と当該契約の当初費用の差額に相当する実現利益または損失を、 契約の決済時に計上する。当期末の未実現損益は、純資産計算書における「未決済金融先物契約に係る未実現利益/(損 失)」として計上される。かかる金額の変動は、損益計算書および純資産変動計算書における「金融先物契約に係る未実 現評価益/(評価損)の変動」として計上され、実現利益/(損失)は、「金融先物契約に係る実現純利益/(損失)」 として計上される。

ファンドは、未決済の先物契約に係る当初証拠金の要件を満たすため、また将来の変動証拠金債務の決済に充てる追加的な資金を維持するために、ブローカー保有口座に現金を預けることがある。

これらの金融商品の取引は、ファンドを取引相手方の信用および当該契約の条項を履行する能力についてのリスクにさらすことになる。取引相手方が破産または支払不能となった場合、ファンドは、ポジションの清算が遅れる可能性が生じ、またファンドが権利を行使しようとする会計年度中の投資有価証券の評価額の下落、当該会計年度中の投資有価証券にかかる利益の実現不可能、ならびに権利の行使に際し発生する手数料および費用を含む重大な損失可能性が生じ得る。かかるリスクを軽減するため、ファンドは、信頼できる取引相手方を通じて取引を行い、目的および投資方針ならびに規制事項および法的制約に従って取引相手方および預金業者へのエクスポージャーを制限している。

#### g) 専門家報酬

ファンドは、監査報酬および弁護士報酬を含む専門家報酬を、以下のとおり課せられる。

2018年3月31日に終了した会計年度中に、ファンドには、以下の監査報酬および弁護士報酬として規定される専門家報酬が生じた。

	2018年 3 月31日に終了した会計年度中に発生 (基準通貨)
監査報酬	26,568米ドル
弁護士報酬	28,765米ドル

#### 3. 支払分配金

2018年3月31日に終了した会計年度中に、ファンドが支払った分配金は以下のとおりである。

- 2017年 4月10日	一口当り0.022米ドル
- 2017年 5月10日	一口当り0.022米ドル
- 2017年 6月9日	一口当り0.022米ドル
- 2017年7月7日	一口当り0.022米ドル
- 2017年 8月10日	一口当り0.022米ドル
- 2017年 9月8日	一口当り0.022米ドル
- 2017年10月10日	一口当り0.022米ドル
- 2017年11月10日	一口当り0.022米ドル
- 2017年12月8日	一口当り0.022米ドル
- 2018年 1月10日	一口当り0.022米ドル
- 2018年 2月9日	一口当り0.022米ドル
- 2018年 3月9日	一口当り0.022米ドル

#### 4. 販売関係報酬

日本における代行協会員は、ファンドの平均純資産総額に基づき計算される年率0.50%の報酬を受領する権利を有する。 当該報酬は日々発生し、四半期毎に支払われる。

#### 5.保管報酬

ファンドは、保管されていた資産額に応じて逓減方式に基づき年率0.017%から0.0005%の保管報酬を課せられる。当該報酬は、営業日毎に計算され発生し、毎月支払われる。

ファンドがオルタナティブ投資信託運用者通達(以下「AIFMD」という。)を遵守することによるさらなる負担を前提として、保管受託銀行は、ファンドが支払う毎年2,000米ドルの定額報酬をさらに受領する権利を有する。

#### 6.税制

ルクセンブルグにおける現行法規に基づき、ファンドはいかなる収益またはキャピタル・ゲインに対しても課税されない。ファンドに課せられる唯一の主要な税金は、当該四半期末現在のファンドの純資産額に基づき、日々発生し、四半期毎に支払われる年率0.05%の「年次税」である。ファンドが受領する受取利息および受取配当は、その発生国において回収不能の源泉税を課せられることがある。かかる源泉税は収益から控除して計上される。2018年3月31日に終了した会計年度中、ファンドの受取利息に対する源泉徴収税は、発生しなかった。

#### 7.管理報酬

管理会社は、年間10万米ドルを最低金額として、ファンド資産から月末毎に当該月中のファンド資産の日々の平均純資産 総額の年率0.90%の管理報酬を受領する権利を有する。

管理会社は、投資運用会社に対する報酬を、四半期末毎に管理会社の資産から支払う。投資運用会社は、副投資運用会社 および副投資顧問会社に対する報酬を直接支払う。

管理会社は、登録・名義書換代行会社ならびに支払事務代行会社および管理事務代行会社に対する報酬を、管理会社の資産から支払う。

日本における代行協会員は、ファンド資産から当該四半期中のファンド資産の日々の平均純資産総額の年率0.50%の報酬を受領する権利を有する。

代行協会員に生じたすべての合理的な立替費用は、ファンドが負担する。

#### 8. 運用実績の概要

サブ・ファンド名	クラス	2018年 3 月31日に 終了した会計年度
ティー・ロウ・プライス・ライフプラン・インカム・ファンド	Р	1.38%

過去の運用実績は、現在または将来の運用実績を指し示すものではない。ファンドの受益証券は、投資リスクにさらされており、投資元本を割り込む損失のリスクも含まれている。提供されている運用実績データには、元本価額の変動および再投資分配金が含まれるが、ファンドの受益証券発行および買戻しのために生じた手数料および費用は考慮されていない。

#### 9. 購入および売却

本財務書類の会計年度中にファンドが行った投資有価証券の購入および売却の明細表は含まれていないが、ルクセンブルグにおける管理会社の登記上の事務所から全文を入手することができる。

#### 10. ポートフォリオの回転率

金融監督委員会 ("Commission de Surveillance du Secteur Financier") (以下「CSSF」という。)によって規定された計算方法に基づくポートフォリオの回転率は、2018年3月31日現在、以下のとおりであった。

サブ・ファンド名	クラス	2018年 3 月31日に 終了した会計年度
ティー・ロウ・プライス・ライフプラン・インカム・ファンド	Р	119.42%

### 11.取引費用

取引費用は、ファンドの有価証券取引に関して発生する費用である。当該費用は、これらの取引にかかる手数料および税金により構成される。

固定利付商品の取引において個別に課せられる仲介手数料はない。取引費用は、取引価格に含まれており、「利幅 ("marked up")」として知られている。このため、現在、ファンドにおいて開示のために入手可能な情報は存在しない。

次へ

## Statement of Net Assets

As at 31 March 2018

	Notes	T. Rowe Price Life Plan Income Fund
Base Currency	110100	USD
Assets		
Investments at cost		27,628,931
Unrealised appreciation/(depreciation)		(287,204)
Investments at market value	2	27,341,727
Cash at banks	2 2	301,018
Interest receivable	2	335,802
Unrealised gain on open financial futures contracts		46,125
Other assets		424
Total assets		28,025,096
Liabilities		
Management Company fees payable	7	19,945
Taxe d'abonnement payable	6	3,464
Deposits on futures		2,035
Professional fees payable	2	25,426
Depositary fees payable	5	448
Trailer fees payable	4	34,184
Unrealised loss on open financial futures contracts		41,070
Other liabilities		59,495
Total liabilities		186,067
Net assets		27,839,029

# Statement of Operations and Changes in Net Assets

For the year ended 31 March 2018

	10.000	Price Life Plan Income
Base Currency	Notes	Fun
base currency		USL
Income		
Interest (net of withholding taxes)	2	1,228,56
Total Income		1,228,56
Expenses		
Depositary fees	5	92
Taxe d'abonnement	6	14,64
Trailer fees	4	146,28
Management Company fees	7	263,31
Professional services	2	55,33
Other expenses		48,94
Total Expenses		529,43
Net Investment Income/(loss)		699.13
Net realised		
Gain on investments (net of foreign taxes)		556.09
Loss on investments		(127,269
Gain on financial futures contracts	2	8.50
Loss on financial futures contracts	2	(51,953
Net realised gain/(loss)		385,37
Change in		
Unrealised appreciation on investments		183.76
Unrealised depreciation on investments		(841,878
Unrealised appreciation on financial futures contracts		5.05
Net change in unrealised appreciation/(depreciation)		(653,056
Net increase/(decrease) in net assets as a result of operations		431,44
Distributions:		
Net decrease in net assets as a result of distributions	3	(752,206
Capital transactions:		
Proceeds received on subscription of units		890,37
Payments for redemption of units		(2,434,975
Net increase/(decrease) in net assets as a result of capital transactions		(1,544,600
Total increase/(decrease) in net assets		(1,865,361
Net assets at the beginning of the year		29,704,390
Net assets at the end of the year		27,839,029

T. Rowe Price Life Plan Income Fund - Audited Annual Report - March 2018

## Notes to the Financial Statements

#### As at 31 March 2018

#### 1. THE COMPANY

T. Rowe Price Life Plan Income Fund (the "Fund") is organised in and under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg as a mutual investment fund qualifying as a "Fonds Commun de Placement à compartiment multiples" ("FCP"). The Fund is an unincorporated coproprietorship of its transferable securities and other assets, managed in the interest of its co-owners. The Fund is registered pursuant to Part II of the Law of 17 December 2010, as amended, related to Undertakings for Collective Investments. The Fund qualifies as an Alternative Investment Fund ("AIF") as per the law dated 12 July 2013 relating to Alternative Investment Funds Managers. The Fund is Alternative Investment Funds Managers. The Fund is of Luxembourg and authorized to act as alternative investment fund manager (the "AIFM") of the Fund in accordance with Chapter 2 of the law of 12 July 2013. With effect as of 7 May 2015, the Fund has appointed T. Rowe Price (Luxembourg) Management S.à r.I., having its registered office in Luxembourg, as its AIFM.

#### 2. SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

#### a) General

These financial statements are prepared in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to investment funds.

#### b) Valuation of Securities

The value of securities is determined on the basis of the last available traded price on the stock exchange or over-the-counter market or any other recognised market on which these securities are traded or admitted for trading. Where such securities are quoted or dealt on more than one stock exchange, the Board of Directors of the Management Company may, at their own discretion, select the principal stock exchange. If a security is not traded or admitted on any official stock exchange or any regulated market, or, in the case of a security so traded or admitted, if the last available price does not reflect its fair value, the Board is required to proceed with a valuation on the basis of the expected sale price, which shall be valued with prudence and in good faith. Short-term debt investments purchased with original maturities less than one year are valued at amortised cost, which approximates fair value when combined with accrued interest.

#### c) Cash at Banks

Cash at banks includes cash balances in time deposits ranging from overnight to three months in duration with various financial institutions meeting certain credit standards and in conjunction with a cash sweep program administered by the Fund's Depositary. The Fund could experience a delay in recovering the value of these deposits and a possible loss of income or value if the counterparty fails to return deposited amounts. Earnings, net of fees, are accrued daily as interest income.

#### d) Investment Income and Expenses

Interest income and expenses are recorded on the accrual basis. Dividend income, including income distributions from investment funds, is recorded on the ex-dividend date. Premiums and discounts on debt securities are amortised and accreted, respectively, into interest income on a straight line basis over the life of the investments:

#### e) Exchange Rates

The Fund's designated currency is the U.S. dollar. Assets and liabilities in currencies other than the Fund's designated currency have been converted at the exchange rates ruling at 31 March 2018. Purchases and sales of investments, income, and expenses in currencies other than the Fund's designated currency are converted into the Fund's designated currency using the currency exchange rates prevailing on the respective dates of such transactions. The Fund does not isolate that portion of the results of operations resulting from changes in currency exchange rates on investments from the fluctuations arising from changes in market prices of securities held during the year.

## Notes to the Financial Statements (continued)

As at 31 March 2018

#### f) Valuation of Financial Futures Contracts

The Fund may enter into financial futures contracts which, to varying degrees, represent market risk in excess of the amount reflected on the Schedule of Investments. The amount of the contracts represents the extent of the Fund's participation in these financial instruments. Futures contracts are valued daily using current quoted settlement prices. Market risk associated with such contracts arises due to the possible movements in foreign exchange rates, indices, and security values underlying these instruments.

During the year the contracts are open, changes in the value of the contracts are recognised as unrealised gain and loss at the relevant valuation date. When a contract is closed, the Fund records a realised gain or loss equal to the difference between the proceeds from or cost of the closing transaction and the initial cost of the contract. The unrealised gain/loss at year end is recorded under "Unrealised gain/(loss) on open financial futures contracts" in the Statement of Net Assets. The changes in such amounts are recorded under "Change in unrealised appreciation/(depreciation) on financial futures contracts" and the realised gain/(loss) under "Net realised gain/(loss) on financial futures contracts" in the Statement of Operations and Changes in Net Assets.

The Fund may deposit cash into an account held at the broker in order to meet initial margin requirements on open futures contracts and to keep additional funds available to settle future variation margin flabilities.

Transactions in these financial instruments also exposes the Fund to the credit of its counterparties and their ability to satisfy the terms of such contracts. In the event of a bankruptcy or insolvency of a counterparty, the Fund could experience delays in liquidating positions and significant losses, including declines in the value of investments during the year in which the Fund seeks to enforce its rights, inability to realize any gains on its investments during such year and fees and expenses incurred in enforcing its rights. In order to mitigate this risk, the Fund conducts trades through reputable counterparties, is limiting its exposure to counterparties and deposit takers in compliance with its objective and investment policy as well as with the applicable regulatory and legal limits.

#### g) Professional services

The Fund is subject to professional services fee which consists of audit and legal fees and were as follows:

For the year ended 31 March 2018, the Fund incurred professional services costs which have been defined as audit and legal fees and were as follows:

	Incurred during the year ended 31 March 2018 (in base currency)
Audit Fees	26,568 USD
Legal Fees	28,765 USD

#### 3. DISTRIBUTIONS PAID

During the year ended 31 March 2018, the Fund paid dividends as follows:

USD 0.022 per unit paid on 10 April 2017

USD 0.022 per unit paid on 10 May 2017

USD 0.022 per unit paid on 9 June 2017

USD 0.022 per unit paid on 7 July 2017

USD 0.022 per unit paid on 10 August 2017

USD 0.022 per unit paid on 8 September 2017

USD 0.022 per unit paid on 10 October 2017

USD 0.022 per unit paid on 10 November 2017

USD 0.022 per unit paid on 8 December 2017

USD 0.022 per unit paid on 10 January 2018

USD 0.022 per unit paid on 09 February 2018

USD 0.022 per unit paid on 09 March 2018

17

## Notes to the Financial Statements (continued)

#### As at 31 March 2018

#### 4. TRAILER FEES

The Agent Securities Company in Japan is entitled to receive a fee at the rate of 0.50% per annum calculated on the average net asset value of the Fund. The fee is accrued daily and paid quarterly.

#### 5. DEPOSITARY FEES

The Fund is subject to an annual depositary fee, based upon a reducing scale, from 0.017% to 0.0005% depending upon the value of the assets held in Depositary. This fee is calculated and accrued on each business day and paid monthly.

Given the additional burden due to the compliance of the Fund with Alternative Investment Fund Managers Directive (AIFMD), the Depositary is further entitled to a flat fee of USD 2,000 p.a. that will be borne by the Fund.

#### TAXATION

Under legislation and regulations currently prevailing in Luxembourg, the Fund is not subject to any taxes on income or capital gains. The only significant tax to which the Fund is subject is the "Taxe d'abonnement", which is accrued daily and paid quarterly at the maximum rate of 0.05% per annum based on the net assets of the Fund at the end of the relevant quarter. Interest and dividend income received by the Fund may be subject to non-recoverable withholding tax in the countries of origin. Any such withholding tax is recorded as a reduction of income. During the year ended 31 March 2018, the Fund did not accrue withholding taxes on interest income.

#### 7. MANAGEMENT COMPANY FEES

The Management Company is entitled to a management fee payable monthly, out of the assets of the Fund, at an annual rate of 0.90% of the average daily Net Asset Value of the assets of the Fund during the relevant month with a minimum of 100,000 USD per year.

The fees payable to the Investment Manager will be paid by the Management Company out of its own assets at the end of each quarter. The fee payable to the Sub-Investment Manager and the Sub-Investment Adviser will be paid by the Investment Manager directly.

The fee payable to the Registrar and Transfer Agent and Administrative Agent will be paid by the Management Company out of its own assets.

The Agent Securities Company in Japan is entitled to a fee payable, out of the assets of the Fund, at the end of each quarter at an annual rate of 0.50% of the average daily Net Asset Value of the assets of the Fund during the relevant quarter.

Any reasonable disbursements and out-of-pocket expenses incurred by the Agent Securities Company will be borne by the Fund.

#### 8. PERFORMANCE SUMMARY

Sub-Fund	Class	Year ended 31 March 2018	
T.Rowe Price Life Plan Income Fund	P	1.38%	

Past performance is not indicative of current or future performance. Fund units are subject to investment risks, including possible loss of principal amount invested. The performance data provided includes changes in principal value and reinvested dividends but does not take into account any commissions and costs incurred on the issue and redemption of Fund units.

### 9. PURCHASES AND SALES

A schedule of purchases and sales made by the Fund for the year covered by the financial statements has not been included, but a complete report is available from the Management Company's registered office in Luxembourg.

## Notes to the Financial Statements (continued)

As at 31 March 2018

#### 10. PORTFOLIO TURNOVER

Portfolio Turnover Ratio, as calculated under the method prescribed by the Commission de Surveillance du Secteur Financier ("CSSF"), as at 31 March 2018 was as follows:

Sub-Fund	Class	Year ended 31 March 2018
T.Rowe Price Life Plan Income Fund	Р	119.42%

#### 11. TRANSACTION COSTS

Transaction costs are costs incurred by the funds in connection with transactions on securities. They consist of commissions and taxes relating to these transactions.

There are no brokerage fees charged separately for transactions on fixed income instruments. The transaction costs are included in the transaction price, which is known as "marked up". For this reason, there is currently no data available to disclose for the Fund.

## 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

### (2019年6月末日現在)

	ドル	千円	
	ドル	( および∨を除く)	
資産総額	28,016,029	3,019,848	
負 債 総 額	468,110	50,458	
純 資 産 総 額	27 547 040	2,000,200	
( - )	27,547,919	2,969,390	
発 行 済 口 数	2,613,150□		
一口当り純資産価格	10.54	1,136円	
( / )			

#### 第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

1.ファンド証券の名義書換機関は次のとおりである。

取扱機関 J.P.モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイ

取扱場所 ルクセンブルク大公国、セニンガーバーグ、L-2633、トレヴェ通り6h

ヨーロピアン・バンク・アンド・ビジネス・センター

日本の受益者については、ファンド証券の保管を販売会社に委託している場合、その販売会社の責任で必要な名義 書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は徴収されない。

2. 受益者集会

受益者集会は開催されない。

3. 受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はない。

管理会社は米国人をはじめその他いかなる者によるファンド証券の取得も制限することができる。

## 第二部【特別情報】

### 第1【管理会社の概況】

## 1【管理会社の概況】

## (1)資本金および純資産の額

資本金は、2,669,400ドル(約2億8,773万円)で2019年6月末日現在全額払込済であり、1株100ドル(10,779円)で記名株式26,694株を発行済である。

(注)ドルの円貨換算は、便宜上、2019年6月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売 買相場の仲値(1ドル=107.79円)による。

最近5年間における資本金の増減は以下のとおりである。

2013年12月31日	400,000米ドル
2014年 7 月31日	2,400,000米ドル
2014年10月 1 日	2,529,400米ドル
2015年10月31日	2,529,400米ドル
2016年10月31日	2,529,400米ドル
2017年10月31日	2,529,400米ドル
2018年 6 月30日	2,529,400米ドル
2019年 2 月27日	2,669,400米ドル
2019年 6 月30日	2,669,400米ドル

### (2)管理会社の機構

会社は、最低3人の、株主に任命された取締役によって管理され、当該取締役により取締役会が構成される。取締役は、株主の決議によりいつでも解任される。

いかなる会合においても、決議に対する議決権が、賛成反対同数のときは、議長は、決定票を有する。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社は、ファンドの創設・管理・運用および受益証券の発行と買戻しを行うことを業務とする。なお受益証券の発行と買戻しの業務は、管理事務代行会社である、J.P.モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイに委託している。

管理会社は、2019年6月末日現在、以下のとおり分類される、当ファンドを含む7本の投資信託を運用している。

国別(設立国)	種類別(基本的性格)	本数	純資産額の合計 (通貨別)
	オープン・エンド	2	
   ルクセンブルグ	契約型投資信託	3	20,384,336,986.60米ドル
	オープン・エンド	2	
	会社型投資信託	3	707,025,532.47米ドル
ケノフン学自	オープン・エンド	1	
ケイマン諸島	契約型投資信託	1	339,955.38米ドル

### 3【管理会社の経理状況】

- a. 管理会社の直近2事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文(英文)の財務書類を日本語に翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する 外国監査法人等をいう。)であるケーピーエムジー・ルクセンブルグ・ソシエテ・コーペラティブから監査証明に相当 すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの(訳 文を含む。)が当該財務書類に添付されている。
- c. 管理会社の原文の財務書類は米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2019年6月28日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=107.79円)で換算されている。なお、百万円未満の金額は四捨五入されている。

### (1)【貸借対照表】

## ティー・ロウ・プライス(ルクセンブルグ)マネジメント・エス・エイ・アール・エル (ソシエテ・ア・リスポンシビリテ・リミテ)

### 貸借対照表

#### 2018年12月31日現在

		2018	3年	2017年	
	注記	千米ドル	百万円	千米ドル	百万円
資産					
貝性					
C . 固定資産					
. 有形固定資産					
3.その他の什器備品、工具および機器	3	4,473	482	3,279	353
D.流動資産					
. 債権					
1 . 売掛金					
a ) 1 年以内に期限到来	4	12,875	1,388	12,905	1,391
2.関連会社に対する債権	5	4 040	<b>500</b>	2 000	207
a ) 1 年以内に期限到来 b ) 1 年を超えて期限到来	5	4,849 438	523 47	3,680 358	397 39
4 . その他の債権		430	41	330	39
a ) 1年以内に期限到来		75	8	17	2
. 銀行預金および手元現金		43,888	4,731	39,581	4,266
E.前払金	6	143	15	146	16
資産合計		66,741	7,194	59,966	6,464
資本金、準備金および負債					
A.資本金および準備金					
. 発行済資本	7	2,529	273	2,529	273
. 準備金					
1.法定準備金	8	253	27	253	27
. 繰越損益		4,650	501	3,340	360
. 当期損益		2,189	236	1,319	142
B . 引当金					
2.納税引当金		390	42	727	78
C . 債務					
6.関連会社に対する債務	40	54 <b>7</b> 00	F 000	50,000	5 440
a ) 1 年以内に期限到来	10	54,723	5,899	50,269	5,418
b)1年を超えて期限到来 8.その他の債務		396	43	397	43
o . その他の債務 c ) その他の債務					
) 1年以内に期限到来	11	1,611	174	1,132	122
)1年を超えて期限到来	, ,	-	-		-
資本金、準備金および負債合計		66,741	7,194	59,966	6,464

添付の注記は、本年次財務書類と不可分のものです。

## (2)【損益計算書】

ティー・ロウ・プライス(ルクセンブルグ)マネジメント・エス・エイ・アール・エル (ソシエテ・ア・リスポンシビリテ・リミテ)

#### 損益計算書

2018年12月31日に終了した年度

		2018年		2017年	
	注記	千米ドル	百万円	千米ドル	百万円
1.純売上	12	170,448	18,373	134,796	14,530
5 . 原材料および消耗品ならびに その他の外部費用 b ) その他の外部費用		(6,762)	(729)	(6,433)	(693)
6 . 人件費 a ) 賃金および給料 b ) 社会保障費 )年金関連費用	13 13 13	(2,934) (296) (99)	(316) (32) (11)	(1,878) (179) (50)	(202) (19) (5)
7 . 評価額調整 a ) 創業費ならびに有形および無形資産	3	(645)	(70)	(75)	(8)
8.その他の営業費用	14	(156,612)	(16,881)	(124,545)	(13,425)
14.未収利息および類似費用 a)その他の利息および類似費用		(234)	(25)	371	40
15.損益に対する課税	15	(641)	(69)	(686)	(74)
16.税引後の損益		2,225	240	1,321	142
17.1から16の科目で表示されない その他の税金	15	(36)	(4)	(2)	(0)
18. 当期損益		2,189	236	1,319	142

添付の注記は、本年次財務書類と不可分のものです。

ティー・ロウ・プライス (ルクセンブルグ) マネジメント・エス・エイ・アール・エル (ソシエテ・ア・リスポンシビリテ・リミテ) 年次財務書類に対する注記 2018年12月31日に終了した年度

#### 注1.一般事項

ティー・ロウ・プライス(ルクセンブルグ)マネジメント・エス・エイ・アール・エル(以下「TRPLUX」または「当社」という。)は、無期限のソシエテ・ア・リスポンシビリテ・リミテとして1990年にルクセンブルグで設立されており、ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド(以下「TRPIL」という。)の全額出資子会社である。TRPILは、アメリカ合衆国の株式公開会社であるティー・ロウ・プライス・グループ・インク(以下「プライス・グループ」という。)の全額出資子会社であるティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インク(以下「TRPA」という。)の全額出資子会社である。プライス・グループの連結財務書類は、公開されており、下記の登記上の事務所またはプライス・グループの公式ウェブサイトにおいて入手することができる。

デビッド・オーストライカー、総務部長 ティー・ロウ・プライス・グループ・インク、 アメリカ合衆国、21202、メリーランド州、ボルティモア、 イースト・プラット・ストリート100 http://trow.client.shareholder.com/

TRPLUXは、ルクセンブルグの2010年12月17日法(改正済)(以下「2010年法」という。)第15章に基づいて、UCITS管理会社としての資格を有しており、また、オルタナティブ投資信託運用者に関する2013年7月12日法(以下「AIFM法」とい

う。)に基づくオルタナティブ投資信託運用者としての資格を有している。TRPLUXは、以下の一連の投資信託の管理会社として行為する。

ティー・ロウ・プライス・ケイマン・ 契約型投資信託 変動資本を有する投資法人 インベストメント・トラスト (以下「SICAV」という。) (以下「FCP」という。) (以下「ファンド」という。) ティー・ロウ・プライス・ライフ ティー・ロウ・プライス・ ダイナミック・マルチ・ プラン・インカム・ファンドFCP ファンズSICAV リターン・ファンド ティー・ロウ・プライス・ ティー・ロウ・プライス 機関投資家向けファンズFCP ファンズ・シリーズ SICAV ティー・ロウ・プライス・ ティー・ロウ・プライス・インス ファンズ・セレクト・インベスト ティテューショナル・ファンズFCP メント・シリーズ SICAV

2018年度中、TRPLUXはまた、イングランドおよびウェールズで登録されたオープン・エンド型の投資顧問会社である ティー・ロウ・プライス・ファンズOEIC(以下「OEIC」という。)の公認取締役(以下「ACD」という。)でもあった。 TRPLUXの親会社であるTRPILは、我々が運用する商品すべてについての委任された投資運用会社および販売会社である。 TRPLUXの登記上の事務所は、ルクセンブルグ大公国、セニンガーバーグ、L-2633、トレヴェ通り6Cである。

#### 注2.重要な会計方針

#### 作成の基礎

本年次財務書類は、適宜改正されたルクセンブルグの2002年12月19日法を含むルクセンブルグの法律および規則に準拠し て作成されている。

TRPLUXの会計年度は、毎年1月1日より開始し、12月31日に終了する。

#### 継続企業

TRPLUXおよび親会社の資本資源を考えると、経営陣には、TRPLUXおよび親会社が継続企業を維持する能力に著しい疑問を 投げかけるような重大な不確実性が存在すると信じる根拠はない。したがって、年次財務書類の作成には、継続企業の会計 基準を継続して適用する。

#### 固定資産

その他の什器備品、工具および機器を含む固定資産は、当初は取得原価で認識される。当該取得原価は、固定資産の評価額を定額法によって耐用年数にわたり規則的に償却するために計算された評価額調整によって減額される。

有形固定資産の簿価は、かかる簿価の回復が見込めないことを示す事象または状況の変化が生じた際に、減損が検討される。

#### 債権

債権は、額面価額で計上される。当社が顧客のために管理する投資ポートフォリオの資産を含め、TRPLUXの顧客は一般に多額の資産を保有しているため、債権における信用リスクの集中は最小限であると考えられる。債権の正味実現可能価額が 簿価を下回った場合、その評価額調整は、損益計算書に計上される。

#### 債務

債務は、額面価額で計上される。

#### 投資運用報酬

投資運用報酬は、運用資産の評価額割合に基づいて計算される。したがって、金融市場の変動および運用資産構成の変動 は、我々の純売上および当期利益に影響を与える。投資運用報酬は、発生主義で計上される。

#### 外貨換算

TRPLUXの機能通貨は米ドルである。当期に行われた外貨建取引は、取引日の為替レートで換算される。外貨建貨幣性資産および負債は、期末時点の為替レートで米ドルに換算される。実現損益および未実現損失は、損益計算書に記載される。未実現利益は繰り延べられ、実現時にのみ認識される。

#### 株式報酬

プライス・グループは、子会社における従業員報酬プログラムの一環として、プライス・グループの普通株式割合で決済される譲渡制限付株式ユニットを当社の従業員に付与した。当該報酬の受給権は、関連会社における従業員の継続勤務年数に基づいて、平均5.0年にわたり段階的に確定される。

TRPLUXは、これらの譲渡制限付株式ユニットの付与日における公正価値を報酬費用および関連会社に対する債務として認識する。譲渡制限付株式ユニットの付与日における公正価値は、プライス・グループの普通株式の終値に基づいている。

TRPLUXは、プライス・グループとの間で、従業員が譲渡制限付株式ユニットの受給権が確定した場合には、プライス・グループに対して支払いを行うことを規定する資金負担契約を締結した。その支払額は、受給権確定日における報酬の本質的価値に等しい。

資金負担債務の見積額は、プライス・グループの普通株式の終値に基づいて、それぞれの会計期間末に計上される。各報告日における資金負担債務見積額の再測定は、かかる債務が決済されるかまたは免責されるまで行われる。当該債務の当初認識およびその後の再測定による金額は、関連会社に対する債権において認識される。

#### 注3.その他の什器備品、工具および機器

その他の什器備品、工具および機器は、賃貸物件改良費、家具およびその他の備品、ならびに購入したソフトウェアおよび機器で構成される。簿価変動の詳細は以下のとおりである。

	賃貸物件 改良費	家具および その他の備品	購入したソフトウェア および機器	合計
	千米ドル	千米ドル	千米ドル	千米ドル
取得価額				
2017年12月31日現在の残高	3,147	240	135	3,522
加算	1,769	70	-	1,839
減算	-	-	(2)	(2)
譲渡	-	-	-	-
2018年12月31日現在の残高	4,916	310	133	5,359
減価償却累計額				
2017年12月31日現在の残高	92	22	129	243
減価償却	587	52	6	645
売却	-	-	(2)	(2)
2018年12月31日現在の残高	679	74	133	886
2017年12月31日現在簿価純額	3,055	218	6	3,279
2018年12月31日現在簿価純額	4,237	236	-	4,473

#### 注4.1年以内に期限到来する債権

2018年12月31日現在、1年以内に期限到来する売掛金は、合計で12,875,000米ドル(2017年12月31日:12,905,000米ドル)の投資運用報酬を表している。2018年および2017年に評価額調整は行われなかった。

## 注5.1年以内に期限到来する関連会社に対する債権

TRPLUXは、プライス・グループの関連会社の一員であり、グループのメンバーと広範囲の取引を行い、関係を持っている。2018年12月31日および2017年12月31日現在、1年以内に期限到来する関連会社に対する債権は、TRPLUXの代理として関連会社が集めた投資運用報酬を表している。

### 注6.前払金

12月31日現在における前払金は、以下の項目で構成される。

	2018年	2017年
	千米ドル	千米ドル
事務所賃貸敷金	72	75
前払保険料	31	28
前払賃料	34	39
その他の前払金	6	4
	143	146

#### 注7.発行済資本

	2018年		2017年	
	株数	千米ドル	株数	千米ドル
授権済、発行済、全額払込済の普通株式				
12月31日現在(額面価額:一株当り100米ドル)	25,294	2,529	25,294	2,529

普通株式の保有者は、適宜宣言されることで分配金を得ることができ、当社の決議において1株につき1個の議決権が付与されている。すべての普通株式は、TRPLUXの残余資産に関して同順位である。

#### 注8.法定準備金

TRPLUXは、ルクセンブルグ法に従い、発行済株式資本の10%に達するまで、純利益の最低5%を法定準備金に繰り入れることを要求されている。2018年12月31日および2017年12月31日現在、法定準備金は、全額積立てられていた。当該準備金を分配することはできない。

#### 注9. 株式報酬

2018年12月31日に終了した年度に、TRPLUXは、譲渡制限付株式ユニットに関連して株式報酬費用107,000米ドル(2017年: 77,000米ドル)を認識した。TRPLUXの将来の法人所得税引前株式報酬費用は、2018年12月31日現在発行済で受給権が未確定の譲渡制限付株式ユニットの残存する受給権確定期間にわたって認識され、その金額は、185,000米ドル(2017年12月31日: 177,000米ドル)である。実際の将来費用は、株式報酬の追加、従業員の受給権確定前の退職、または従業員の関連会社間の異動に伴って変動する。

2018年12月31日現在、プライス・グループに支払われる資金負担債務の見積額は、123,000米ドル(2017年12月31日: 146,000米ドル)である。

#### 注10.1年以内に期限到来する関連会社に対する債務

TRPLUXは、プライス・グループの関連会社の一員であり、グループのメンバーと広範囲の取引を行い、関係を持っている。2018年12月31日および2017年12月31日現在、1年以内に期限到来する関連会社に対する債務には、関連会社によって提供された投資顧問および法律業務に対して認識された未払費用が主に含まれる。TRPLUXは、業務提供の対価およびTRPLUXの代わりに支払われた純費用を関連会社に定期的に払い戻す。

#### 注11.1年以内に期限到来するその他の債務

12月31日現在の1年間に期限到来するその他の債務は、以下のとおりである。

	2018年	2017年
	千米ドル	千米ドル
未払付加価値税	734	700
未払費用	430	68
未払従業員費用	173	126
定額賃料	161	164
監査報酬および納税準備手数料の未払金	113	74
その他の債務の合計	1,611	1,132

#### 注12. 純売上

純売上は、主に投資運用報酬で構成される。TRPLUXは、FCP、SICAV、OEICおよびファンドの投資運用会社または公認取締役(ACD)として業務を行うことに対し、投資運用報酬を受領する。投資運用報酬は、日々の純資産価額を用いて計算される。特定の受益証券クラスに関する当該報酬は、平均純資産価額に、各商品の主要投資家情報文書(KIID)またはオファリングメモランダムに記載される投資運用報酬料率を乗じて算出される。特定のFCPおよびSICAV株式クラスの投資運用報酬の計算方法は、個別の受益者/株主の契約に応じて異なる。

#### 注13. 従業員費用

従業員費用は、TRPLUXが支払う給料および賃金、社会保障費ならびに退職費用で構成される。2018年12月31日および2017年12月31日現在、平均従業員数は以下のとおりである。

	2018年	2017年
上級管理職	9	8
中間管理職	4	1
従業員	9	7
	22	16

#### 注14. その他の営業費用

TRPLUXは、プライス・グループの関連会社の一員であり、グループと取引を行い、関係を持っており、また、TRPLUXの商品に対して投資顧問業務を提供する契約をTRPILと締結している。投資顧問報酬は、会社間で締結された契約に規定されており、その他の営業費用として認識される。

2018年12月31日に終了した年度において、投資助言費用は、156,612,000米ドル(2017年12月31日:124,545,000米ドル)である。

#### 注15. 法人所得税およびその他の税金

認識された法人所得税費用には、以下が含まれている。

	2018年	2017年
	千米ドル	千米ドル
当年度の法人所得税費用	(641)	(594)
過年度の正味法人所得税費用	0	(92)
法人所得税合計	(641)	(686)

その他の税金には、当年度の富裕税が含まれる。

2018年12月31日および2017年12月31日現在、貸借対照表に開示されているとおり、TRPLUXは、未払いの正味法人所得税を有していた。

#### 注16. 後発事象

取締役会報告書に記載のとおり、2019年3月1日付で、当社は、TRPLUXとその関連会社がEUおよび英国において事業を停止することなく成長と発展を続けるために、組織体制の変更を完了した。2018年中、TRPLUXは6つの新しい支店を設立し、2019年初めにすべてのEU支店の業務をTRPILからTRPLUXへ移管した。また、TRPILの旧ルクセンブルグ支店は、TRPLUXの既存のルクセンブルグ事業部と合併した。2019年3月15日現在、当社は、ティー・ロウ・プライス・ファンズOEICのACDを務めていない。



#### T. Rowe Price (Luxembourg) Management S.à r.l.

(Société à responsabilité limitée)

Other creditors
 Other creditors

becoming due and payable within one year
 becoming due and payable after more than one year

TOTAL CAPITAL, RESERVES, AND LIABILITIES

Balance sheet accounts As at 31 December 2018

2018 2017 NOTES US\$000 US\$000 ASSETS C. Fixed assets II. Tangible fixed assets 4,473 3,279 3 3. Other fixtures and fittings, tools and equipment D. Current assets II. Debtors 1. Trade debtors 12,875 12,905 a) becoming due and payable within one year 2. Amounts owed by affiliated undertakings a) becoming due and payable within one year 5 4,849 3,680 438 358 b) becoming due and payable after more than one year 4. Other debtors 75 17 a) becoming due and payable within one year IV. Cash at bank and in hand 43,888 39,581 143 146 E. Prepayments TOTAL ASSETS 66,741 59,966 CAPITAL, RESERVES, AND LIABILITIES A. Capital and reserves I. Subscribed capital 2,529 2,529 IV. Reserves 253 253 1. Legal reserve V. Profit or loss brought forward 4,650 3,340 VI. Profit or loss for the financial year 2,189 1,319 **B.** Provisions 2. Provisions for taxation 390 727 C. Creditors 6. Amounts owed to affiliated undertakings a) becoming due and payable within one year 10 54,723 50,269 b) becoming due and payable after more than one year 396 397

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

11

1,611

66,741

1,132

59,966

# T. Rowe Price (Luxembourg) Management S.à r.l. (Société à responsabilité limitée)

Profit and loss accounts
For the year ended 31 December 2018

		NOTES	2018 US\$000	2017 US\$000
1. Net turn	over	12	170,448	134,796
5. Raw mat	terials and consumables and other external expenses			
b) Oth	er external expenses		(6,762)	(6,433)
<ol><li>Staff cos</li></ol>	ts			
a) Wag	ges and salaries	13	(2,934)	(1,878)
b) Soci	ial security costs	13	(296)	(179)
i) rel	ating to pensions	13	(99)	(50)
7. Value ad	justments			
	espect of formation expenses and of tangible and ngible assets	3	(645)	(75)
8. Other op	erating expenses	14	(156,612)	(124,545)
14. Interest p	payable and similar expenses			
a) othe	r interest and similar expenses		(234)	371
15. Tax on p	rofit or loss	15	(641)	(686)
<ol><li>Profit or</li></ol>	loss after taxation		2,225	1,321
17. Other tax	tes not shown under items 1 to 16	15	(36)	(2)
18. Profit or	loss for the financial year	=	2,189	1,319

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

T. Rowe Price (Luxembourg) Management S.à r.l. (Société à responsabilité limitée) Notes to the annual accounts For the year ended 31 December 2018

#### 1 General information

T. Rowe Price (Luxembourg) Management S.à r.l. (TRPLUX or the Company) was incorporated in Luxembourg in 1990 in the form of a Société à responsabilité limitée for an indefinite duration and is a wholly-owned subsidiary of T. Rowe Price International Ltd (TRPIL). TRPIL is a wholly-owned subsidiary of T. Rowe Price Associates, Inc. (TRPA), which is a wholly-owned subsidiary of T. Rowe Price Group, Inc. (Price Group) a publicly traded company in the United States of America. The consolidated financial statements of Price Group are available to the public and may be obtained from their registered office or Price Group's public website:

David Oestreicher, Company Secretary T. Rowe Price Group, Inc. 100 East Pratt Street Baltimore, Maryland 21202 USA http://trow.client.shareholder.com/

TRPLUX qualifies as a UCITs management company under chapter 15 of the Luxembourg modified law of 17 December 2010 (the 2010 Law) and also as an alternative investment fund manager per the Luxembourg law dated 12 July 2013 relating to Alternative Investment Funds (AIFM Law). TRPLUX acts as management company for the following series of investment funds:

Fonds Commun de Placement (FCP)	Société d'Investissement à Capital Variable (SICAV)	T. Rowe Price Cayman Investment Trust (Trust)
T. Rowe Price Life Plan Income Fund FCP	T. Rowe Price Funds SICAV	Dynamic Multi Return Fund
T. Rowe Price Kikantoushika-Muke Funds FCP	T. Rowe Price Funds Series II SICAV	
T. Rowe Price Institutional Funds FCP	T. Rowe Price Funds Select Investment Series III SICAV	

During 2018, TRPLUX also served as the authorised corporate director of the T. Rowe Price Funds OEIC, an open-ended investment company registered in England and Wales. TRPLUX's parent company, TRPIL, serves as a delegated investment manager and distributor for all of our managed products.

The registered office of the company is at 6C, route de Trèves, L-2633 Senningerberg, Luxembourg.

#### 2 Significant accounting policies

#### Basis of preparation

The annual accounts have been prepared in accordance with Luxembourg laws and regulations including the Luxembourg law of 19 December 2002 as amended from time to time.

TRPLUX's accounting year starts on 1 January and ends on 31 December of each year.

## Significant accounting policies (continued)

#### Going concern

Given the capital resources of the company and its parent, the managers have no reason to believe that a material uncertainty exists that casts significant doubt about the ability of the TRPLUX and its parent to continue as a going concern. Therefore, they continue to adopt the going concern basis of accounting in preparing the annual financial statements.

#### Fixed assets

Fixed assets, which include other fixtures and fittings, tools and equipment, are initially recognised at acquisition cost. The acquisition cost is reduced by value adjustments calculated to write off the value of such assets systematically over their useful economic lives on a straight-line basis.

The carrying values of the tangible fixed assets are reviewed for impairment when events or changes in circumstances indicate that the carrying value may not be recoverable.

#### Debtors

Debtors are stated at their nominal value. Concentration of credit risk in debtors is believed to be minimal in that TRPLUX's clients generally have substantial assets, including those in the investment portfolios that the company manages for them. Valuation adjustments to debtors are recorded in the profit and loss accounts if the net realizable value is less than its carrying value.

### Creditors

Creditors are stated at their nominal value.

#### Investment management fees

Investment management fees are computed based on a percentage of the value of assets under management. Accordingly, fluctuations in financial markets and in the composition of assets under management impact our net turnover and profit for the financial year. These fees are recorded on an accrual basis.

### Foreign currency translation

TRPLUX's functional currency is the US dollar (US\$). Foreign transactions during the period are translated at the rate of exchange at the date of the transaction. Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are expressed in US\$ at period-end rates of exchange. Realised gains and losses as well as unrealised losses are recorded in the profit and loss accounts. Unrealised gains are deferred and are only recognized when realised.

#### Share-based compensation

As part of the employee compensation program for its subsidiaries, Price Group has awarded restricted stock units that settle in shares of Price Group common stock to an employee of the company. Vesting of these awards is based on the employee continuing to render service to an affiliated company and occurs over an average 5.0-year graded schedule.

TRPLUX recognises the grant-date fair value of these restricted stock units as compensation expense and amounts owed to affiliated undertakings. The fair value of the restricted stock units on the grant date is based on the closing market price of Price Group common stock.

### Significant accounting policies (continued)

TRPLUX has entered into a recharge agreement with Price Group which requires payment to Price Group when an employee vests in a restricted stock unit. The payment is equal to the intrinsic value of the award on the vest date.

An estimated recharge liability is accrued at each reporting period end based on the closing price of Price Group common stock. Remeasurement of the estimated recharge liability occurs at each reporting date until the liability is settled or otherwise discharged. The initial accrual and subsequent remeasurement of the liability is recognised in amounts owed by affiliated undertakings.

### 3 Other fixtures and fittings, tools and equipment

Other fixtures and fittings, tools and equipment consist of leasehold improvements, furniture and other equipment, and purchased software and equipment. Movement analyses of the carrying amount are detailed below:

	Leasehold improvements US\$000	Furniture and other equipment US\$000	Purchased software and equipment US\$000	Total US\$000
Cost				
Balance at 31 December 2017	3,147	240	135	3,522
Additions	1,769	70		1,839
Disposals	_	_	(2)	(2)
Transfers	_	_	_	_
Balance at 31 December 2018	4,916	310	133	5,359
Accumulated depreciation				
Balance at 31 December 2017	92	22	129	243
Depreciation	587	52	6	645
Disposal	_	_	(2)	(2)
Balance at 31 December 2018	679	74	133	886
Net carrying amount at				
31 December 2017	3,055	218	6	3,279
Net carrying amount at				
31 December 2018	4,237	236		4,473

### 4 Trade debtors becoming due and payable within one year

Trade receivables becoming due and payable within one year as at 31 December 2018 represented investment management fees totaling US\$ 12,875,000 (31 December 2017 US\$ 12,905,000). There were no valuation adjustments in 2018 and 2017.

#### 5 Amounts owed by affiliated undertakings becoming due and payable within one year

TRPLUX is a member of the Price Group of affiliated companies and has extensive transactions and relationships with members of the group. As at 31 December 2018 and 2017, amounts owed by affiliated undertakings becoming due and payable within one year represent investment management fees that have been collected by an affiliate on behalf of TRPLUX.

#### 6 Prepayments

Prepayments consist of the following as at 31 December:

	2018 USS000	2017 US\$000
Office lease deposit	72	75
Prepaid insurance	31	28
Prepaid rent	34	39
Other prepaids	6	4
	143	146

#### 7 Subscribed capital

	2018		2017	
	No. of shares	USS000	No. of shares	US\$000
Ordinary shares authorized, issued and fully paid				
At 31 December (par value: \$100 per share)	25,294	2,529	25,294	2,529

The holders of ordinary shares are entitled to receive dividends as declared from time to time and are entitled to one vote per share at the company meetings. All ordinary shares rank equally with regard to the TRPLUX's residual assets.

### 8 Legal reserve

Under Luxembourg law, TRPLUX is required to transfer to a legal reserve a minimum of 5% of net profits until this reserve equals 10% of the issued share capital. As at 31 December 2018 and 2017, the legal reserve was fully funded. The reserve is not available for distribution.

### 9 Share-based compensation

For the year ended 31 December 2018, TRPLUX recognised share-based compensation expense of US\$ 107,000 related to restricted units (2017: US\$ 77,000). TRPLUX's future share-based compensation expense before income taxes to be recognised over the remaining vesting period of the non-vested restricted stock units outstanding at 31 December 2018 is US\$ 185,000 (31 December 2017: US\$ 177,000). Actual future expense will vary as additional share-based awards are made, if the employee terminates prior to vesting, or if employees transfer to or from an affiliate.

As at 31 December 2018, the estimated recharge liability payable to Price Group is US\$ 123,000 (31 December 2017: US\$ 146,000).

### 10 Amounts owed to affiliated undertakings becoming due and payable within one year

TRPLUX is a member of the Price Group of affiliated companies and has extensive transactions and relationships with members of the group. As at 31 December 2018 and 2017, amounts owed to affiliated undertakings becoming due and payable within one year includes unpaid expenses recognised primarily for investment advisory and legal services provided by affiliates. TRPLUX periodically reimburses the affiliates without interest for services provided as well as net charges paid on its behalf.

### 11 Other creditors becoming due and payable

Other creditors becoming due and payable within one year includes the following as at 31 December:

	2018	2017
	US\$000	US\$000
VAT payable	734	700
Accrued expenses	430	68
Accrued staff costs	173	126
Straight-line rent	161	164
Audit and tax preparation fees payable	113	74
Total other creditors	1,611	1,132

#### 12 Net turnover

Net turnover is primarily comprised of investment management fees. TRPLUX receives an investment management fee for acting as investment manager or authorised corporate director (ACD) for its FCP, SICAV, OEIC and Trust products. Investment management fees are calculated using daily net asset values. These fees are derived for certain share classes by multiplying an average net asset value by the investment fee rate(s) as documented in each product's Key Investor Information Document (KIID) or offering memorandum. Certain FCP and SICAV share classes' investment management fee calculations differ based on individual unitholder/shareholder agreements.

#### 13 Staff costs

Staff costs consist of salaries and wages, social security benefits and retirement costs paid by TRPLUX. As at 31 December 2018 and 2017, average number of staff follows:

	2018	2017
Senior management	9	8
Middle management	4	1
Employees	9	7
	22	16

### 14 Other operating expenses

TRPLUX is a member of Price Group's affiliated companies and has transactions and relationships with members of the group and contracts with TRPIL, to provide investment advisory services to TRPLUX products. The investment advisory fee is stipulated in an executed agreement between the companies and is recognised in other operating expenses.

For the year ended 31 December 2018, investment advisory expense US\$156,612,000 (31 December 2017: US\$124,545,000).

#### 15 Income and other taxes

The income tax expense recognised includes the following:

	2018 US\$000	2017 US\$000
Current year income tax charges	(641)	(594)
Prior year net tax charges	0	(92)
Total tax on profit	(641)	(686)

Other taxes represent net worth tax charge for the year.

As at 31 December 2018 and 2017, TRPLUX was in a net tax payable position as disclosed in the balance sheet accounts.

#### 16 Subsequent Events

As discussed in the Report of Board Managers, on 1 March 2019, the Company completed the modification of its organizational structure to allow TRPLUX and its affiliates to continue to grow and develop their business in the EU and UK without interruption. In 2018, TRPLUX established six new branches and transferred all EU branch operations from TRPIL to TRPLUX in early 2019. In addition, TRPIL's former Luxembourg branch merged with TRPLUX's existing Luxembourg operations. As of 151 March 2019, the Company no longer serves as the ACD of the T. Rowe Price Funds OEIC.

### 4【利害関係人との取引制限】

約款により、管理会社は、ファンドのために、(a)管理会社、(b)その他関係法人、(c)管理会社もしくはその関係法人の取締役、または(d)それらの主要株主(自己または他の名義(ノミニー名義を含む。)をもってするを問わず、自己の勘定でこれらの会社の発行済株式総数の10%以上の株式を保有する者をいう。)であって、本人自らまたは自己の感情で行為する者との間で、有価証券(ファンド証券を除く。)の売買もしくは貸付けをなし、または金銭の貸与を受けてはならない。ただし、当該取引が約款に定められた諸制限を遵守し、かつ国際的に承認された証券市場または国際的に承認された金融市場における、その時々の、( )公に入手可能な相場に基づき決定された価格、または( )適正な価格もしくは実勢利率によって行われる場合を除く。

## 5【その他】

## (イ)取締役の変更

管理会社の取締役は、株主によって任命され、その変更については、金融監督委員会の事前の承認が必要である。

### (口)定款の変更等

管理会社の定款の変更、資本金の増減、会社の解散、他会社による合併・吸収に関しては、株主総会における特別決議による承認が必要である。

### (八)事業譲渡または事業譲受

ルクセンブルグ監督当局の事前承認を条件として、管理会社は、ルクセンブルグの一般原則に基づき、契約型投資信託を管理運用する権限を授与されている他のルクセンブルグの会社にその業務を譲渡することができる。かかる場合、事業を譲渡した会社は、なお、法人として存続することができる。

## (二)訴訟事件その他の重要事項

有価証券報告書提出前1年以内において訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はない。管理会社の決算期は、毎年12月31日である。

管理会社の存続期間は、無期限である。但し、株主総会の決議によっていつでも解散できる。

### 第2【その他の関係法人の概況】

- 1【名称、資本金の額及び事業の内容】
- (1)ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド(「投資運用会社」)

(T. Rowe Price International Ltd)

(イ)資本金の額

2019年6月末日現在の資本金の額は、1億7,410万ドル(約188億円)である。

(ロ)事業の内容

投資運用会社は、2000年3月23日に設立され、登記上の事務所をイギリス、EC4N 4TZ、ロンドン、クィーン・ビクトリア・ストリート60に有している。投資運用会社は、投資運用業務および関連商品および業務を提供している。

- (2) ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インク(「副投資運用会社」)
- (T. Rowe Price Associates, Inc.)
- (イ)資本金の額

2019年6月末日現在の資本金の額は、2億4,500万ドル(約264億円)である。

(口)事業の内容

副投資運用会社は、1937年に創業、1947年1月2日に法人化され、登記上の住所をアメリカ合衆国、21202、メリーランド州、ボルティモア、イースト・プラット・ストリート100に有している。副投資運用会社は、投資運用業務および投資顧問業務の提供を行っている。

ティー・ロウ・プライス・ライフプラン・インカム・ファンドは副投資運用会社の運用する商品としては日本ではじめての外国投資信託である。

- (3)三井住友DSアセットマネジメント株式会社(「副投資顧問会社」)
- (イ)資本金の額

20億円

(ロ)事業の内容

副投資顧問会社は、2019年4月1日付で、三井住友アセットマネジメント株式会社および大和住銀投信投資顧問株式会社が三井住友アセットマネジメント株式会社を存続会社として合併し、商号を「三井住友DSアセットマネジメント株式会社」に変更した会社である。

副投資顧問会社は、株式会社三井住友フィナンシャルグループ、株式会社大和証券グループ本社、 三井住友海上火災保険株式会社、住友生命保険相互会社および三井住友信託銀行株式会社により 出資されている。その主要業務は、投資運用業、投資助言・代理業である。

副投資顧問会社は、日本における投資運用業、投資助言・代理業を行っており、証券投資信託の設定、運用および年金、一般法人、機関投資家等に対する投資運用業、投資助言・代理業を行っている。

- (4) J.P. モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイ(「保管受託銀行」、「登録・名義書換代行会社」、「所在地事務代行会社」、「支払事務代行会社」および「管理事務代行会社」)
- (J.P. Morgan Bank Luxembourg S.A.)
- (イ)資本金の額
- 2018年12月末日現在の資本金の額は、1,100万ドル(約11億8,569万円)である。
- (口)事業の内容

J.P. モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイは、1973年、ルクセンブルグの法律に基づき株式会社としてルクセンブルグにおいて設立され、銀行業務に従事している。

- (5) SMBC日興証券株式会社(日本における「販売会社」および「代行協会員」)
- (イ)資本金の額
- 2019年6月末日現在、100億円
- (口)事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。なお、SMBC 日興証券株式会社は証券投資信託受益証券を取扱っており、複数の外国投資信託証券について、 日本における代行協会員業務および販売等の業務を行っている。

## 2【関係業務の概要】

(1)ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド(「投資運用会社」)(T. Rowe Price International Ltd)

管理会社との2003年5月30日付契約に基づき、ファンドに対し、投資運用の役務を提供する。

- (2) ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インク(「副投資運用会社」)
- (T. Rowe Price Associates, Inc.)

投資運用会社との2003年 5 月30日付契約に基づき投資運用会社に対してファンドの投資に関する副投資運用業務を行う。

- (3)三井住友DSアセットマネジメント株式会社(「副投資顧問会社」) 投資運用会社との間で2003年5月30日に締結された副投資顧問契約に基づき、副投資顧問業務を 行う。
- (4) JP. モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイ(「保管受託銀行」、「登録・名義書換代行会社」、「所在地事務代行会社」、「支払事務代行会社」および「管理事務代行会社」)
- (J.P. Morgan Bank Luxembourg S.A.)

管理会社との2014年7月30日付保管契約に基づきファンド資産の保管受託銀行としての業務を行う。

JP. モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイは、管理会社との間で2003年 5 月30日付管理事務代行契約を締結した。JP. モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイは、かかる契約に基づき、登録・名義書換代行会社、所在地事務代行会社、支払事務代行会社および管理事務代行会社として業務を行い、ファンドの受益証券の発行および買戻し、受益証券 1 口当り純資産価格の計算および報告、会計ならびにその他の管理事務代行業務等のサービスを提供する。さらに、JP. モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイは、管理会社との2003年 5 月30日付管理事務代行契約に従い、支払代理人として配当および買戻代金を支払う。

(5) SMBC日興証券株式会社(日本における「販売会社」および「代行協会員」) 日本におけるファンド証券の販売、買戻し業務および代行協会員業務を行う。 ティー・ロウ・プライス ( ルクセンブルグ ) マネジメント・エス・エイ・アール・エル(E14880)

有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

# 3【資本関係】

管理会社の株式の100%がティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドに保有されている。

## 第3【投資信託制度の概要】

## (2019年7月3日付)

## 定義

1915年法 商事会社に関する1915年8月10日法(改正済) 1993年法 金融セクターに関する1993年4月5日法(改正済)

2010年法 投資信託に関する2010年12月17日法

SIF法 専門投資信託に関する2007年2月13日法(改正済)

AIFMD オルタナティブ投資信託運用者に関する欧州議会および理事会の2011年6月8日付通達

2011/61/EU

AIFM法 オルタナティブ投資信託運用者に関する2013年7月12日法

CSSF ルクセンブルグ監督当局である金融監督委員会

EC 欧州共同体

EEC 欧州経済共同体(現在はECが継承) EU 欧州連合(特に、ECにより構成)

FCP 契約型投資信託

KIID 通達2009/65/EC第78条および2010年法第159条に言及される主要投資家情報文書

加盟国 EU加盟国ならびに欧州経済地域を形成する契約の当事者であるEU加盟国以外の国で、当該契

約および関連の法律に定める制限内でEU加盟国に相当するとみなされる国

パートIファンド (特に通達2009/65/ECをルクセンブルグ法において導入する)2010年法パートIに基づく譲渡

性のある証券を投資対象とする投資信託。かかるファンドは、一般に「UCITS」と称する。

パートロファンド 2010年法パートロに基づく投資信託

PRIIPパッケージ型小口投資家向け保険ベース投資商品

SICAF 固定資本を有する投資法人

RAIF リザーブド・オルタナティブ投資ファンド

RESA ルクイ・エレクトロニック・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン

SICAV 変動資本を有する投資法人

UCI 投資信託

UCI管理会社 2010年法第16章に基づき認可を受けた管理会社 UCITS 譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託

UCITS所在加盟国 通達2009/65/EC(以下に定義される。)第5条に基づき契約型投資信託または投資法人が認可

を受けた加盟国

UCITSホスト加盟国 契約型投資信託または投資法人の受益証券が販売される、UCITS所在加盟国以外の加盟国

UCITS管理会社 2010年法第15章に基づき認可を受けた管理会社

UCITS V通達 預託業務、報酬方針および制裁に関して譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託

(UCITS)に関する法律、規則および行政規定の調整に関する通達2009/65/ECを改正する2014

年7月23日付欧州議会および理事会通達2014/91/EU

### 1. ルクセンブルグの投資信託の形態

### 1. 投資信託に関する法令の歴史の概要

1988年4月1日までは、ルクセンブルグのすべての形態のファンドは、投資信託に関する1983年8月25日 法、1915年法ならびに共有に関する民法および一般の契約法の規定に従って設定されていた。 1983年8月25日法は、通達85/611/EEC(以下「UCITS I通達」という。)の規定をルクセンブルグ法に導入する法律である投資信託に関する1988年3月30日法(改正済)に取って代えられた。

投資信託に関する2002年12月20日法(改正済)(以下「2002年法」という。)は、UCITS I通達を改正する通達2001/107/ECおよび通達2001/108/EC(以下「UCITS III通達」という。)をルクセンブルグ法に導入した。

専門投資信託に関する2007年2月13日法(改正済)(以下「SIF法」という。)は、2007年、機関投資信託に関する1991年法に取って代わった。これらの投資信託は、当該ビークルへの投資に付随するリスクを正確に評価できる情報を十分に提供された投資家に対して提供される。専門投資信託(以下「SIF」という。)は、リスク分散の原則に従う投資信託であり、したがってUCIの一種として区分されている。SIFは、会社形態および投資規則の点でより高い柔軟性を提供する。SIF法は、2012年3月26日付法律により改正された。適格投資家は、機関投資家およびプロの投資家のみならず、SIF法第2条に記載される条件を満たした、情報に精通した個人投資家も含まれる。

2010年法は、譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託に関する法律、規則および行政規定の調整に関する欧州議会および理事会の2009年7月13日付通達である通達2009/65/EC(以下「通達2009/65/EC」という。)をルクセンブルグ法に導入した。

### 2. 2010年法の効力発生

既存のUCITSおよびUCITS管理会社は、2011年7月1日に2010年法の適用対象となった。2012年7月1日以降、すべてのUCITSは、その簡易目論見書を新たな主要投資家情報文書(以下「KIID」という。)に変更しなければならないという2010年法第159条の対象となる。

2011年1月1日以降、これまで2002年パートIIに従っていたUCIは、2010年法パートIIの適用対象となる。権限の委託に関する一定の規定は、2012年7月1日に効力が発生した。

2011年1月1日以降、既存のUCI管理会社は、2010年法の適用対象となった。権限の委託に関する一定の規定は、2012年7月1日に効力が発生した。

2010年法の財務に関するすべての規定は、2011年1月1日に効力が発生した。

### 3. AIFM法の効力発生

AIFM法は2013年7月15日に発効した。同法はルクセンブルグ法にAIFMDを導入し、さらに、2010年法およびSIF法等を改正するものである。この点については後記「IV.AIFM法」を参照のこと。

### 4. UCITS V通達の施行

UCITS V通達は2016年3月18日に発効し、一方で、UCITS V通達を施行するルクセンブルグの2016年5月10日法(以下「2016年5月10日法」という。)は、2016年6月1日に発効した(UCITS V法)。

2015年12月18日、保管受託銀行の責任に関してUCITS V通達を補完する委託規則(EU) 2016/438(レベル2措置)が公布された。同規則は、その後、2016年3月24日にEU官報(OJEU)にて公表され、2016年10月13日付で適用される。

(将来のEUレベル2措置を見込んだ) CSSF通達14/587は、現在、2016年10月13日に発効したCSSF通達16/644に代替されている。レベル2措置に明確に含まれるすべての規定(特に保管受託銀行との間の合意の内容)は、新通達において除外されている。同通達は、UCITS V法およびレベル2措置の一定の側面を明らかにし、また、UCITS V法またはレベル2措置に明確に含まれていない一定の側面を明らかにすることを目的とする。

欧州証券市場監督局(以下「ESMA」という。)は、UCITS通達の適用に関する質問および回答(Q&A)を公表した。かかるQ&Aは、定期的に更新されている。

2010年法の適用に関するQ&A文書もまた、CSSFにより公表されており、定期的に更新されている。

### 5. UCITS V通達に基づく留意すべき変更に関する概要

2010年法に従うルクセンブルグのUCITSおよびUCI(下記II.に記載される。) に適用される規定は、UCITS V法が発効したことにより変更された。当該変更の概要は以下のとおりである。

### 保管受託銀行の責任体制

UCITS V通達は、保管受託銀行として行為することのできる適格事業体に対する規制を強化している。国家の中央銀行、十分な資本金および適切なインフラを有する金融機関および規制された企業のみがUCITSの保管受託銀行としての適格性を有し、保管のためにすべてのUCITS資産を維持する。UCITSの資産は、保管受託銀行が支払不能となった場合、加盟国の支払不能に関する法律の定めに従い、明確な分別管理規則および防御規定により保護される。

保管受託銀行の責任は強化されている。保管受託銀行は、保管されているUCITSの資産の損失につき責任を負う。UCITSの投資家は常に、保管受託銀行に対して直接的に救済を求める権利を有し、管理会社がかかる任務を遂行する能力に依拠することはない。

すべての保管受託契約は、UCITS Vに関する委託規則(2016/438)に記載される6か月の移行期間中(すなわち、2016年10月13日より前)に更新されなければならない。

2018年2月6日に可決された包括法を受けて、UCITS Vの保管受託制度は、ルクセンブルグにおいて 認可または登録されたオルタナティブ投資信託運用者によって運用され、ルクセンブルグの領域に おいて個人投資家に対して販売されているパートロファンドにのみ適用されることとなった。

### 報酬

報酬慣行上、過度なリスク負担が推奨されずに、健全かつ効果的なリスク管理が推進されることを目的として、UCITSの管理会社に対する報酬方針が導入されている。報酬慣行の透明性が強化されることとなる。かかる報酬方針は、AIFMDの報酬方針に沿ったものである。

かかる報酬方針に関する情報は、2016年3月18日付で、会社のウェブサイト上で公開されなければならない。2016年3月18日までにUCITS目論見書をかかる情報とあわせて更新する必要はなかったが、2016年3月18日より後にその他の目的のために目論見書を修正する機会があり次第、かかる情報を目論見書に含む必要がある。KIIDは、2016年3月18日より後に機会があり次第または次回の年次更新時に、報酬情報が含まれるよう更新しなければならない。

最終的に、UCITS V法第2節33条に従い、報酬に関する上記の情報もまた、年次報告書に記載されるものとする。

### 統一された制裁体制

UCITS V通達は、有効で統一された制裁を確保するため、現行の体制を強化している。協力関係が 強化された統一システムは、UCITSの規則違反の効果的な発見につながる。

- II. 2010年法 (2016年5月10日法により改正済) に従うルクセンブルグのUCITSおよびUCI
- 1. 2010年法に従うルクセンブルグのUCITSまたはUCIの概要

### 1.1. 一般規定とその範囲

1.1.1. 2010年法は、5つのパートから構成されている。

パートI UCITS (以下「パートI」という。)

パートII その他のUCI(以下「パートII」という。)

パートIII 外国のUCI

パートIV 管理会社

パートV UCITSおよびその他のUCIに適用される一般規定

2010年法は、パートIが適用されるUCITSとパートIIが適用されるUCIを区分して取り扱っている。

- 1.1.2. EUのいずれか一つの加盟国内に登録され、2010年法パートIに基づきUCITSとしての 適格性を有しているすべてのファンドは、他のEU加盟国において、通達2009/65/ECが 当該国において立法化されている限度において、その投資口または受益証券を自由に 販売することができる。
- 1.1.3. 2010年法第2条第2項は、第3条に従い、UCITSを、以下のように定義している。
  - 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券または2010年法第41条第1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とする投資スキーム、ならびに
  - その受益証券が、所持人の請求に応じて、投資スキームの資産から直接または間接に買い戻される投資スキーム(受益証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようにするためのUCITSの行為は、かかる買戻しに相当するとみなされる。)。
- 1.1.4. 2010年法第3条は、同法第2条のUCITSの定義に該当するものの、パートレファンドたる適格性を有しないファンドを列挙している。
  - クローズド・エンド型のUCITS
  - EUまたはその一部において、公衆に対してその受益証券の販売を促進することなく投資元本を調達するUCITS
  - 約款または設立文書に基づき、EU加盟国でない国の公衆に対してのみ、その 受益証券を販売しうるUCITS

- 2010年法第5章に規定する規則によりその投資方針および借入方針に鑑みて不適切であるとCSSFが判断する種類のUCITS

### 1.1.5. 法的形態

2010年法パート!またはパート!!に従う投資信託の主な法的形態は以下のとおりである。

- 1) 契約型投資信託 (fonds commun de placement (FCP), contractual common fund)
- 2) 投資法人 (investment companies)
  - 変動資本を有する投資法人(以下「SICAV」という。)
  - 固定資本を有する投資法人(以下「SICAF」という。)

契約型投資信託および会社型投資信託は、2010年法、1915年法ならびに共有の原則および一般契約法に関する一部の民法の規定に従って設定されている。

### 1.2. 契約型投資信託および会社型投資信託の主要な特性の概要

### 1.2.1. 契約型投資信託 (FCP)

契約型の投資信託は、FCPそれ自体、その管理会社(以下「管理会社」という。)およびその保管受託銀行(以下「保管受託銀行」という。)の三要素から成り立っている。

#### FCPの概要

FCPは法人格を持たず、投資家の集団投資からなる、譲渡性のある証券およびその他の資産の分割できない集合体である。かかる投資家はその投資によって平等に利益および財産の分配に参加する権利を有する。FCPは会社として設立されていないため、個々の投資家は、定義上は投資主ではなく、「受益者」と称されるのが通常である。当該投資家の権利は、投資家と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法および2010年法に従っている。

投資家は、FCPに投資することにより、管理会社との間に確立されるFCPに関連する契約上の関係を結ぶ。かかる契約上の関係は、FCPの約款(以下を参照のこと。)に基づく。FCPへの投資後、投資家は、かかる投資を行ったことにより、FCPの受益証券(以下「受益証券」という。)に対する権利を有する。

FCPの受益証券の発行の仕組み

ファンドの受益証券は、通常、発行日の純資産価格(約款にその詳細が規定されることが求められる。)に基づいて継続的に発行される。

管理会社は、保管受託銀行の監督のもとで、受益証券を表章する無記名式証券もしくは記名式証券また は受益権を証する確認書を発行し、交付する。

受益者の要請に基づき、パートIファンドの受益証券は、FCPによりいつでも買い戻されることができるが、約款に買戻請求の停止に関する詳細な規定がある場合、または、2010年法第12条に基づく場合には買戻しが停止される。この買戻請求権は、2010年法第11条第2項および第3項に基づくものである。

パートロファンドについて、CSSF規則は、2010年法第91条に従い、FCPの受益証券の発行価格および買 戻価格の決定の最低頻度を決定することができる。IML通達91/75は、パートロファンドがその受益証券 (または投資口)の発行価格および買戻価格を十分に短い固定された間隔で(原則として月に一度以 上)決定しなければならない旨を定める。

約款に規定がある場合に限り、その範囲内で、受益者に議決権が与えられる。

FCPの分配方針は約款の定めに従う。

パートIファンドに関する2010年法第9条、第11条および第23条ならびにパートIIファンドに関する2010年法第91条は、CSSF規則によって特定の追加要件を設定しうる旨規定している。

(注) 本書の日付において、当該規則は制定されていない。

主な要件は以下のとおりである。

- FCPの純資産価額は最低1,250,000ユーロである。この最低額はFCPとしての認可が得られてから6か月以内に達成されなければならない。ただし、この最低額は、CSSF規則によって2,500,000ユーロまで引き上げることができる。
- 管理会社は、FCPの運用管理業務を約款に従って執行する。
- 発行価格および買戻価格は、パートIファンドの場合、少なくとも1か月に2度は計算され、その他のすべてのFCPについては少なくとも1か月に1度は計算されなければならない。
  - 約款には以下の事項が記載される。
    - (a) FCPの名称および存続期間、管理会社および保管受託銀行の名称
    - (b) 提案されている具体的な目的に合致する投資方針およびその基準
    - (c) 分配方針
    - (d) 管理会社がFCPから受領する権利を有する報酬および諸経費ならびにかかる 報酬の計算方法
    - (e) 公告に関する規定
    - (f) FCPの会計の決算日
    - (q) 法令に基づく場合以外のFCPの解散事由
    - (h) 約款変更手続
    - (i) 受益証券発行手続
    - (i) 受益証券買戻しの手続ならびに買戻しの条件および買戻しの停止の条件
- FCPは、ルクセンブルグの商業・会社登記簿 (Registre de Commerce et des Sociétés) (以下「RCS」という。)に登記しなければならない。
  - (注) 緊急を要する場合、すなわち、純資産価格の計算の停止ならびに受益証券の発行および買戻しの停止が受益者の全体の利益となる場合、CSSFはこれらの停止を命ずることができる。

### 1.2.1.1. 保管受託銀行

CSSFにより承認された約款に定められる保管受託銀行は、約款および管理会社との間で締結する保管受託契約に従い、保管受託銀行またはその指定する者がFCPの有するすべての証券および現金を保管することにつき責任を負う。保管受託銀行の任命は、保管受託銀行に対し保管、監督およびキャッシュ・フローの監視に係る権限を委託する旨の書面による契約によって証明されなければならない。

保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。

- FCPのためにまたは管理会社により行われる受益証券の販売、発行、払戻し、買 戻しおよび消却が法律および約款に従って執行されるようにすること。
- 受益証券の価格が法律および約款に従い計算されるようにすること(パートIファンドのみ)。

- 法律または約款に抵触しない限り、管理会社の指示を執行すること。
- FCPの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- FCPの収益が約款に従って使用されるようにすること。
- 投資家の利益のために独立して、かつ単独で行為すること。

<sup>1</sup>会社および組織に関する法律上の公表に係る制度を改革する2016年5月27日法を参照のこと。

保管受託銀行は、ファンドのキャッシュ・フローの適切な監視について責任を負い、とりわけ、UCITSが申込みおよび金銭を適切に受領することを確保し、また管理会社およびUCITSの名義で開設された個別勘定に現金を正確に記帳することを確保する。保管受託銀行は、ルクセンブルグに登録事務所を有するか、外国会社のルクセンブルグ支店でなければならない。パートIファンドの保管受託銀行は、その登録事務所は他の加盟国に所在するものでなければならない。保管受託銀行は、1993年法に定める金融機関でなければならない。

保管受託銀行の取締役は、十分良好な評価および該当するFCPに関する経験を有していなければならない。このため、取締役およびその後任者に関する情報はCSSFに直ちに報告されなければならない。「取締役」とは、法律または設立文書に基づき、保管受託銀行を代表するか、または保管受託銀行の活動の遂行を実質的に決定する者をいう。

管理会社所在加盟国が、2010年法パートIに従いFCPの所在加盟国と同一でない場合、 保管受託銀行は、2010年法ならびにその他の適用される法律および法令に従いその権 限を遂行しうるために必要とみなされる情報の流出を制限する書面契約を管理会社と 締結しなければならない。

契約型投資信託の資産は、以下のとおり、保管受託銀行の保管に付するものとする。

- a) 保管する金融商品について保管受託銀行は、以下を行うものとする。
  - (i) 保管受託銀行の帳簿において開設された金融商品の勘定に登録されるすべて の金融商品および保管受託銀行に現物が預けられるすべての金融商品を保管 すること。
  - (ii) 保管受託銀行の帳簿において開設された金融商品の勘定に登録されるすべての金融商品が、契約型投資信託を代理して行為する管理会社の名義で開設された、通達2006/73/EC第16条の原則に則った形の分別勘定に登録され、常に適用法に従って契約型投資信託に属すると明確に特定されることを確保すること。
- b) その他の資産について保管受託銀行は、以下を行うものとする。
  - (i) 契約型投資信託を代理して行為する管理会社から提供された情報または文書 および(利用可能となる場合には)外部の証拠に基づき契約型投資信託が所 有権を有しているかを確かめることにより、かかる資産に対する契約型投資 信託の所有権を確認すること。
  - (ii) 契約型投資信託が所有権を有することが確認された資産について、記録を維持し、当該記録を最新の状態にすること。

保管受託銀行は、管理会社に対し、契約型投資信託のすべての資産の包括的な目録を 定期的に提供するものとする。

保管受託銀行が保管する契約型投資信託の資産は、保管受託銀行または保管権限が委託された第三者によって、自身の勘定のために再利用されてはならない。ただし、以下の場合は、この限りではない。

- a) 契約型投資信託の勘定のために資産の再利用を行う場合。
- b) 保管受託銀行が契約型投資信託を代理する管理会社の指示を実行する場合。
- c) 契約型投資信託および受益者の利益のための再利用である場合。

d) 権原譲渡契約に基づき契約型投資信託によって受領された優良かつ流動性のある 担保によって取引が補償される場合。

担保の市場価値は、あらゆる時点において、再利用資産の市場価値とプレミアムの合計額またはそれ以上であるものとする。

保管受託銀行および/または契約型投資信託の資産の保管を委託されたルクセンブルグに所在する第三者が支払不能となった場合でも、契約型投資信託の保管資産は、かかる保管受託銀行および/またはかかる第三者の債権者間での分配またはかかる債権者の利益のための換金を目的に利用することはできない。

保管受託銀行は、以下の場合にのみ上記の権限を第三者に委託することができる。

- a) 2010年法に定められた要件を回避する意図での任務委託ではない場合。
- b) 保管受託銀行が当該委託について客観的な理由を示すことができる場合。
- c) 保管受託銀行が、その任務の一部を委託する第三者を選定および任命するにあたって、あらゆる相当の技能、注意および努力を尽くし、かつ、その任務の一部を委託した第三者および当該第三者に委託された事項に関連する当該第三者の手配状況の定期的な検討および継続的な監視においても、引き続きあらゆる相当の技能、注意および努力を尽くす場合。

上記にかかわらず、第三国の法律上、特定の金融商品が現地の法主体によって保管されることが義務付けられているが、その点において定められた委託要件を充足する現地の法主体が存在しない場合、保管受託銀行は、委託要件を充足する現地の法主体が存在しない期間に限り、かつ、以下の場合に限り、当該第三国の法律上義務付けられる範囲内でのみ当該現地の法主体にその権限を委託することができる。

- a) 当該契約型投資信託の受益者が、投資前に、かかる委託が第三国の法律における 法的制約によって義務付けられている事実、かかる委託を正当化する状況および かかる委託に伴うリスクについて適切に知らされている場合。
- b) 管理会社が、契約型投資信託を代理して、保管受託銀行に対してかかる金融商品 の保管をかかる現地の法主体に委託するよう指示した場合。

当該第三者は、その後、当該権限を同一の条件の下で再委託することができる。 保管受託銀行は、ルクセンブルグ法に従い、管理会社および受益者に対し、正当な理由のない義務不履行または不適切な履行の結果、管理会社または受益者が被った損失につき責任を負う。

保管受託銀行の受益者に対する責任は、現在、直接的または管理会社を通じて間接的に追及できるようになっており、受益者は保管受託会社を提訴することができる。 保管受託銀行の責任は、第三者に委託したことにより影響を受けない。

保管受託銀行またはその委託先が保管している金融商品を喪失した場合、保管受託銀行は、同一の金融商品またはそれに相当する金額の資産を遅滞なくUCITSに返還しなければならない。さらに、保管受託銀行は、要求される基準に従ってその職務を遂行したことにつき立証責任を負う。

# 1.2.1.2. 関係法人

(i) 投資運用会社·投資顧問会社

多くの場合、FCPの管理会社は他の会社と投資運用契約または助言契約を締結し、この契約に従って、投資運用会社・投資顧問会社は、管理会社の取締役会が設定する投資方針の範囲内でかつ約款中の投資制限に従い、ポートフォリオの分

散および証券の売買に関する継続的な投資運用業務または助言を管理会社に提供 する

パートIファンドについて、管理会社による投資運用会社の中核的権限の委託は以下の1.4.2.の(15)に定められた条件に従う。

パートIIファンドについて、管理会社による委託は、以下の1.4.1.の(1)に定められた条件に従う。

## (ii) 販売会社および販売代理人

管理会社は、FCPの受益証券の公募または私募による販売のため、一もしくは複数の販売会社および/または販売代理人と独占的または非独占的な契約を締結することができる(ただし、その義務はない。)。

目論見書には販売手数料および特定の申込方法もしくは募集計画について適切な 記載および開示がなければならない。

## 1.2.2. 会社型投資信託

会社型の投資信託は、これまでは1915年法に基づき、通常、公開有限責任会社 (sociétés anonymes)として設立されている。

投資法人の投資口を保有する投資主は、一定の範疇に属する者または1人の者が保有 しうる投資法人の投資口の割合に関連して規約中に定められる議決権の制限に従い、 投資主に対し投資主総会において1口につき1個の議決権を付与する。

## 1.2.2.1. 変動資本を有する投資法人(SICAV)

2010年法に従い、SICAVの形態を有する会社型投資信託を設立することができる。 SICAVは、投資主の利益をはかるため証券にその資産を分散投資することを固有の目的とし、投資口を公募または私募によって一般に募集し、その資本金が常に会社の純資産に等しいことを規定した規約を有する公開有限責任会社(société anonyme)として定義されている。

SICAVは、公開有限責任会社の特殊な形態であるため、1915年法の規定は、2010年法によって廃止されない限度で適用される。

SICAVは次の仕組みを有する。

投資口は、規約に規定された発行または買戻しの日の純資産価格で継続的にSICAVによって発行され買い戻される。発行投資口は無額面で全額払い込まれなければならない。資本は投資口の発行および買戻しならびにその資産価額の変動の結果自動的に変更される。

2010年法に定められる最も重要な要件は以下のとおりである。

- 管理会社を指定しないSICAVの最低資本金は、認可時においては30万ユーロを下回ってはならない。管理会社を指定したSICAVを含めすべてのSICAVの資本金は、認可後6か月以内に125万ユーロに達しなければならない。CSSF規則によりかかる最低資本金は、60万ユーロおよび250万ユーロにそれぞれ引き上げることができる。
- 取締役および承認された法定監査人ならびにそれらの変更はCSSFに届け出ることを要し、CSSFの異議のないことを条件とする。
- 規約中にこれに反する規定がない場合、SICAVはいつでも投資口を発行することができる。
- 規約に定める範囲で、SICAVは、投資主の求めに応じて投資口を買い戻す。

- 投資口は、SICAVの純資産総額を発行済投資口数により除することにより得られる価格で発行され、買い戻される。この価格は、費用および手数料を加えることによって、投資口発行の場合増額し、投資口買戻しの場合は減額することができるが、費用および手数料の最高限度額および手続はCSSF規則により決定することができる。
- 通常の期間内にSICAVの資産に純発行価格相当額が払い込まれない限り、SICAVの 投資口を発行しない。
- 規約は、発行および買戻しに関する支払いの時間的制限を規定し、SICAVの資産 評価の原則および方法を特定する。
- 規約は、法律上の原因に基づく場合について影響を与えない範囲で、発行および 買戻しが停止される場合の条件を特定する。
- 規約は、発行および買戻価格の計算を行う頻度を規定する(パートIファンドについては最低1か月に2回、またはCSSFが許可する場合は1か月に1回とし、パートI以外のファンドについては最低1か月に1回とする。)。
- 規約は、SICAVが負担する費用の性質を規定する。

## 1.2.2.2. オープン・エンド型のその他の会社型投資法人

従来、ルクセンブルグ法に基づいて設立されたクローズド・エンド型の会社型投資法 人においては、買戻取引を容易にするため別に子会社として買戻会社を設ける投資法 人の仕組みが用いられていた。

しかしながら、買戻会社の投資口買戻義務は常に、自己資金とファンドからの借入金の範囲内に限定されている。買戻会社の投資口は、通常、1株の資格株を除き、全額をファンドが所有している。この借入金は、ファンドの利益金、繰越利益金および払込剰余金または法定準備金以外の準備金の額を超えることができない。

買戻会社を有しない投資法人も設立されているが、その規約は、投資主の請求があれば投資口を買い戻す義務がある旨規定し、オープン・エンド型の仕組みを定めている。

### 1.2.2.3. 保管受託銀行

会社型投資法人の資産の保管は、保管受託銀行に委託されなければならない。 保管受託銀行の職務は、現在、FCPのそれ(上記1.2.1.1)と一致している。 ファンドが管理会社を指定した場合において、管理会社所在加盟国が、パートIファンドの所在加盟国と同一でない場合、保管受託銀行は、2010年法ならびにその他の適用される法律および法令に従いその権限を遂行しうるために必要とみなされる情報の流出を制限する書面契約を管理会社と締結しなければならない。

### 1.2.2.4. 関係法人

投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人 上記1.2.1.2.「関係法人」中の記載事項は、原則として、ファンドの投資運用会社・ 投資顧問会社および販売会社または販売代理人に対しても適用される。

## 1.2.2.5. 会社型パートIファンドの追加的要件

以下の要件は、2010年法第27条にSICAVに関し定められているが、パートIファンドである他の形態の会社型投資信託にも適用される。

(1) SICAVが、通達2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定しない場合

- 認可の申請は、SICAVの組織構造等を記載した運営計画を添付しなければならない。
- SICAVの業務執行役員は、十分に良好な評価を得ており、当該SICAVが遂行する業務の形態に関し十分な経験を有していなければならない。そのために、取締役およびその地位の後継者は、その氏名がCSSFに直ちに報告されなければならない。SICAVの事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも2名により決定されなければならない。「業務執行役員」とは、法律もしくは設立文書に基づきSICAVを代理するか、またはSICAVの方針を実質的に決定する者をいう。
- さらに、SICAVと他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、CSSFは、かかる関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合にのみ認可する。

CSSFは、また、SICAVが親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

SICAVは、CSSFに対して、要求される情報を提供しなければならない。

記入済の申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

SICAVは、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、SICAVの経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、 CSSFが認可申請を検討する際に根拠とした実質的な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてCSSFに通知を行う義務を負うこととなる。

CSSFは、SICAVが以下のいずれかに該当する場合に限り、当該SICAVに付与した認可を取り消すことができる。

- (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合または6 か月以上活動を中止する場合
- (b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合
- (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合
- (d) 2010年法または同法に従って採用された規則の規定に重大かつ/または組織的に違反した場合
- (e) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合
- (2) 以下の1.4.2.の(15)および(16)に定める規定は、通達2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定していないSICAVに適用される。ただし、「管理会社」は「SICAV」と解釈される。
  - SICAVは、自身のポートフォリオ資産のみを運用することができ、いかなる場合 も、第三者のために資産を運用する権限を引き受けてはならない。
- (3) 通達2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定していないSICAVは、適用ある 慎重なルールを常に遵守しなければならない。

特に、CSSFは、SICAVの性格にも配慮し、当該SICAVが健全な運用上および会計上 の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部運用メカニ ズム(特に、その従業員の個人取引や、自己勘定による投資のための金融商品の 保有または運用に関する規則を含む。)を有すること。少なくとも、当該SICAV に係る各取引がその源泉、関係当事者、性質および取引が実行された日時・場所 をたどることが可能であること、ならびに管理会社が運用するSICAVの資産が設 立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。

#### 1.3. 2010年法によるルクセンブルグのUCITSおよびUCIの投資制限

A) パートIファンド/UCITS

以下に定められた投資制限は、別途指示されない限り、FCPおよび会社型投資信託 と同程度まで適用される。

パート|ファンドに適用される投資規則および制限は、2010年法第41条ないし第52 条に規定されている。

UCITSが複数の投資コンパートメントを構成する場合、各コンパートメントは、 2010年法第41条ないし第52条の目的において、個別のUCITSとしてみなされる。 主な規則および制限は以下のとおりである。

- (1) UCITSは、証券取引所に上場されておらず、定期的に取引が行われている公 認かつ公開の他の規制された市場で取引されていない譲渡性のある証券およ び短期金融商品に、その純資産の10%を超えて投資することができない。ただ し、かかる証券取引所または他の規制された市場がEU加盟国以外の国に存在 する場合は、それらの選択は、かかるUCITSの約款または設立文書に規定され ていなければならない。
- (2) UCITSは、通達 2009/65/ECに従い認可されたUCITSまたは同通達第1条第2項 第1号および第2号、a)およびb)に規定する範囲のその他のUCIの受益証券に (設立国が加盟国であるか否かにかかわらず)投資することができる。ただ し、以下の要件を充足しなければならない。
  - かかるその他のUCIは、CSSFがEU法に規定する監督と同程度の監督に 服すると判断する法令により認可されたものまたは監督当局の協力が十分 に確保されている国で認可されたものであること。
  - かかるその他のUCIの受益者に対する保護水準はUCITSの受益者に提供 されるものと同等であること、特に、資産の分別管理、借入れ、貸付けお よび譲渡性のある証券および短期金融商品の空売りに関する規則が通達 2009/65/ECの要件と同等であること。
  - かかるUCIの業務が、報告期間における資産、債務、収益および運用 の評価が可能となる形で、半期報告書および年次報告書により報告されて いること。
  - (合計で)取得が予定されているUCITSまたはその他のUCIの資産の 10%超が、その約款または設立文書に従い、その他のUCITSまたはUCIの受 益証券に投資されないこと。
- (3) UCITSは、信用機関の要求払いの預金または12か月以内に満期となり引き出 すことができる預金に投資することができる。ただし、信用機関が加盟国に

登録事務所を有するか、第三国に登録事務所がある場合はEU法の規定と同等とCSSFが判断する慎重なルールに従っているものでなければならない。

- (4) UCITSは、上記(1)に記載する規制された市場で取引される金融デリバティブ商品(現金決済商品と同等のものを含む。)および/または店頭市場で取引される金融デリバティブ商品(以下「OTCデリバティブ」という。)に投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。
  - UCITSが投資することができる商品の裏づけとなるものは、(1)から (5)に記載される商品、金融指数、金利、外国為替または通貨であり、 UCITSの約款または設立文書に記載される投資目的に従い投資されなければならない。
  - OTCデリバティブ取引の相手方は、慎重な監督に服し、CSSFが承認するカテゴリーに属する機関でなければならない。
  - OTCデリバティブは、信頼でき、かつ認証されうる日次ベースでの価格に従うものとし、随時、UCITSの主導により、公正な価格で売却、償還または相殺取引により手仕舞いが可能なものでなければならない。

CSSFは、とりわけ財務上のリスク、すなわちグローバル・エクスポージャー、カウンターパーティー・リスクおよび集中によるリスクについてのリスク管理要件を詳しく定めた2011年5月30日付CSSF通達11/512を制定している。同通達は、これに関連し、CSSFに提供すべき最低限の情報についても概説している。

CSSFは、とりわけOTC金融デリバティブ取引について受領された担保の運用に関する要件を詳しく定め、カウンターパーティー・リスクの計算に関する情報を提供する2013年2月18日付CSSF通達13/559を制定している。CSSF通達13/559は、CSSF通達14/592に代替された。CSSF通達14/592は、2014年10月1日に発効し、ESMAにより2014年8月1日に発行された「監督当局およびUCITS運用企業のための指針 - ETFおよびその他のUCITS銘柄に関する指針」(参照:ESMA/2014/937EN)の改正版を、投資信託に関する2010年12月17日法パートIに従うUCITSに適用されるルクセンブルグの法律に導入することを目的とする。

- (5) UCITSは、短期金融商品の発行または発行者が投資家および預金の保護を目的として規制されている場合、規制された市場で取引されていないもので、2010年法第1条(すなわち上記(1))に該当しない短期金融商品に投資することができる。ただし、当該短期金融商品は以下のものでなければならない。
  - 中央政府、地方自治体、加盟国の中央銀行、欧州中央銀行、EUもしくは欧州投資銀行、非加盟国、または連邦国家の場合、連邦を構成する加盟者、または一もしくは複数の加盟国が所属する公的国際機関により発行されまたは保証される短期金融商品
  - 上記(1)に記載される規制された市場で取引される証券の発行者が発行する短期金融商品
  - EU法が規定する基準に従い慎重な監督に服している発行体または少なくともEU法が規定するのと同じ程度厳格であるとCSSFが判断する慎重な

ルールに服し、これを遵守する発行体により発行または保証される短期金 融商品

- CSSFが承認するカテゴリーに属するその他の機関により発行される短期金融商品。ただし、当該短期金融商品への投資は、上記3つに規定するものと同程度の投資家保護に服するものでなければならない。また、発行体は、少なくとも10,000,000ユーロの資本および準備金を有し、第4通達78/660/EECに従い年次財務書類を公表する会社、一もしくは複数の上場会社を有するグループ企業に属し、同グループのファイナンスに専従する企業、または銀行の与信ラインから利益を受けている証券化のためのビークルへのファイナンスに専従している会社でなければならない。
- (6) UCITSは、貴金属や貴金属を表象する証書を取得することができない。
- (7) 投資法人として組成されているUCITSは、その事業の直接的目的遂行に欠か せない動産または不動産資産を取得することができる。
- (8) UCITSは、流動資産を保有することもできる。
  - (9) (a) ルクセンブルグに登録事務所を有する投資法人または管理会社(各運用UCITSに関するもの)は、常時、ポジション・リスクおよびそれらのポートフォリオのリスク・プロフィール全体への寄与度を監視・測定することを可能とするリスク管理プロセスを利用しなければならない。特に、UCITSの資産の信用度を評価するにあたって、信用格付機関(2009年9月16日付信用格付機関に関する欧州議会および理事会規則(EC)第1060/2009号第3条第1項(b)に定義される。)によって発行された信用格付のみに依拠してはならない。UCITSはまた、OTCデリバティブの価値を正確かつ独立して評価するプロセスを利用しなければならない。UCITSは、CSSFが規定する詳細なルールに従い、デリバティブ商品のタイプに関して、潜在的リスク、量的制限、デリバティブ商品の取引に関連するリスクを測定するために選択された方法につき、CSSFに定期的に報告しなければならない。
  - (b) UCITSは、譲渡性のある証券および短期金融商品に関する技法と手段を CSSFが定める条件と制限内で用いることもできる。ただし、この技法と 手段はポートフォリオの効率的運用の目的で用いられるものとする。
  - (c) UCITSは、デリバティブ商品に関するグローバル・エクスポージャーが、ポートフォリオの純資産総額を超過しないようにしなければならない。

当該エクスポージャーは、対象資産の時価、カウンターパーティー・リスク、将来の市場動向およびポジションの清算可能時期等を勘案して計算する。

UCITSは、その投資方針の一部として、以下の(10)(e)に規定する制限の範囲内で金融デリバティブ商品に投資することができる。ただし、対象資産に対するそのエクスポージャーは、総額で以下の(10)に規定する投資上限額を超過してはならない。UCITSが指数を基礎とする金融デリバティブ商品に投資する場合、当該商品は(10)に規定する上限額の目的において合計する必要はない。

譲渡性のある証券または短期金融商品がデリバティブ商品を内包する場合は、本項の要件への適合については、デリバティブ商品も勘案しなければならない。

- (10) (a) UCITSは、同一の発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品にその資産の10%を超えて投資することができない。 UCITSは、同一の機関にその資産の20%を超えて預金することができない。UCITSの取引の相手方に対するOTCデリバティブ取引におけるリスクのエクスポージャーは、取引の相手方が上記(3)に記載する信用機関の場合はその資産の10%、その他の場合は5%を超えてはならない。
- (b) UCITSがその資産の5%を超えて投資する各発行体について、UCITSが保有する譲渡性のある証券および短期金融商品の合計価額は、その資産の40%を超過してはならない。この制限は、慎重な監督に服する金融機関への預金および当該機関とのOTCデリバティブ取引には適用されない。上記(a)に記載される個別の制限にかかわらず、UCITSは、その資産の20%を超える部分が一つの機関に投資されることになる場合は、以下のものを合計してはならない。
  - 当該機関により発行された譲渡性のある証券もしくは短期金融商品
  - 当該機関への預金、または
  - 当該機関について行われたOTCデリバティブ取引から生じるエクスポージャー
- (c) 上記(a)の第1文に記載される制限は、加盟国、その地方自治体、非加盟国、一または複数の加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証する譲渡性のある証券または短期金融商品の場合は、35%を上限とすることができる。
- (d) 上記(a)の第1文に記載される制限は、その登録事務所が加盟国内にある信用機関により発行され、法律により、その債券保有者を保護するための特別な公的監督に服する一定の債券については、25%を上限とすることができる。特に、当該債券発行により生ずる金額は、法律に従い、当該債券の全有効期間中、債券に付随する請求をカバーできる資産であって、かつ、当該発行体の破産の場合、優先的にその元本の返済および経過利息の支払いに充てられる資産に投資されなければならない。 UCITSがその資産の5%超を第1項に記載する一つの発行体が発行する債券に投資する場合、かかる投資の合計価額は当該UCITSの資産価額の80%を超過してはならない。
- (e) 上記(c)および(d)に記載される譲渡性のある証券および短期金融商品は、(b)に記載される40%の制限を適用する目的において考慮されなければならない。
  - (a)、(b)、(c)および(d)に記載される制限は、合計することができない。したがって、同一発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品への投資、または上記(a)、(b)、(c)および(d)に従って行われる当該機関への預金もしくはデリバティブ商品への投資は、合計で当該UCITSの資産の35%を超えてはならない。

通達83/349/EECまたは公認の国際的な会計基準に従い、連結会計の目的 上同一グループに属する会社は、本項の制限の計算においては一発行体 とみなされるものとする。

UCITSは、同一グループの譲渡性のある証券および短期金融商品に累積的に、その資産の20%の制限まで投資することができる。

- (11) 以下の(15)に記載される制限に反することなく、(10)に記載する制限は、UCITSの約款または設立文書に従って、その投資方針の目的がCSSFの承認する株式または債務証券指数の構成と同一構成を目指すものである場合、同一発行体が発行する株式および/または債務証券への投資については、20%まで引き上げることができる。ただし、次の条件をみたす場合に限る。
- 指数の構成銘柄が十分分散されていること
- 指数が関連する市場の適切なベンチマークを表示するものであること
- 指数が適切な方法で公表されていること

この制限は、特に、特定の譲渡性のある証券または短期金融商品の比率が高い規制された市場での例外的な市況により正当化される場合は、35%に引き上げられる。この制限までの投資は、一発行体にのみ許される。

(12) (a) (10)にかかわらず、CSSFは、UCITSに対し、リスク分散の原則に従い、その資産の100%まで、加盟国、その一もしくは複数の地方自治体、非加盟国または一もしくは複数のEU加盟国が属している公的国際機関が発行または保証する、異なる種類の譲渡性のある証券および短期金融商品に投資することを許可することができる。

CSSFは、(10)および(11)に記載する制限に適合するUCITSの受益者への保護と同等の保護を当該UCITSの受益者が有すると判断する場合にのみ、当該許可を付与する。

これらのUCITSは、少なくとも6つの異なる銘柄の有価証券を保有しなければならないが、単一の銘柄がその全資産の30%を超えてはならない。

- (b) (a)に記載するUCITSは、その約款または設立文書において、その資産の 35%超を投資する予定の証券の発行者または保証者となる、国、地方自治 体または公的国際機関について明記しなければならない。
- (c) さらに、(a)に記載するUCITSは、その目論見書または販売文書の中に、かかる許可に関する注意喚起文言を記載し、その資産の35%超を投資する予定または現に投資している証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関を表示しなければならない。
  - (13) (a) UCITSは、(2)に記載するUCITSおよび/またはその他のUCIの 受益証券を取得することができるが、一つのUCITSまたはその他のUCIの 受益証券にその資産の20%を超えて投資することはできない。
  - この投資制限の適用上、複数のコンパートメントを有するUCIの各コンパートメントは、個別の発行体とみなされる。ただし、コンパートメント間の第三者に対する債務の分離原則が確保されていなければならない。
- (b) UCITS以外のUCIの受益証券への投資は、合計して、一つのUCITSの資産の30%を超えてはならない。

UCITSがUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券を取得した場合、 UCITSまたはその他のUCIのそれぞれの資産は(10)記載の制限において合 計する必要はない。

- (c) 直接または代理人により、同一の管理会社、または共通の管理もしくは 支配によりまたは直接もしくは間接の実質的保有により管理会社と結合 されているその他の会社により運用されている他のUCITSおよび/または 他のUCIの受益証券に、UCITSが投資する場合、当該管理会社またはその 他の会社は、かかる投資先UCITSおよび/またはUCIの受益証券への投資 を理由として、買付手数料または買戻手数料を課してはならない。 他のUCITSおよび/または他のUCIにその資産の相当部分を投資するUCITS は、目論見書において、当該UCITSならびに投資を予定している投資先 UCITSおよび/またはUCIの両方に課される管理報酬の上限を開示しなければならない。 さらに、年次報告書において、当該UCITSならびに投資先 UCITSおよび/またはUCIの両方に課される管理報酬の上限割合を記載しなければならない。
  - (14) (a) 目論見書は、UCITSが投資できる資産のカテゴリーを記載し、金融デリバティブ商品の取引ができるか否かについて言及しなければならない。この場合、かかる運用は、ヘッジ目的でなされるのか、投資目的達成のためになされるのか、またリスク面において、金融デリバティブ商品の使用により起こりうる結果について、明確に記載しなければならない。
- (b) UCITSが、主として、譲渡性のある証券および短期金融商品以外の上記 (1)ないし(8)に記載されるカテゴリーの資産に投資し、または(11)に 従って、株式または債務証券指数に追随する投資を行う場合、目論見書 および必要な場合は販売文書に、その投資方針に注意を喚起する明確な 説明を記載しなければならない。
- (c) UCITSの純資産価格が、その資産構成または使用される資産運用技法のため、大きく変動する見込みがある場合、目論見書および必要な場合は販売文書において、当該UCITSの特徴につき注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。
- (d) 投資家の要請があった場合、管理会社は、UCITSのリスク管理に適用される量的制限、このために選択された方法、および当該カテゴリーの商品の主なリスクおよび利回りについての直近の変化に関し、追加情報を提供しなければならない。
  - (15) (a) 投資法人または運用するすべての契約型投資信託に関し行為する管理会社で、2010年法パートIまたは通達2009/65/ECに該当するものは、発行体の経営に重大な影響を行使しうるような議決権付株式を取得してはならない。
- (b) さらに、UCITSは、以下を超えるものを取得してはならない。
  - (i) 同一発行体の議決権のない株式の10%
  - (ii) 同一発行体の債務証券の10%

- (iii) (2010年法第2条第2項の意味の範囲の)同一UCITSまたはその他のUCIの受益証券の25%
- (iv) 一発行体の短期金融商品の10%

上記(ii)ないし(iv)の制限は、取得時において、債券もしくは短期金融 商品の合計額または発行済当該商品の純額が計算できない場合は、これ を無視することができる。

- (c) 上記(a)および(b)は以下については適用されない。
  - 1) 加盟国またはその地方自治体が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
    - 2) 非加盟国が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
    - 3) 一または複数のEU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行する譲渡性のある証券および短期金融商品
    - 4) EU非加盟国で設立された会社の資本における株式で、UCITSがその資産を主として当該国に登録事務所を有する発行体の証券に投資するため保有するもの。ただし、当該国の法令により、かかる保有がUCITSによる当該国の発行体の証券に対する唯一の投資方法である場合に限る。ただし、この例外は、その投資方針において、EU非加盟国の会社が、上記(10)、(13)ならびに(15)(a)および(b)に記載する制限に適合する場合にのみ適用される。(10)および(13)の制限を超過した場合は、(16)が準用される。
    - 5) 子会社の資本における株式で一または複数の投資法人が保有するもの。ただし、当該子会社は、かかる投資法人のためにのみ、子会社が設立された国における運用、助言、もしくは販売等の業務、または受益者の要請に応じた買戻しに関する業務のみを行うものでなければならない。
  - (16) (a) UCITSは、その資産の一部を構成する譲渡性のある証券または 短期金融商品に付随する引受権の行使にあたり、本書1.3. A)の制限に適 合する必要はない。

リスク分散の原則の遵守の確保に当たっては、新しく認可されたUCITSには、認可を受けた日から6か月間は(10)、(11)、(12)および(13)は適用されない。

- (b) 上記(a)の制限がUCITSのコントロールを超えた理由または引受権の行使により超過した場合、UCITSは、受益者の利益を十分考慮して、売却取引において、かかる状況の是正を優先的に行わなければならない。
  - (17) (a) 投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、借入れをしてはならない。ただし、UCITSは、バック・ツー・バック・ローンにより、外国通貨を取得することができる。
- (b) (a)にかかわらず、
  - 1) UCITSは、借入れが一時的であり、かつ投資法人の場合はその資産の10%までを表象する場合は当該10%までを、またはFCPの場合はそ

のファンド価額の10%までを表象する場合は当該10%までを借入れを することができる。

2) 投資法人の場合、借入れがその事業に直接的に重要である不動産の取得を可能にするためのものである場合、その資産の10%まで借入れをすることができる。

UCITSが、1)および2)に基づき借入れを承認される場合、当該借入れは、合計でそのUCITSの資産の15%を超過してはならない。

- (18) (a) 上記(1)ないし(9)の適用を害することなく、投資法人または FCPのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、貸付けを行うか、または第三者の保証人となってはならない。
- (b) (a)は、当該投資法人、管理会社または保管受託銀行が、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品であって一部払込未了のものを取得することを妨げるものではない。
- (19) 投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、 (2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその 他の金融商品について、空売りを行ってはならない。

2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則は、一定の定義の明確 化に関する通達およびUCITSの投資対象としての適格資産に関する2007年3月付 CESRガイドラインを実施する、2007年3月19日付EU通達2007/16/ECを、ルクセ ンブルグにおいて実施している。

2008年2月19日に、CSSFは、大公規則を参照してかかる2002年法の一定の定義 に関する2008年2月8日付大公規則の条文を明確化する通達08/339(以下「通達 08/339」という。)を出した。

通達08/339は、2002年法の関連規定(2010年法の対応する規定により取って代えられる。)の意味の範囲内で、かつ2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則の規定に従って特定の金融商品を投資適格資産に該当するか否かを評価するに当たり、UCITSがこれらのガイドラインを考慮しなければならない旨を定めている。通達08/339は、2008年11月26日付でCSSFにより発表された通達08/380により改正された。

2008年6月4日に、CSSFは、特定の証券貸借取引においてUCITSが利用することのできる技法と商品の詳細について示したCSSF通達08/356を出した。通達08/356は、2011年5月30日付でCSSFにより発表された通達11/512により改正された。

通達08/339は、特に、現金担保を再投資する認可担保や認可資産を一新している。当該通達08/339は、UCITSのカウンターパーティー・リスクが法的制限を超えないようにするために現金担保の再投資によって取得された担保および資産をどのように保管すべきかを定めている。当該通達は、証券貸借取引によってUCITSのポートフォリオ運用業務、償還義務およびコーポレート・ガバナンスの原則の遵守を損なってはならない旨を再言している。さらに、当該通達は目論見書と財務報告書に記載すべき情報について定めている。

2013年2月18日にCSSFは、ESMAが2012年12月18日に発表した「監督当局および UCITS運用企業のための指針 - ETFおよびその他のUCITS銘柄に関する指針」を ルクセンブルグ法に移行する通達13/559(以下「通達13/559」という。)を出した。

通達13/559は、投資家保護の強化を目的とし、さらに

指数連動型UCITSについて、通達13/559は目論見書、重要投資家情報書類および年次報告書に記載するべき情報の詳細を規定する。レバレッジ指数連動型UCITSについて、通達13/559はグローバル・エクスポージャーの上限および計算に関する説明を提示する。

通達13/559は、UCITS上場ファンドが遵守しなければならない開示 上の要請および投資家が流通市場の代わりにUCITS上場ファンドに直接 受益証券の買戻請求を行う権利が付与される状況を規定する。

通達13/559は、効率的なポートフォリオ運用手法に関して目論見書および年次報告書に開示しなければならない情報を規定する。通達13/559は、同手法から生じた収益がUCITSにすべて還元されなければならない旨およびUCITSは、貸与されているか、またはレポ取引またはリバース・レポ取引の対象となる現金/有価証券をいつでも買い戻すことができ、またいつでもその取引を終了させことができる旨を明記する。

通達13/559は、トータル・リターン・スワップまたはそれと類似の特徴を有する金融デリバティブ商品を締結することによってUCITSが保有する資産は、裏付けとなるエクスポージャーをUCITSの投資上限計算時に算入されなければならないとする一定の分散投資制限を遵守しなければならない旨規定し、当該契約が投資運用委託取り決めとしてみなされる条件を規定する。

通達13/559は、OTC金融デリバティブ取引および効率的ポートフォリオ運用手法のための担保の運用に関する規則を規定する。

通達13/559は、金融指標(即ち、分散投資制限、ベンチマーク、 構成銘柄のリバランス頻度、計算方法の開示、個別評価)の詳細につ いて規定する。そこで、通達13/559は、2010年法第44条に記載される 上限20%および30%を考慮し、商品指数の構成が十分に分散されていな ければならない旨、規定する。

ESMAは、2014年8月1日に、「監督当局およびUCITS運用企業のための指針 - ETF およびその他のUCITS銘柄に関する指針」の改正版(ESMA/2014/937EN)を公表しており、これにより、UCITSが、加盟国、一もしくは複数の加盟国の地方自治体、第三国または一もしくは複数の加盟国が所属する公的国際機関が発行および保証する、異なる譲渡可能証券および短期金融商品で完全に担保されている場合、担保分散要件の適用除外を受ける。これらのUCITSは、少なくとも6つの異なる銘柄の有価証券を受領しなければならないが、単一の銘柄がUCITSの純資産価額の30%を超えてはならない。加盟国が発行または保証する証券で完全に担保されることを意図するUCITSは、その事実をUCITSの目論見書で開示し

なければならない。UCITSはまた、UCITSがその純資産価額の20%超に対する担保として受領することができる証券を発行および保証する加盟国、地方自治体または公的国際機関を明示しなければならない。当該適用除外は、2012年12月18日に公表された指針に概説された担保の運用に関する他の基準には影響を及ぼさない。当該指針は、ESMA/2014/937ENが従前の指針を置き換えるよう、全面改訂された。

上記のとおり、2014年9月30日付CSSF通達14/592は、ルクセンブルグの規制枠組みに当該指針を組み入れ、当該通達は、上記の通達13/559を置き換える。

## B) パートロファンド/UCL

パートIファンドに該当しないルクセンブルグ投資信託に適用される制限は、CSSF規則によって、FCPについては2010年法第91条第1項に従い、SICAVについては2010年法第96条第1項に従い決定され得る。

(注) かかる規則は未だ出されていない。

IML通達91/75は、パートロファンドについて一般的な投資制限を規定している。 パートロファンドに課されている投資制限の目的は、投資対象が十分に流動的か つ分散されていることを確保することである。限定的な例外はあるものの、パー トロファンドは原則として、

- a) 証券取引所に上場されておらず、また定期的に営業し、かつ公認および公開されている別の規制市場でも取り扱われていない証券には、その純資産の10%を超えて投資できず、
- b) 同じ発行体から発行された同じ種類の証券を10%を超えて取得することはできず、
- c) 同じ発行体から発行された証券に、ファンドの純資産の10%を超えて投資することはできない。

上記の制限は、OECD加盟国もしくはその地方自治体、または地域もしくは世界を範囲とするECの公的国際機関により発行または保証されている証券には適用されない。

上記a)、b)およびc)の制限は、当該UCIがパートロファンドに適用されるものと同等のリスク分散化要件に従っていない場合は、オープン・エンド型UCIの受益証券の購入にも適用される。

上記にかかわらず、規則については、ケース・バイ・ケースでCSSFとともに協議することができる。

### 1.4. 管理会社

パートロファンドのみを運用するすべての管理会社には、2010年法第16章が適用される。

パートIファンドを運用するルクセンブルグの管理会社には、2010年法第15章が適用される(以下を参照のこと。)。

1.4.1. 2010年法第16章に従う管理会社

同法第125条および第126条は、第16章に基づき存続する管理会社が充足すべき以下の 要件を定めている。

(1) 管理会社の業務の開始にはCSSFの事前の認可が必要となる。

管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社または有限責任パートナーシップとして設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式でなければならない。

認可を受けた管理会社は、CSSFによってリストに記入される。かかる登録は認可を意味し、CSSFは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にCSSFに対しなされなければならない。管理会社の設立は、CSSFによる認可の通知後にのみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、CSSFによりRESAにおいて公告される。管理会社は、UCIの運用以外の活動に従事してはならない(ただし、付随的な性質の自らの資産の運用のみは行うことができる)。当該投資信託の少なくとも一つはルクセンブルグ法に従うUCIでなければならないと解される。

当該管理会社の本店および登録事務所は、ルクセンブルグに所在しなければならない。

2010年法第16章の規定に服する管理会社は、事業のより効率的な運営のため、自らの業務のいくつかをかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

- a) 管理会社はCSSFに対し適切な方法で通知しなければならない。
- b) 当該権限付与は、管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、管理会社が投資家の最善の利益のために、管理会社が行為し、UCI が運用されることを妨げてはならない。
- c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の目的において認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服している事業体にのみ付与される。
- d) 当該権限付与が投資運用に関するものであり、かつ、これが国外の事業体に付与される場合、CSSFと当該国の監督機関の協力関係が確保されなければならない。
- e) 投資運用の中核的業務に関わる権限は、保管受託銀行に付与されてはならない。
- (2) CSSFは以下の条件で管理会社に認可を付与する。
  - a) 申請会社は、その事業を効率的に行い、債務を弁済するに足る、処分可能な十分な財務上の資源を有していなければならない。特に、払込済資本金として、125,000ユーロの最低資本金を有していなければならない。かかる最低金額は、CSSF規則により最大で625,000ユーロまで引き上げることができる。

(注)現在はかかる規則は存在しない。

- b) 上記a)に記載される資本金は、管理会社の永続的な処分により維持され、管理会社の利益のために投資される。
- c) 2010年法第129条第5項に該当する、管理会社の取締役は、良好な評価を十分 に得ており、その義務の遂行に必要なプロフェッショナルとしての経験を有 していなければならない。

- d) 管理会社の参照投資主またはメンバーの身元情報がCSSFに提供されなければならない。
- e) 認可申請書に管理会社の組織構成が記載されなければならない。
- (3) 完全な申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与された か否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を 示さなければならない。
- (4) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。 当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員 は、CSSFが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更に ついて、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてCSSFに通知を 行う義務を負うこととなる。
- (5) CSSFは、以下の場合、2010年法第16章に従い、管理会社に付与した認可を撤回 することがある。
  - a) 管理会社が12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月を超えて2010年法第16章に定められる活動を中止する場合。
  - b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
  - c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
  - d) 2010年法に従って採用された規定に重大かつ/または組織的に違反した場合。
  - e) 2010年法が認可の撤回事由として定めるその他の場合に該当する場合。
- (6) 管理会社は、自らのために、運用するUCIの資産を使用してはならない。
- (7) 運用するUCIの資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。
- (8) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査をプロフェッショナルとしての適切な専門経験を有することを証明できる一または複数の承認された法定監査人に委ねることが条件とされる。承認された法定監査人の変更は事前にCSSFの承認を得なければならない。
- (9) 管理会社の任意清算の場合、清算人は、CSSFから承認を受けなければならない。清算人は、誠実さについてのあらゆる保証および専門技術を提供しなければならない。
- 1.4.2. 2010年法第15章に従う管理会社

同法第101条ないし第124条は、2010年法第15章に従う管理会社に適用される以下の規則および要件を定めている。

ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社が業務を行うための条件

(1) 2010年法第15章の意味においてルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社の業務の開始は、CSSFの事前の認可に服する。2010年法に基づき管理会社に付与された認可は、すべての加盟国に対し有効である。

管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社、または有限責任パートナーシップとして設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式でなければならない。

認可を受けた管理会社は、CSSFによってリストに記入される。かかる登録は認可を意味し、CSSFは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にCSSFに対しなされなければならない。管理会社の設立は、CSSFによる認可の通知後にのみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、RESAにおいて公告される。

(2) 管理会社は、通達2009/65/ECに従い認可されるUCITSの運用以外の活動に従事してはならない。ただし、当該通達に定められていないその他のUCIの運用であって、そのため管理会社が慎重な監督に服す場合はこの限りでない。ただし、当該受益証券は、通達2009/65/ECの下でその他の加盟国において販売することはできない。

UCITSの運用のための活動は、2010年法別表IIに列挙されている業務を含む。 (注) 当該リストには、投資運用、ファンドの管理事務および販売業務が含まれている。

- (3) 上記(2)とは別に、管理会社には、以下の業務を提供することも認められている。
  - (a) 投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任ベースで行う投資ポートフォリオ の運用(年金基金が保有するものも含む。)
  - (b) 付随的業務としての、投資顧問業務およびUCIの受益証券に関する保管および管理事務業務

管理会社は、2010年法第15章に基づき本段落に記載された業務のみの提供または(a)の業務を認可されることなく付随的業務のみの提供を認可されることはない。

- (4) 1993年法第1-1条、第37-1条および第37-3条は、管理会社による上記(3)の業務 提供に準用される。
- (5) CSSFは、以下の条件が満たされない限り管理会社を認可しない。
  - (a) 管理会社は、以下の点を考慮し、少なくとも125,000ユーロの当初資本金を 有さなければならない。
    - 管理会社のポートフォリオが250,000,000ユーロを超える場合、管理会社は、自己資本を追加しなければならない。追加額は、管理会社のポートフォリオのうち250,000,000ユーロ超過額の0.02%とする。当初資本金と追加額の合計は10,000,000ユーロを超過しないものとする。
    - 本項のため、以下のポートフォリオは管理会社のポートフォリオと みなされる。
    - (i) 管理会社が運用するFCP(管理会社が運用権限を委託したかかる FCPのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。)
    - (ii) 管理会社が指定管理会社とされた投資法人
    - (iii) 管理会社が運用するUCI(管理会社が運用権限を委託したかかる UCIのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。)
    - これらの要件とされる金額にかかわらず、管理会社の自己資産は、 通達2006/49/EC第21条に規定される金額を下回ってはならない。

管理会社は、信用機関または保険機関から上記追加額と同額の保証を受ける場合は、当該自己資本の追加額の50%まで追加することができない。信用機関または保険機関は、加盟国またはCSSFがEU法の規定と同等に慎重と判断する規定に服する非加盟国に登録事務所を有しなければならない。

- (b) (5)(a)に記載される資本金は、管理会社により永久に自由に処分可能な方法で維持され、管理会社の利益のために投資される。
- (c) 管理会社の業務を効果的に遂行する者は、十分に良好なレピュテーションを有し、管理会社が運用するUCITSに関し十分な経験を有する者でなければならない。そのため、これらの者およびすべての後継者の身元情報は、CSSFに直ちに報告されなければならない。管理会社の事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも2名により決定されなければならない。
- (d) 認可の申請は、管理会社の組織構造等を記載した運営計画を添付しなければならない。
- (e) 本店と登録事務所は双方ともルクセンブルグに所在しなければならない。
- (f) 取締役は、当該UCITSまたはUCIの種類に関して、2010年法第129条第5項の 規定する意味において、十分な評価を得ており、かつ、十分な経験を有する 者でなければならない。
- (6) さらに、管理会社と他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、CSSFは、当該関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合にのみ認可する。

CSSFは、また、管理会社が親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは 法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難に より、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与し ない。

CSSFは、管理会社に対して、本項に記載する条件の遵守につき監視するため、必要な情報の提供を継続的に求める。

- (7) 記入済みの申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。
- (8) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。 当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員 は、CSSFが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更に ついて、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてCSSFに通知を 行う義務を負うこととなる。
- (9) CSSFは、管理会社が以下のいずれかに該当する場合に限り、2010年法第15章に 従い、当該管理会社に付与した認可を取り消すことができる。
  - (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月以上活動を中止する場合。
  - (b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
  - (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
  - (d) 認可が上記(3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務を含む場合、 通達2006/49/ECの変更の結果、1993年法に適合しなくなった場合。

- (e) 2010年法または同法に従って採用された規定に重大かつ組織的に違反した場合。
- (f) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合。 管理会社が、(2010年法第116条に従い)集団的ポートフォリオ運用活動をクロス・ボーダーベースで行う場合、CSSFは、管理会社の認可を撤回する前に、 UCITS所在加盟国の監督当局と協議する。
- (10) CSSFは、一定の適格保有または保有額を有する、管理会社の投資主またはメンバー(直接か間接か、自然人か法人かを問わない。)の身元情報が提供されるまで、管理会社の業務を行うための認可を付与しない。管理会社における一定の保有は、1993年法第18条に基づく投資会社に適用されるものと同様の規定に服する。

CSSFは、管理会社の健全で慎重な運用の必要性を勘案し、上記の投資主またはメンバーの適格性が充たされないと判断する場合、認可を付与しない。

(11) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査をプロフェッショナルとしての適切な経験を有することが証明できる一または複数の承認された法定監査人に委ねることが条件とされる。

承認された法定監査人の変更は、事前にCSSFの承認を得なければならない。

ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社に適用される運用条件

- (12) 管理会社は、常に上記(1)ないし(6)に記載される条件に適合しなければならない。管理会社の自己資本は(5)(a)に特定されるレベルを下回ってはならない。しかし、その事態が生じ、正当な事由がある場合、CSSFは、かかる管理会社に対し一定の期間でかかる事態を是正するか、または活動を停止することを認めることができる。
- (13) 管理会社が運用するUCITSの性格に関し、またUCITSの管理行為につき常に遵守 すべき慎重な規則の遂行にあたり、通達2009/65/ECに従い、管理会社は、以下を 義務づけられる。
  - (a) 健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部運用メカニズム (特に、当該管理会社の従業員の個人取引や、自己の資金の投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。)を有すること。少なくとも、UCITSに係る各取引がその源泉、当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従い再構築が可能であること、ならびに管理会社が運用するUCITSの資産が約款または設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。
  - (b) 管理会社と顧客、顧客間、顧客とUCITSまたはUCITS間の利益の相反により 害されるUCITSまたは顧客の利益に対するリスクを最小化するように組織化 され、構成されなければならない。
- (14) (3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務の認可を受けている管理会社 は、
  - 顧客からの事前の包括的許可がない場合、投資家の全部または一部のポートフォリオを自身が運用するUCITSの受益証券に投資してはならない。
  - (3)の業務に関し、1993年法に基づく投資家補償スキームに関する通達 97/9/ECを施行する2000年7月27日法の規定に服する。

- (15) 管理会社は、事業のより効率的な遂行のため、管理会社を代理してその一また は複数の業務を遂行する権限を第三者に委託することができる。この場合、以下 の条件のすべてが充足されなければならない。
  - a) 管理会社は、上記を適切に報告しなければならず、CSSFは、UCITS所在加盟国の監督当局に対し、情報を遅滞なく送信しなければならない。
  - b) 当該権限付与が管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならない。特に、投資家の最善の利益のために管理会社が活動し、UCITSが運用されることを妨げてはならない。
  - c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服する者のみに付与され、当該委託は、管理会社が定期的に設定する投資割当基準に適合しなければならない。
  - d) 当該権限付与が投資運用に関するものであり国外の者に付与される場合、CSSFおよび当該国の監督当局の協力関係が確保されなければならない。
  - e) 投資運用の中核的業務に関する権限は、保管受託銀行または受益者もし くは管理会社の利益と相反するその他の者に付与してはならない。
  - f) 管理会社の事業活動を行う者が、権限付与された者の活動を常に効果的 に監督することができる方策が存在しなければならない。
  - g) 当該権限付与は、管理会社の事業活動を行う者が、権限が委託された者に常に追加的指示を付与し、または投資家の利益にかなう場合は直ちに当該権限付与を取り消すことができるものでなければならない。
  - h) 委託される権限の性格を勘案し、権限が委託される者は、当該権限を遂 行する資格と能力を有する者でなければならない。
  - i) UCITSの目論見書に、管理会社が委託した権限を列挙しなければならない。

管理会社および保管受託銀行の責任は、管理会社が第三者に権限を委託したことにより影響を受けることはない。管理会社は、自らが単なる連絡機能のみを有することとなるような形の権限の委託をすることはしないものとする

- (16) 事業活動の遂行に際し、2010年法第15章の認可を受けた管理会社は、常に行為 規範により、以下を行う。
  - (a) 事業活動の遂行に際し、管理会社が運用するUCITSの最善の利益および市場の信頼性のため、正直かつ公正に行為しなければならない。
  - (b) 管理会社が運用するUCITSの最善の利益および市場の信頼性のため、正当な 技量、配慮および注意をもって行為しなければならない。
  - (c) 事業活動の適切な遂行に必要なリソースと手続を保有し、効率的に使用しなければならない。
  - (d) 利益相反の回避に努め、それができない場合は、管理会社が運用するUCITS が確実に公正に取り扱われるようにしなければならない。
  - (e) その事業活動の遂行に適用されるすべての規制上の義務を遵守し、投資家 の最善の利益および市場の信頼性を促進しなければならない。

- (f) 健全かつ効果的なリスク管理と合致しており、また、かかるリスク管理を 推進する報酬に関する方針および慣行を策定し、適用しなければならない。
- (17) 管理会社は、管理会社が投資家の苦情に適切に対応することを確保し、かつ、 管理会社が他の加盟国において設定されたUCITSを運用する場合、投資家による その権利の行使に規制がないことを確保するため、2010年法第53条に従い措置を 講じ、かつ適切な手続および取決めを設定するものとする。かかる措置により、 投資家は、加盟国の複数の公用語または公用語のうちのいずれかにより苦情を提 出することが認められなければならない。

管理会社は、UCITS所在加盟国の公的または監督当局の要求に応じて情報を提供することができるよう、適切な手続および取決めを設定するものとする。

# 設立の権利および業務提供の自由

- (18) 2010年法第15章に従い認可された管理会社が、その他の活動または業務を行うことを提案することなく、2010年法別表IIに定めるとおり自らが運用するUCITS の受益証券を支店を設置せずにUCITS所在加盟国以外の加盟国において販売することのみを提案する場合、当該販売は、2010年法第6章の要件のみに従うものとする。
- (19) 通達2009/65/ECに従い、他の加盟国の監督当局により認可された管理会社は、 支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、ルクセンブルグで、当該認 可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動をルクセンブルグで行 うための手続および条件を定めている。
- (20) 2010年法第15章に従い認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務 提供の自由に基づき、他の加盟国の領域内で、認可された活動を行うことができ る。2010年法はかかる活動を他の加盟国で行うための手続および条件を定めてい る。

UCITS管理会社は、2018年8月23日から適用され、2012年10月24日付CSSF通達12/546を置き換えるCSSF通達18/698(以下「通達18/698」という。)により規制される。 通達18/698はまた、第16章管理会社、第17章に従う管理会社のルクセンブルグ支店、 自己運用UCITS、AIFMおよび内部運用されるAIFにも適用される。

通達18/698は、以前は成文化されていなかった行政上の慣行を用いて通達12/546の要件を編集しており、UCITS管理会社およびAIFM(以前は、AIFMに関する特定の通達は出されていなかった。)に対して同一の原則を適用する。通達12/546と同様に、通達18/698もまた、自己運用UCITSにも適用され、新たに、理にかなう限りにおいて、UCITS管理会社およびAIFMのそれぞれと同一の規則を遵守する必要がある内部運用されるAIFにも適用される。

通達18/698のパートIIは、UCITS管理会社およびAIFMに対して課される要件について 定める。かなりの範囲において、当該要件は既に、通達12/546によるかまたはCSSFの 行政上の慣行によるかを問わず、現在適用されている。しかし、これらの事業体が実 施していなければならない方針および手続に関して、新たな要件または追加の正確さ がそれぞれ存在するため、実施されている既存の方針および手続がすべての詳細を遵 守していることを確実にするために、ルクセンブルグのUCITS管理会社およびAIFMの それぞれによって詳細な分析が行われなければならない。通達18/698は現在、リソー スに関する期待についても非常に忌憚なく、特に、主要な業務において最低3名の常 勤従業員を義務付けている。

業務執行役員の権限の最大数および居住基準ならびに取締役会メンバーの権限の最大数および専門的な業務に費やす時間に関する期待もまた成文化されており、正当な動機があることを条件として、これらの原則の一部に対する例外が許容される。

委託契約の内容ならびに当初のおよび継続的なデューデリジェンスに関する委託の枠組みおよび正確さの期待は、通達18/698において策定されている。通達18/698はまた、役に立つように、管理会社、AIFM、自己運用SICAVおよび内部運用されるAIFならびに場合に応じて投資信託の登録事務代行会社のAML義務に関するCSSFの期待についても詳述している。

通達18/698のパートIIIは、集団的投資信託運用に加えて、投資一任運用サービスおよび場合に応じて投資顧問サービスの提供を行うための許可を得ることを希望するUCITS管理会社およびAIFMに関する既存の行政上のCSSFの慣行の確認を定める。

パートIVは、設立の自由およびサービスの提供の自由(パスポート)に関連する必要な指針を定め、別のEU加盟国に対するUCITS管理会社またはAIFMのサービスを通知するために講じるべき措置について詳述する。

パートVは、一定の状況において、UCITS管理会社およびAIFMが、法律および規則により比例が許可される領域において比例の原則を行使することができる旨を想起させる。主要な業務において3名の常勤従業員を有する要件に関して寛容性がないことがはっきりと記載されている。通達18/698はまた、比例が主張された場合に提示することができる根拠についても示している。

パートVIは、第16章管理会社に関する期待を想起させ、これらを第17章管理会社のルクセンブルグ支店にも適用する。

パートVIIは、自己運用UCITSおよび内部運用されるAIFに関連するものであり、パートIIの関連する適用ある規定を明示する。

通達18/698はすべての一連の追加的なCSSFの報告義務を導入することに留意することが重要である。この追加的な行政上の負担の補償として、通達の対象となる事業体は、CSSFに対して報告書を提出するまでに会計年度末から5か月の猶予が与えられる。

2. 2010年法に従うルクセンブルグのUCITSまたはUCIに関する追加的な法律上および規制上の規定

# 2.1. 設立および運営に関する法律および法令

2.1.1. 1915年法

商事会社に関する1915年8月10日法(改正済)は、FCPの管理会社、および(2010年法により明示的に適用除外されていない限り)SICAVの形態をとるか公開有限責任会社(société anonyme)の形態をとるかにかかわらず投資法人に対して適用される。以下は、公開有限責任会社の形態をとった場合に関する説明であるが、SICAVにも一定の範囲で適用される。

2.1.1.1. 会社設立の要件(1915年法第420条の1)

最低1名の投資主が存在すること。

公開有限責任会社の資本金の最低額は30,000.00ユーロ相当額である。

2.1.1.2. 規約の必要的記載事項(1915年法第420条の15)

規約には、以下の事項の記載が必要とされる。

- (i) 設立者の身元
- (ii) 会社の形態および名称
- (iii) 本店の所在地
- (iv) 会社の目的
- (v) 発行済資本および授権資本(もしあれば)の額
- (vi) 発行時に払込済の額
- (vii) 発行済資本および授権資本を構成する株式の種類の記載
- (viii) 記名式または無記名式の株式の形態および転換権(もしあれば)に対する制限規定
- (ix) 現金払込み以外の方法による出資の内容および条件、ならびに出資者の氏名
  - (注) 1915年法に対する最近の改正は、規制市場で取引されている適格な譲渡性のある有価証券および短期金融商品による出資の場合は、承認された法定監査人の報告書の必要なく現物出資による増資を認めている。しかし、実務上、CSSFは、投資信託については、かかる報告書を依然として要求している。
- (x) 発起人に認められている特定の権利または特権の内容およびその理由
- (xi) 資本の一部を構成しない株式(もしあれば)に関する記載
- (xii) 取締役および承認された法定監査人の選任に関する規約が法の効力を制限する場合、その規約およびかかる者の権限の記載
- (xiii) 会社の存続期間
- (xiv) 会社が負担する、または会社の設立に際しもしくは設立に伴って支払責任が 生じる費用および報酬(その種類を問わない。)の見積
- 2.1.1.3. 公募により設立される会社に対する追加要件(1915年法第420条の17) 会社が募集によって設立される場合、以下の追加要件が適用される。
  - (i) 設立規約案を公正証書の形式で作成し、これをRESAに公告すること
  - (ii) 応募者は、会社設立のための設立規約案の公告から3か月以内に開催される 定時総会に招集されること
- 2.1.1.4. 発起人および取締役の責任(1915年法第420条の19および第420条の20)

発起人および増資の場合における取締役は、有効に引き受けられなかった部分または25%に達しなかった部分の会社資本の払込み、および会社が当該法律1915年法の該当条項に記載されたいずれかの理由によって適法に設立されなかった結果として応募者が蒙る一切の損害につき、それに反する定めがあったとしても、応募者に対し連帯して責任を負う。

# 2.1.1.5. 無記名式株式制度(1915年法第430条の6)

無記名式株式の不動化に関する2014年7月28日法は、1915年法第430条の6を大幅に改正し、無記名式株式制度を抜本的に変更した。

無記名式株式は、現在、無記名式株式の発行体が任命する無記名式株式保管機関に預託されなければならず、当該任命はルクセンブルグ官報において公表されなければならない。

無記名式株式保管機関は、ルクセンブルグで、(i)各投資主の正確な名称および株式または利札の数の表示、(ii)預託日、ならびに(iii)株式譲渡日または記名式株式への転換日を記載した株式登録簿を維持する。無記名式株式の各株主は、当該株主に関する登録簿上の情報を単独で検査する権利を有する。

無記名式株式の所有権は、現在、無記名式株式登録簿への登録により証明され、現物の無記名式株式には存在しない。

関係する株主の書面による請求により、無記名式株式保管機関は、当該株主に関して無記名式株式登録簿に登録された情報を確認する証明書を発行する。所有権の移転は、無記名式株式保管機関により無記名式株式登録簿に登録された移転通知によって、本会社および第三者に対して効力を有する。

無記名式株式に付随する権利は、無記名式株式が無記名式株式保管機関に預託された場合および上記の情報が無記名式株式登録簿に登録された場合にのみ、行使することができる。

2014年8月18日以前に存在していた現物の無記名式株式は、無記名式株式保管機関に遅くとも2016年2月18日までに預託されなければならず、これを怠った場合は、当該株式は消却され、当該消却に関する収益は、Caisse de Consignationに預託された。2014年8月18日以前に存在しており、2016年2月18日までに預託されていなかった現物の無記名式株式に付随する議決権は、預託されるまで自動的に停止されている。当該株式に対する配当金の支払いは、2016年2月18日までに当該株式が預託されていなかった場合は、時効を損なうことなく、かつ、支払期限の到来した分配に対する利息が発生することなく、保管されるまで延期されている。

上記のとおり議決権が停止された無記名式株式は、株主総会での定足数および過半数要件のための考慮には入れられない。当該無記名式株式の株主は、当該株主総会に出席することを認められない。

### 2.1.1.6. 1915年法の現代化

商事会社に関する改正済の法律は、2016年8月23日に発効し、ルクセンブルグの会社に関してより柔軟性の高い体制を構築することを目的とし、また、過去において既にルクセンブルグの市場で一般に認められていた一定の慣行を法律に定める。

新しい法律は、2016年8月23日以降に設立された会社に適用される。

改正済の法律に導入される主な改正は、以下のとおりである。

- (i) 取締役会が委員会を設置する可能性に関する既存の慣行を確認する新しい条項が導入される。
- (ii) 規約の変更に従い、取締役会は、自らの運用に関する権限を運営委員会 (comité de direction)または必ずしも取締役会構成員である必要はないジェネラル・マネジャー(directeur général)に委託することができる。かかる委託は、会社の一般的な方針または取締役会全体に対し法律により留保される行為に適用されることはできない。かかる委託により利益を得る個人は、取締役と同じ責任リスクを負う。
- (iii) 議決権の10%以上を保有する投資主に、取締役に対して訴訟を提起する権利を付与する新しい条項が導入される。
- (iv) 取締役会は、会社資本の10%以上を保有する投資主が要求した場合(対照的に、法律の改正前は要求に関して20%を保有している必要があった)、投資主総会を開催(proroger)する義務を現在負っている。
- (v) 特定の場合に、投資主総会で採択された決議が無効と宣言されることがある旨を定める新しい条項が導入される。かかる特定の場合の例としては、不正の意図の有無にかかわらず、議題の一部を構成していなかった要素が審議された場合が挙げられる。決定の無効は、裁判所によって決定されなければならない。提案された決議に賛成票を投じた者は、原則として、行為を無効とすることを意図することができない。第三者が、投資主総会の決定が行われた後に誠実に権利を取得した場合、裁判所は、決定の無効は、関係する第三者の権利に何らの影響を及ぼさない旨を決定することができる。投資主総会で講じられた、決定の取消しに関する一切の措置は、当該総会から6か月以内に導入されなければならない。
- (vi) 資本の10%を表章するか、または、議決権の10%を保有する投資主は、会社の経営において行われた決定に関して取締役会に質問を行うことができる。従前の上限は資本の20%であり、「例外的な状況」の存在により決定された。
- (vii) 会社の国籍の変更に対する全員一致の同意に関する要件は、適用されなくなる。
- (viii) 規約の変更に従い、取締役会は、現在、会社の登記上の事務所を他の地方自治体に移転する権限を得ることができる。過去において、かかる移転は、投資主の投票による規約の変更を必要とした。これにかかわらず、規約は更新されなければならない。
- (ix) 規約の変更に従い、取締役会は投資主の議決権を停止することができる。かかる議決権の停止は、例えば、申込契約により生じる投資主の義務を履行することを 怠った投資主に対して行われる。投資主は、自らの議決権を一時的または恒久的に放棄することを任意で決定することもでき、かかる放棄につき会社に通知しなければならない。
- (x) 登録投資主に対する招集通知は、現在、その他の手段(電子メール等)で送付することができる。ただし、かかるその他の手段による送付は規約により実現可能となり、関係する投資主による承認を条件とする。
- (xi) 投資主総会の公告は、現在、8日間の間隔を空けた2回の公告により、当該総会の15日以上前(規約により規定される場合を除き、15日を超えない。)に1回のみ行われなければならない。

(xii) 利益相反に関する制度は、取締役会構成員だけではなく、日々の運営に携わる者、ジェネラル・マネジャー、運営委員会の構成員および清算人に適用される。直接および間接の「世襲」利益のみが当該制度に該当する。利益相反に関する規則により取締役会が機能停止すると考えられる場合、関連する決定は、投資主総会に付託されることができる。

最終的に、改正済の会社法により、柔軟なコーポレート・ガバナンス構造を有する新しい形態の会社である「société par actions simplifiée」も設立される。公開有限責任会社に適用される規則が、かかる会社に適用されるものとする。

### 2.1.2. 関連するその他の規制

- 設立要件、利益相反、業務遂行、リスク管理ならびに保管受託銀行および管理会社との契約の内容についての通達2009/65/ECを実施する2010年7月1日付委員会通達2010/43/EUを置き換える2010年12月22日付CSSF規則No.10-4
- ファンドの合併、マスター・フィーダー構造および通知手続に係る特定の規定についての通達2009/65/ECを実施する2010年7月1日付委員会通達2010/44/EUを置き換える2010年12月22日付CSSF規則No.10-5
- 他のEU加盟国においてその受益証券の販売を希望しているルクセンブルグ法に従うUCITSおよびルクセンブルグにおいてその受益証券の販売を希望している他のEU加盟国のUCITSが踏むべき新たな通知手続に関連する2011年4月15日付CSSF通達11/509
- ルクセンブルグの金融部門の監督当局(CSSF)により徴収される手数料に関する2017年12月21日付大公規則。この規則は、随時改正され、補足され、または 置換される。
- 通達14/592は2014年9月30日に出され、ESMAが2014年8月1日に発表した「監督当局およびUCITS運用企業のための指針 ETFおよびその他のUCITS銘柄に関する指針」をルクセンブルグ法に移行した。
- 2.1.3. ルクセンブルグにおける投資信託の認可・登録および監督 2010年法第129条および第130条は、ルクセンブルグ内で活動するすべてのファンドの 認可・登録に関する要件を規定している。
  - (i) 次の投資信託はルクセンブルグのCSSFから正式な認可を受けることを要する。
    - ルクセンブルグの投資信託は、設立または設定の日から1か月以内に認可を受けること。
    - EU加盟国以外の国の法律に基づいて設立・設定されまたは運営されている投資信託、および他のEU加盟国で設立・設定された投資信託ではあるが譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(UCITS)でないものについては、その証券がルクセンブルグ大公国内またはルクセンブルグ大公国から外国に向けて募集または販売される場合には、当該募集または販売を行う以前に認可を受けること。
  - (ii) 認可を受けたUCIは、CSSFによってリストに記入される。かかる登録は認可を 意味する。
  - (iii) ルクセンブルグ法、規則およびCSSFの通達の条項を遵守していない投資信託 は、認可を拒否または登録を取り消されることがある。CSSFのかかる決定に対

し不服がある場合には、行政裁判所(tribunal administratif)に不服申立をすることができ、かかる裁判所が当該申立の実体を審理する。ただし、不服申立がなされた場合も決定の効力は停止されない。当該申立は、争われている決定の通知日から1か月以内になされなければならず、これが満たされない場合は申立ができない。登録の取消の決定が効力を発生した場合、ルクセンブルグの地方裁判所は、検察官またはCSSFの要請に基づき、該当するルクセンブルグのUCIの解散および清算を決定する。

1945年10月17日大公規則は銀行監督官の職を創立したが、1983年5月20日法によって設置された金融庁(Institut Monétaire Luxembourgeois)(IML)に取って代わられた。IMLは、1998年4月22日法によりルクセンブルグ中央銀行に名称変更され、また1998年12月23日法により、投資信託を規制し監督する権限は、金融監督委員会(CSSF)に移管された。

CSSFの権限と義務は、2010年法第133条に定められている。

2010年法第150条は投資信託による目論見書、年次報告書および半期報告書の公表義務を定義している。

2010年法の第159条は、パートIファンドが、簡潔、かつ、専門的でない用語により記載された主要投資家情報文書を公表する義務も規定している。

2012年7月1日以降、すべてのUCITSは、2002年法第109条以下に基づき作成された簡易目論見書を、主要投資家情報に変更しなければならないという2010年法第159条の対象となる。

2010年法は、さらに以下の公表義務を定めている。

- 投資法人および管理会社は、自己が運用している各FCPのために、その目論見書および主要 投資家情報文書ならびにそれらの変更、ならびに年次報告書および半期報告書をCSSFに送付し なければならない。
- 主要投資家情報文書は、投資家がUCITSの受益証券の申込みを行う前に、無償で投資家に提供されなければならない。

さらに、目論見書および直近の公表されている年次報告書および半期報告書が、請求により無償で投資家に提供されなければならない。

- 投資家は、年次報告書および半期報告書を、目論見書および主要投資家情報に記載された方法により入手できる。
- 年次報告書および半期報告書は、請求により投資家に無償で提供される。
- 監査済年次報告書ならびに監査済または未監査の半期報告書は、当該期間終了以降、4か月および2か月以内に公表されなければならない。

# 2.1.4. 2010年法によるその他の要件

(i) 公募または販売の承認

2010年法第129条第1項は、すべてのルクセンブルグのファンドが活動を行うためにはCSSFの認可を受けなければならない旨規定している。

(ii) 設立文書の事前承認

2010年法第129条第2項は、CSSFが設立文書または約款および保管受託銀行の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。

2010年法に従うUCITSは、前項に定める条件のほか、以下の条件を満たさない限り、CSSFにより認可されないものとする。

- a) FCPは、当該FCPを運用するための管理会社の申請書をCSSFが承認した場合に限り認可されるものとする。管理会社を指定した投資法人は、当該投資法人を運用するために指定された管理会社の申請書をCSSFが承認した場合に限り認可されるものとする。
  - b) 上記a)を損なうことなく、ルクセンブルグにおいて設立されたUCITS が通達2009/65/ECに従う管理会社により運用され、通達2009/65/ECに基づき他の加盟国の管轄当局により認可されている場合、CSSFは、2010年法第123条に従い、当該UCITSを運用するための管理会社の申請書について決定するものとする。

2010年法第129条第4項に基づき、CSSFは、以下の場合、2010年法第2条の範囲内においてUCITSの認可を拒否することがある。

- a) 投資法人が2010年法第3章に定める前提条件を遵守していないことを 立証した場合
- b) 管理会社が2010年法第15章に基づきUCITSを運用することを認可されていない場合
- c) 管理会社がその所在加盟国においてUCITSを運用することを認可されていない場合

2010年法第27条第1項を損なうことなく、管理会社または投資法人(該当する場合)は、完全な申請書が提出されてから2か月以内に、UCITSの認可が付与されたか否かにつき通知を受けるものとする。

(iii) 外国で使用される目論見書等が当該国の証券取引法に基づいてCSSFに提出された場合の事前の意見確認

CSSFの監督に服する投資信託が定めるルクセンブルグの目論見書は、CSSFの事前のコメントを得るために提出することが要求されている。

2005年4月6日付CSSF通達05/177によると、販売用資料については、それが利用される外国の権限ある当局による監督に服していない場合であっても、コメントを得るためにCSSFに提出する必要はないものとされている。ただし、CSSFの監督に服する者および会社は、提供する業務につき誤解を招くような勧誘資料を作成せず、また、必要に応じてかかる業務に固有の特定のリスクにつき言及するなどして、ルクセンブルグ内外の金融界の行為準則を継続的に遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられるルクセンブルグ以外の国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

# (iv) 目論見書の記載内容

目論見書は、提案された投資について投資家が情報を得た上で判断を行うことができるようにするための必要な情報、特に、投資に付随するリスクに関する情報を含むものでなければならない。目論見書は、投資する商品のいかんにかかわらず、投資信託のリスク概要について明瞭かつ分かりやすい説明をしなければならない。目論見書は、少なくとも2010年法の別紙IのスケジュールAに記載される情報を含まなければならない。ただし、これらの情報が当該目論見書

に付属する約款または設立文書に既に記載されている場合はこの限りではない。

# (v) 誤解を招く表示の禁止

2010年法第153条は、完全な目論見書の重要な部分は常に更新されなければならない旨を規定している。

# (vi) 財務状況の報告および監査

1915年法第461条の6第2項の一部修正により、SICAVは、年次財務書類ならびに 承認された法定監査人の報告書、運用報告書および関連する場合は監査役会の 見解を、年次投資主総会の招集通知と同時に登録受益者に対して送付すること を要しない。招集通知には、これらの文書を投資家に提供する場所および実務 上の取決めを記載するものとし、各投資家が年次財務書類ならびに承認された 法定監査人の報告書、運用報告書および監査役会の見解(該当する場合)の送 付を請求することができる旨を明記するものとする。

1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は、事業年度の貸借対照表および損益計算書がルクセンブルグの商業および法人登記所に提出されている旨をRESAに公告する義務を負っている。

2010年法第154条は、ルクセンブルグの投資信託が年次報告書に記載される財務情報について、承認された法定監査人(réviseur d'entreprises agréé)による監査を受けなければならない旨を規定している。承認された法定監査人は、その義務の遂行にあたり、UCIの報告書またはその他の書類における投資家またはCSSF向けに提供された情報が当該UCIの財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、直ちにCSSFに報告する義務を負う。承認された法定監査人はさらに、CSSFに対して、承認された法定監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての事項についてCSSFが要求するすべての情報または文書を提供しなければならない。

2004年1月1日から有効なCSSF通達02/81に基づき、CSSFは、承認された法定監査人(réviseur d'entreprises agréé)に対し、各UCIについて毎年、前会計年度中のUCIの業務に関するいわゆる「長文式報告書」を作成するよう求めている。CSSF通達02/81により、承認された法定監査人はかかる長文式報告書において、UCIの運用(その中央管理事務および保管者を含む。)および(マネーロンダリング防止規則、価格評価規則、リスク管理およびその他特別の管理について)監督手続が整っているかどうかの評価を行わなければならない。報告書はまた、UCIの受益証券がインターネットにより販売されるか否かを明記し、また関係する期間における投資家からの苦情も記載しなければならない。通達では、かかる報告書の目的はUCIの状況を全体的にみることであると述べている。

# (vii) 財務報告書の提出

2010年法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書をCSSFに提出しなければならない旨を規定する。

2010年法第147条は、CSSFが、UCIに対しその義務の遂行に関する情報の提供を要求することができるとともに、当該目的のために、自らまたは任命する者を

通じて、UCIの帳簿、会計書類、登録簿その他の記録および書類を検査することができる旨規定している。

IML通達97/136 (CSSF通達08/348により改正)に従い、2010年法に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類をCSSFに提出しなければならない。CSSF通達08/348は、財務情報に関する報告の内容を充実させ、また、報告形式を変更するために、報告要件をその他の種類のビークルに適用する2015年12月3日付CSSF通達15/627により補完された。

# (viii) 違反に対する罰則規定

1人または複数の取締役またはルクセンブルグの1915年8月10日法および2010年法に基づき、投資信託の運用・運営に対して形式を問わず責任を有するその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および/または、一定の場合には50,000ユーロ以下の罰金刑に処される。

# 2.1.5. 2016年5月10日法に基づく制裁制度の更新

2016年5月10日法は、UCITS V通達に定められる一連の違反に適用にされる制裁を実施している。かかる制裁には、公式声明、管理会社の認可の停止または取消しおよび一定額以下の罰金が含まれる。かかる罰金は、法人については5,000,000ユーロまたはその売上高の10%のいずれか高い方を上限とし、自然人については5,000,000ユーロを上限とする。

CSSFは、そのウェブサイトに行政制裁を公表し、当該公表を5年以上維持する。さらに、ESMAは、CSSFおよびその他の所管官庁からESMAに伝達されたすべての制裁について中央データベースを維持する。かかる制裁は、年次報告書において公表され、また、ESMAのウェブサイト上で入手可能な管理会社の一覧表においても制裁が言及される。

さらに、CSSFは、潜在的または実際の法律違反の報告を促進するための新たな内部告 発制度も導入している。

# 2.1.6. UCITS投資証券クラスに関するESMAの意見

特定のUCITSの複数の投資証券クラスが互いに異なる可能性があるか否か、かつ、どの程度異なる可能性があるか、また、(非常に単純な投資証券クラスから、より複雑な投資証券クラスに及ぶ)相違の範囲において異なる国内の慣行が存在することを定める法的規定がUCITS通達に存在しないことを考慮し、ESMAは、2017年1月30日に、同一のUCITSファンドの異なる種類の投資証券クラスが互いに異なることが可能である程度に関して意見を公表した。

かかる枠組みは、以下のとおり、4つの累積的な条件に基づく。

### 共通の投資目的

同一のファンド/サブ・ファンドの投資証券クラスは、共通の資産プールに反映される共通の投資目的を有しなければならない。ESMAの見解では、投資証券クラスレベルのヘッジに関する取決めは、共通の投資目的を有する旨のファンドに対する要求と一致していない。その結果、ヘッジに関する取決めを使用することにより投資家を特定の種類のリスクから保護することを目的とするUCITSは、別個のファンドまたはサブ・ファンドとして設定されるべきである。かかる規則、原則に対する唯一の例外は、通貨リスクヘッジに関係するものである。

### 悪影響の不存在

通貨リスクを系統的に除外するためにデリバティブオーバーレイを使用することにより、ファンド/サブ・ファンドのすべての投資家に対し、潜在的なカウンターパーティー・リスクおよびオペレーショナル・リスクがもたらされる可能性があり、また、同一のファンド/サブ・ファンドのその他の投資証券クラスに対して悪影響のリスクが生じる可能性がある。ESMAによると、かかる悪影響のリスクは、運営および会計の分離ならびにストレステストを実施すること、またデリバティブオーバーレイに起因する債務が、関連する投資証券クラスに帰属する共通の資産プールの一部の価額を超えないことを確保することにより抑制されなければならない。

### 事前決定

ESMAは、ファンドの潜在的な投資家が、自らの投資に帰属する権利および/または性質に関して全面的な概要を把握できるよう、投資証券クラスのあらゆる特徴は、投資証券クラスが設定される前にあらかじめ決定されるべきであるとの見解を有している。事前決定に関するかかる要件は、組織的な通貨リスクヘッジに関する取決めにも適用される。ただし、後者の場合において、ESMAは、UCITSの管理会社は、通貨のヘッジおよびその運営上の実施に使用されるデリバティブ商品の種類を任意で選択することができる旨の意見を有している。

### 透明性

UCITSファンド / サブ・ファンドの異なる投資証券クラスの存在および性質は、 (投資家が関連する投資証券クラスの参加者であるか否かを問わず)募集書類に おいてすべての投資家に対して開示されなければならない。

上記の枠組みの導入による潜在的かつ重大な影響を考慮し、ESMAは、その意見表明前に設定された投資証券クラスの投資家に対する潜在的なマイナスの影響を軽減するため、以下の暫定規定を検討している。

- ESMAの意見に沿わない投資証券クラスは、かかる意見の公表から6か月(すなわち、2017年7月30日)以内に新規投資家による投資に対して閉鎖されるべきである。
- 既存の投資家による追加投資は、かかる意見の公表から18か月(すなわち、2018年7月30日)以内に終了しなければならない。

2017年2月13日、CSSFは、UCITSがESMAにより定められた期間内に上記の要件を遵守することを自らが見込んでいたことを確認した。

以降、ルクセンブルクファンド協会(以下「ALFI」という。)は、ESMAの意見が 実行されなければならない方法を明確にするためにCSSFとの協議を開始した。

CSSFは、ALFIと協議した上で質疑応答に関する書面を作成し、その後、同様に適時提案を行う可能性がある。既存または新規の投資家による追加投資に対応する上記で言及された暫定規定に加え、CSSFは、2017年12月31日を新規の運営上の要件(例えば、悪影響のリスクに関するストレステスト、オーバー・ヘッジ

(105%) およびアンダー・ヘッジ(95%) に関する制限または新規の透明性に関する義務) 遵守の期限とすることを企図している。

最終的に、また、最も重要な側面について決定を行うため、CSSFは、ESMAの意見に通貨ヘッジの定義がない場合には、投資家の通貨と、サブ・ファンドの通貨、 主なポートフォリオの通貨またはポートフォリオの一部の通貨との間の通貨ヘッ ジおよび部分的なヘッジを進んで受け入れる。ただし、一切のかかる通貨ヘッジ に関する取決めは、組織的な取決めである。

# 2.2. 清算

2.2.1. 投資信託の清算

2010年法は、ルクセンブルグ法に基づいて設立・設定された投資信託の清算に関し、 様々な場合を規定している。

FCPまたはSICAVの存続期間が終了した場合、約款の規定に基づきFCPが終了した場合 または投資主総会決議によって会社型投資信託が解散された場合には、設立文書もし くは規約または適用される法令の規定に基づいて清算が行われる。

- 2.2.1.1. FCPの強制的・自動的解散
  - a. 管理会社または保管受託銀行がその権限を停止し、その後2か月以内に後任が見付からない場合
  - b. 管理会社が破産宣告を受けた場合
  - c. 連続して6か月を超える期間中、純資産価額が法律で規定されている最低額の4分 の1を下回った場合
  - (注) 純資産価額が法律で要求される最低額の3分の2を下回った場合、自動的には清算されないが、CSSFは清算を命じることができる。この場合、清算は管理会社によって行われる。
- 2.2.1.2. SICAVについては以下の場合には投資主総会に解散の提案がなされなければならない。
  - a. 資本金が、法律で規定される資本の最低額の3分の2を下回る場合。この場合、定 足数要件はなく、単純多数決によって決定される。
  - b. 資本金が、上記最低額の4分の1を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、当該投資信託の解散の決定は、かかる投資主総会において4分の1の投資口を保有する投資主によって決定される。
- 2.2.1.3. ルクセンブルグ法の下で存続するすべての投資信託は、CSSFによる登録の取消また は拒絶およびそれに続く裁判所命令があった場合に解散される。
- 2.2.2. 清算の方法
- 2.2.2.1. 通常の清算

清算は、通常、次の者により行われる。

a) FCF

管理会社、または管理会社によってもしくは約款の特別規定(もしあれば)に基づき受益者によって選任された清算人

b) 会社型投資信託

投資主総会によって選任された清算人

清算は、CSSFがこれを監督し、清算人については、監督当局の異議のないことを条件とする(2010年法第145条第1項)。

清算人がその就任を拒否し、またはCSSFが提案された清算人の選任を承認しない場合は、地方裁判所の商事部門が利害関係人またはCSSFの請求により清算人を申請するものとする。

清算の終了時に、受益者または投資主に送金できなかった清算の残高は、原則として、ルクセンブルグの国立機関であるCaisse de Consignationに預託され、権限を有する者は同機関において受領することができる。

### 2.2.2.2. 裁判所の命令による清算

地方裁判所の商事部は、CSSFの請求によって投資信託を解散する場合、2010年法第 143条および裁判所命令に基づく手続に従いCSSFの監督のもとで行為する清算人を選任する。清算業務は、裁判所に清算人の報告が提出された後裁判所の判決によって終了する。未分配の清算残高は上記2.2.2.1.に記載された方法で預託される。

# 2.3. 税制

- 2.3.1. ファンドの税制
- 2.3.1.1. 資本税 ( droit d ' apport )

2002年法第128条および2003年4月14日の大公規則の廃止に従い、2010年法に従う投資信託の設立に際しては、資本税は今後課されない。

2.3.1.2. 年次税 (taxe d'abonnement)

2010年法第174条第1項に従い、ルクセンブルグの法律の下に存続する投資信託は、以下の場合を除き純資産価額に対して年率0.05%の年次税を各四半期末に支払う。 2010年法第174条第2項に従い、以下の投資信託については、年率0.01%に軽減されている。

- 短期金融商品への集団的投資および信用機関への預金を唯一の目的とするルクセンブルグの投資信託
  - 金融機関への預金を唯一の目的とするルクセンブルグの投資信託
- 2010年法に規定された複数のコンパートメントを有するUCIの個別のコンパートメントおよびUCI内で発行された証券の個別のクラス、または複数のコンパートメントを有するUCIの個別のコンパートメント内で発行された証券の個別のクラス。ただし、かかるコンパートメントやクラスの証券は機関投資家によって保有されなければならない。

2010年法第174条における「短期金融商品」の概念は、2010年法第41条の投資制限における概念より広いものであり、2003年4月14日付大公規則において、譲渡可能証券であるか否かにかかわらず、債券、譲渡性預金証書(CD)、預託証券およびその他類似のすべての証券を含む一切の債務証券および債務証書と定義されている。ただし、関係する投資信託による取得時に、当該証券の当初のまたは残存する満期までの期間が、当該証券に関係する金融商品を考慮した上で、12か月を超えない場合、または当該証券の要項で、当該証券の金利が少なくとも年に1回市場の状況に応じて調整される旨定められている場合に限られる。

2010年法第175条はまた、ルクセンブルグの投資信託の資産のうち他のルクセンブルグの投資信託に投資された部分についておよび以下のタイプの投資信託の個々のコンパートメントについて免税を規定している。

- その受益証券が機関投資家に保有され、
- その専属的目的が短期金融商品への集合的投資および信用機関への預金であり、
- そのポートフォリオ満期までの加重残余期間が90日を超えず、かつ
- 公認の格付機関から最高の格付けを取得している場合

UCI、そのコンパートメント、その投資口または受益証券の年次税の免除は以下のものに適用されることを予定している。(i) 2010年法第175条に規定されている企業退職年金のための機関または同様の投資ビークル、(ただし、該当する年金基金が従業

員のため同一グループの一部である場合に限られる。)および (ii)従業員に年金給付を提供するため自らが保有するファンドに投資する当該グループの会社。2010年法第175条により以下のUCIも年次税を免除される。

- 主な目的が小規模金融マイクロファイナンス機関への投資であるUCIおよびかかる目的の複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメント、ならびに
- 以下のような複数のコンパートメントを有するUCIおよびかかるUCIの個々のコンパートメント
  - (i) その証券が定期的に営業し、公認され、かつ公開されている一つ以上 の証券取引所もしくは別の規制市場において上場または取引されているも の、および
  - (ii) 一つ以上の指数の運用実績を複製することを唯一の目的とするもの。

# 2.3.2. 日本の投資主または受益者の課税関係

現在のルクセンブルグ法のもとにおいては、契約型および会社型の投資信託ともに、 投資信託自体または投資信託の投資主もしくは受益者が、当該ファンドの投資口また は受益証券について、通常の所得税、キャピタル・ゲイン課税、資産税または相続税 を課せられることはない。ただし、当該投資主または受益者がルクセンブルグ大公国 に住所、居所また恒久的施設を有している場合は、この限りでない。

契約型投資信託または会社型投資信託がその組入証券について受領する配当および利子については、当該配当の支払国において源泉課税を受けることがある。

AIFM法は2013年7月15日に発効した。同法はルクセンブルグ法にAIFMDを導入し、さらに、2010年法等を改正するものである。この点については後記「IV.AIFM法」を参照のこと。

# 111. ルクセンブルグの専門投資信託

2007年2月13日、ルクセンブルグ議会は、専門投資信託に関する2007年2月13日法(以下「SIF法」という。)を採択した。SIF法は、その後、2012年3月26日付法律により 改正された。

SIF法の目的は、その証券が公衆に販売されない投資信託に関する1991年7月19日法を廃止し、情報に精通した投資家向けの投資信託のための法律を定めることであった。 SIF法の下で設定されたビークルと2010年法に従うUCIをさらに区別するため、SIF法 は、前者を「専門投資信託」(以下「SIF」という。)と称している。

### 1. 範囲

SIF制度は、(i)その証券が一または複数の情報に精通した投資家向けに限定されるUCIおよび(ii)その設立文書によりSIF制度に服するUCIに適用される。

SIFは、リスク分散原則に従う投資信託であり、それによりUCIとしての適格性も有している。かかる地位は、特に通達2003/71/EC等の各種欧州通達(いわゆる「目論見書通達」)の適用可能性の有無について重要性を有する。

SIFは、当該ビークルへの投資に関連するリスクを適切に査定することが可能な情報 に精通した投資家向けのものである。

SIF法では、機関投資家および専門投資家を含む情報に精通した投資家のみならず、その他の情報に精通した投資家で、情報に精通した投資家の地位を守ることを書面で確約する投資家で、125,000ユーロ以上の投資を行う投資家か、またはSIFへの投資を適切に評価する専門技術、経験および知識を有することを証明する、通達2006/48/ECに定める金融機関、通達2004/39/ECに定める投資会社もしくは通達2001/107/ECに定める管理会社が行った査定の対象となった投資家にまで、範囲を拡大した定義を規定している。かかる第三カテゴリーの情報に精通した投資家は、洗練された小口投資家または個人投資家がSIFへの投資を認められることを意味する。

SIF制度に従うためには、当該投資ビークルの設立文書(規約または約款)または募集書類に当該趣旨を明確に記載してこれを明示しなければならない。そのため、情報に精通した一または複数の投資家向けの投資ビークルが、必ずしもSIF制度に従うとは限らないことになる。限られた範囲の洗練された投資家に限定される投資ビークルは、例えば、ルクセンブルグ会社法の一般規則に従い規制されない会社としての設立を選択することも可能になる。

#### 2. 投資規則

EU圏外の統一UCIについて定める2010年法パートIIと同様に、SIF法は、SIFが投資できる資産について相当の柔軟性を認めている。そのため、あらゆる種類の資産に投資しあらゆる種類の投資戦略を追求するビークルが、本制度を選択することができる。SIFはリスク分散原則を遵守する。SIF法は、特別な投資規則または投資制限を規定していないが、SIFに関連するリスク分散に関するCSSFの通達07/309は、数量的制限を定めている。CSSFは、SIFの投資制限が以下のガイドラインに従う場合、リスク分散原則が遵守されたとみなす。

- 1)原則として、SIFはその資産またはコミットメントの30%以上を同一発行体が発行する同一種類の有価証券に投資しない。ただし以下の場合を除く。
- OECD加盟国もしくはその地方機関、もしくはEU、(地域的規模であるか世界的規模であるかを問わず)国際的機関が発行または保証する有価証券への投資:
- 少なくともSIFに適用されるリスク分散要件に匹敵するリスク分散要件に従うターゲットUCIへの投資。この制限適用のため、第三者に対し種々のサブ・ファンド間で債務の分別原則が確実に実施される場合、ターゲットのアンブレラ型UCIの各サブ・ファンドは、別個の発行体とみなされる。
- 2)原則として、SIFはその資産の30%を超えて同一発行体が発行する同一種類の有価証券にショート・ポジションを保有することとなるような空売りを行わない。
- 3)金融派生商品を使用する場合、SIFは裏付け資産の適切な分散により、類似する水準のリスク分散を確保しなければならない。同様に、OTC取引の取引相手リスクは、適用ある場合、取引相手の性質および資格に応じて制限されなければならない。これらの規則の逸脱は、適切な動機に基づき行われる。

### 3. 構造的側面および業務上の規則

# 3.1. 法律上の形態および利用可能な仕組み

### 3.1.1. 法律上の形態

SIF法は、特に、契約型投資信託(以下「FCP」という。)および変動資本を有する投資法人(以下「SICAV」という。)について言及しているが、SIFが設立される際の基盤となる法律上の形態を制限していない。そのため、これら以外の法律上の形態も可能である。例えば、受託契約に基づくSIFの設立も可能である。

#### • 契約型投資信託

特性の要約については、上記2.2.1項を参照のこと。

FCPへの投資家は、約款がその可能性を規定している場合にのみ、およびその範囲で議決権を行使することができる。

投資法人(SICAVまたはSICAF)

特性の要約については、上記2.2.2項を参照のこと。

SIF法に基づき、SICAVは、2010年法に従うSICAVの場合のように有限責任会社である必要はない。SICAVの形態で設立されるSIFは、SIF法が列挙する会社の形態、すなわち、公開有限責任会社、持分により制限されるパートナーシップ、非公開有限責任会社または公開有限責任会社として設立される法人格を有する共同組合のうち一形態を採用することができる。

SIF法が適用除外を認める場合を除き、投資法人は、1915年法の条項に服する。しかし、SIF法は、SIF について柔軟な会社組織を提供するためかかる一連の側面に関する規則とは一線を画している。

#### 3.1.2. 複数クラスの仕組み

SIF法は、特に、複数のコンパートメントを有するSIF(いわゆる「アンブレラ・ファンド」)を設立することができる旨を規定している。

さらに、SIF内またはアンブレラ・ファンドの形態により設立されたSIFのコンパートメント内であって も、異なるクラスの証券を設定することができる。当該クラスは、特に報酬構造、対象投資家の種類ま たは分配方針について異なる特徴を持つことがある。

#### 3.1.3. 資本構造

SIF法の規定により、SIFの最低資本金は1,250,000ユーロである。かかる最低額は、SIFの認可から12か月以内に達成されなければならない。これに対し、2010年法に従うUCIについては6か月以内である。 FCPに関する場合を除き、かかる最低額とは、純資産額ではなく、発行済資本に支払済の発行プレミアムを加えた額である。

SIFは、形態の如何を問わず、一部払込済み投資ロ/受益証券を発行することができる。投資口は、発行時に1口につき最低5%までの払込みを要する。

上記のように、固定資本または変動資本を有するSIFを設立することができる。さらに、SIFは、その変動性とは別に、またはその資本に関係なく(買戻しおよび/または申込みについて)オープン・エンド型またはクローズド・エンド型とすることができる。

### 3.2. 証券の発行および買戻し

証券の発行および買戻しに係る条件および手続は、2010年法に従うUCIに適用される規則に比べ緩和されている。この点について、SIF法の規定により、証券の発行および証券の買戻しまたは償還(該当する場合)に適用される条件および手続は、さらに厳格な規則を課さずに設立文書において決定される。そのため、例えば、2010年法に従うSICAVまたはFCPの場合のように、発行価格、償還価格または買戻価格が純資産価格に基づくことを要求されない。したがって、SIF法の下で、SIFは、(例えば、SIFが発行したワラントの行使時に)所定の確定した価格で投資口を発行することができ、または(例えば、クローズド・エンド型SIFの場合にディスカウント額を減じるため)純資産価格を下回る価格で投資口を買い戻すことができる。同様に、発行価格は、額面金額の一部および発行プレミアムの一部から構成す

ることができる。しかしながら、CSSFは受益者または公衆の利益のため、投資口の発行、買い戻しまた は償還の停止を要求する場合がある。

SIFは、一部払込済投資口を発行することができ、そのため、異なるトランシェの取得は、取得の約定により当初申込時に確認された新規投資口の継続取得によってのみならず、一部払込済投資口(当初発行された投資口の発行価格の残額が分割して払い込まれるもの。)によって行うこともできる。

# 4. 規制上の側面

### 4.1. 慎重な制度

SIFは、CSSFによる恒久的監督に服する規制されたビークルである。しかし、情報に精通した投資家は小口投資家と同一の保護までは要しないという事実に照らし、SIFは、承認手続および規制当局の要件の両方について、2010年法に従うUCIの場合に比べやや「軽い」規制上の制度に服する。

2010年法に従うUCIについて、CSSFは、SIFの設立文書、SIFの取締役/マネジャー、投資ポートフォリオの運用に責任を有する者、中央管理事務代行会社、保管銀行および承認された法定監査人の選任を承認しなければならない。SIFの存続期間中、設立文書の修正および取締役、投資ポートフォリオの運用に責任を有する者または上記の業務提供業者の変更もまた、CSSFの承認を必要とする。

# 4.2. 保管受託銀行

UCIと同様に、SIFは、その資産の保管を、ルクセンブルグに登記上の事務所を有する金融機関またはEUの他の加盟国に登録事務所を有する金融機関のルクセンブルグ支店である保管受託銀行に委託しなければならない。資産の保管は、「監督」を意味すると理解されるべきである。すなわち、保管受託銀行は、常にSIFの資産の投資方法ならびに当該資産が利用できる場所および方法を承知していなければならない。これは、資産の物理的な保管を地域の副保管受託銀行に委ねることを妨げるものではない。SIF法は、保管受託銀行に対し、2010年法により課されるファンドの一定の運用に関する追加の監視職務の遂行を要求していない。こうした保管受託銀行の職務の軽減は、プライム・ブローカーの相当の関与に照らし、ヘッジ・ファンドとの関連でとりわけ有益であると思われる。

### 4.3. リスク管理および利益相反

SIFは、ポートフォリオのリスク特性全体に対するポジションおよびポジションの寄与に関連するリスクに伴うリスクを適切な方法で、確定、測定、管理および精査するため、リスク管理の適切なシステムを完遂することを要求されている。

さらに、SIFは、SIFおよび、適用ある場合は、SIFの事業行為に貢献する者またはSIFに直接または間接に関連ある者との間で生じる利益相反により、投資家の利益が損なわれるリスクを最小化するように、構成され組織されることが要求されている。潜在的利益相反がある場合、SIFは投資家の利益が守られることを確実にするものとする。

CSSF規則15-07は、SIF法第42条の2(1)および(2)の適用を明らかにする。かかる規則は、リスク管理手続および利益相反方針は、実際に、SIFの承認手続中にCSSFにより既に要求されていること、また、かかる規則は、その点において、これらの既存の要件を単に形式化したものであることにつき指摘されるべきである。

### 4.4. 委託規則

SIFは、自己の行為をより効率的に行うために第三者に機能の委託を考える場合、CSSFの承認を得なければならない。

他の条件に基づき、当該委託により、ファンドに対する効率的監督または委託行為のファンドによる効率的精査が妨げられないものとする。投資運用の中核機能を預託銀行に委託しないものとし、SIFは CSSFの販売書類は、委託された機能を記載しなければならない。

投資ポートフォリオの運用に関する委託の場合、投資ポートフォリオの運用のために授権または登録され、慎重な監督に服する自然人または法人にのみ委託される。この委託が慎重な監督に基づき第三者から自然人または法人に対しなされる場合、CSSFおよび同国の監督当局との協力が確保されなければならない。これらの条件が満たされない場合、CSSFは委託先の選択を、その評判および経験に基づき承認しなければならない。

2012年4月1日以前に設立されたSIFは、2013年6月30日まで、これらの条件が適用される限りにおいて、これらの条件を遵守しなければならない。

# 4.5. 承認された法定監査人

SIFの年次財務書類は、十分な専門経験を有するルクセンブルグの承認された法定監査人 (réviseur d'entreprises agréé)による監査を受けなければならない。

# 4.6. 投資家に提供するべき情報および報告要件

募集書類が作成されなければならない。ただし、SIF法は、かかる書類の内容の最小限度について明確に定めていない。募集書類の継続的更新は要求されないが、当該書類の必須要素は、新規証券が新規投資家に対し発行される際に更新されなければならない。これらの必須要素への修正は、CSSFの承認に基づく。

SIFは、監査済年次報告書をその関係期間の終了から6か月以内に公表しなければならない。現金以外の 出資は、出資時点で、承認された法定監査人が作成する報告書に記載されなければならない。 SIFは、ルクセンブルグ会社法上の連結決算書作成義務を免除されている。

### 4.7. 関連するその他の規制上の側面

- リスク管理および利益相反に関する専門投資信託のための2007年2月13日法律第42条2項の適用に関するCSSF規則No.15-07。この規則により、すべてのSIFは、リスク管理システムおよび利益相反ポリシーを維持しなければならず、後者の詳細をCSSFに伝達しなければならない。この規則は、2016年2月1日に効力が発生している。
- ルクセンブルグの金融部門の監督当局(CSSF)により徴収される手数料に関する 2017年12月21日付大公規則。この規則は、随時改正され、補足され、または置換 される。

### 5. SIFの税制の特徴

SIFについては、0.01%(これに対して、2010年法に基づき存続する大部分のUCIについては、0.05%)の年次税を課される。かかる税金は、各暦四半期末に評価される純資産総額に基づき決定される。SIF法は、2010年法と同様の方法により、他のルクセンブルグUCIに投資された資産で年次税が課される部分、一定のインスティテューショナル・キャッシュ・ファンドおよび年金プール・ファンドについて、年次税を免除している。

SIFが受領する収益およびSIFによって実現されたキャピタル・ゲインに対しては税金は課されない。

AIFM法は2013年7月15日に発効した。同法はルクセンブルグ法にAIFMDを導入し、さらに、SIF法等を改正するものである。この点については後記「IV.AIFM法」を参照のこと。

#### IV. AIFM法

AIFM法は2013年7月15日に発効した。同法はルクセンブルグ法にAIFMDを導入し、さらに、2010年法およびSIF法等を改正するものである。

2013年AIFM法は13章から構成される。

第1章:総則

第2章:オルタナティブ投資信託運用者(以下「AIFM」という。)の認可

第3章:AIFMの運営条件

第4章:透明性要件

第5章:特定タイプのオルタナティブ投資信託(以下「AIF」という。)を運用するAIFM

第6章:EUにおけるEU AIFMの販売権限およびEU AIFの運用権限

第7章:第三国に関する具体的規則

第8章:個人投資家に対する販売

第9章:監督組織 第10章:暫定規定 第11章:刑罰規定

第12章:改正および各種規定 第13章:廃止および最終規定

### 1. AIFM法に従うルクセンブルグのAIFM

### 1.1. AIFM法に従うルクセンブルグのAIFMの概要

2008年の金融危機後、欧州の立法者は、2008年11月のG20サミットの結論を受けて、オルタナティブ投資信託セクターの活動から発生するシステミック・リスクを監督するため、当該業界を規制することを決定した。

オルタナティブ投資信託運用者に関する通達(以下「AIFMD」という。)は、2010年11月11日付で採択され、欧州のオルタナティブ投資信託運用者(以下「AIFM」という。)に関する規制枠組みを定めている。AIFMDによって欧州レベルでは規制されていなかったオルタナティブ投資信託(以下「AIF」という。)に課される新規の義務と引換えに、AIFは、すべてのEU加盟国(以下「加盟国」という。)のプロの投資家に対するAIFの販売を認める欧州のパスポートから、利益を享受する。

ルクセンブルグは、2014年7月22日から完全に適用される2013年7月12日法(以下「AIFM法」という。)を通じて、AIFMDをルクセンブルグ法に移行した。

### 2. 範囲

# 2.1. 一般的範囲

AIFM制度は、以下に適用される。

- ・ 一または複数のEU AIF/非EU AIFを運用するEU AIFM
- ・ 一または複数のEU AIFを運用する非EU AIFM

EUでAIFを販売する非EU AIFM

AIFM制度は、非常に広範なアプローチを有し、以下のようなUCITS通達の適用対象ではないすべてのAIF のAIFMを網羅する。

- UCIに関する2010年12月17日法(改正済)パートIIに従うUCI。
- ・ AIFM法に定められる基準を満たす、SIFに関する2007年2月13日法(改正済)に従うSIF。
- ・ AIFM法に定められる基準を満たす、SICARに関する2004年6月15日法(改正済)に従うSICAR。
- ・ AIFM法に定められる基準を満たす、規制を受けていないビークル。

上記は、AIFM法第1条(39)に基づいており、また、同条は、以下に該当する投資信託(その投資コンパートメントを含む。)がAIFM法の対象であると規定している。

- ・ 多数の投資者の利益のため、定義された投資方針に従い投資することを目的として、多数の投資者 から資金を調達し、かつ、
- ・ 通達2009/65/EC(以下「UCITS通達」という。)第5条に基づく認可を必要としない投資信託。

### 2.2. 運用体制

AIFMは、AIFによりまたはAIFのために任命される外部運用者となるか、または、以下に該当する場合に限りAIF自身(以下「自己運用AIF」という。)となる可能性がある。

- ・ AIFの法的形式が内部運用を許可する場合、および
- ・ AIFの統治機関が外部AIFMを任命しないことを選択する場合。

# 2.3. 例外

AIFM法において、3種類の例外が存在する。

### 2.3.1. 明示的除外

次の一定の組織は、明示的にAIFM法の範囲から除外されている。すなわち、持株会社、キャプティブファンド、年金基金の管理会社、従業員参加スキームもしくは従業員貯蓄スキーム、超国家的機関、国家中央銀行、証券化のための特別目的会社、ならびに国家、地域および地方の政府および機関である。さらに、AIFM法は、外部資本を調達していない場合には、ファミリー・オフィス・タイプの取決めには適用されない。

### 2.3.2. 限度額を下回るAIF

一定の限度額を超えないAIFを運用するAIFMは、AIFM法の要件から免除されるが、CSSFの登録要件には 従う。かかるAIFMはまた、販売パスポートから利益を享受するため、AIFM制度の適用への参加を決定す ることもできる。

### 2.3.3. 既得権条項

AIFM法は、クローズド・エンド型AIFを運用するAIFMに関して、2つの既得権条項を定めることを予定している。

- ・ AIFMは、AIFが2013年7月22日以降に追加の投資を行わない場合には、AIFM法に基づく認可を受けることなく、当該AIFを運用し続けることができる。
- ・ AIFMは、年次報告書を公表する義務を遵守しており、自己が運用するAIFの投資家向け申込期間が AIFM法の効力発生前に終了し、かつ、AIFの期間が遅くとも2016年に満了する場合には、AIFM法に 基づく認可を受けることなく、AIFを運用し続けることができる。

### 2.4. 特定の状況

場合に応じて、自己運用AIFは、それ自体がAIFMであると考えられ、AIFM法を遵守しなければならなくなる。

UCITS通達に基づき認可される管理会社は、UCITSおよびAIFの双方を運用するため、AIFM法に基づく AIFMとしての認可(またはその逆)を申請することができる。

# 3. AIFMの認可

ルクセンブルグに登記上の事務所を有するか、または担当加盟国がEUに存するAIFMは、AIFMとして行為するため、CSSFの認可を求めなければならない。非EU AIFMの担当加盟国とは、当該非EU AIFMが最も密接な繋がりを有する国である。その繋がりとは、とりわけ、AIFの登録地、ある国でAIFMが運用する登録済AIFの数またはある国で運用されている資産の量である。

ルクセンブルグAIFMとしての認可は、すべての加盟国で有効である。ただし、AIFM法の条件が継続的に 遵守されるものとする。

# 3.1. AIFMとしての認可に係る申請要件

ルクセンブルグ籍AIFMとしての認可を申請するAIFMは、一定の文書および情報をCSSFに提供しなければならず、また、資本要件に関する一定の規則を遵守しなければならない。

UCITS制度に基づき認可された管理会社は、AIFMとしての認可を申請する場合に、UCITS制度に基づく管理会社としての認可の関連で既に提出された情報または文書の提出を要求されることはない。ただし、かかる情報または文書が最新のものであることを条件とする。

# 3.2. AIFMとしての認可の範囲

認可されたAIFMは、以下の内部運用機能を行うことを認められる。

・ 少なくとも以下を含む投資運用機能。

ポートフォリオ運用。

リスク管理。

さらに、AIFMは、以下の業務も提供することができる。

管理事務。

販売。

AIFの資産に関係する業務。

CSSFが認可する外部運用のAIFMは、以下の業務も提供することができる。

- ・ 投資対象のポートフォリオの運用。
- 付随的業務。

### 4. 運用条件

# 4.1. 一般的原則

AIFM法には、AIFMに対する以下の事項の義務付けといった、UCITS通達に定められる行動基準に類似している一般的運用条件に関する原則に基づく複数の規則が含まれる。

- ・ 活動の遂行に際し、正直に、正当な技量および注意をもって、かつ、公正に行為すること。
- ・ AIFおよび投資家の最善の利益ならびに市場の信頼性のために行為すること。
- 事業活動の適切な遂行に必要なリソースと手続を保有し、効率的に使用すること。
- ・ 利益相反の回避のため、すべての合理的な手段を講じること。

- 事業活動の遂行に適用されるすべての規制上の要求を遵守すること。
- ・ すべての投資家を公正に扱うこと。

### 4.2. 特別規則

# 4.2.1. 利益相反

AIFM法において、AIFMはAIFの運用の過程で発生する利益相反を見極め、管理しなければならないと定められている。

利益相反の状況は、記録され、定期的に更新されなければならない。当該状況は、上級管理職に書面で報告されなければならず、また、永続性のある媒体またはウェブサイトで投資家に開示されなければならない。

AIFMはまた、書面により、利益相反に係る方針を設定しなければならない。かかる方針は、有効かつ適当でなければならず、利益相反を発生させうる活動およびかかる相反を防止し、管理し、監視する手順を定めなければならない。

議決権行使に関して、AIFおよびその投資家の独占的な利益のために議決権が行使される時期および方法を決定する適切かつ有効な戦略が、議決権行使の監視および確保ならびに潜在的利益相反の防止または管理のための措置および手続とともに、実行されなければならない。

この点に関して実行される戦略は、要求に応じて投資家に提供されなければならない。

### 4.2.2. 報酬

AIFMは、自己が運用するAIFのリスク特性に重大な影響を及ぼす専門業務を行う部類の従業員に関して、当該リスク特性に沿った報酬に関する方針および慣行を設定し、維持しなければならない。報酬方針は、「十分に柔軟性を有し」、適切にバランスがとれていなければならず、また、当該報酬方針は、健全かつ有効なリスク管理を推進し、過度なリスク負担を推奨しないようにするという観点から、AIFMDの別表IIの規定を遵守しなければならない。

報酬の付与手順は、文書化されなければならず、リスク、パフォーマンス、ライフサイクル、AIFの償還方針、個別のパフォーマンス、AIFMおよびAIFMの事業分野のパフォーマンスといった、複数の要因を考慮に入れなければならない。

報酬の変動部分に関しては据え置かれ、部分的にAIFの受益証券またはその同等物で構成されるものとし、また、少なくとも1年間の発生期間の終了時またはその期間中に付与されなければならない。 上記の要件は、規模、内部組織ならびに業務の性質、範囲および複雑性に関する均衡検討に鑑み、実施されなければならない。

報酬規則の遵守を確保するため、AIFMは、報酬方針に関する一定の詳細を公衆に開示しなければならず、また、監督機関は、少なくとも1年に1度、当該方針につき精査しなければならない。

# 4.2.3. リスク管理

AIFMは、AIFMが

- すべての関連あるリスクを特定し、
- ・ AIFの市場流動性リスク、取引相手方リスクおよびその他の関連あるリスクに対するエクスポージャーを評価し、および
- 規制で示される要素に対応できるようにし、

AIFMにより監視、評価および定期的に審査されるリスク管理方針および手続を、実行しなければならない。

AIFMはまた、ポートフォリオ運用を含む運営ユニットから機能上および序列上切り離されるべき、恒久的なリスク管理機能を備えるよう求められる。

リスク管理機能により、AIFMが設定するリスク管理方針および手続が実行され、リスク制限(AIFMが規定および実施しなければならない。)の遵守が確保および監視され、かつ、政府機関に対しリスク制限との一貫性およびその遵守について定期的に最新情報が提供され、上級管理職に対しリスク水準について定期的に最新情報が提供されるものとする。

通達18/698は、AIFMに対し、これらが運用するAIFに関して、CSSF通達の別紙Iに規定される骨子に従い、AIFMまたはUCITS管理会社の会計年度末から5か月以内に、CSSFに対してリスク管理プロセス(以下「RMP」という。)を提出することを要求する。

### 4.2.4. 流動性管理

AIFMは、AIFMのレバレッジされていないクローズド・エンド型のAIFを除き、流動性リスクを監視および管理し、投資家、取引相手方、債権者およびその他の相手方に対する対象債務が遵守されるよう確保するため、自己が運用する各AIFに関して、適切な流動性管理方針および手続を設定するよう求められる。当該方針および手続はまた、投資戦略、流動性特性、償還方針およびすべての投資家の公正な取扱いに沿っていなければならない。

AIFMはまた、ポジションおよび想定投資対象の質的および量的な流動性ならびに自己が運用する各AIF の流動性に関する適切な制限を評価するため、適切な流動性測定手続を実行しなければならない。さらに、当該AIFMは、自己の流動性管理を、自己が運用するAIFが投資する他の投資信託を運用している AIFMの流動性管理と、比較しなければならない。

AIFMは、定期的に、通常および例外的な流動性状況において、ストレステストを実施するよう求められる。

### 4.2.5. レバレッジ

レバレッジを用いるAIFMは、その旨を投資家に開示し、CSSFに報告しなければならない。 AIFMはまた、投資家に開示すべき制限も設定しなければならず、また、AIFMによるかかるレバレッジの 利用がシステミック・リスクの蓄積に寄与する場合には、当該制限を定期的にCSSFに知らせなければな らない。

### 4.2.6. 経営支配権

AIFMは、AIFMが運用するAIFが保有する非上場会社の議決権の割合が、当該会社の株式を取得、処分または保有する場合に10%、20%、30%、50%および75%の基準値に達するか、これらを超過するかまたはこれらを下回る時はいつでも、CSSFに対し、かかる議決権割合を通知するよう求められる。かかる経営支配権もまた、当該会社およびその株主に対して開示されなければならない。

### 4.2.7. 資本要件

AIFMは、最低当初資本要件を有し、当該要件は、AIFMが自己運用AIFである場合には300,000ユーロであり、外部AIFMとして行為する場合には150,000ユーロである。

AIFMはまた、250,000,000ユーロを超える運用資産のうちの少なくとも0.02% (10,000,000ユーロをキャップとする。)を、追加自己資金と構成しなければならない。AIFMが信用機関の保証または保険契約を有する場合、AIFMは、予想される追加自己資金額の50%までしか追加することを認められない。

AIFMはまた、専門職の過失に起因する潜在的な専門職業賠償責任リスクをカバーするため、追加自己資金を提供するかまたは専門職業賠償責任保険を付保しなければならない。

# 5. 設立要件

# 5.1. 一般的要件

AIFMは、自己の事業の性質、規模および複雑性ならびに当該事業の過程で行われる業務および活動の性質および範囲を考慮に入れなければならない。また、以下の事項を行わなければならない。

- 意思決定手続および組織体制の確立。
- ・ コンプライアンスを担保するための内部統制機構の確立。
- ・ 内部の報告および情報伝達ならびに関与する第三者との効率的な情報のフローの確立。
- ・ 適切かつ秩序正しい事業記録の維持。
- ・ 情報保護手続の安全性、機密性および信頼性の確保。
- 事業継続方針の設定。
- ・ 会計方針および手続ならびに評価規則の設定。
- ・ 監視および評価システムの設定。
- ・ AIFMが運用したAIFの償還方針が投資家に開示されるよう確保するための適切な手続の設定。

### 5.2. リソース

AIFMは、常時、AIFの適切な運用に必要である十分かつ適切な人的リソースおよび技術的リソースを利用しなければならない。

# 5.3. 電子データ処理

AIFMは、各ポートフォリオの取引、申込みまたは償還注文の記録を許可するため、適当な電子的システムに関する適切かつ十分な取決めを行うものとする。

AIFMは、適宜、電子データ処理の間の高度な安全性ならびに記録された情報の信頼性および機密性を確保するものとする。

### 5.4. 会計手続

AIFMは、投資家が保護され、適用ある規則および基準に基づき純資産価額(以下「NAV」という。)が 正確に算定されるよう確保するため、会計手続を使用するものとする。

AIFMは、CSSFによって承認された一または複数の独立監査役をしてその年次会計書類を監査させるものとする。当該監査人は、AIFMに関するその職務を遂行する際に、AIFM法の重大な違反を構成する可能性が高い事実または決定を認識した場合、CSSFに通知する追加の義務を負う。

会計記録は、AIFのすべての資産および負債が、常時直接的に特定できる形で維持されなければならず、また、AIFの各コンパートメントは、その個別の勘定を有しなければならない。

# 5.5. 上級管理職による統制および監督機能

AIFMは、統治機関、上級管理職および監督機能(存在する場合)が、AIFMによるAIFMD上の義務の遵守 につき責任を負うよう確保しなければならない。

AIFMはまた、上級管理職が以下の事項につき責任を負うよう確保しなければならない。

・ 運用される各AIFに関する一般的投資方針の実施、および、当該AIFの規則において関連ある場合に は、設立書類、目論見書または募集文書の実施。

- ・ 運用される各AIFに関する投資戦略の承認を監督すること。
- ・ 評価方針が良好に実施されるよう確保すること。
- · AIFMが恒久的かつ有効なコンプライアンス機能を持つよう確保すること。
- ・ 運用される各AIFに関する一般的投資方針、投資戦略およびリスク制限が正確かつ有効に実施され、かつ遵守されていることを、定期的に承認および精査すること。
- ・ 運用される各AIFの投資決定の実施に関する内部手続の適切性について、当該決定が承認された投 資戦略に沿うよう確保するため、定期的に承認および審査すること。
- ・ リスク管理方針ならびに当該方針の実施に関する取決め、プロセスおよび技法(AIFMが運用する各AIFのリスク制限システムを含む。)を、定期的に承認および精査すること。
- ・ 適切な報酬方針を設定および適用すること。

# 5.6. 恒久的なコンプライアンス機能

AIFMは、(AIFMの事業の性質、規模および複雑性ならびに当該事業の過程で行われる業務および活動の性質および範囲を考慮に入れた上で)AIFMによるAIFMD上の義務の不遵守のリスクおよび付随するリスクを発見するために設計された適切な方針および手続を設定、実施および維持するものとし、また、かかるリスクを最小限にし、所管官庁がその権限をAIFMDに基づき有効に行使できるようにするための適切な措置および手続を実施するものとする。

AIFMは、独立して稼働する恒久的かつ有効なコンプライアンス機能を設置および維持しなければならず、また、以下の事項を行わなければならない。

- ・ AIFMの義務の遵守の不備に対処するための措置、方針および手続ならびに行われる行為の適切性および有効性を監視し、定期的に評価すること。
- ・ 業務および活動の実施に責任を有する関連ある者に助言を行い、AIFMのAIFMD上の義務の遵守においてその者を援助すること。
- 必要な権限、リソース、専門技術およびすべての関連情報へのアクセス権を有すること。
- ・ コンプライアンスに係る事項に関する定期的な(少なくとも年に1度の)上級管理職に対する報告 (特に、何らかの不備がある場合に適切な救済措置が講じられたか否かを示すこと。)のために備 え、これにつき責任を負うこと。
- ・ AIFMが監視する業務または活動の履行に関与しないこと。
- · AIFMの客観性に影響を及ぼさない形で報酬を受けること。

独立したコンプライアンス機能を設定する義務は、その任命がAIFMの事業の性質、規模および複雑性ならびにその業務および活動の性質および範囲を鑑みて不相応である場合には、コンプライアンス機能が有効であり続け、AIFMがその不相応性を論証することができる限り、発生しない。

### 5.7. 内部監査機能

AIFMは、適切かつ相応である場合には、AIFMのシステム、内部統制機構および取決めを検討および評価し、提言を行い、その適用を確認し、内部監査事項を報告するため、AIFMの他の機能および活動から切り離され、独立していなければならない内部監査機能を確立しなければならない。

### 5.8. 個人取引

AIFMは、個人取引(すなわち、機密情報の濫用または開示、AIFMの義務との相反、インサイダー取引関連事項等)に関する適切な取決めを行わなければならない。

AIFMは、あらゆる個人取引に関して通知されなければならず、当該個人取引につき記録しなければならない。

本制度は、金融商品の個人取引のみならず、その他の資産の個人取引にも適用される。

#### 5.9. 記録保管要件

以下に言及される記録は、少なくとも5年間保管されなければならず、また、他のAIFM(譲渡が行われる場合)またはCSSFが参照するために閲覧できる形で情報を保管できる媒体に維持しなければならない。

#### 5.9.1. ポートフォリオ取引の記録

AIFMは、遅滞なく、AIFMが運用するAIFに係る各ポートフォリオ取引に関して、正確な情報(資産の種類、量、価格、取引相手方、注文種類等)の記録を維持しなければならず、かかる記録は、注文および実行された取引または契約の詳細を再現するのに十分なものでなければならない。

#### 5.9.2. 申込注文および償還注文の記録

AIFMは、受領されたAIFの申込みおよび償還注文(該当する場合)が、当該注文の受領後不当な遅滞なく記録されるよう確保するため、すべての合理的な手段を講じなければならない。

記録には、関連するAIF、注文の実施者または送信者、注文の日時、注文の受領者、注文の条件および 手段等の、非常に正確な情報が含まれなければならない。

#### 6. 評価

AIFMは、自己が運用するAIFの資産の正確な評価を提供しなければならない。 さらに、AIFMは、自己が運用するAIFのNAVを定期的に計算および公表することも要求される。

### 6.1. 評価者

外部または内部の評価者が存在する可能性がある。

評価者は、ポートフォリオ運用機能から独立していなければならず、評価者の報酬は、その独立性を損なってはならない。さらに、外部評価者は、義務的な専門家登録を行わなければならず、かつ、評価者の資格および能力の証明を記載した評価者による署名がなされた書面の形で、十分な専門性の保証を提供しなければならない。

#### 6.2. 評価手続

評価手続および方針は、書面形式で、健全性および透明性を有していなければならず、また、評価プロセスを適切に文書化していなければならない。当該方針および手続はまた、関連あるAIFの各種の資産に関する評価方針を参照し、かつ、評価に関与するすべての者の義務、役割および職務を設定しなければならない。

AIFMは、特定の資産評価モデルの利用を選択した理由を説明しなければならない。当該モデルは、上級管理職および各モデルを構築するプロセスに関与していない十分な専門技術を有する者が確認しなければならない。さらに、CSSFは、当該モデルを監査役または外部評価者が確認することを要求することがある。

評価手続は、受益証券または投資証券の発行、申込み、償還または消却毎に資産が評価されるよう確保しなければならない。少なくとも、毎年1度の評価を行わなければならず、また、AIFMは、受益証券ま

たは投資証券の口数を、発行時および少なくとも受益証券または投資証券の価格が計算される時毎に、 定期的に確認しなければならない。

オープン・エンド型AIFを運用するAIFMは、AIFが保有する資産ならびに当該資産の発行頻度および償還 頻度にとって適切な頻度で、評価および計算を遂行しなければならない。

クローズド・エンド型AIFを運用するAIFMは、自己が運用するAIFの資本が増減した場合に、また、直近の決定された価額が公正および正確でないと思われる場合はいつでも、評価につき最終決定しなければならない。

手続、方針および評価方法の適切性は、少なくとも1年に1度精査されなければならない。

### 6.3. NAVの公表

AIFMは、AIFMが運用する各EU AIFまたはAIFMがEUで販売する各AIFに関して、AIFの評価手続および/または価格設定方法ならびにAIFの最新のNAVまたはAIFの最新の受益証券価格に関する説明を公表しなければならない。

#### 6.4. 責任

AIFMは、自己が運用するAIFおよびその投資家に対し、AIFの資産の評価ならびにAIFのNAVの計算および 公表につき責任を負う。ただし、外部評価者が任命されている場合、当該評価者は、AIFMに対し、当該 評価者の過失または故意の職務不履行の結果被る損失につき責任を負う。

### 7. AIFMの機能の委託

### 7.1. 一般的規定

AIFMは、自己の業務効率を最適化するため、厳格な条件に従い、ポートフォリオ運用機能およびリスク管理機能を委託することができる。再委託も、同様の条件およびAIFMの承認に基づき、認可されることができる。

自己の機能を委託するAIFMは、委託の客観的理由を提示しなければならず、また、CSSFに対し、委託の全体構造を正当化することおよび委託先が適切に資格を有し、委託業務を履行できることを示すことができなければならない。

委託により、AIFMが運用するAIFまたはその投資家に対するAIFMの責任および義務が変更されてはならず、AIFMとして認可されるための条件に影響を及ぼされないものとする。

AIFMは、委託先がその機能を有効に、かつ、適用ある法律および規制要件に従って実行するよう確保しなければならず、また、委託先がその任務を履行するための十分なリソースを有しているか否かおよび任務が委託された者が十分な能力および良好な評判を有しているか否かを評価しなければならない。

AIFMはまた、委託に付随するリスクを監督および管理できるようにするため、必要な専門技術およびリソースを保持しなければならない。場合に応じて、AIFMは、その委託先が再委託先に対して同様に対応しているかを確認しなければならない。

書面による契約は、AIFMおよび委託先の権利および義務を明確に定義していなければならない。 ポートフォリオ運用機能の委託は、AIFMの投資方針に従い実施されなければならない。

AIFMはまた、自己の委託先に、委託機能の遂行能力に重大な影響を及ぼしうる展開につき開示させ、機密情報を保護させ、災害復興のための継続計画を策定させ、定期的なバックアップ設備を検証させるようにしなければならない。

#### 7.2. 他事業体との問題

#### 7.2.1. 利益相反

AIFMは、履行された委託業務が、利益相反を引き起こさず、ポートフォリオ運用機能またはリスク管理機能が機能上および序列上分離されているようにしなければならない。

AIFMはまた、自己の委託先に、潜在的利益相反を特定、管理および監視するためのすべての合理的な手段を講じさせ、かかる相反の存在をAIFMに開示させるようにしなければならない。

#### 7.2.2. ポートフォリオ運用機能またはリスク管理機能の委託

ポートフォリオ運用機能またはリスク管理機能は、以下の事業体にのみ委託することができる。

- UCITS通達に基づき認可された管理会社。
- ・ MiFIDに基づきポートフォリオ運用を行うことを認可された投資法人。
- ・ MiFIDに基づくポートフォリオ運用を行う認可を有していると通達2006/48/ECに基づき認可された 信用機関。
- ・ AIFMDに基づき認可された外部で任命されたAIFM。

ポートフォリオ運用機能およびリスク管理機能は、同時に委託することはできない。

#### 7.2.3. 名義のみの事業体

AIFMは、「名義のみの事業体(letter-box entity)」とならないよう確保しなければならない。 AIFMは、以下に該当する場合、名義のみの事業体であるとみなされる。

- 委託先を監督するためおよび委託に伴うリスクを管理するための必要なリソースおよび専門技術を 保有しなくなった場合。
- ・ 調査権、検査権、閲覧権もしくは指導権を損失するか、またはこれを行うことが実務上不可能に なった場合。
- ・ 委託機能が、AIFMが保持する機能を実質的に超過する場合。
- 以下を行う権限を有しなくなった場合。

上級管理職の責任に基づき主要分野における決定を行うこと。

上級管理職の機能(投資方針、投資戦略等の実施)を実行すること。

### 7.3. 運営上の問題

#### 7.3.1. 第三国企業への委託

AIFMがそのリスク管理機能およびポートフォリオ運用機能を第三国企業に委託する場合、当該AIFMの国の当局および委託先の国の当局は、以下の権利をAIFMの設立地加盟国の当局に付与する旨の合意を締結する。

- ・ 関連ある情報または文書を閲覧する権利。
- ・ 実地検査を要請できる権利。
- ・ AIFMDに違反した場合に遅滞なく第三国当局から情報を受け取ることができる権利。
- ・ AIFMDに違反した場合に執行行為に協力する権利。

### 7.3.2. 有効な監督

AIFMは、自己の委託先を効率的に監督できなければならない。かかる監督要件を満たすため、AIFMは、自己の監査役および規制当局が、委託機能または委託先の事務所に関するデータへのアクセス権を有

し、委託先がCSSFに協力し、委託機能を監督するのに必要なすべての情報が遅滞なく利用可能とされるよう、確保しなければならない。

#### 7.3.3. 再委託への同意

上記の条件は、委託先がその機能のいずれかを再委託する場合に準用される。

AIFMは、書面により再委託の承認を行わなければならず、かかる委託は、この要件が満たされた場合にのみ有効となる。委託を行うAIFMから事前に付与される一般的な同意は、十分であるとはみなされないものとする。

いかなる再委託も、CSSFに通知されなければならない。

# 8. 保管受託銀行

# 8.1. 任命

AIFM法は、AIFMにより運用される各AIFについて、単独の保管受託銀行の任命を導入している。保管機能を運用機能と分離し、投資家の資産を保管受託銀行の資産と分別する必要があることから、AIFMは保管受託銀行として行為することはできない。

AIFMDに基づくEU AIFの保管受託銀行は、金融商品に係る保管および事務管理の付随的業務も提供している信用機関もしくはMiFIDの投資会社、またはUCITS通達に基づき保管受託銀行として行為することができるプルーデンシャル規制に従うその他の種類の機関のいずれかでなければならない。EU AIFの保管受託銀行は、当該AIFが所在する国にその登記上の事務所または支店を有していなければならない。ただし、AIFM法の発効から4年間の移行期間中は、AIFまたはAIFMの所在加盟国の所管官庁は、保管受託銀行が他の加盟国で設立されることを許可することができる。

非EU AIFの保管受託銀行は、AIFM法に定める規定と同様の効果を有し、有効に執行される有効なプルーデンシャル規制および監督に従う信用機関またはその他の(EU AIFに関して前項で言及される法人と同じ性質の)法人でなければならない。非EU AIFの保管受託銀行は、AIFが設立される第三国(一定の条件を遵守することを条件とする。)または当該AIFを運用しているAIFMの所在加盟国もしくは当該AIFを運用している非EU AIFMの担当加盟国で設立されなければならない。

初期投資の日から5年間の期間中に実行可能な償還権を有さず、かつ、保管されるべき資産に投資していないかまたは発行会社もしくは未上場の会社の支配権の獲得を可能にするために当該会社に投資しているAIFの場合、ルクセンブルグは、保管受託銀行がその専門業務の一環として保管受託機能を果たす法人たることを許可する。

AIFMはまた、プライム・ブローカーの職務がその保管受託機能から業務上および階級上独立しており、 利益相反の可能性が確認され、管理され、かつAIFの投資家に開示される限りにおいて、プライム・ブローカーを保管受託銀行に任命することもできる。

AIFMは、プライム・ブローカーがAIFのプライム・ブローカーが保有する総資産額に関する報告を保管 受託銀行に対して提供することを確保しなければならない。

### 8.2. 職務

保管受託銀行は、資産の保管、監督義務およびキャッシュ・モニタリングという3つの主要な職務を有する。

### 8.2.1. 資産の保管

保管受託銀行は、AIFの資産(当該保管受託銀行名義の口座で登録または保有が可能な譲渡性のある有価証券である場合に当該保管受託銀行に物理的に交付される場合もされない場合もある金融商品を含む。)の保管に関して責任を負う。

保管受託銀行の保管に係る最低限の職務は、以下のとおりである。

- 帳簿記入が適切に行われるよう確保すること。
- ・ 記録を保管し、口座を分離すること。
- 調整を実施すること。
- ・ 相当の注意(高レベルの投資家保護)を確保すること。
- ・ あらゆる保管リスクを評価し、監視すること。
- 損失リスクを最小限にするための組織的な取決めを導入すること。
- 所有権を証明すること。

### 8.2.2. 監督義務

保管受託銀行は、AIFの性質、規模および複雑性に関連するリスクを評価しかつ適切な手続を定め、AIF、そのAIFMまたは第三者が責任を負う手続の事後的な検証を行い、ならびにエスカレーション手続を確立しなければならない。保管受託銀行がその監督義務を履行するために、AIFMは、保管受託銀行がその職務の実施に必要なすべての関連情報を処分するよう確保しなければならない。

# 8.2.3. キャッシュ・モニタリング

保管受託銀行の義務は、AIFのキャッシュ・フローを適切に監視するための手続が設けられているかを 検証することである。定期的な精査を少なくとも年に1回行う必要がある。

かかる義務には、以下が含まれる。

- すべての現金が適切に帳簿に記入されるよう確保すること。
- ・ 適切な調整手続が設けられるよう確保すること。
- 適切なキャッシュ・フロー確認手続が実施されるよう確保すること。
- ・ 一貫した検査を監視し、実行すること。
- 相違が確認された場合に常に是正措置が行われるよう確保すること。
- ・ 第三者に開設された預金口座に関連する情報が提供されるよう確保すること。

### 8.3. 委託

保管受託銀行は、第三者に保管の職務を委託することができ、当該第三者はさらに、当該機能を同じ条件で再委託することができる。

かかる委託は、客観的に正当化されなければならず、当該委託の適切性ならびに保管受託銀行がその委託先を選択し、任命し、および精査するために用いるべき相当の技能、注意および努力に関する厳しい 条件に従う。

保管機能が第三者に委託された場合、保管受託銀行は、その委託先がAIFの顧客に帰属する資産と当該 委託先自身の資産とを分離しているかを確認しなければならない。

### 8.4. 責任

AIFM法には、保管受託銀行の義務の履行時に発生しまたはAIFM、AIFおよびそれらの投資家が被った損失について保管受託銀行が責任を負う旨記載されている。同法は、保管されている金融商品の損失 (「無過失責任」)とその他の損失(「過失責任」)とを区別している。

保管受託銀行が金融商品を保管し、当該資産が消失した場合、当該保管受託銀行は、同一の金融商品またはそれに相当する金額を、AIFまたは(場合に応じて)AIFを代理して行為するAIFMに遅滞なく返還する義務を負う。ただし、当該消失が当該保管受託銀行の合理的な支配の及ばない例外的な事由の結果として生じたものであり、これに対抗するあらゆる合理的な努力を行ったとしてもその事由の結果は不可避であったということが証明できる場合はこの限りではない。

以下のいずれかの条件が満たされた場合に、保管された金融商品が消失したものとみなす。

- ・ 金融商品が存在しなくなった場合。
- ・ 金融商品がまだ存在するものの、AIFが当該金融商品に対する所有権を永久に失った場合。
- · AIFが金融商品の所有権を有するものの、当該金融商品を永久に処分することができない場合。

保管受託銀行は、自己の過失または自己の義務の適切な履行を故意に怠ったことによるその他の損失について、AIFまたはその投資家に対して責任を負う。

保管受託銀行の責任は、いかなる第三者への委託によっても影響を受けない。かかる第三者により保管されている金融商品が消失した場合でも、保管受託銀行が引き続き責任を負う。ただし、かかる状況下にある保管受託銀行が当該委託がAIFM法に従って行われたことを証明できる場合に限り、当該保管受託銀行とAIFまたはAIFを代理して行為するAIFMとの間の書面による契約でかかる免責が明示的に認められ、かつ、当該委託先との書面による契約でかかる責任を明示的に譲渡し、AIFまたはAIFMが当該委託先に対して直接的に請求を行うことを許可する場合、当該保管受託銀行はその責任を免じられる。かかる免責は、客観的な理由により正当化されなければならない。

# 9. 透明性

AIFM法に基づく透明性に係る義務は、3つの異なる形式をとる。

第一に、EUで販売または運用されるAIFに係る年次報告書は、AIFの種類に応じて、事業年度終了後6か月以内または4か月以内に投資家および所管の規制当局の閲覧に供されなければならず、かかる報告書には以下の事項を記載しなければならない。

- ・ 当該AIFの国の会計基準に従って作成される貸借対照表。
- · 収支計算。
- 活動報告。
- 投資家に提供した情報の重大な変更。
- · AIFMのスタッフメンバーの報酬の合計金額。
- ・ 当該AIFのリスク特性に重大な影響を与える活動を行う上級管理職およびスタッフメンバーに振り 分けられる報酬の総額。

第二に、以下の投資家の開示義務が適用される。

- ・ 投資家による投資の前に行われるAIFMから当該投資家への情報開示。
- ・ 投資家に対する定期的な開示。
- 重大な変更についての投資家に対する開示。

第三に、一定の情報をCSSFに報告する義務が存在する。AIFMは、自らが運用している各AIFに関して、 とりわけ、AIFMが取引を行う市場、実施されるリスク管理システム、レバレッジのレベルおよび流動性 管理手法を報告することを義務付けられている。

#### 10. 販売

販売とは、AIFMが運用するAIFの受益証券または投資証券に関して、AIFMが主導しまたはAIFMを代理して、EU域内に住所地を有しもしくはEU域内に登記上の事務所が所在する投資家に対してまたはかかる投資家に関して行われる直接または間接的な勧誘または募集と定義される。

私募制度下においてルクセンブルグ国内のリテール投資家に対する販売は認められているが、関連する AIFが、CSSFまたはCSSFが採用する監督基準と同等の基準を用いているとみなされる所在加盟国もしく は第三国の監督機関による恒久的な監督下にあることを条件とする。

#### 10.1. EU域内でEU AIFを販売するEU AIFM

認可されたEU AIFMは、2013年7月22日付で、EU域内のプロの投資家に対してEU AIFを販売するためのパスポートによる利益を享受することができる。EU全域におけるかかる販売は、当該AIFMが設立された加盟国の規制当局と当該販売が行われる加盟国との間の通知手続を要する。

認可されたEU AIFMは、私募制度下において、EU域内のプロの投資家に対してEU AIFを販売することができなくなる。

#### 10.2. EU域内で非EU AIFを販売するEU AIFM

2015年より、EU域内で非EU AIFを販売するEU AIFMは、EU域内のプロの投資家に当該AIFを販売する際には、パスポート制度による利益を享受することができる。かかるAIFMは、AIFM法を完全に遵守しなければならない。さらに、当該AIFMの所在加盟国と当該AIFの第三国との間の協力協定が必要となる。かかる第三国は、FATFのブラックリストに掲載されていないものであることを要する。

EU AIFMは、2018年まで、私募制度に基づくEU域内での非EU AIFの販売を行うことができる。私募制度は、パスポート制度と3年間併存した後、パスポート制度に完全に取って代わられる予定である。

AIFM法の全制度は、保管受託銀行に係る規定を除き、私募制度に基づき販売されるファンドに適用される。組織的なリスク監視を目的とした協力協定が、関連する加盟国と当該非EU AIFの所管官庁の間に存在しなければならない。かかる第三国は、FATFのブラックリストに掲載されていないものとする。

#### 10.3. EU域内でAIFを販売する非EU AIFM

2015年より、非EU AIFMは、パスポート制度に基づきEU域内でEU AIFまたは非EU AIFを販売する際には、当該AIFMの担当加盟国からのAIFM法に基づく認可を受けることが必要となる。

AIFMは、ルクセンブルグ国内でEU AIFまたは非EU AIFを販売するために、AIFM法を完全に遵守しなければならない。AIFM法の規定が当該非EU AIFMまたは当該非EU AIFが従う法律に抵触する場合、後者の法律が優先するものとする。ただし、かかる場合には、当該非EU AIFMは、当該非EU AIFMの国またはそれが運用するAIFの国の規制の枠組みがルクセンブルグと同レベルの保護を提供していることを証明する必要がある。

非EU AIFMはまた、担当加盟国における法定代理人を任命しなければならない。

2015年より、EU AIFをEU域内で販売せずに運用しようとする非EU AIFMは、担当加盟国からの認可も取得しなければならない。かかるAIFMは、AIFM法を完全に遵守しなければならない。

非EU AIFMは、その担当加盟国から認可を受けるために、EU AIFの所管官庁と非EU AIFMまたはFATFのブラックリストに掲載されていない非EU AIFMの設立国の所管官庁との間に適切な協力協定が存在すること等、追加の条件を満たさなければならない。さらに、非EU AIFMの国と担当加盟国との間で税務事項に関する実効的な情報交換に係る協力の取決めも行われなければならず、実効的な監督は非EU AIFMの国の法令により妨げられてはならない。

これらの場合において、かかるAIFMは、2015年より、通知手続を遵守した場合にパスポートによる利益を享受する。

2015年より、非EU AIFMがパスポート制度に基づき非EU AIFを販売しようとする場合、当該非EU AIFMの担当加盟国の所管官庁と当該非EU AIFの所管官庁との間で協力協定が締結されなければならない。さらに、当該非EU AIFの国は、FATFのブラックリストに掲載されていないことを要し、当該非EU AIFの国、当該非EU AIFMの担当加盟国および当該非EU AIFが販売される加盟国との間で、税務事項に関する実効的な情報交換に係る協力の取決めが存在しなければならない。

非EU AIFMは、2018年まで、私募制度に基づきEU域内でAIFを販売することができる。私募制度は、パスポート制度と3年間併存した後、パスポート制度に完全に取って代わられる予定である。

私募制度に基づきAIFを販売する非EU AIFMは、年次報告書、投資家への開示および規制当局への報告の要件を遵守しなければならない。さらに、かかるAIFMは、支配株式の報告要件ならびにAIFが販売される加盟国、当該AIFの加盟国および当該AIFMの第三国の間における協力協定の存在要件も遵守しなければならない。かかる第三国は、FATFのブラックリストに掲載されていないことを要する。

2016年7月23日法に従うリザーブド・オルタナティブ投資ファンド(RAIF)

CSSFは、AIFM法に関して定期的に更新されるQ&Aを公表している。

### 1. はじめに

٧.

リザーブド・オルタナティブ投資ファンド(RAIF)は、2016年7月23日法(以下「RAIF法」という。)により導入された投資信託ビークルである。RAIFは、認可されたAIFMの運用に基づくAIFとしての資格を有する。したがって、RAIFもまた、IV.の規定に従う。RAIFは、参入の前にCSSFの承認を要しない。したがって、市場に出るまでの期間が短縮される。RAIFの制度に該当する旨は、投資ビークルの設立文書に明確に言及されなければならず、RAIFの設立は、公正証書に記録され、ルクセンブルグの商業および法人登記所に通知されなければならない。

### 2. 範囲

RAIFとは、ルクセンブルグに所在し、以下に該当するあらゆる事業体をいう。

- · AIFM法に基づきAIFとしての資格を有する。
- ・ 投資リスクを分散し、その資産の運用の結果から得られる利益を投資家に付与することを目指して、その資金の資産への集団的投資を行うことを唯一の目的とする。
- ・ その証券またはパートナーシップ持分は、一または複数の情報に精通した投資家(RAIF法において 定義される。)向けのものである。
- ・ 設立文書に当該事業体がRAIF法の規定に従うことが記載される。

RAIFの本店は、ルクセンブルグに所在しなければならない。

### 2.1. 情報に精通した投資家

RAIFは、機関投資家、プロの投資家または以下の条件を満たすその他の投資家である、RAIF法第2条に 定める基準を満たす情報に精通した投資家向けのものである。

- a) 情報に精通した投資家の地位を守ることを書面で明言した者。
- b) 投資額が最低125,000ユーロである者。または、

c) 規則(EU)575/2013に定める金融機関、通達2004/39/ECに定める投資会社、通達2009/65/ECに定める管理会社または通達2011/61/EUに定める認可されたAIFMによる査定の対象となった者。当該査定は、RAIFへの投資を適切に評価するための専門技術、経験および知識を証明しなければならない。

### 3. 運営上の要件

#### 3.1. AIFM

RAIFは、AIFMを任命しなければならない。

#### 3.2. 保管受託銀行

RAIFは、AIFM法に従って保管受託銀行を任命するという要件に服する。IV.の8項を参照のこと。

#### 4. RAIFの法律上の形態

RAIF法は、FCPおよびSICAVに明確に言及している。しかし、これはRAIFが用いることができる法律上の 形態を制限するものではない。したがって、その他の法律上の形態も可能である。

### 4.1. 契約型投資信託 (Fonds commun de placement)

SIFと同様に、RAIFは、契約型投資信託の形態で設立することができる(特性の要約についてはIII.の3.1.1項を参照のこと。)。

### 4.2. 会社型投資信託

RAIFは、SIFと同一の会社の形態(特性の要約についてはIII.の3.1.1項を参照のこと。)および特別リミテッド・パートナーシップ(société en commandite spéciale)の形態で設立することができる。RAIFの会社の形態は、商事会社に関する1915年法およびその他の関連するルクセンブルグの会社法の規定に従う。ただし、RAIF法により明示的にこれらの規定を適用除外される場合はこの限りではない。

#### 5. 監査

RAIFは、年次報告書における会計に関する情報について承認された法定監査人による監査を受けなければならない。承認された法定監査人の報告書および場合に応じてその資格証明書は、各年次報告書に全文が記載される。

### 6. 法律上の形態に関する特別規定

### 6.1. アンプレラ・ファンド

RAIFは、複数のコンパートメントを有して設立されることがあり、各コンパートメントはリザーブド・ オルタナティブ投資ファンドの資産および負債の別個の部分に相当する。

RAIFの設立文書には、その可能性および適用される運営上の規則を明確に規定しなければならない。 RAIFに関して策定される募集文書または当該コンパートメントに関して策定される個別の募集文書に は、各コンパートメントの個別の投資方針が記載されなければならない。

各コンパートメントは、頭上にアーチ形をなすRAIFを清算することなく、個別に清算することができる。最後に残ったコンパートメントの清算は、RAIFの清算をもたらす。

#### 6.2. 資本構造

RAIFの最低資本要件は、1,250,000ユーロであり、RAIFの設立から12か月以内に達成されなければならない。SICAVの資本は全額引き受けられなければならず、投資口1口当たりの引受金額の5%以上は現金でまたは現金以外の出資により払い込まれなければならない。

#### 6.3. 資産の評価

定款またはパートナーシップ契約に別途定める場合を除き、RAIFの資産の評価は、公正価値に基づくものとする。この価値は、定款またはパートナーシップ契約に定める規則に従って決定されなければならない。

### 7. 投資家に提供される報告および情報

#### 7.1. 募集文書

募集文書は、AIFM法第21条を遵守しなければならず、追加の証券またはパートナーシップ持分が新規投資家に対して発行される際に募集文書の必須要素が更新されることを確保しなければならない。

### 7.2. 年次報告書

年次報告書は、商業および法人登記簿ならびに事業体の会計および年次決算書に関する2002年12月19日付改正法第29条および第30条を遵守しなければならない。RAIFは、その年次報告書を公表する際、RAIF法に付属する別紙に従わなければならない。当該別紙は、リスク資本を表章する資産への投資を唯一の目的とする旨を設立文書に明記しているRAIFには適用されない。

リスク資本を表章する資産にのみ投資するRAIFは、2002年12月19日付改正法の第56条および第57条を免除されない。

最後に、年次報告書の内容は、AIFM法第20条に定める規則に従う。

### 8. 販売

### 8.1. EUのプロの投資家

RAIFは、EU域内のプロの投資家に対してRAIFの投資口、受益証券またはパートナーシップ持分を販売することをAIFMに許可するEUのパスポートによる利益を享受する。AIFMは、販売を行うことを希望する加盟国の規制当局に通知しなければならない。

# 8.2. その他の情報に精通した投資家への販売

EU内外のプロの投資家としての資格を有しない情報に精通した投資家に販売するためには、RAIFは、販売が行われる各国の現地の募集規則を遵守しなければならない。

### 8.3. クローズド・エンド型のRAIF

リスク分散原則に従って投資を行わないRAIFおよびクローズド・エンド型のRAIFは、投資口または受益証券の公募または上場を行おうとする場合、2005年7月10日目論見書法の規定の範囲に該当する可能性がある。

多くの場合、RAIFは、いずれかの免除の利益を享受することができる。しかし、目論見書法の免除を受けられない場合、RAIFは、目論見書を作成しなければならないことがある。

#### 9. 税制

RAIFは、ルクセンブルグにおいて課される富裕税および所得税を免除される。RAIFは、0.01%の年次税が課される。ただし、年次税を課されるその他のUCI、SIFおよびRAIFに投資を行うRAIFは免除される。さらに、RAIF法第46条の条件に従う場合、短期金融商品に投資するRAIFおよび金融機関への預金は、年次税を免除される。最後に、その証券およびパートナーシップ持分を年金機関向けとするRAIFならびにその資産の50%以上をマイクロファイナンス機関またはマイクロファイナンス機関に50%以上を投資するという方針を有するファンドに投資するという方針に従うRAIFもまた、年次税を免除される。

#### 9.1. **リスク資本に投資するRAIF**

リスク資本を表章する資産に投資することを唯一の目的とする旨をその設立文書に規定したRAIFは、代替的な税制に該当する。

リスク資本への投資は、RAIF法第48条に基づき、「*証券取引所への参入、進展または上場を目指す事業体に資産を直接または間接に投資すること*」として定義されている。したがって、この条に該当する RAIFは、リスク分散原則に基づいて運営を行う必要はない。RAIFがリスク資本を表章する資産に投資する旨を設立文書に明記するという要件により、この税制はRAIF全体およびそのコンパートメントのすべてに適用される。一部のコンパートメントが代替的な税制に従い、その他のコンパートメントが通常の RAIFの税制に従うことは不可能である。

各会計年度に、RAIFの法定監査人は、前会計年度においてRAIFがリスク資本への投資のみを行い、その 方針を遵守したことを証明する報告書を作成するものとする。報告書は、直属の税務当局へ送信される 必要がある。

何がリスク資本を構成するかについての追加の説明はない。しかし、定義は、リスク資本への投資会社に関する2004年6月15日法における定義と同一である。したがって、リスク資本の概念およびリスク資本への投資会社に関して提案される投資方針の受諾可能性を評価するためにCSSFが適用する基準を記載したCSSF通達06/241が指針となるはずである。

リスク資本に投資するRAIFに適用される税制は、ルクセンブルグの一般的な法人税制度である。したがって、法人所得税、地方事業税および連帯付加税が適用される。

それにもかかわらず、譲渡性のある証券から得た所得および当該資産の譲渡、拠出または清算から生じた所得は、課税対象所得を構成しない。同様に、当該資産の評価において実現したかまたは実現していないが計上された損失は、会社の課税対象所得から控除することはできない。

#### 9.2. RAIFの投資家

RAIFによりその投資家に対して行われる分配に関してルクセンブルグにおける源泉徴収税は課されない。同様に、RAIFの受益証券、投資口またはパートナーシップ持分の買戻しによる手取金にもルクセンブルグの源泉徴収税は課されない。ルクセンブルグの恒久的施設を通じて行為していないという意味でルクセンブルグに居住していない投資家に関して、RAIFの受益証券、投資口またはパートナーシップ持分には所得税またはキャピタル・ゲイン税は課されない。

#### 9.3. 国際課税

国際課税の適用は、関係する法域および適用される二重課税防止条約に応じて、ケース・バイ・ケースで判断されなければならない。通常、SICAVまたはSICARの法律上の形態をとるRAIFは、ルクセンブルグにより調印されている多くの二重課税防止条約の利益を享受することができる。

特別リミテッド・パートナーシップは、ルクセンブルグの税金の観点からみて課税上完全に透明である ため、投資家が租税条約に基づき享受できる利益を請求することを可能にするべきである。

### VI. 新たな規制

## 1. マネー・マーケット・ファンド規制(以下「MMFR」という。)

2017年5月16日、EU理事会は、マネー・マーケット・ファンドに関する規制案の最終版を採択した。 MMFRは、2017年7月20日に発効し、2018年7月21日から適用される。

「MMF」の名称の使用を希望するかまたはMMFの方針/目的を追求する既存のUCITSまたはAIFsは、管轄当局に対し、遅くとも2019年1月21日までに、MMFRの遵守を証明するためのあらゆる書類および証拠と共に、特定の申請を行わなければならない。

MMFRの目的は、マネー・マーケット・ファンド(以下「MMFs」という。)の経済における資金調達に関する役割を確保し、域内市場の統合性および安定性を維持すると同時に、かかるファンドを、将来の金融危機の可能性に対してより安全性の高いものにし、かつ、より回復力を持つものにするために、かかるファンドに関して規制上の枠組みを設けることである。

MMFsは、短期投資商品に投資するUCITSまたはAIFsと定義される。MMFRは、新たな規制の範囲に該当するマネジャーおよびファンドが、MMFに特有の要件およびUCITSまたはAIFM通達を遵守しなければならない旨の現行の規則を補完することを意図している。

現在、変動基準価額(VNAV)MMFおよび安定基準価額(CNAV)MMFの2種類のMMFsが存在する。規制には、低ボラティリティ基準価額(LVNAV)MMFと称する新たな種類のMMFが導入されることとなり、これは、既存のCNAVMMFsの代替となることが期待されている。

MMFRは、MMFsの構造の安定性を確保し、また、MMFsが信用度の高い広く分散された資産に投資することを保証するため、特にMMFsのポートフォリオの構成およびその資産の評価に関してMMFsの一般的な規則を定める。

規制は、市況がストレスを受けた場合にMMFsが突然の買戻請求に対応できることを確保するため、MMFs の流動性を増加させるための一般的な基準も設定する。さらに、本文においては、ファンド・マネジャーが投資家の行動をよく理解しており、そのため、将来における買戻請求に備えていることを確保 するための一般的な規則が定められている。規制は、投資家および監督者に適切かつ透明性のある情報 を提供している。

# 2. パッケージ型小口投資家向け保険ベース投資商品 (PRIIP) および重要情報文書 (KID)

### 2.1. 範囲

すべてのPRIIPの設定者およびPRIIPに関して助言しまたはこれを販売する者(以下「PRIIP設定者」という。)は、PRIIP規則の範囲に該当する。EEAにおいてPRIIPが小口投資家にとって利用可能となる場合はいつでも、KIDを提供しなければならない。小口投資家は、MiFID IIの定義におけるプロの投資家としての資格を有しないすべての投資家を含む。

### 2.1.1. 時間的な範囲

PRIIP規則は、2018年1月1日以降に設立されたすべてのPRIIPに適用される。当該規則の発効前に既に PRIIPとしての資格を得た商品に関しては、場合によるものとする。UCITSおよびAIFは、PRIIP規則第32 条に基づき2019年12月31日まで規則を免除される。しかし、第32条において言及される事業体を除き、

その他のすべての事業体は、規則が全体に適用される時点である2019年12月31日まで規則の範囲に該当する。

## 2.1.2. 地域的な範囲

PRIIP規則は、EEAの領域内で利用可能となっているすべてのPRIIPに適用される。これは、EEA内で PRIIPを提供するあらゆるPRIIP設定者に関してPRIIP規則が追加の地域的な適用範囲を有することを意味している。したがって、PRIIPを小口投資家にとって利用可能とするあらゆるPRIIP設定者は、KIDを提供しなければならない。

### 2.1.3. 個人的な範囲および小口投資家

PRIIP規則は、すべてのPRIIP設定者およびPRIIPに関して助言しまたはこれを販売する者に対して適用される。KIDは、小口投資家に対してのみ提供されなければならない。しかし、小口投資家とは、MiFID IIの意味におけるプロの投資家ではないあらゆる投資家であると定義されている。したがって、RAIF法に基づく情報に精通した投資家およびプロの投資家の意味に該当しないセミプロの投資家は小口投資家として数えられ、KIDを提供されなければならない。

## 2.1.4. 実質的な範囲

PRIIP規則は、PRIIP設定者が小口投資家に対してPRIIPとの接触を可能にする場合はいつでも適用される。PRIIPは、PRIIP規則第4条において、おおまかに、「投資対象の法律上の形態にかかわらず、小口投資家に対して返済すべき金額が、参照価値へのエクスポージャーを理由とする変動にさらされ、または、小口投資家が直接購入していないーもしくは複数の資産のパフォーマンスにさらされる場合」の投資対象として定義されている。

## 2.2. KIDの様式および内容

## 2.2.1. 樣式

KIDは、契約前の情報を構成するものであり、PRIIPを利用可能とする前に小口投資家に対して提供されなければならない。KIDは、拘束力のある契約書類、募集文書の関連する部分およびPRIIPの条件と一致していなければならない。さらに、KIDは、独立した文書でなければならず、販売用資料とは明確に分けらなければならない。目論見書などの相互参照は、KIDに記載することが要求される情報に関連する場合、行うことができる。KIDは、A4で3ページを超えてはならず、読みやすく、比較可能であるべきである。

## 2.2.2. 重要な情報

KIDは、さまざまに規定された見出しの下で、PRIIPの重要な情報を記載しなければならない。提供されるべき必要な情報は、PRIIP規則のII.「*重要情報文書の様式および内容*」ならびに委員会委任規則 (EU)2017/653に記載されている。

## 2.2.3. PRIIPの交付

KIDは、PRIIPに関連する何らかの契約または募集により拘束される前に文書を検討する十分な時間を小口投資家に付与するために、十分に早期に小口投資家に提供されなければならない。

2.2.4. PRIIPのKIDに関する2021年までのUCITSの免除の延長およびPRIIPの調査の1年の延期

UCITSのKIIDの適用の2年間の延長は、近々行われる公表に従い、投資信託のクロス・ボーダー販売に関するEU通達により付与されることが意図されている。したがって、UCITSはあと2年間、KIIDの規定に関する自主的な規定に服する。

## 3. 証券金融取引規制(SFTR)

2016年1月12日付で発効した証券金融取引規制(以下「SFTR」という。)には、証券貸付、レポ取引、 買戻/売戻取引、株式ローン、証券の購入に関する証拠金ローンおよびトータル・リターン・スワップ を含むと定められる証券金融取引に関する、金融市場参加者および非金融市場参加者の新たな報告義務 が含まれる。報告される詳細には、担保の構成(担保が再使用可能か、または、再使用されたか否かを 問わない。)、その日の終了時における担保の差替えおよび適用されたヘアカットが含まれる。

AIFMsおよびUCITSは、2017年1月13日より後に発行されるAIFsおよびUCITSの年次報告書にトータル・リターン・スワップおよび証券金融取引に関する具体的なデータを記載することを現在義務付けられている。投資家に対する契約締結前の開示は、2017年7月13日から適用される。

## 4. ベンチマーク規制 (以下「BMR」という。)

BMRは、2016年4月28日に欧州議会の本会議において採択され、2018年1月1日から適用される。

BMRは、金融商品および金融契約においてベンチマークとして使用されるかまたは投資信託のパフォーマンスを測定するために使用される指数を規制する。この規制の目的は、金融ベンチマークとして使用される指数の信頼を回復し、ベンチマークの提供、生成および使用を統一することである。

規制は、最初にベンチマーク提供者に適用されるが、ベンチマークが以下のいずれかの目的で使用される限りにおいて、UCITSファンドまたはオルタナティブ投資信託運用者に対しては中立ではない。

- (a) サブ・ファンドのパフォーマンスの測定
- (b) 指数または指数の組み合わせのリターンの追跡
- (c) ポートフォリオの資産配分の決定
- (d) 運用報酬の算定

(UCITSファンド、UCITSの管理会社およびオルタナティブ投資信託運用者などの)監督に服する法主体によるベンチマークの使用には、以下の条件が課される。

- 提供者は、認可されたベンチマーク管理者または規制に定める同等性の要件(特に登録および協力への同意)を満たす非EU提供者でなければならない。
- ベンチマークが大幅に変更されるかまたは生成されなくなる場合に講じられる措置の概要を記載した書面による確固とした手続が実施されていなければならない(当該手続およびその更新は、請求により管轄当局に対して提供可能であるものとする。)。

ベンチマークの使用に関する違反には、過料を含む一連の行政処分が課される。

UCITSファンドの目論見書の対象がベンチマークを参照する譲渡性のある証券その他の投資商品である場合、目論見書には、ESMAが保管する登録簿に記載されている管理者によってベンチマークが提供されているか否かを明確にまたは目立つように記載しなければならない。2018年1月1日より前に承認されたUCITSファンドの目論見書は、機会があり次第、ただし、遅くとも2019年1月1日までに、これらの規定を含むように更新されなければならない。

AIFの投資家に対して提供されるAIFの目論見書開示または情報については言及されない。

発効および経過規定:

規制は、原則として、2018年1月1日から適用される。ただし、

- 2016年6月30日(発効日)以前に既にベンチマークを提供している指数提供者は、2020年1月1日までは、管理者としての認可または登録の申請を猶予される。

認可されていないかまたは登録されていない提供者は、2020年1月1日までは引き続き現在のベンチマークを提供することができる。

ルクセンブルグにおいて規制を導入するためのベンチマーク法は、2018年4月23日に発効した。 ルクセンブルグのベンチマーク法は、ベンチマーク規制の規定の正しい適用を確保するために、CSSFまたは一定の場合にはCAAを管轄当局に指名する。

ベンチマーク法は、CSSFおよびCAAのそれぞれに対し、規制の違反の場合において様々な行政処分およびその他の行政措置を課す権限を付与する。処分には、以下が含まれる。

- (i) 違反に相当する行為を中止し、違反の再発を防ぐことを管理者または使用者に要求する命令
- (ii) 違反により獲得した収益または回避した損失の返還
- (iii) 公的な警告
- (iv) 管理者としての認可または登録の取消または停止
- (v) 個人に対し、管理者または使用者である法主体において管理者としての職務を執行することを禁じる一時禁止令
- (vi) 違反により獲得した収益または回避した損失の金額(当該金額を決定することが可能であることを条件とする。)の少なくとも3倍の過料
- (vii) 以下の過料

法主体の場合には、1,000,000ユーロまたは経営体により承認された入手可能な最新の財務諸表に基づく当該法主体の年間総売上高の10%のいずれか高い方を上限とする過料

個人の場合には、500,000ユーロを上限とする過料

## 5. 証券化規制

2017年12月28日、欧州議会および理事会規則(EU)2017/2402(以下「本規則」という。)が、EUの官報において公表された。本規則は、リスク保有、デューデリジェンスおよび開示に関する規定を含む、EUにおける証券化に関して既に適用されている多くの規定を(一部修正の上)書き直したものである。本規則はまた、簡易で、透明性があり、標準化された(以下「STS」という。)証券化の新たな枠組みを導入する。本規則は、EUにより規制される機関投資家(保険会社および再保険会社、職域年金基金、EUにおいてAIFsを運用および/または販売するオルタナティブ投資信託運用者、UCITSの管理会社、EU域内で運用されるUCITS、金融機関ならびに投資会社を含む。)、オリジネーター、スポンサー、オリジナル・レンダーならびに証券化特別目的事業体(以下「SSPE」という。)に適用される。

### 6. 英国のEU離脱に関する法律

英国が欧州連合を離脱することを見越して、ルクセンブルグの立法機関は、ルクセンブルグの金融部門 に関連する二つの新たな法律を採択した。

一つ目の法律は、合意のない状態での英国のEU離脱(いわゆる「強硬離脱」)の場合にのみ発効する。 この法律に基づき、強硬離脱に関連して金融の安定を維持し、消費者保護を確保するために、特にCSSF に対して特別な権限が付与される。

ケース・バイ・ケースで、CSSFは、強硬離脱の後に、最大で21か月間、英国会社がルクセンブルグにおけるサービスの提供を継続し、または、支店についてはルクセンブルグにおける運営を継続することを許可されると決定することができる。この権限は、強硬離脱の前に締結された契約または強硬離脱の後に締結されたが従前の既存の契約と密接な関係がある契約に限定される。CSSFに付与されるこれらの救

済的な権限は、英国の金融機関、英国の投資会社、英国の支払サービス提供会社、英国の電子マネー機関ならびに英国のUCITSの管理会社および英国のAIFMに関係する。

二つ目の法律は、英国のEU離脱のあらゆるシナリオ(すなわち、強硬離脱の場合に限定されない。)について規定する。

#### この法律に基づき、

英国の管理会社を有する英国で設立されたUCITSは、管理会社が英国のEU離脱の前に英国の当局により認可された場合、最大12か月間、ルクセンブルグの小口投資家に対して販売を継続することができる。

非英国の管理会社を有する英国で設立されたUCITSは、最大12か月間、ルクセンブルグの小口投資家に対して販売を継続することができるが、非英国の管理会社もまた英国のEU離脱の前にAIFMとして認可されているという条件の下に限られる。これは、英国のUCITSファンドが英国のEU離脱後にAIFになるためである。

さらに、この法律は、英国のEU離脱の結果としてのUCITS、パートIIファンドまたはSIFにおける投資規則の潜在的な違反に対処するために、受動的違反の概念を導入する。これらのファンドは、離脱日の前にとられたポジションに関連する受動的な違反を是正するために最大で12か月間の猶予を与えられる。不適格な投資対象の清算は、金融市場の安定および投資家の利益に十分に配慮して行われなければならない。さらに、UCITSおよびパートIIファンドに関しては、最大12か月の期間にかかわらず、資産は可能な限り最善の時間枠において売却されなければならない旨規定されている。

# 第4【参考情報】

ファンドについては以下の書類が財務省関東財務局長に提出されている。

2018年9月7日 有価証券届出書・有価証券報告書(第20期)

2018年12月27日 半期報告書(第21期中)・有価証券届出書の訂正届出書

第5【その他】

該当事項なし。

## 監查報告書

ティー・ロウ・プライス・ライフプラン・インカム・ファンドの受益者各位

#### 監査意見

我々は、添付の財務書類が、ティー・ロウ・プライス・ライフプラン・インカム・ファンド(以下「ファンド」という。)の2018年3月31日現在の財政状態ならびに同日に終了した年度の経営成績および純資産の変動を、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法律および規則の要求に従って、真実かつ公正に表示していると認める。

#### 我々が行った監査

ファンドの財務書類は、以下により構成される。

- 2018年3月31日現在の純資産計算書、
- 2018年3月31日現在の投資有価証券明細表、
- ・ 同日に終了した会計年度の損益計算書および純資産変動計算書、ならびに
- ・ 重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記。

#### 意見の根拠

我々は、監査法人に関する2016年7月23日法(以下「2016年7月23日法」という。)および金融監督委員会 ("Commission de Surveillance du Secteur Financier")(以下「CSSF」という。)がルクセンブルグに採用した国際監査基準(以下「ISAs」という。)に従って監査を実施した。これらの法律および基準の下での我々の責任については、我々の報告書の「財務書類の監査に関する公認の監査人の責任」の項において詳述されている。

我々は、我々が収集した監査証拠が我々の意見の基礎となるに十分かつ適切であると確信する。

我々は、我々の財務書類の監査に関する倫理上の要件に従いつつ、ルクセンブルグについてCSSFが採用した国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規程(以下「IESBA規程」という。)に従ってファンドから独立した立場にある。我々は、これらの倫理上の要件の下で他の倫理的な義務も果たしている。

#### その他の情報

管理会社の経営陣は、年次報告書に記載されるその他の情報(財務書類およびそれに対する我々の監査報告書は含まれない。)に関して責任を負う。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、上記のように規定されたその他の情報を精読し、当該情報が、財務書類または我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

#### 財務書類に対する管理会社の経営陣およびガバナンスの責任者の責任

管理会社の経営陣は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法律および規則の要求に従って財務書類を作成し適正に表示すること、ならびに、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示のない財務書類の作成に必要であると管理会社の経営陣が判断する内部統制について責任を負う。

財務書類の作成において、管理会社の経営陣は、ファンドが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、管理会社の経営陣がファンドの清算もしくは運用の中止を意図している、または現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。ガバナンスの責任者は、ファンドの財務報告プロセスを監視する責任を負う。

#### 財務書類の監査に関する公認の監査人の責任

我々の監査の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルグについてCSSFが採用したISAsに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合に、重要とみなされる。

2016年8月23日法およびCSSFがルクセンブルグに採用したISAsに準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- ・ 不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・ 使用される会計方針の適切性ならびに管理会社の経営陣が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を 評価する。
- ・ 管理会社の経営陣が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、ファンドが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、監査報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、ファンドが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・ 開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で 対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々はガバナンスの責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

プライスウォーターハウスクーパース・ ソシエテ・コーペラティブ 代 表 ルクセンブルグ、2018年7月3日

セレーン・シュタイヤー

次へ

### Audit report

To the Unitholders of

#### T. Rowe Price Life Plan Income Fund

#### Our opinion

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of T. Rowe Price Life Plan Income Fund (the "Fund") as at 31 March 2018, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

#### What we have audited

The Fund's financial statements comprise:

- the statement of net assets as at 31 March 2018;
- the schedule of investments as at 31 March 2018;
- · the statement of operations and changes in net assets for the year then ended; and
- · the notes to the financial statements, which include a summary of significant accounting policies.

## Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (Law of 23 July 2016) and with International Standards on Auditing (ISAs) as adopted for Luxembourg by the "Commission de Surveillance du Secteur Financier" (CSSF). Our responsibilities under those Law and standards are further described in the "Responsibilities of the "Réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements" section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

We are independent of the Fund in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' Code of Ethics for Professional Accountants (IESBA Code) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements. We have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements.

## Other information

The Board of Managers of the Management Company is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the annual report but does not include the financial statements and our audit report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Managers of the Management Company and those charged with governance for the financial statements

The Board of Managers of the Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Managers of the Management Company determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Managers of the Management Company is responsible for assessing the Fund's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Managers of the Management Company either intends to liquidate the Fund or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Those charged with governance are responsible for overseeing the Fund's financial reporting process.

Responsibilities of the "Réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an audit report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

EDINET提出書類

ティー・ロウ・プライス (ルクセンブルグ) マネジメント・エス・エイ・アール・エル(E14880)

有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and
  perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a
  basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting
  from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal
  control;
- obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control;
- evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Managers of the Management Company;
- conclude on the appropriateness of the Board of Managers of the Management Company's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our audit report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our audit report. However, future events or conditions may cause the Fund to cease to continue as a going concern:
- evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

PricewaterhouseCoopers, Société coopérative Represented by Luxembourg, 3 July 2018

Serene Shtayyeh

(注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保 管している。

## 監查報告書

ティー・ロウ・プライス・ライフプラン・インカム・ファンドの受益者各位

#### 監査意見

我々は、添付の財務書類が、ティー・ロウ・プライス・ライフプラン・インカム・ファンド(以下「ファンド」という。)の2019年3月31日現在の財政状態ならびに同日に終了した年度の経営成績および純資産の変動を、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法律および規則の要求に従って、真実かつ公正に表示していると認める。

#### 我々が行った監査

ファンドの財務書類は、以下により構成される。

- 2019年3月31日現在の純資産計算書、
- 2019年3月31日現在の投資有価証券明細表、
- ・ 同日に終了した会計年度の損益計算書および純資産変動計算書、ならびに
- ・ 重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記。

#### 意見の根拠

我々は、監査法人に関する2016年7月23日法(以下「2016年7月23日法」という。)および金融監督委員会 ( "Commission de Surveillance du Secteur Financier")(以下「CSSF」という。)がルクセンブルグに採用した国際監査基準(以下「ISAs」という。)に従って監査を実施した。2016年7月23日法およびCSSFが採用したISAsの下での我々の責任については、我々の報告書の「財務書類の監査に関する公認の監査人の責任」の項において詳述されている。

我々は、我々が収集した監査証拠が我々の意見の基礎となるに十分かつ適切であると確信する。

我々は、我々の財務書類の監査に関する倫理上の要件に従いつつ、ルクセンブルグについてCSSFが採用した国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規程(以下「IESBA規程」という。)に従ってファンドから独立した立場にある。我々は、これらの倫理上の要件の下で他の倫理的な義務も果たしている。

#### その他の情報

管理会社の経営陣は、年次報告書に記載されるその他の情報 (財務書類およびそれに対する我々の監査報告書は含まれない。)に関して責任を負う。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、上記のように規定されたその他の情報を精読し、当該情報が、財務書類または我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

### 財務書類に対する管理会社の経営陣およびガバナンスの責任者の責任

管理会社の経営陣は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法律および規則の要求に従って財務書類を作成し適正に表示すること、ならびに、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示のない財務書類の作成に必要であると管理会社の経営陣が判断する内部統制について責任を負う。

財務書類の作成において、管理会社の経営陣は、ファンドが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、管理会社の経営陣がファンドの清算もしくは運用の中止を意図している、または現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。ガバナンスの責任者は、ファンドの財務報告プロセスを監視する責任を負う。

#### 財務書類の監査に関する公認の監査人の責任

我々の監査の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルグについてCSSFが採用したISAsに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合に、重要とみなされる。

2016年8月23日法およびCSSFがルクセンブルグに採用したISAsに準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- ・ 不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・ 使用される会計方針の適切性ならびに管理会社の経営陣が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を 評価する。
- ・ 管理会社の経営陣が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、ファンドが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、監査報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、ファンドが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・ 開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で 対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々はガバナンスの責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

プライスウォーターハウスクーパース・ ソシエテ・コーペラティブ 代 表 ルクセンブルグ、2019年7月5日

セレーン・シュタイヤー

次へ

### Audit report

To the Unitholders of

#### T. Rowe Price Life Plan Income Fund

#### Our opinion

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of T. Rowe Price Life Plan Income Fund (the "Fund") as at 31 March 2019, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

#### What we have audited

The Fund's financial statements comprise:

- the statement of net assets as at 31 March 2019;
- the schedule of investments as at 31 March 2019;
- · the statement of operations and changes in net assets for the year then ended; and
- · the notes to the financial statements, which include a summary of significant accounting policies.

## Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (Law of 23 July 2016) and with International Standards on Auditing (ISAs) as adopted for Luxembourg by the "Commission de Surveillance du Secteur Financier" (CSSF). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the "Responsibilities of the "Réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements" section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

We are independent of the Fund in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' Code of Ethics for Professional Accountants (IESBA Code) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements. We have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements.

#### Other information

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the annual report but does not include the financial statements and our audit report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors of the Management Company and those charged with governance for the financial statements

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors of the Management Company determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors of the Management Company is responsible for assessing the Fund's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors of the Management Company either intends to liquidate the Fund or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Those charged with governance are responsible for overseeing the Fund's financial reporting process.

Responsibilities of the "Réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an audit report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and
  perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a
  basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting
  from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal
  control;
- obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control;

- evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors of the Management Company;
- conclude on the appropriateness of the Board of Directors of the Management Company's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our audit report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our audit report. However, future events or conditions may cause the Fund to cease to continue as a going concern;
- evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

PricewaterhouseCoopers, Société coopérative

Luxembourg, 5 July 2019

Represented by

Serene Shtayyeh

(注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保 管している。



## 公認の監査人の監査報告書

ティー・ロウ・プライス (ルクセンブルグ)マネジメント・エス・エイ・アール・エル (ルクセンブルグ大公国、セニンガーバーグ L - 2633、トレヴェ通り6 C)の単独株主各位

年次財務書類の監査に関する報告書

#### 監査意見

我々は、2018年12月31日現在の貸借対照表、同日に終了した年度の損益計算書、および重要な会計方針の概要を含む年次財務書類に対する注記で構成される、ティー・ロウ・プライス(ルクセンブルグ)マネジメント・エス・エイ・アール・エル(以下「当社」という。)の年次財務書類について監査を実施した。

我々は、添付の年次財務書類が、2018年12月31日現在の当社の財政状態および同日に終了した年度の経営成績を、 年次財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法律および規則の要求に従って、真実かつ公正に表示して いると認める。

#### 意見の根拠

我々は、監査業務に関する2016年7月23日法(以下「2016年7月23日法」という。)および金融監督委員会("Commission de Surveillance du Secteur Financier")(以下「CSSF」という。)がルクセンブルグについて採用した国際監査基準(以下「ISAs」という。)に従って監査を実施した。これらの法律および基準の下での我々の責任については、我々の監査報告書の「年次財務書類の監査に関する公認の監査人の責任」の項において詳述されている。我々は、我々の年次財務書類の監査に関する倫理上の要件に従いつつ、ルクセンブルグについてCSSFが採用した国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規程(以下「IESBA規程」という。)に従って当社から独立した立場にあり、かかる倫理上の要件に基づき他の倫理的な義務も果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると確信する。

## その他の情報

経営陣は、運用報告書を含む年次財務書類に表示される情報で構成されるその他の情報(年次財務書類およびそれに対する我々の公認の監査人の監査報告書は含まれない。)に関して責任を負う。

年次財務書類に対する我々の監査意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

年次財務書類の監査に関する我々の責任は、その他の情報を精読し、その過程で、当該その他の情報が、年次財務 書類または我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該その他の情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

### 年次財務書類に対する経営陣の責任

経営陣は、年次財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法律および規則の要求に従って年次財務書類を作成し適正に表示すること、ならびに、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示のない年次財務書類の作成に必要であると経営陣が判断する内部統制について責任を負う。

年次財務書類の作成において、経営陣は、当社が継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、経営陣が当社の清算もしくは運用の中止を意図している、または現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

#### 年次財務書類の監査に関する公認の監査人の責任

我々の監査の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、年次財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む公認の監査人の監査報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルグについてCSSFが採用したISAsに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、単独でまたは全体として、当該年次財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合に、重要とみなされる。

2016年7月23日法およびルクセンブルグについてCSSFが採用したISAsに準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- ・ 不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、年次財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価 し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々が監査意見を表明するための基礎として十 分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部 統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・ 当社の内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、 監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・ 使用される会計方針の適切性ならびに経営陣が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・ 経営陣が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、当社が継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、公認の監査人の監査報告書において、年次財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、公認の監査人の監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、当社が継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・ 開示を含む年次財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、年次財務書類が、公正な表示を実 現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々はガバナンスの責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部 統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

## その他の法律および規則の要求に関する報告

経営陣の責任である運用報告書は、本年次財務書類との整合性を保っており、適用される法律および規則の要求に 準拠して作成されている。

ルクセンブルグ、2019年4月12日

ケーピーエムジー・ルクセンブルグ・ソシエテ・コーペラティブ 公認の監査法人

[署 名] L.アクタン パートナー

次へ

EDINET提出書類

ティー・ロウ・プライス (ルクセンブルグ) マネジメント・エス・エイ・アール・エル(E14880)

有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

To the Sole Shareholder of

T. Rowe Price (Luxembourg) Management S.à r.l.

6C, route de Trèves

L-2633 Senningerberg

Grand Duchy of Luxembourg

REPORT OF THE REVISEUR D'ENTREPRISES AGREE

Report on the audit of the annual accounts

Opinion

We have audited the annual accounts of T. Rowe Price (Luxembourg) Management S.à r.l (the "Company"), which comprise the balance sheet as at December 31, 2018, and the profit and loss account for the year then ended, and notes to the annual

accounts, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying annual accounts give a true and fair view of the financial position of the Company as at December 31, 2018, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and

regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession ("Law of 23 July 2016") and with International Standards on Auditing ("ISAs") as adopted for Luxembourg by the "Commission de Surveillance du Secteur Financier" ("CSSF"). Our responsibilities under those Law and standards are further described in the « Responsibilities of "Réviseur d'Entreprises agréé" for the audit of the annual accounts » section of our report. We are also independent of the Company in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' Code of Ethics for Professional Accountants ("IESBA Code") as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the annual accounts, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We

believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other information

The Board of Managers is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the annual accounts including the management report but does not include the annual accounts and our report of "Réviseur d'

Entreprises agréé" thereon.

Our opinion on the annual accounts does not cover the other information and we do not express any form of assurance

conclusion thereon.

In connection with our audit of the annual accounts, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the annual accounts or our knowledge obtained in the audit or

otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material

misstatement of this other information, we are required to report this fact. We have nothing to report in this regard.

199/201

Responsibilities of the Board of Managers for the annual accounts

The Board of Managers is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts, and for such internal control as the Board of Managers determines is necessary to enable the preparation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the annual accounts, the Board of Managers is responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Managers either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the Réviseur d'Entreprises agréé for the audit of the annual accounts

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of "Réviseur d'Entreprises agréé" that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these annual accounts.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error, design and
  perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a
  basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting
  from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal
  control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Managers.
- Conclude on the appropriateness of Board of Managers' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of "Réviseur d'Entreprises agréé" to the related disclosures in the annual accounts or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of "Réviseur d'Entreprises agréé". However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the annual accounts, including the disclosures, and whether the annual accounts represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

## Report on other legal and regulatory requirements

The management report, which is the responsibility of the Board of Managers, is consistent with the annual accounts and has been prepared in accordance with the applicable legal requirements.

Luxembourg, 12 April 2019

KPMG Luxembourg Société coopérative Cabinet de révision agréé

L. Aktan Partner

<sup>(</sup>注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保 管している。